

令和 7 年 9 月 4 日 (木)

(第 1 日 目)

令和7年第3回芥北町議会定例会会議録（第1日目）

令和7年第3回芥北町議会定例会は、令和7年9月4日芥北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田嶋 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	錦戸 雅志	総務課長	宮崎 良成
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	山下 晃弘
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稻尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	田中 正彦		

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めまして、おはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から令和7年第3回苓北町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、錦戸俊春君。1番、田嶋健司君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月12日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは私から諸般の報告を申し上げます。

6月11日、苓北町商工会で開催された令和7年度一般社団法人天草れいほく観光協会通常総会に出席しました。

6月27日、天草警察署で開催された天草地区防犯協会定期評議員会に出席しました。

7月8日、志岐集会所で開催された苓北町青少年育成町民会議定期総会に出席しました。

7月15日、総務文教厚生常任委員会、建設経済環境常任委員会と合同で長崎市役所を訪問し、行政視察を行いました。

翌16日には、建設経済環境常任委員会とともに、五島市で行政視察を行いました。

7月24日、天草市民センターで開催された九州地区漁港漁場大会に山口建設経済環境常任委員長とともに出席しました。

7月30日、議員8人で上京し、山崎町長とともに、熊本県選出国会議員への要望活動を行いました。

翌31日、石川県志賀町、輪島市、七尾市において、能登半島地震視察研修を行いました。

8月4日、上天草市で開催された天草地域国県道路整備促進期成会総会に、山口建設経済環境常任委員長とともに出席しました。その後、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。また、熊本県民体育祭に出場する苓北町民選手団の結団式に出席しました。

8月20日、県町村議会議長会主催の正副議長研修会に、高戸副議長とともに参加しました。

8月22日、第3回天草広域連合議会定例会に出席しました。

苓北町教育委員会から「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」が提出されました。

また、苓北町監査委員から、令和6年度、令和7年5月分、令和7年度、令和7年5月、6月、7月分の現金出納検査結果報告書が提出されました。なお、資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○4番（松本良人君） 議長。

○議長（野崎幸洋君） 松本君。

○4番（松本良人君） 私は過去に何月何日にどこどこ出張してどういうふうに出席したということでじゃなくて、それも当然ですけれども、要するにおおよそのことを言ってくださいっていうことで、何かの折に言ったはずですけれども。あの、町長がようぴしゃつとして今あの、さっとるですね。そうせんば、例えば広域連合の会議に出席しましたっては分かっとですばってん、それはあの配車計画から出張、出張命令ば見れば分かっとですけれども、我々はその内容をいくらか知りたいんですよ。

それでぜひ、今の点についてもう1回、あの、どういったことを決まったという、どういったことがあったとか、どつかとこを見て、見てきましたとか、そこら辺までですね、できれば教えていただきたい。そうでなければよかったですけれども、私たちとせろば、適当に行つとて会議出席して受付だけして、ひょっとしたら観光にもあつとじやなかろうかというような感じもいたします。中身は知らんけんですね。よろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 今定例会で、先程の行政視察とか、委員長からの報告は行っております。ですから内容全てがこの後の定例会の議案に載ってますので、今後報告がありますので、それをお聞きください。また、ほかの出席した分については、議会事務局に資料保管しておりますので、詳しく知りたい方はそちらに行ってください。この場で

は行政報告だけの報告ですので、それ以上のことは言いませんので、議会事務局にご覧になってください。以上です。

日程第4、行政報告を行います。まだありますか。どうぞ。

○4番（松本良人君） 私はそこの詳しくは要らんとですよ。詳しくおたく議長のほうである程度の言われた中で、これはもうちょっと詳しく知りたいなということであれば、事務局のほうで、詳細に調べます。しかし、どこどこ行ってきました、どこどこ行ってきました、報告にはならんとじやなかろうかと思うとですね。私はそう思います。ただ昔、当時、当時として自家用車の使用願いは、自家用車すいません公用車の使用願いを書きよったですけれども、例えば1号車、都呂々出張所まで行ってきます。そうがととですもね。都呂々出張所まで行きました。自家用車使用、いや公用車使用願い、そういうたんじやなくて、行って、例えば何々して、少なくとも何人の議員さんたちがおって協議をしましたぐらいは、そして内容は、主な内容こうありましたちゅうぐらいは、教えていただきたいというのが私の要望です。

○議長（野崎幸洋君） これ、行政報告です。以上簡潔明瞭に報告。今の詳しくは先程言いましたように、委員会でも報告しますし、議会事務局でも資料見ながらでも私は説明します。この場では以上です。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（野崎幸洋君） 日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出があっておりります。町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。

行政報告の前に、先月10日深夜から11日にかけての記録的豪雨により、熊本県下においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の1日も早い復興をお祈りを申し上げます。幸いにして苓北町におきましては、道路、林道の法面崩壊や、河川護岸の崩壊等が一部発生したほかは大きな被害はありませんが、天草市、上天草市においては、家屋の全壊、床上、床下浸水など、甚大な被害を受けておられます。同じ天草地域の自治体として、少しでも復旧に向けての支援ができればと、8月22日（金曜日）から、土曜日、土日も含めまして毎日4名の職員を天草市、上天草市に派遣し、災害ごみ対応業務などに当たらせているところでございます。

それでは行政報告をさせていただきます。

まず、7月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

7月6日（日曜日）、苓北町消防団の夏季訓練を苓北町農村運動広場で、中継送水訓練を中心に実施をいたしました。

次に7月19日（土曜日）と20日（日曜日）の両日、第37回苓北じゃっと祭が開

催され、19日には、熊本丸の船内見学会や打ち上げ花火大会が、20日には天草れいほくペーロン大会が20チームの参加のもと開催されました。大会には友好姉妹都市である唐津市のほか、長崎市と兵庫県相生市からも、選手及びご来賓の参加をいただきました。

次に7月27日（日曜日）には、長崎市で開催された令和7年度長崎ペーロン選手権大会に苓北町から選抜チームを編成し、出場をいたしました。惜しくも予選敗退となりましたが、長崎市をはじめ、参加されたチームとの交流の場を広げることができました。

次に7月30日（水曜日）には、野崎議長をはじめ町議会議員の皆様と上京し、衆議院並びに参議院の両議員会館において、熊本県選出国会議員への要望活動並びに意見交換を行いました。

次に8月2日（土曜日）と3日（日曜日）の両日、天草市民センターにおいて、熊本子ども芸術祭2025 in オール天草が開催をされ、苓北町からは展示部門に小中学生の絵画やもう1つ、造形作品が出品されたほか、舞台部門では、苓北中学校生徒が天領太鼓を勇壮に披露し、高い評価をいただきました。

次に8月8日（金曜日）には、天草市、上天草市及び沿線自治体の首長並びに県議会議員の皆様とともに、熊本天草幹線道路の整備促進に係る要望活動を熊本河川国道事務所、九州地方整備局及び自由民主党熊本県連、公明党熊本県本部に出向き行いました。

また同じく8月20日（水曜日）には、国土交通省及び財務省並びに熊本県選出の衆議院議員及び参議院議員に対し、同様の要望活動を行うとともに、今回の8月豪雨の早期復旧の要望も併せて行いました。

次に8月9日（土曜日）と10日（日曜日）の両日、苓北町鱗泉運動公園及び坂瀬川地区総合グラウンドにおいて、第3回苓北町長杯ジュニアサッカー大会を開催いたしました。大会には友好姉妹都市である唐津市のジュニアサッカーチームのほか、県内各地から計16チームの参加があり、熊本市のFCアンズが優勝をされました。

次に今後の諸行事についてのお知らせでございます。

まず9月6日（土曜日）、7日（日曜日）の両日、苓北町鱗泉運動公園において、苓北シニアサッカーフェスティバル2025を開催いたします。これは年齢が60歳以上の選手の方でございます。大会には県内から5チームが参加予定となっております。

次に大型ごみ収集の実施についてのお知らせです。

9月6日（土曜日）から11月8日（土曜日）まで、町内行政を9グループに分け、大型ごみの収集を実施いたします。詳細な日程時間等につきましては、後日水道環境課からお知らせをいたします。

次に熊本県民体育祭熊本市大会が熊本市及び近郊の各会場で、9月13日（土曜日）と14日（日曜日）及び翌週の20日（土曜日）と21日（日曜日）にかけて開催をさ

れます。苓北町からは7競技、8種目に85名の選手が出場をいたします。

次に各地区的町民体育祭ですが、9月28日（日曜日）に坂瀬川地区が坂瀬川小学校グラウンドにおいて、10月5日（日曜日）に、志岐地区が志岐小学校グラウンドを富岡地区が富岡小学校グラウンドにおいて、それぞれ開催をいたします。

次に10月9日（木曜日）から13日（月曜日）までの5日間、苓北町5窯元、天草市天草町2窯元が参加して、第36回天草西海岸秋の窯元めぐりが開催されます。なお開会式は10月9日午前10時から内田皿山焼窯元で開催をされます。

次に10月12日（日曜日）に、都呂々小学校創立150周年記念式典が都呂々小学校体育館で開催をされます。記念式典や児童による発表が予定をされております。

次に敬老会の日程ですが、10月15日（水曜日）に坂瀬川地区が坂瀬川小学校体育館、都呂々地区が都呂々公民館において、10月16日（木曜日）に志岐地区が志岐小学校体育館、富岡地区が富岡公民館において、それぞれ午前10時から開催をいたします。

次に第8回志岐氏サミットを、10月18日（土曜日）と19日（日曜日）の両日開催をいたします。志岐氏に関する講演会、記念コンサート、参加者交流会などを計画しております。

次に10月25日（土曜日）午前10時から天草市民センターにおいて、熊本天草幹線道路の早期完成を求める天草島民集会が開催をされます。

次に10月26日（日曜日）に富岡城百間土手特設ステージにおきまして、第9回富岡城お城まつりが開催をされます。

次に11月1日（土曜日）午後2時50分から、苓北町町民総合センター前をスタート、苓北町鱗泉運動公園をゴールとして、ハーフマラソン、10キロ、4キロの3つのコースで、第13回苓北夕やけマラソン2025を開催いたします。なお、今回もゲストランナーの参加も予定をされております。

次に11月9日（日曜日）午後1時から志岐集会所において、町制施行70周年記念式典を開催いたします。町政功労者の表彰のほか、記念講演として、苓北町出身であり、日本サッカー協会第14代会長の田嶋幸三氏をお招きし、ご講演をいただくことにしております。

次に11月16日（日曜日）に、坂瀬川小学校創立150周年記念式典が坂瀬川小学校体育館で開催されます。記念式典並びに学習発表会が予定されております。

次に苓北町避難訓練及び防災訓練についてのお知らせでございます。

11月30日（日曜日）午前8時40分から、天草灘を震源とした震度5強の地震発生を想定した津波発生の情報伝達訓練と避難訓練を実施いたします。また、この訓練に引き続き、坂瀬川小学校の建物火災を想定した消火活動、避難誘導、人命救助等の防災

訓練も実施をいたします。これらの訓練を通して相互協力体制の確立と、防災意識の高揚を図ってまいります。

最後に12月7日（日曜日）に関東ふるさと芥北会総会が東京都千代田区のスクワール麹町にて開催予定となっております。

それぞれの行事につきましては議員皆様方には大変お忙しい中とは存じますが、ご出席、ご声援をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） これで行政報告を終わります。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

第18期芥北町議会における一般質問、質疑時間の制限時間1分前となりましたら、卓上ベルを鳴らすこととしております。具体的には、電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点を指します。議員におかれましては、時間内での質問、質疑に心がけてください。

それでは、通告1番、廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） おはようございます。

通告1番、3番議員、廣田です。通告に従い、教育長、町長に質問させていただきます。

まず1番に、錦戸教育長の本町教育にかける意気込みについてお願ひいたします。

2番目に、総選挙・通常選挙・一般の選挙・特別の選挙について、町長に伺います。

芥北町議会議員となり、「選挙」という行為は総選挙・通常選挙・一般選挙・特別の選挙に大別されることを知りました。

その「選挙」につき、3点質問をいたします。

まず1番目に、令和7年7月20日（日曜日）参議院通常選挙が行われました。3年に一度、この7月、暑い時期に行われる国政選挙です。

芥北町でも投票所が開設されるわけですが、その開設場所の1つとして、学校の体育館、具体的に言えば、富岡小学校の体育館があります。

体育館ということで、現在、空調設備は具備してはなく、しかもトイレは、全天候、一旦外に出る必要があるようです。

事務従事するのは、おおむね町職員となります。当該地区の一般町民の（選挙権を有する）方による立会人2人が必要です。

やはり、快適な空間での投票事務従事、遂行をお願いしたいものです。

さらに言うと、富岡地区の投票所は、富岡小学校体育館と出来町公民館の2か所とな

っているようですが、地理的中央に位置する、富岡公民館1か所に集約してはどうでしょうか。

一般の選挙となる、苓北町長選挙・町議選挙は、4年に一度、冬の寒い1月期に行われています。

富岡地区を例にしましたが、今後とも、町内現投票所、箇所数を維持していくことが、苓北町として果たして得策となるのか、ぜひ一度検討いただきたいと思います。

2番目に、次に、現在、在宅要介護5の状態となる方のみ、郵便投票が認められているようですが、在宅要介護3以上の方も認めるように、公職選挙法を緩和されるよう国に要望いただきたいと一般質問しました。

町執行部として、あれからどのように対処されましたでしょうか、お伺いします。

繰り返しになりますが、令和9年1月には、一般の選挙となる苓北町長・町議選挙が行われることとなります。

投票したい方の、そのご意思がより尊重されるような制度運用となってほしいと考えます。

3、令和2年6月に公職選挙法が改正され、苓北町でも関係条例が制定され、苓北町長・町議選挙における、選挙公営（公費負担）制度が始まりました。その中の1つ、選挙運動用ポスター作成については、政令に拠ることとすれば、苓北町の設置箇所数だと、1枚あたりの上限単価が6,000円を少し越える額となってしまい、ものすごく高価な選挙運動用ポスターの「公費」での作成を「容認」してしまうことになりかねない、ということもあり、1枚あたりの上限額を消費税込み2,000円として、町執行部条例制定案を修正可決とした経緯があります。

あれから3年が経過、世の中、物価高となっており、令和9年1月執行予定の一般の選挙、苓北町長・町議選挙における、一般的な選挙運動用ポスター作成についても、公費負担上限額1枚あたり2,000円だと、その差額を立候補者個人の負担となるような事態も想定されるのではないかでしょうか。

せっかくのお金のかからない選挙を実現するための選挙公営制度です。

町執行部としては、近々の市場調査をされ、必要であれば、近々、条例改正をいただくことも必要ではないでしょうか。

以上3点、山崎町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野崎幸洋君） まずは教育長から答弁ですか。

教育長。

○教育長（錦戸雅志君） おはようございます。よろしくお願いいいたします。

只今の廣田議員の1項目のご質問に答えさせていただきます。

この度、7月1日付で教育長の任命辞令を受け、約2か月が経ちました。教育長の職

に臨むにあたり、私の所信を述べさせていただきます。

まず、具体的な本町教育施策の前に、前段としまして、基本的な考え方として、1つ目に、教育の根幹となる教育基本法の前文に、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」と規定されておりますので、まずはその考え方を参照するとともに、学校基本法その他の関係する法令や文部科学省の方針等を基本に置きながら、教育長職の任にあたりたいと思っております。

次に、2つ目に、苓北町振興計画・基本構想の基本目標3の「ふるさとと呼べるれいほく」の中に、「本町の自然や歴史、産業、人材等を生かした特色ある教育活動を推進するほか、学校教育環境の一層の充実を図ることで、新たな時代を担う人材の育成と、歴史文化が輝く教育・文化のまちづくりを進める。」とあります。

最後、3つ目に、町政方針であります「人が輝き 地域が輝く まちづくり」の中の「町の未来を担う人づくり」に、「情報通信技術を活用した教育施設環境の整備、地域や子どもたちのニーズに応じたきめ細やかな教育を実践し、確かな学力の育成を図りながら、未来を担う人材の育成を進める。」とあります。

以上、これら3つのことを念頭に置きながら、基本的な考え方として、これからのお育施策を進めてまいりたいと考えております。

現在の学校を取り巻く環境を見ますと、不登校のほか、特別な支援を必要とする児童生徒の数が増加傾向にあるとともに、教職員等のマンパワー不足、教職員の働き方改革及び部活動の地域移行など、子どもたちの学びや成長の場の保障に係る根幹を搖るがすような大きな課題が生じており、教育は大きな変革の時代にあることを強く認識しております。

また、近年の社会情勢の変化は、早く、激しく、先行きが不透明で、将来を見通しにくい時代において、教育は、「すべての子どもたちが未来を幸せに生きていくために必要な力を育み、多様な人々と共に変化を乗り越え、社会の一員として豊かで充実した人生を送ることができる基盤を育む」といった重要な役割も担っております。

まさに、厳しい社会を生き抜くためには、今、社会に出るまでの多感な貴重な時期だからこそ、失敗を含め多様な経験をさせ、自立したたくましい人材に育てることが重要であると思っております。

私の想いとしましては、少子化が急速に進む中でも、「子どもは大切な町の宝」であります。子どもたちが苓北の地から旅立つ時に、生きていく力を育み、自己肯定感を高め、郷土苓北町を愛し、誇りに思う心を醸成できるよう、地域の方々のご協力もいただきながら、きめ細かい教育が受けられる体制づくりと、更なる教育の充実が図れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

教育行政は幅と領域も広く、多岐にわたっており、全ての分野について申し上げることは難しいため、これまで述べさせていただいた基本的な考え方や想いをもとに、苓北町独自の特色ある教育活動について、大きく2つの項目に分けて、今私が考えている主な内容を何点か述べさせていただきたいと思います。

1項目目は、「現在実施している取組をさらに発展・拡充させる取組」についてあります。1点目として、令和6年度から本格的に取り組んでおります「誰1人取り残さない学びの保障」についてです。これまでの一斉授業による指導から、現在、子どもを主体とした授業改革に転換し、「聴き合い、学び合う集団づくり」による授業の展開を行っております。

具体的には、子ども同士の「関わり合い」を大切にし、小学校低学年はペアでの学びを、中学年以降は小グループでの学び合いを中心とした授業を行うことで、わからない子の「わからなさ」を大切にした学びを重視し、互いに共同して学び合うことにより、誰一人として孤立させることなく、一人ひとりが学びの主人公となり、子どもたち同士が「聴き合う関係」、互いに「ケアし合う関係」の構築を目指しています。このように、子ども主体の授業を追求することで、学びの権利を保障することにつながることになります。

「授業が変わる」→「子どもが変わる」→「教師が変わる」→「学校が変わる」という、学校改革にも結び付いているとともに、一人ひとりの子どもが主人公になることで、安心して学校に通うことができることにもつながっております。

今後は、子どもたちが学ぶより良い環境づくりを整えるとともに、最新の教育情報を提供するなど、教育のアップデートを図りたいと考えております。

次に、2点目としまして、「特別支援教育の充実及び県立学校との連携強化」であります。

町には特別支援教育の県立学校として苓北支援学校が、また、天草拓心高校マリン校舎もあります。

冒頭に申し上げましたとおり、特別な支援を必要とする児童生徒の数は増加傾向にあります。

苓北支援学校と町内小中学校との交流の歴史は古く、一緒に交流し、触れ合い活動を通じて、支援を要する子どもたちの理解にもつながっています。

現在、苓北支援学校と天草拓心高校マリン校舎の生徒さんとも交流の輪が拡大しておりますので、共同活動を通じた更なる教育の発展を行っていけたらと思っております。

なお、苓北支援学校と町内4つの小学校の3・4年生との合同制作作品が先月開催されました「くまもと子ども芸術祭2025 in オールあまくさ」の大会表紙として掲載されるなど、これまでの長きにわたる交流の成果となっており、引き続き交流を促進さ

せることを苓北支援学校の先生とも情報共有を行っているところでもあります。

1つの町に特別支援学校と高校がある地域は県内にも少なく、そこにはそれぞれ専門的な知識や知見を有する先生方がいらっしゃいますので、これらを町にある資源と捉え、相互に連携していくことで、これからもより一層、特別支援教育の充実につながるのではないかと思っております。

しかしながら、課題としましては、児童数減少による影響で、支援を必要とする児童のいる学年が、学級編制基準により複式学級となる学校が、令和12年度の統合前までに、年次的に増加することになります。

2学年分の授業準備が必要な複式学級での環境の中において、学びの保障をどのように担保していくのかといったことについて、統合前の令和8年度から令和11年度までの間、人的な配置を含めた対策を講じていく必要がありますので、そのことが、当面直面する喫緊の課題と認識しているところでもあります。

また、天草拓心高校とは、令和7年5月20日に包括連携協力に関する協定書を締結しておりますので、高校の魅力化を含めた地域の特色を生かした取組について、推進を図りたいと思っております。

加えまして、大学やその他の教育機関とも交流事業の拡大ができないか検討を行いたいと考えているところであります。

次に、大きな2項目目としまして、今後新たに取り組みたいと考えていることについて、3点申し上げます。

まず1点目に、最も重要視したいと思っていることが、「地域との連携」であります。

現在も4つの小学校区で、子どもたちのために、それぞれの地域の特性を生かした取組を地域の皆様のご協力により行っておりますが、統合後は、閉校後の地域と学校が、さらに力を合わせて学校運営に取り組み、「地域とともにある学校」を目指したいと思っております。

申し上げるまでもなく、教職員だけで子どもたちを育てるのではなく、保護者を含めた地域の人たちが、子どもを核に学校とつながりを深め、子どもの応援団として、地域全体で支え、育てていただくことで、子どもたちに郷土愛や感謝する心、コミュニケーション能力を養うこともできるとともに、交流・支援にご協力いただいた方の生きがいづくりにもつながるかと思われます。

また、地域の方が学校に来ていただくだけでなく、子どもたちを地域へ出して、地域を教材にした探求的な学習につなげることで、ふるさと苓北を知り、ふるさと苓北を愛し、ふるさと苓北を誇れる人となり、それらをベースとして、新しい時代を切り拓く人材として巣立っていってもらいたいと思っております。

具体的には、義務教育学校9年課程の中で、仮称ですが、「れいほく学」として、町

内4つの地域での地区学習を通じて、それぞれの地域の良さを知り、町全体では町の歴史や産業、伝統、文化、観光などを。加えて、高齢者、地域の人材との交流については、公民館と連携した活動の取組を、総合的な学習の時間を活用しながらできればと考えるところあります。

次に、2点目として、「グローバル人材の育成」であります。

グローバル人材とは、文部科学省の定義においては、「世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識を持った人間」と示されております。

相手の価値観や文化、環境などを尊重し、様々な個性を持つ他者や社会との関わりの中で自分らしさを持つためには、コミュニケーションに必要な英語等の語学力を身につけることも必要でしょうし、自分の地域やそこで暮らす人たちを知り、人権感覚を持った人材を育てていく必要があるかとも思います。

町はこれまで、オーストラリアのマジー市へ、石炭が取り持つ縁で平成9年度から令和元年度まで毎年中学生の海外派遣研修を行っておりましたが、ご承知のとおり新型コロナウィルス感染症の影響により、令和2年度から派遣事業を中止しております。

このような中で、本年度、熊本県並びに熊本県教育委員会などが主催する「熊本県グローバルジュニアドリーム事業」に、苓北中学校の生徒1名が台湾での研修に参加することができました。

また、広報れいほく8月号にも掲載されておりましたとおり、香港の大学生が約1か月間苓北町に滞在し、町内の小中学校の児童・生徒と交流を行い、町の子どもたちも自分から積極的にコミュニケーションをとるなど、非常に有意義な交流活動を行うことができております。

これから未来に羽ばたくグローバルな人材を育成するため、海外の国との小学生のオンライン交流や、中学生の海外派遣、海外の学生や日本に留学されている学生との交流活動事業を実施するなど、国際化に向けた取組ができないかと考えているところです。

以前、私もマジー市に中学生の引率として参加させていただきましたが、海外研修を終え帰国したとき、子どもたちの体全体で感じ取ることができた感覚、自信に満ちた目の輝きや一回り成長した姿を今でも覚えております。

これまでも、中学生の海外派遣以外に、町内の小学生と台湾の高雄市にある小学校の子どもたちとのオンラインでの交流も行われておりましたが、やはり実際に日本から出て、リアルな体験による海外研修活動が一番成果として表れると思われますし、研修という目標に向けての語学力を含めた事前準備の中で、自らの成長にもつながるのではな

いかとも思っているところであります。

このほか、3点目としまして、情報化教育の充実、その中でも「プログラミング教育」強化に向けての取り組みであります。

最新の情報によりますと、文部科学省は、学習指導要領の改訂に向け議論している中央教育審議会の特別部会において、「情報」に関する授業時間を大幅に拡充する方針を示しており、近い将来、小学校に「プログラミング教育」が新設される予定となっております。国は、プログラミング教育に力点を置く方向性のようです。

現在、高校には「情報科」の先生がおられます、小学校にはその専門知識を有する先生はいらっしゃいませんので、これに対応するための準備をする必要があります。

のことから、新設される「プログラミング教育」の対策として、芥北町に縁のある情報技術の専門性を有する外部人材を活用し、児童生徒の情報教育に取り組めればと考えているところです。

小学生の段階から、プログラミング教育をしっかりと学ぶことで、中学校で分離新設される予定の「技術科」や高校での「情報科」にもスムーズに対応できる人材を育成することができるのではないかと思います。

一方、社会教育の推進については、人口減少による過疎化が進む中で大きな課題がありますが、人口減少を地域の在り方を見直す良い機会と捉え、時代の変化に対応することが求められております。学校教育と社会教育の連携強化や充実、元気な高齢者の社会参加の促進など、子どもから高齢者まで様々な世代が参画し、連携するとともに、現在ある団体間の交流を促進し、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」に取り組む必要があると考えております。

只今申し上げました施策については、私の想いでありますが、施策を実施するにはそれなりの、所要の財源を必要とするものもありますので、町長部局との協議・調整も行いながら、特色ある教育を含めたこれからの中の本町の教育行政の総合的な施策となる「芥北町教育大綱」の策定に着手したいと考えております。

令和12年度に、天草で最初の新たな義務教育学校を開校することになりますが、校舎等の学習環境の整備と並行しまして、令和12年度より前に導入できる事前交流事業等の教育活動については、先行して事業を実施するなど、義務教育学校がよりスムーズに開校できるよう、尽力してまいりたいと考えております。

一方、令和11年度末をもって町内全ての小中学校を閉校することになりますので、学校施設及び跡地の利活用、又は用途廃止については、少子高齢化が進む中、地域振興と密接に関係しており、町全体の振興にも大きく影響を及ぼしますので、地域の皆様のご意見もお聞きし、教育委員会だけでなく、町全体の取組として捉える必要があると考えております。

町の教育の大きな転換点であり、成し遂げなければならない項目の多さと、変革が求められるこの時期に、教育長という重責を担わせていただくことは、大変身の引き締まる思いでございます。また、教育長は、教育行政における権限と責任を有することになりますので、その資質・能力の向上は、極めて重要であると認識し、先進的な教育行政の取組や、最新の国の動きなどの情報収集に努め、チャレンジ精神で臨むとともに、自己の修養にも努めてまいりたいと考えております。

幸いにしまして、これまでのPTA活動や、中学校部活動の指導に約30年間携わつておりましたので、天草管内の教育関係者に友人や知人も多くおりますので、その方々から情報提供や助言もいただきつつ、また、支援もいただきながら進めてまいりたいと考えているところであります。

教育長就任後、町内小中学校に挨拶回りを行ってまいりました。

その中で、全ての学校で私が申し上げてきたことは1つでして、校長先生には、「まずは、私どもと校長先生との信頼関係を構築したい」という旨をお伝えしております。

また、管理職である校長先生と教頭先生との信頼関係を、管理職以外の教職員の皆様には、我々大人が他者を思いやり、学校内でそれぞれの信頼関係を築き、児童生徒が風通しの良い学校の中で、安心して学校生活を送ることができるよう、お願いをしてまいりました。

私が大切にしていることは、人と人とのつながりの大切さです。

人は信頼できる人の話にはしっかりと受け止めることができます。学校の中の授業においても、先生と児童生徒が互いに尊敬し合う関係になっていれば、授業が楽しくなってきます。授業を楽しめれば、探究心やもっとやってみようとする意欲にもつながってきます。人を変えるには、人の力しかないと思っております。

同僚とのつながりも、地域とのつながりも、保護者とのつながりも一緒に、やはり人と人とのつながりを、これまでこれからも大切にしていきたいと思っております。結びになりますが、教育行政を進めるにあたり、教育委員の皆様や教育委員会事務局職員とともに、力を合わせて教育行政に取り組んでまいる所存でございますので、議会並びに議員皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げ、私の所信とさせていただきます。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の廣田議員の質問に答えさせていただきます。

2項目目の、総選挙・通常選挙・一般の選挙・特別の選挙についての1点目、投票所の集約についてでございますが、まず、先の令和7年7月20日、参議院議員通常選挙

の執行にあたり、猛暑の中に長時間にわたり投票事務に携わっていただいた投票立会人をはじめ、事務従事者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

ご質問の、投票所の集約についてであります、各投票区における投票所の設置は、市町村（市町村選挙管理委員会）の事務でございまして、公職選挙法第39条の規定により、その設置は市町村（市町村選挙管理委員会）に委ねられております。

議員ご承知のとおり、本町においては9か所の投票所を設けておりますが、そのうち第3投票所の上津深江集会所及び第7投票所の富岡小学校体育館の2か所において、冷暖房設備が設置をされておりません。このようなことから、先の参議院選挙においては、移動式大型スポットクーラーを設置して対応したところでございます。

また、投票事務にあたりましては、各投票所において、投票管理者を除き、最低5人の事務従事者を配置しておりますが、近年の町職員数の減少と併せ、先の参議院議員通常選挙は、町の一大イベントであります苓北じやっと祭と日程が重なったこともございまして、投票事務従事者の確保に大変苦慮したところであります。このような状況もございまして、投票所の集約については、苓北町の選挙管理委員会においても話題に上がっているところであります。

先程申しましたとおり、投票所の設置は市町村（市町村選挙管理委員会）に委ねられており、現在の投票区は、人口分布や地理的要件等による地域特性を十分考慮した上で設置されたものと考えております。

従いまして、投票所の集約につきましては、地域特性を十分考慮することはもちろんのこと、施設の規模、バリアフリーの対応や冷暖房設備の有無、駐車スペースの確保なども考慮する必要がございますが、何よりも選挙人の利便性、選挙人ができるだけ投票しやすい環境づくりに努めなければならないものと考えております。

以上のことから、本件につきましては、引き続き苓北町選挙管理委員会において検討してまいりたいと考えます。

次に、2点目の公職選挙法の緩和（郵便投票対象の在宅要介護者）についてでございますが、このことについては、令和6年12月議会定例会における廣田議員からの一般質問を受け、その答弁として、「地方分権改革に関する地方からの提案を国に対して行う機会もあるので、実態把握を行った上で、提案を行うかどうか判断させていただきたい」旨をお答えしたところでございます。

まだ国への提案は行っておりませんが、引き続き、町において提案の必要性を検討するとともに、まずは熊本県選挙管理委員会へ意見具申を行う方向で進めていきたいと思っております。

次に、3点目の選挙運動用ポスター作成に係る公費負担の見直しについてでございますが、このことについては、議員ご承知のとおり、令和3年9月議会定例会において提

案の「苓北町議会議員及び苓北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（案）」について修正動議がなされ、審議の結果、条例案の一部を修正し、選挙運動用のポスター作成の公費負担額について、1枚当たりの上限額を2,000円として可決されたところであります。

なお、公職選挙法、同施行令等に基づき、選挙運動用のポスター作成の公費負担額について算出いたしますと、1枚当たりの上限額を6,000円程度まで引き上げることは可能ではあります。

しかしながら、先程申しましたとおり、選挙運動用のポスター作成の公費負担額の上限額は、議会において修正動議のうえ可決されたものでございますので、上限額の見直しにつきましては、改めて最近の物価高騰の状況も踏まえた中で、その必要性を含め、議会活性化等検討特別委員会等でもご検討いただければと考えているところでござります。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 教育長。ちょっと1つだけ確認。5ページ。5ページの下から3行目、具体的には、義務教育学校9年課程の中でとありますけど、これ、4年って聞こえたんですけど、間違え、私の聞き間違いですか。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（錦戸雅志君） 失礼しました。9年と読んだつもりでございましたが、4ということで訂正させていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 4年に訂正。

○教育長（錦戸雅志君） 9年ということ。失礼いたしました。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 所信表明、本当ありがとうございました。質の高い義務教育学校、環境整備の実現、併せて公立・私立問わずの高校授業料無償化、公立高校入試の併願検討が進められていると聞いておりますけれども、地方教育委員会として、今後の状況を見極めていく必要があると思いますが、いかがでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（錦戸雅志君） 私立高校の授業料無償化については、私どもも相当危惧しておりますし、まずは天草管内にある高校の校長先生の方が相当心配されておられました。

4月1日に就任しまして、天草市にある、私どもと関係のある高校並びに支援学校にもご挨拶に行かせていただいた折ですね、幸いにして校長先生又は教頭先生、以前からちょっと知り合いでありましたので、もう突っ込んだところの話をさせていただいて、その中でやっぱり無償化になると、今まで以上に熊本市の一極集中になってしまうとい

うふうなところでですね、なりますし、今でも天草管内の中学校全体の中でも3割超の人が天草の地を離れて天草外の学区に通学されているという、これがまた加速するということで、今ある魅力化とか進めておりますけれども、そこではまた間に合わないということあります。

先般、教育委員会のほうからそのことについて教育長並びに町長の意見を求められましたので、逆に言いますと、魅力化といいますか、その方向性をお示しいただければ、先程申し上げましたとおり、天草拓心高校とは連携協定を行っておりますので、そこに向けた取り組みを町並びに教育委員会としても取り組むことで、そこへの対応をまず考えたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 私の今日のこの質問に対して、この所信を述べていただきましたけれども、本当立派な答弁いただきましてありがとうございます。ただ、町民の方々の中、また議員の方々の中にも、行政経験は非常に豊富だけれども、教育の方の経験はどうだろうかと思っておられる方もおられるのではないかと私も考えているところでございますので、そのところをちょっと紹介していただければと思うんですけれども。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（錦戸雅志君） 皆様そうお考えになられるのはごもっともなところというふうに思っております。

先程ちょっと所信で述べさせていただきましたけれども、もう幸いにしまして、具体的に申し上げますと天草管内の市ですね、教育長を歴任された方をはじめ、天草管内51小中学校ございますが、そこの校長先生で構成する天草郡市校長会というのがございます。そこの校長会の会長、副会長の校長先生方、並びに天草教育研究所長、これも校長先生ですか、その方以外にも、これまでのPTA活動や部活動に携わっておりましたので、長くソフトテニス、競技人口は多くございましたので、知り合いの方がたくさんいらっしゃるというほか、先程言いました高校ですね、のほうにも、色々な部活動等を通じて、校長先生・教頭先生以外にも各学校それぞれおられますので、その方々から情報を入手しながら、時においては、それぞれ要職を務められた方にはご相談を申し上げですね、その辺のところ、また、まずは自分が情報を入手して、そこをどう生かしていくかと。刻々と変化する社会の中において、国の制度も変わってまいりますので、まずは自分がもう努力しながら、そこ、足りないところを補って教育行政を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 丁寧な答弁ありがとうございます。これから先、非常にこう、難しい問題が多々あろうかと思いますけれども、教育長も申されましたように、町長部

局との調整、また、協議等も行いながら、何とかこの教育、苓北町の教育を引っ張っていただきたいと思います。頑張ってください。

次に、選挙について答弁をいただきました。令和8年度、令和9年1月には、苓北町長・苓北町議会議員の一般の選挙が行われます。どうかその時までには十分な検討をなされ、投票所についても、郵便投票についても、より良い投票環境となっていることを切に願います。郵便投票については公職選挙法の改正が必要となります。次に国の方にまたお願いをしなければいけないという、確認をしなければいけないということになろうかと思いますけれども、努力のほどよろしくお願ひいたします。

次に、選挙公営における町条例の一部改正についてですが、議員の定数に係る条例、議員が会議に出席した際に費用弁償を支給しない条例は、議会側がその案を提出すべきと考えます。苓北町議会議員に立候補される町民だけでなく、苓北町長に立候補される国民・町民にも適用されるわけです。議会側だけでなく、町当局において十分な調査研究を経て改正されるべきものと考えます。町固有の条例の制定、改廃の議会への請願者は基本、町当局側であるべきだと私は考えます。令和9年1月までには、もうしばらく時間的余裕があると考えます。速やかな調査研究をよろしくお願ひいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に通告2番、高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） おはようございます。

通告2番、9番議員、高戸幸雄です。議長より一般質問の許可を得ましたので、通告内容に従い、質問を行いたいと思います。

先程町長の行政報告にあったように、8月10日から11日にかけて、熊本地方を襲った線状降水帯によって被災を受けた天草市及び上天草市をはじめ、県内の自治体にお見舞いを申し上げるとともに、1日も早い復旧・復興を願うところでございます。私は改めて、自然災害に対し、常日頃から危機管理の必要性を感じ得たところでもございます。

なお、本定例会は、令和6年度決算審査も主たるものでございます。地方自治体は、二元代表制の仕組みでございます。その議員である私たちは、令和6年度実施された事業に対し、確かな検証を行うとともに、今後に生かす必要があるかとも思いますので、積極的に真摯な態度で委員会に臨みたいと思っているところでございます。

今回私は1つ目に、町道の維持管理について。2つ目に、役場職員を取り巻く諸問題について。3点目に、農業、特に稲作栽培を取り巻く整備について。以上の3点について、質問を行いたいと思います。

それでは早速、最初に、町道の維持管理について質問をいたします。

道路は、常日頃生活を営むに当たっては最も重要でございます。本町では、幸い他の自治体と比較しても、町内の隅々まで、町道及び林道が整備されて、恵まれた環境の中にある町だと思っております。

しかしながら、その延長たるものあまりにも長いため、通常草刈りを始めとした管理には、担当課は大変なご苦労もあろうかと思います。行政通信等を経ての要望もさぞかし多いかと思います。最近になり、国道及び県道と同様に、町道も業者委託による管理あるいはグループ委託等様々な方法による作業がなされておりますが、私はシルバー人材の利用も1つの手段ではないかと考えます。いかがですか。

なお、主要道路であります2級幹線道路の管理については、ぜひ定期的な管理を要望いたします。その中で、坂瀬川の古栖鶴木場線については、長い期間法面崩壊箇所を防護柵によって防止対策がなされておりましたが、本年吹き付け工事が竣工、安全対策が進んだことに感謝するところでございます。また、年柄の十の久保鶴尾線については、一部は局部改良が施工されておりますが、道路幅員が大変狭い箇所があり、緊急時の車両の通行が懸念されます。早急に地域住民の方々と調整を図ることをお願いいたします。なお、釜的場線については、付近に介護施設等も存在し、雑草がすごく、利用者の方々の送迎等にも支障がないと言えない状況でございます。早急な対策を要望いたします。また、昨年度多額な経費を用いて、道路台帳の管理が整備されたと解しております。ぜひ利活用をされることを要求するものでございます。いかがですか。

次に、役場職員を取り巻く諸問題について質問を行います。

人事院は、8月7日、国家公務員の給与を月額行政職で、3.62%、1万5,014円を引き上げるよう勧告したと報道がされました。

3%超の引き上げは34年ぶりとのことです。志望者が減少し、離職が絶えない「公務員離れ」が進む中、公務員の人気が伸び悩む大きな理由の1つが、大企業などと比べ給与の低さだとされており、人材の確保を図るために勧告とされたようでございます。この勧告は、地方公務員の給与改定の際に、従来どおり参考にされるかと思います。このような状況の中で、「この“まち”にあなたの“チカラ”を！」として、8月18日までに、4つの職種で職員募集がされております。応募された人数については、あえてお聞きいたしませんが、私は数回にわたり職員の確保と待遇改善を求め、一般質問を行ってまいりました。特に管理職の兼務の解消に努めるよう求めたところでございます。6月定例会の質問の中で、職員数の急激な減少により、緊急的に管理職を兼務で対応していると回答を得ております。よって、今回の職員採用試験の結果、職員が確保されることに期待を持っております。なお、職員の性別にこだわるわけではありませんが、他の自治体においては、女性職員の管理職登用が図られているようですが、本町、茅北町としての見解をお伺いいたします。

最後に、農業、特に稻作栽培を取り巻く整備についてお伺いをいたします。

政府は8月5日、コメ政策の関係閣僚会議を開き、生産量が需要量に対し不足していたことが価格高騰を招いたとし、コメの増産に舵を切る方針を打ち出し、農地の集約などを含め、今後後押しするとした報道がなされております。

今後、「生産性向上を目指す農業者が増産に前向きに取り組める支援に転換する」と述べたとあります。一方では、関係者の発言に理解を苦しむこともあります。政府の取り組み本気度及び現状把握において、その理解が発言の一言で見えてくると思うと、私は、今後コメ対策に不安を呈したところでもございます。

ただ、町内では、今年産・令和7年産米については、収穫時に雨に遭ったものの、植え付け後、好天候に恵まれ、多数の農家においては、最近にない豊作であったのではないかと思っております。概算金も上昇し、実り多い年となったのではないかと考えところでございます。コメづくりに取り組む最後の勝負の年が、来年及び再来年の2年ではないかと私は考えております。そこで、現在の小規模土地改良事業補助金の充実を求めます。具体的には、採択基準の事業費の見直しと併せて、補助金施行年月日の検討をお願いいたします。

また、私みたいな小規模農家は、田植えから刈り取り乾燥までそのほとんどを委託し、稲づくりを行っております。圃場の一部が山間地にあるため、低コスト組合に委託することはできない圃場がございます。よって、一般の農家に刈り取り乾燥を委託しております。そこで、低コスト組合以外の圃場の委託作業に当たっていただく農家がコンバイン購入時に支援を行う補助金制度導入を願うところでございます。いかがですか、見解をお伺いいたします。

以上で、私の最初の質問を終わります。答弁を得た後、自席にて、一問一答方式により再質問を行いたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目、町道の維持管理についての1点目、町道の除草作業におけるシルバー人材の利用についてですが、現在町道の除草作業につきましては、通年雇用の会計年度任用職員の作業員2名による除草、及び業者委託による除草、また、道路愛護事業を活用した各行政区や任意団体などのご協力による除草等により作業を行っております。

今回、シルバー人材の活用について、社会福祉協議会にお尋ねをしたところ、シルバー人材センターには、今年4月1日現在、30人が登録されておりますが、そのうち除草作業に対応可能な方の総数は14人とのことでありました。また、シルバー人材センターにおいても、除草作業の依頼が年間およそ100件ほどあり、その多くが夏場

に集中している状況であるということでございました。

このような状況も踏まえながら、今後、社会福祉協議会と協議を行い、町道の除草作業におけるシルバー人材の活用の可能性や、具体的な方法等について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に2点目の、2級幹線道の管理についてでございますが、芥北町の町道は1級町道が15路線、2級町道が19路線、その他町道が384路線ございます。これらの町道の維持管理を行っていくに当たりまして、主要道や通行量の多い路線などについては、優先度を上げて管理を行っているところであります。その中でまず年柄地区の十の久保鶴尾線についてでございますが、議員ご指摘のとおり、本路線には特に幅員が狭い区間が約300メーターございますが、この区間の改良工事を行うとなった場合、まず周辺の土地について用地の取得を行う必要がございますので、沿線住民の方々と十分調整を行いながら、今後具体的な計画策定を検討してまいりたいと考えております。

次に、釜的場線の除草につきましては、町作業員により毎年定期的に除草作業を行っているところではございますが、雑草の伸び具合に対し、作業頻度が追い付いていない状況であると考えております。今後、雑草の状況を見極めながら、適切に除草作業が実施できるように努めてまいります。

次に3点目の、電子化した道路台帳の利活用についてでございます。令和5年度、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、道路台帳の電子化を行っております。この中で「現地調査支援システム」を導入しております。このシステムは、出先から道路の変状などの情報を文字や写真でスマホ等に入力すると、その情報が大元のシステムに反映され、それら最新の情報を共有し、その後の履歴管理までできるシステムでございまして、これにより、迅速かつ的確な現場の対応に繋げることができるものでございます。昨年度からこの機能の利用を始めておりまして、今後も町道の適正管理にしっかりと活かしていきたいと考えております。

町道の維持管理につきましては、今後も必要予算をしっかりと確保しながら、道路パトロールの強化に加え、新たな管理手法の検討や、デジタル技術の利活用も含め、引き続き適切な維持管理ができるように努めてまいります。

次に2項目目の、役場職員を取り巻く諸問題についての、女性職員の管理職登用についてでございますが、芥北町におきましては、令和3年3月に、芥北町長・芥北町議会議長・芥北町教育委員会教育長・芥北町農業委員会会長の連名にて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）」を策定をし、その数値目標として、町では女性管理職1名の登用を掲げております。

また、令和4年3月策定の「第3期芥北町男女共同参画基本計画」における重点目標に「あらゆる分野における女性の参加拡大」を掲げ、その具体的施策として「町の管理

職等への女性の登用」。取組内容として、「人材育成及び女性職員の職域拡大、これは配置の見直しも含めてですけども、それを積極的に進め、更なる資質の向上を図りながら、女性の管理職等への登用を推進する」こととしております。

しかしながら、議員ご承知のとおり、現時点においては、管理職の女性登用はいたしておりません。

このことは、女性の管理職登用を拒むものではございませんで、女性職員のこれまでの職場文化や習慣、長時間労働と家庭との両立の難しさ、昇進に対する思いなどもございまして、現状があるものと考えております。

女性の管理職登用もさることながら、町の将来において、女性の職業生活における活躍は必要不可欠なものでございます。

引き続き、公平で明確な配属を行うことと併せ、育児や介護をサポートする制度を強化するなど、男女ともに仕事と家庭を両立できる環境を更に整備していくことで、女性の管理職登用に繋げてまいりたいと考えております。

次に3項目目の、農業、特に稻作栽培を取り巻く整備についての1点目の、小規模土地改良事業補助金の充実につきましては、農業生産性向上を図るため、国及び熊本県の補助対象とならない小規模の水田等の排水対策、圃場整備、畑の造成や改良、水田や畑への客土、農業用排水施設の設置や改修、水田畔道、農業用ため池の補強等を請負事業で実施する場合の経費について、認定農業者については事業費の10分の5以内、その他の農業者に対しては10分の4の予算の範囲以内において、小規模土地改良事業補助金として、町より支援をいたしております。

議員ご質問の1点目の、採択基準の事業額の見直しと併せて施行年月日の検討につきましては、小規模土地改良事業補助金は事業費の限度額を定め、それぞれの工種ごとに事業費限度額を20万円から40万円としており、事業費限度額の見直しについては、本年度、令和7年度からは、小規模土地改良事業に遊休農地解消対策事業分として、排水対策や造成など複合して実施される場合は、事業費上限額を200万円として、その10分の5である100万円の予算を確保しているところでございます。まずは、町広報紙やよかナビ等において、本事業及び再生産や増産に向けて、水田の基盤整備等を検討されている方に対し周知を図り、ぜひ活用していただくように進めてまいります。その他のケースに当たっては、個別に具体的な事業内容を調査しながら、補助金制度の見直しや実施時期について検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、低コスト組合以外の圃場の委託作業にあたっていただく農家のコンバイン購入時に補助金制度導入を、との件につきましても、苓北町低コスト組合及び組合員以外でコンバイン作業を受託されている農業者の実態と今後の意向等を聴き取り調査をしながら、まずは国県の交付金等を活用した機器の導入や、人材等の支援ができないか検

討を進めてまいりたいと考えております。

政府が6月13日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）」におきましては、改正食料・農業・農村基本法に基づく初動5年間の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障や農業の生産基盤強化を図るべく、農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート農業の技術開発や生産方式の転換などのための「別枠予算」を確保する方針が明記をされました。

本年3月までに策定をした地域計画も、実現への取り組みはこれからが本番となるとともに、担い手の確保・育成には、農業生産基盤の整備が不可欠でございますので、今後「別枠予算」の編成状況を見極めながら、その活用も視野に入れつつ、地域農業の存続、強靭化に向けた各地区の話し合いをまずは引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで11時まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは一般質問を再開いたします。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） それでは再質問を行いたいと思います。

1点目の町道維持管理についてでございますけれども、令和6年第2回定例会において、町道全体の廃止と認定がされたところでございます。

私は今回、あえて種別でいう2級を取り上げた理由は、1級は比較的旧来の中央地区に位置しており、整備が進んでおります。そのために2級を取り上げて回答をお願いしたところでございます。かといってですね、種別でいうその他路線を特段軽視しているものはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、シルバー人材センターの活用については、センター登録者の働く場の拡大と併せて人口減少と働き方改革に伴う人材確保を兼ね、1つの方法として提案したものでございます。なお、作業中の事故に対する対応が当然必要かと思いますので、この点についての考え方をお願いしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） シルバー人材の方のですね、就業中の怪我や事故への対応につきましては、社会福祉協議会の方にですね、お尋ねをして確認をしております。社会福祉協議会によりますと、シルバー人材センターから提供された仕事は雇用ではなく

いので、労災保険は適用されない。万が一怪我や事故等が発生した場合には、シルバー人材センターで加入されておりますシルバー障害保険という保険ですね、対応されるということでありました。なお、保険料はシルバー人材センターの方が負担されるということで、また、このシルバー障害保険以外にもですね、別途、熱中症になった場合の熱中症見舞金制度とか、他人にですね、損害を与えたときの賠償責任保険にも加入をされているということでありました。そういうことで、町からもしですね、シルバー人材の方に町道の除草作業をお願いしたとした場合には、そのときの怪我、事故等の対応は今ご説明をいたしましたシルバー人材センターで加入されている各種の保険で対応することになっております。

○議長（野崎幸洋君）　高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君）　ありがとうございました。以前ですね、シルバー人材センターで雇用されている方の事故があったときに、何か大きな問題となったというふうな新聞記事がありましたので、再度お聞きしたわけでございます。センターで働く人たちですね、ことについて、再度その確認といいますか、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町道維持管理において、民有地から覆いかぶさった状態の高い木の伐採が1つの課題であろうかと思います。伐採については、木の所有者本人が伐採するのが原則のようございますけれども、町としてその安全対策上からですね、何か支援策は考えておられませんか。

○議長（野崎幸洋君）　土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君）　道路上にですね、張り出している樹木、通行に支障を来している樹木につきましては、議員がおっしゃいますように、原則的には樹木の所有者の方に伐採をお願いするということになっておりまして、年に1回広報、町の広報紙でですね、沿道の樹木の所有者の方々に向けて、伐採のお願いの記事をですね、載せているところではありますけれども、一応、民法等でそういう沿道の支障木の伐採に所有者の方が切除等に応じない場合や、所有者が明らかでない場合とか、それから緊急ですね、事情がある場合には、道路管理者、つまり町での伐採も可能であるということになっております。そういう意味で、町としましては支障木の状況を常にしっかりと見ながら、その所有者の方、樹木の所有者の方にもお願いをして、その所有者の方の状況辺りをですね、踏まえながら、まずはその道路の安全確保ということを最優先にして、支障木の処理にあたっていきたいというふうに考えております。

○議長（野崎幸洋君）　高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君）　町道に隣接する方についてはですね、現在に至るまで、道路整備等をはじめ、事あるときにいろんなことでご協力をいただいている事例がございます。

このような事柄をですね、大切にしながら、その木の所有者の方と改めて支障木伐採等については交渉といいますか、協議といいますか、最終的に一番いいのは支援をして伐採するのが当たり前でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。県内においても大きな木が根腐れています。それによって倒壊し、事故につながったということもございますので、よろしくご検討方お願ひし、執行部におかれましてはですね、町道管理について、予算編成時に今以上の増額を希望し、町道維持管理については終わりたいと思います。次に移ります。

女性職員の管理職登用については、目標数値にこだわることなく、許す限りですね、積極的な登用を図れるよう望むところでございます。まずは、現在の職員の男女の割合をお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 職員の男女の割合でございますけども、会計年度任用職員や再任用の職員を除きました正職員の数が現在 78 名でございまして、うち男性が 56 名で 72 %、女性が 22 名で 28 %でございます。

○議長（野崎幸洋君） 高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） 正職員で 72 と 28 ということで、これに会計年度任用職員をですね、含めると、男女の比率がもしかしたらまだ以上に、半数近くまでとは言えないと思いますけれども、そういう状況ではないかなと思います。

私は勤務してた時期はですね、役場は男社会というのが当たり前のような状況でございました。特に、現在で言う農林水産課及び土木管理課など、現場を有する職場はほとんどが男性でした。女性の方を現場に向かわせるのはいかがなもんかなというのが頭の隅から今でも離れないわけでございます。

しかしながら現在、先程、正職員で 80 名程度の職員数のようでございますけども、私は職員の皆さん全員がですね、1つの、1人の、1つの職場ではなく、多くの職場を経験することが自分のスキルを高め、ひいては町の将来に大いに貢献するのではないかなどと考えているところでございます。

職員確保について、具体的な対策は何か図られておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 町職員の採用確保についてでございますけども、町におきましては、年度内に数回の職員募集を実施しております、その中には社会人経験枠を設けるなどいたしまして、職員の採用確保の機会を増やしているところでございます。また、募集にあたりましては、採用情報につきまして、町のホームページや広報誌だけじゃなくて、天草地域の合同企業説明会にもですね、参加しまして、そちらのほうでも

ですね、募集について説明をいたしてあるところでございます。併せて、天草管内の各高校を訪問いたしまして、職員の募集、これと併せて、町の人材育成や職員の確保の基本計画などを説明いたしましたですね、ぜひこの生徒の皆さんにも受験の方お願いしたいというようなこともご説明しておるところでございます。これと併せて、近年確保が厳しいこの保健師や社会福祉士につきましてはですね、県内の熊本保健科学大学や九州看護福祉大学等にですね、情報を提供しまして、学生の皆さんにもぜひ受験をお願いしたい旨を説明しているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君）　高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君）　人口減少が進む中、職員の確保大変だと思いますけれども、引き続きの努力をお願いいたします。

私たち議会議員もですね、風通しのよい職場環境改善のためとして、議員による職員へのハラスメント調査を行い、公表いたしました。郷土紙の問い合わせに対し、議長は今後ハラスメントを無くせるよう条例化をなど、今後の対応を検討したいと、そしてまた、町長もですね、町を良くしていくためには、職員と議会との信頼関係が大切であるという回答をされているようでございます。両者とも改善の必要性を認めておられます。私も今後、実効性のある行動にできるだけ努めたいと思います。

最後に、価格の上昇と米不足・品薄に单を発した今回の令和の米騒動、最初にも述べましたが、米の安定供給のため、根本的な転換を図るべく、その対策が連日報道をされております。農家においては、記録的な温暖化を逆手にとった再生二期作に取り組む農家、また収穫量増産と作りやすい品種に取り組む農家、あるいは作業負担の省力化を図る乾田直播栽培を行う農家と、農家自らが農業に対し意欲を持って営むための改革を目指し努力していく姿が報道をされているところでございます。

今後、再度、今後苓北町が取り組む姿勢についてお伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君）　農林水産課長。

○農林水産課長（田尻　悟君）　農業、特に稻作栽培を取り巻く整備につきまして、再度、今後苓北町が取り組む姿勢を具体的にというご質問でございますが、農林水産省では、8月29日に令和8年度の概算要求を発表されました。概算要求総額は、令和7年度当初予算比で17.1%増の2兆6,588億円で、米の価格高騰を受けて、米の需要に応じた増産の実現を柱として新規で40億円、米の需要拡大から輸出、そして米粉、また、乾田直播、こういった新しい取り組みについても後押しをする予算計上、要求をする予定とされております。また同日、小泉農林水産大臣の概算要求記者会見概要によりますと、水田活用の直接支払交付金の変更は、セーフティネットの在り方を同時に議論しながら、いかに現場の混乱を大きくしない形で令和9年度からの新たな方向性につなげていくかが重要と会見で述べられておられます。

苓北町といたしましては、これから国の予算編成過程の中で検討を進められる、農業構造転換集中対策等の事業内容を把握しながら、生産者自らの判断で需要に応じた生産ができるよう、仮に米の生産量が増えて価格が下がった場合でも、経営への影響を抑えることができ、苓北町独自で実施しております農業経営収入保険掛金助成などのセーフティネットの充実や、先程町長が答弁いたしましたとおり、個別に具体的な事業内容を調査しながら、これまでの農業支援の継続や制度の見直し、充実強化に向けて、財源確保を図りながら進めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（野崎幸洋君）　高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君）　政府はですね、農地の集約化、大規模な農家の育成に多額な経費を投入されるはずでございます。しかしながら、県内の山間地帯においては、高齢化や人手不足から、耕作放棄、水田の解消と、地域と都市部の住民の交流を目指した水田オーナー制度の危機が伝えられているのはご承知のとおりかと思います。隣接の天草市においては、中山間地域等直接支払制度の2025年更新期において、2割強の集落が離脱したと報道がされました。天草市は独自の支援策のための予算計上も図られるようございます。

農業はご案内のとおり、本町の基幹産業であるとともに、地域を守り、環境を守るためにには必要不可欠なものでございます。当初述べましたが、ここ数年が苓北町の稻作栽培の勝負の年となるかと思います。本町、苓北町に適応した予算の計上を切望し、私の今回の定例会における全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君）　これで高戸幸雄君の一般質問を終わります。

次に通告3番、倉田明君。

○7番（倉田 明君）　通告3番、倉田です。

通告の天草広域連合「新ごみ処理施設」の件についてお尋ねをいたします。

熊本県は平成10年8月「一般廃棄物処理広域化基本構想」を策定し、平成11年3月、この構想に基づく指針として「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」が策定されました。この計画において、天草圏域、いわゆる天草市、上天草市、苓北町では、1つのごみ処理施設に集約化することが望ましいとされております。

ご承知のとおり、老朽化した天草地域一般廃棄物施設（天草広域連合所有が2か所、天草市所有が3か所）計5か所のごみ処理施設を集約化し、ごみ処理の効率化、経費削減等を図ることを目的に、建設地の変更などを経て2019年8月、焼却灰の資源化などを盛り込んだ整備基本計画が策定され、天草広域連合の「新ごみ処理施設」の建設予定地として、天草市楠浦町の現在稼働中の隣接地に計画されております。

この計画につきましては、2023年8月24日、天草広域連合議会が可決し、整

備・運営事業費として、契約額368億5,000万円で、株式会社川崎技研（福岡市）を代表とする企業グループ（10社）と基本契約が結ばれました。しかし、2023年12月20日、株式会社川崎技研は、広島県福山市での焼却灰資源化が困難になったことが判明。2024年1月、企業グループはその旨を天草広域連合に報告されております。また、企業は2月9日、埼玉県の資源化施設への代替案を提示されておりましたが、天草広域連合は代替案については精査が必要とし、連合は設計業務の一時中止を決定。その後、5月25日の天草広域連合正副連合長会議で和解、もとい契約和解、契約解除の方針を決定されております。6月20日に「互いに損害賠償を求めないとする契約解除の合意書」を企業グループと交わされております。しかし、8月26日の天草広域連合議会では、企業グループに対する損害賠償請求権の放棄と和解についての議案は否決されました。

地方自治法では、権利の放棄や和解には議会の議決が必要であり、天草広域連合執行部は、その追認を求めたが否決されております。

そして、2025年5月29日、天草広域連合臨時会に先立ち、全員協議会で馬場昭治連合長は「事業を停滞させている現状を引き起こした全ての責任を取る」として、連合長辞任を表明されました。

新ごみ処理施設整備運営事業については、受注した企業グループと契約解除等を巡り、これまで議会で賛否が問われてきましたが、5月29日の臨時会で、損害賠償請求権放棄などの和解案が賛成多数で可決されました。また、今回企業の事業提案書の「虚偽記載」と連合の「事務的不備」もあり、多くの時間を費やされ、2027年に予定されております新施設の稼働が3年ほどずれ込むと言われております中、6月19日、新連合長に堀江隆臣氏が就任なされました。早期完成を目指していただきたいと思います。

そこでお尋ねいたしますが、1点目に、「新ごみ処理場」整備・運営事業について、契約されていた386億5,000万の事業者は諸事情により契約解除となり、今後、再入札に向け計画の見直しが必要となります。新たな事業者も前回同様D B O、いわゆる設計・建設・運営方式と思われますが、事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

2点目に、事業計画の見直しの内容にもよりますが、新ごみ処理場での1日あたり95トンの処理能力を持つ廃棄物処理施設と、1日26トンの処理能力のあるマテリアルリサイクル施設もとい、リサイクル推進施設で資源化に向けた計画。しかし今回、福山市への搬入困難が判明し、その対応に苦慮されておりますが、焼却灰の資源化は現在主流ではありますが、今回の見直しで地域での資源化事業策等も含め、都合では埋め立てについても考慮の一考ではないかと思うところでございます。それは、特にごみなどの生産物、いわゆる地域から出たものはその地域で処理するのが基本ではなかろうかと考

えております。もちろん地域住民のご理解と用地は必要となります、建設・運営費など相当軽減できるものと思われますが、その見解についてお尋ねをいたします。

最後に3点目に、新施設の稼働が3年ほどずれ込むと言われておりますが、建設予定地周辺の住民の方々とのご理解について。そしてまた、現在稼働中の施設も時折修理等が行われておりますが、完成までの間、施設の維持管理費、修理費等の見通しについて、町長にお伺いをいたします。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

天草広域連合新ごみ処理施設建設について、まず1点目に、新ごみ処理施設整備・運営事業の進捗状況についてご質問をいただきました。

倉田議員ご承知のとおり、今年5月29日、令和7年第2回天草広域連合議会臨時会におきまして、新ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約解除に伴う和解（権利の放棄及び和解について）と、これに関する連合議員からの附帯決議が可決をされました。

天草広域連合といたしましては、前計画を振り返り、反省点、改善点を整理し、これらを踏まえた上で今後の事業を進めていかなければならないと考えておりますし、その内容については、今年3月の連合議会で説明をさせていただいております。

併せて、このことにつきましては、苓北町議会へも今年6月の議会全員協議会において報告をさせていただいております。まずは基本的な考え方として、ごみの減量化、資源化への取り組みを含めた天草圏域全体のごみ処理の実情を改めて的確に把握し、効率的なごみ処理の実現、それに必要な新ごみ処理施設の整備、運営体制の構築を目指しております。

ごみの減量化、資源化の取り組みは、新ごみ処理施設の事業費や運営費の縮小に大きく影響を与えることから、まずはごみの排出量を減らすことに重点を置いて取り組んでおります。

現在、天草広域連合では、新たなごみ処理体制の基本的な考え方を共有するため、構成市町に対し個別ヒアリングを行い、それぞれの市町の問題点の洗い出しや今後のごみの減量化・資源化に関する目標を構成市町との間で協議を行っているところでございまして、今後、改めて再入札に向けた計画を策定していくこととなります。

次に2点目に、焼却灰の資源化事業策も含め、ごみの埋め立ての見解についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、地域から出たごみは地域で処理する方法は、施設に係る建設費や運営費の削減につながります。天草島内でのごみの埋め立て地、いわゆる最終処分場の確保は、天草広域連合の中でも大きな課題として取り上げられているところでございます。しかしながら、用地の確保や近隣住民の方々のご理解など、大変難しい課題があ

るのは事実でございます。

先程申し上げましたように、まずは構成市町のごみの排出量を減らすこと、ごみの焼却量を減らし、資源化することに重点を置き、それらを踏まえたごみ処理施設の在り方を引き続き天草広域連合で検討を重ねていく必要があると考えております。

3点目の、建設予定地周辺の住民の方々のご理解について、併せて、完成までの間、施設の維持管理補修費などの見通しについてのご質問でございますが、平成31年3月28日付で、新ごみ処理施設の建設に関し、天草市楠浦町立浦観音地区と天草広域連合の間で「新ごみ処理施設の建設に関する協定書」を締結しております。

この協定書では、センターの操業期間（契約期間）が今年3月31日をもって切れることから、これまで本渡地区清掃センター運営協議会の中で、天草広域連合と天草市楠浦町立浦観音地区の代表者の方々、そして関係市町との間で、センターの操業期間の再延長についての協議を進めてまいりました。

協議の結果、センターの操業期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、まず3年間延長することとし、令和7年3月26日、本渡地区清掃センターハウスにおいて、「本渡地区清掃センター操業期間の再延長に関する覚書等調印式」が執り行われたところであります。

なお、延長期間の3年間は、新ごみ処理施設への移行を踏まえた期間であります。今後、事業の進捗状況を見ながら、双方協議の上、再度延長することができるような内容になっております。

以上のことから、建設予定地周辺の住民の方々にはご理解を得ているところでございます。

次に、完成までの間の施設の維持管理補修費などの見通しであります。令和7年度の本渡地区清掃センター工事費、補修や取り替えを含めた分でございますが、当初予算ベースで2億7,356万2,000円でございます。

天草広域連合長期財政計画によりますと、今後5年間の施設補修工事費は、合計で6億8,800万円が計上されております。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 山崎町長におかれましては、現在天草広域連合の副連合長としてご尽力いただいているわけでございますが、引き続きよろしくお願ひしときます。

1点目にですね、いわゆる仕切り直しの新ごみ処理場、その建設の進捗状況についてお尋ねをしたわけでございますが、今、答弁にもありました、新たなごみ処理体制の基本的な考え方を共有するため、構成する市町に対し個別ヒアリングを行い、それぞれの市町の問題点の洗い直しや、今後のごみの減量化・資源化に関する目標を、構成する

市と町の間で協議を行い、今後改めて再入札に向けた計画を策定していくということであります。

そこでお尋ねいたしますが、このヒアリング、いわゆる2市1町のヒアリングは済んだのか。また、済んでおられるとした場合、苓北町はどういった内容だったかお示しいただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 倉田議員の質問に答えさせていただきます。個別ヒアリングの件ですが、構成市町全てヒアリングを行って、終わっております。

苓北町におきましては、そのヒアリングの中でですね、やはり分別の徹底の強化を図ることを基本に、目標に掲げております。その他ですね、分別の中にも紙の資源、この紙の資源化についてもですね、資源化できますので、できればその紙を資源化するための施策辺りを今後考えていかなければいけないと思っております。

またですね、生活系のごみ以外の、事業系のごみですね。そこら辺もちょっと分別がなされていない状況がちょっと目につきます。この件につきましても、事業所、事業関係、商工会も入れながらですね、今後分別に向けて進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） はい、分かりました。いわゆる分別の、より正確さといいましょうか、それと紙の資源化ということがあったようでございます。

このごみの減量化等につきましては、令和4年の6月27日、こここの議場において全員協議会で天草広域連合の職員の方においでいただき、いろいろと施設の運営等についてのご説明をいただいたわけであります。その中で、施設規模は構成の市町が策定した将来予測によるごみ処理基本計画及びごみ減量化・資源化に取り組み、その計画をもとに、考慮する施設をつくるということでございました。そしてまた資源化を推進し、リサイクル意識の普及向上を目指す。そして、活動拠点となるような設備を整備するということも申し添えておられました。今回もまたですね、同様な策定を取り組まれるわけですが、前回も将来的な人口減少等の予測も含め、対応されたわけでございますが、今後さらにごみの減量化と、使えるものはできるだけ使用するなど、やはり資源化する方向性は理解できます。したがって再度ですね、しっかりした計画書の策定をお願いしたいと思うわけでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、2市1町のヒアリングの中で、いわゆる苓北以外、もしご存じであれば焼却灰の処理、あるいは処分地等のご意見はなかったのかどうか。また、従前の広島県の福山市への運搬が閉ざされたわけでございますが、新たにそういう最終処分地、いわゆる灰の搬入先等は検討されているのかどうか、その辺をお尋ねい

たします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） まず、個別ヒアリングの中におきましては、最終処分場に関する話はございませんでした。また、その後のご質問なんですけれども、広域連合におきましてはですね、現在伺っています内容に、現在におきましては、最終処分場、島内での候補地は上がっているのか、連合は話が進んでいるのかという件に関しましては、連合においては最終処分場に関する具体的な検討はまだなされていないと伺っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 現在、天草管内におきましてはご承知のとおり、天草市が運営する牛深地区において一部最終処分の埋め立てが行われております。これは天草市の場合でございますが、なかなかやはりこういった処分先というのは厳しいものがあると思っております。全体計画の策定に向け今後進められていかれると思いますが、いわゆる、この新しい処理施設建設について、どのような今後運営方式になるか分かりませんが、新たな事業者が、従前同様のいわゆるD B O方式、設計・建設・運営までを取られると仮定した場合、仮定の話で恐縮ですが、従前は契約額が368億5,000万だったわけですが、このうちやはり建設費159億5,000万に対し、国のいわゆる補助金、循環型社会形成推進交付金として、補助額が53億6,300万円ほどがあったと見込まれていたということを伺っております。その補助の対象は、エネルギー回収型廃棄処分施設の部分でありますが、その補助率は焼却設備に関する部分のみで、それが3分の1、そしてまた発電設備に関する部分が2分の1、建屋はもう対象外ということでございました。また、マテリアルリサイクル推進施設についても同様に、設備については3分の1の補助がありますが、いわゆる運営費の209億円。これは全て一般財源で賄うことになっているようでございます。従いまして、この運営費は契約等によりますと20年間運営されるということを聞き及んでいますが、そこでお尋ねをいたしますが、済んだ案件でありますが、209億円は20年間の事務、事業契約期間であり、その施設の維持管理、焼却灰の運搬費等々が含まれております。通常その間、金額等の変更はあり得ないと理解しておりますが、その点はどうなっていたのか。そしてまた、予期せぬ事案が発生した場合、いわゆる20年間の間に発生した場合、そういう条項の取り決めちゅうのは特段あったのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 只今の倉田議員のご質問ですが、当時のですね、建設予定であった新ごみ処理施設の運営費の209億というこの費用なんですけれども、運営費の内容につきましては、運転管理、維持管理、それから測定管理、防災管理、大体2

0年で割るとですね、1年間に約10億という大きな金額になるわけなんですけども、この契約の中ではですね、金額の変更あたりは、物価上昇とかですね、燃費、なんですかね、燃料費の高騰とか、そういった、あるかとは思いますけども、契約の中身についてはですね、大変申し訳ございません。私が今ちょっと手元に資料がございませんので、答えることができません。申し訳ございません。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 時田課長が申されますように、私も詳しくお尋ねする内容を申しておりませんでしたので、その辺は答弁はできないことは分かりますが、やはり20年間、いわゆる、先程言われましたけど、単純に割れば年間10億円の維持管理費を出されるわけですけども、そういった一括契約した場合、再度繰り返しになりますが、通常もうそういった契約をされた場合は、途中で金額の変更はもうあり得ないと私は思うわけですね。そしてまた不可抗力的な、いろんな自然災害は別といたしまして、いろんな修理とか、そういったことも見込んだ上でのいわゆる209億円だったのではないかと思っております。

今後、再度ですね、新しい入札がなされるわけですが、やはりその辺もですね、いろんな観点からやはりお互いに無理のないようにですね、契約をされればと思っているところでございます。そしていわゆる、運営費の中にはいろいろありますが、その一部にいわゆる焼却灰の運搬費、これは距離とか量によって異なりますが、先程申しましたが、全てこう、一般財源となっております。やはり地元で出たごみ、あるいは焼却灰等は、やはり理想とするならば、やはり施設の近くであるのが理想ではなかろうかと思いますが、なかなかですね、そう簡単には近隣地の方々のご理解、あるいは用地の確保等もありますので、すぐにはいかないという部分も理解できます。

そこで町長であられます、また副連合長であられる山崎町長にお伺いいたしますが、そういった連合の正副連合長会議等で、そういった灰に関する最終処分の話等はあっていいるのか。現実に、その辺はどうした状況でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今回の案件を通して、私ども連合執行部としてもですね、いろいろ反省をいたしました。その中で、先程申しましたように、今までごみの1日あたりの処理量を95トンという数値を算定しておりますけれども、人口が減少している状況。言えば2000年のですね、上天草市・天草市が合併した当時の、苓北町も含めた人口が14万7,000人ほどで、現在は10万人ということで、もう今でも4万7,000人が減っているという状況の中で、はたしてごみの量というのがどういう変化をするのか、そういった部分も含めて検討しなければならないし、資源化に向けて、あるいは分別に向けて、各市町の足並みがまだ揃っておりません、はっきり申します。

資源、分別の分については芥北町はですね、これまでの政策の中で進めてまいっておりますけども、ただ、事業系ごみの分別にですね、やや私どもの町はちょっと不備があります。そういう部分を含めて、お互い各市町で反省すべき点がございますので、そういう部分をしっかりともう一度把握をしながら、ごみの総量が今後どうなるかということも含めてですね、検討が必要だろうということです。それと併せて、資源化で今回問題になったんですけども、資源化につきましては国が資源化を進めていくんだ、リサイクルを進めていくんだという動きがありましたが、なかなか進んでいないのが現状でございます。そういう中で、全国のやっぱりこういった設備が老朽化をしておりまして、ここ5年10年でですね、更新をする自治体が増えてまいりますので、そういう中でもやはりそれに携わっていただく企業、事業者、そういう部分の確保も難しくなってくるんじゃないかなというふうに考えております。そういう中で、いかにしてごみの量を減らし、いかにして資源化を図りつつ、最終処分するごみの量を減らしていくかということは当然考えなければならないし、最終的に残った処分の灰をどうするんだということは当然考えなければならないし、ごみ自体はもともと各自治体が原則自治体で処理をするということでございますので、これについては、どうしてもほかに持っていく処分先がなければ地元で見つけるしかないのではないかという話は、ほかの首長さんともお話をしております。そういういろいろな方法もですね、いろいろな対策も講じながら、そして新たな施設整備っていいですか、新たなリサイクルの方法あたりも最近はですね、出てきているようでございますので、そういう新たなそういう在り方、ごみ処理の在り方も含めてですね、今回の次期計画に当たっては、そういうものを十分検討しながら、情報収集もしながら、施設の整備に向けて頑張っていかなければならぬというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 町長答弁にありましたように、やはりあの、もうこれは日本全国的に人口は減少しつつあります。しかしながら、このごみっちゅうのはなかなか減らないような感じがいたします。食品のロス等も含めまして、なかなか対策に苦慮されているようでございますが、先程話もありましたが、やはりごみ処理、これは自治体が基本的に責任を負うということになっているようでございます。そういう中でですね、地元でご理解ができれば、いろんな資源化も含めて対応できれば、いろんな雇用の創出等もつながるし、経費等も大幅に削減されるんじゃなかろうかと。まずもっては町長が言われるように、やっぱりごみの軽量化、また資源化に向けてやっぱり一人ひとりの方がお考えいただければと、さらに思うところでございます。

そしてこれはあくまでも聞くところの話でございますが、いわゆる新ごみ処理施設の入札が、私はもう少し早かったつかなと思っていたら、令和9年4月頃になるだろうと。

そして、稼働が令和14年頃と。ちょっと延びたなあと、そういった感の中で、先程7年度のいわゆる、現在の稼働中の施設の補修費あるいは維持費等が示され、また当分の間、6億あまりの予算があるということを伺いましたが、併せてですね、併せてまして、いわゆる楠浦の立浦観音地区の方々、これ非常にですね、ここはもう再度、再度ちゅうか、しょっちゅう契約更新、いわゆる広域連合とのごみ処理の操業期間の延長をですね、お願いされているようでございます。先程答弁にもありましたが、一応期限が切れて、新たに覚書の協議をしたということでございます。これは今年の、令和7年4月1日から令和10年の3月31日までの3年間延長することとし、また、再度延長も可能であるということでございます。

私が思うには、どういった今後の新しい処理施設ができるか分かりませんが、いわゆる従来の方式だったら20年間という1つの期間があります。これはあくまでも想定した場合のあれですけども、そうした場合、契約期間が3年とか数年とかではいささか、万が一途中でいや、もうしませんよということなりかねんことであって、やはり20年間どういった状況になるか分かりませんが、そういった契約期間の在り方、これについて、町長ちゅうか副連合長としてもどういった感覚を持っておられるのか。そういうふうに今後の契約の更新の在り方についてのお考えが特にあられれば、お尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 立浦観音地区との契約につきましてはですね、以前からですね、こういった形である程度、3年間のスパンの中で契約をされているという状況で、それは当然観音地区の住民の方々も代替わりをされてくるというようなこともあります、また市町の状況も変わってくるということの中で、そういった中で状況が変わったらまた再延長をという形のですね、締結がされているということでございまして、とにかく立浦観音地区においてはこの期間までですよというお話であったんですけども、ご承知のとおり、当初有明で予定された部分がちょっとできなくなつたという中ですね、観音地区の方がもう再延長を認めていただいたという経緯もございますので、そういった形の中で今回延長を図つていったということで、今後、当然今回の案件によって、また計画が遅れていますので、そういった部分では、再延長をお願いしながら、用地の確保をしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） 今、町長の答弁もありましたが、平成24年に有明の須子赤崎地区に、いわゆる、処分地の候補地として挙がった経緯がありますが、やはり地質調査の結果、やはり軟弱であるということで断念し、再びこの楠浦の立浦観音地区の方にお願いしたというようなことあります。要は、私が一番心配するのは、それはご理解いただいて3年、あるいは数年間での契約更新がなされておりますが、できればですね、

これ非常に無理な相談ですけども、やはりある程度長いスパンでの契約をしとったほうがいいんじやなかろうかと。これはどっちがいいか悪いか非常に悩ましい部分もありますが、というのはやはり、従前の計画では20年間操業し、なおかつ、延長も操業したいということでありましたので、やはり最低は20年間ぐらいの契約も、ちょっと長かもかもしれません、その辺はですね、十分今後検討されて対応いただければと思っております。いずれいたしましても、稼働が、操業が・・・延びたというようなことを聞き及んでおりますが、副連合長としてどういった、その辺の延長部分について何か見解があられればお示しいただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今回のこういった事案によってですね、3年、4年、新たな施設の完成、営業開始が遅れるというような状況でございますけども、やはり老朽化、天草市の施設も含めて老朽化しておりますし、近々では爆発事故や、上天草の施設は浸水の被害もあってですね、こういったいろいろな設備の更新、老朽化も進んでおりますので、できる限り早くですね、新施設ができるように、やっぱり私どもも頑張っていかなければならぬというふうに考えておりますけども、なかなかこれまでの状況を見まして、ただ、先程言いましたように、今のごみの在り方を再度見直す期間等もやっぱり必要になってまいりますので、そういった意味ではですね、14年の当初、今の計画ぐらいでしかできないのかなというふうには思っておりますけども、今後連合の協議をしていく中でもですね、できる限り早めに操業開始ができるような努力はしていくべきだと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 倉田明君。

○7番（倉田 明君） はい、分かりました。今ご答弁にもありましたように、もう天草管内5か所の全ての施設はもう20年以上経過して、非常にこう、老朽化しております。今後1つにするという大前提のもとでの対応になります。非常にこのごみ問題というのは悩ましい部分がありますが、非常にまた重要な部分でもあります。引き続きご尽力いただき、また早期稼働がなされることを期待いたします、一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） ここで倉田明君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、全員おそろいで、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

通告 4 番、松本良人君。

○ 4 番（松本良人君） 通告 4 番。4 番議員、松本良人です。通告に基づき、ご質問いたします。

質問 1 です。庁舎等温室効果ガス対策についてお尋ねをします。

中央政界では、参議院選挙後の政権争いで言われている事態で、国民の安心はそっちのけの状況の中、トランプ関税に世界中が振り回されております。

そんな中に、地球温暖化の影響と思われるであろう夏場の異常な高温が続き、熱中症や作物の高温障害が多発し、国民の生活に最大の危機を与えています。

地球温暖化は、二酸化炭素による害が最も多いとされ、指摘され、2050 年までに温室効果ガス排出量をゼロにする目標が掲げられています。

このような中に、芥北町においても脱炭素社会に向けて取り組んでいますが、次の点についてお尋ねをします。

まず 1 点目。これまで街灯が LED 化されていますが、現状についてお尋ねをします。

2 点目。庁舎内において数々の対策が図られています。現状についてお尋ねします。

3 点目。事業所等においても目標が掲げられ、CO₂ 対策に取り組んでおられますか、どのような対策がとられているか、お尋ねをします。

質問 2 でございます。町民の要望等対応についてお尋ねをします。

町政執行には、町民の幸せを最上段に掲げ、執行することが最も大切だと思っております。

そのことから、本町においては 55 ~ 6 年前に千葉県松戸市のすぐやる課が好評を得たことから、芥北町も早速新しく「やまびこ課」が新設され、その目的に基づき、町民の意見、要望に素早く取り入れられ、対応し、好評を得てきましたが、主管課は廃止されました。その趣旨は引き継がれ、現在行政通信という形で地域の要望、意見が取り入れられ、その執行に当たられています。

松戸市には現在「すぐやる課」はないということですが、その理由に、市職員がすぐさまに対応し、改めて課の設置が不要になったということでございます。

お尋ねします。本町では行政通信による数々の要望があつておると思いますが、対応の状況についてお尋ねをします。

行政通信のほかにも、行政がやらなければならないことへの連絡や意見もあるかと思いますが、その対応についてお尋ねをします。

質問 3 番目。小学校合併後の校舎移転先についてお尋ねします。

先の一般質問の中で、小学校、小中学校合併による小中学校の一貫教育についてということで、統合された場合の学校の所在地についてお尋ねをしました。実施された場合、学校所在地が現志岐小学校の敷地で活用して、統合されるということでございました。

この決定は「苓北町学校教育審議会」に設立され、その中で決定されたということでございますが、このことについては町民の方々、非常に関心が高く、私が先の議会で一般質問で取り上げたこと也有って、複数の町民の方々から、なぜ志岐小のあとか。なぜ苓北中学校のあとは駄目なのか。志岐小学校は狭いのに何故か。また、お前たち町会議員は何を考えとったか。何で反対せんとか。など、厳しい意見が多数ありました。

町の多くの、町の行く末を大きく左右する義務教育の学校ができることになると、町民の方々も真剣にお考えです。

場所の選定については特に慎重審議が必要です。

苓北町学校教育審議会での決定ということですし、委員の方々には、町内有数のしかも知識経験豊かな方々、慎重審議の上、決定されたものであると敬意を表しますが、町民の方々から多数の反対意見もあります。

本件について、決定までの会議録等があれば、それによりご説明を求めます。

以上、3件について質問をいたします。回答内容次第では、自席において一問一答方式により再質問させていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の松本議員の質問に答えさせていただきます。

なお、3項目目の小学校合併後の校舎移転先については、私の答弁の後に教育長より答弁をいたします。

まず1項目目の、庁舎等温室効果ガス対策についての1点目、街灯のLED化の現状についてであります。令和6年度末現在で、苓北町の街灯設置箇所数は1,361箇所で、うちLED灯が741箇所、全体の約54%のLED化が完了をしております。

なお、既設の街灯につきましては、老朽化などにより不具合が生じている箇所から随時LED灯への更新を図っているところでございますが、来年度において、全ての街灯のLED化を計画しており、町振興計画に基づく実施計画に必要事業費を計上させていただいているところでございます。

次に2点目の、庁舎内における対策の現状についてであります。まず庁舎内の照明器具につきましては、今年度と来年度の2か年に分け、庁舎及び保健センター内の全ての照明器具のLED化を計画しております。

また、今年3月、苓北町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を更新し、第5期計画を策定いたしました。

この計画の目的は、町内施設の事務や各種事業に関し、温室効果ガス排出量の抑制等を推進するためのものであります。

役場庁舎内におきましては、例えば、物品の購入に当たっての取り組みとして、古紙配合率の高い用紙の使用や、印刷物の発注、ボールペンなどの詰め替え可能な製品を購

入するなど、13項目の取り組みを行っております。

また、建物の管理や使用に当たっては、主に昼休みの消灯、事務機器の節電、待機モードへの切り替え、空調機器の適温励行、クールビズ・ウォームビズの促進など、29項目の取り組みを行っております。

なお、このような温室効果削減に向けた取り組みは役場庁舎だけではなく、町内各施設（174施設）におきましても、施設ごとの特性に合わせて可能な項目を実行しております。

次に3点目の、事業所等における対策についてですが、苓北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に当たりまして、町内5つの事業所に地球温暖化対策への意識や取り組み状況、地球温暖化対策に関する町の施策への要望などを把握するため、ヒアリング調査を行っております。

この中で、町からの省エネ診断や補助金情報の提供があれば助かるなどの要望があつております。エネルギー消費を少なくするためにには、まず排出量の現状を知り、対策を検討して、削減のための取り組みを行うことが重要でございます。

町におきましては、今後、事業者に対する省エネルギー診断の補助金制度の創設等を検討してまいりたいと考えております。

次に2項目目の、町民の要望等の対応についての1点目、行政通信の対応状況についてであります。令和6年度の実績で申しますと、各行政区から53件の要望を受けまして、年度内に43件を処理し、残り10件を後年度対応といたしました。

なお、要望内容といたしましては、排水対策、道路の支障木・土砂の除去が多くありますが、中には熊本県へ対応をお願いしなければならない案件もございまして、年度内の対応が叶わず、後年度対応としておりまして、要望があった行政区へはその旨をお伝えさせていただいております。

次に2点目の、その他、ご意見等への対応についてであります。町民の皆様からいただくご意見等につきましては、原課において対応可能な案件については、その都度処理をさせていただいておりまして、原課のみでの対応が困難な案件については、私を含め関係各課が要件等伝達書により情報を共有した上で対応させていただいているところでございます。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 教育長。

○教育長（錦戸雅志君） 次に3項目目の、小学校統合後の校舎移転先についてお答えさせていただきます。

まず、苓北町学校教育審議会の法的な位置付けでございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、苓北町立小中学校の規模の適正化及び施設整備の充実・

向上を図ることを目的に、令和4年9月議会で設置条例をご審議いただき設置されまして、教育委員会の附属機関となっております。

本審議会は、教育委員会の諮問に応じ、1つ目、町立小学校の統廃合に係る諸課題の検討・協議、2つ目、町立中学校の改築に係る諸課題の検討・協議、このほか3つ目として、学校教育の充実に関し必要な事項に関して、調査審議を行うことを任務としております。委員は、地区住民、保育園・小中学校の保護者、保育園・小中学校の代表及び有識者からなる32名で組織されまして、委員の任期は2年となっております。

次に、審議会の開催状況でございますが、令和4年度は2回開催されております。第1回審議会は令和4年10月28日に開催され、小学校の再編に関するアンケート調査結果について事務局から報告を行い、意見交換と今後の進め方について審議がなされました。

また、第2回審議会は令和5年2月27日に開催され、主に苓北中学校の改築について審議がなされております。

次に、令和5年度の開催状況ですが、審議会は3回開催されたほか、教育委員会事務局において、保護者や地域の皆様への報告会や意見交換会を2回開催しております。

内容につきましては、令和5年8月1日から8月4日までの4日間、町立小学校の再編に関するアンケート結果報告会を、主に保護者向けに町内4地区で開催し、総計で76名の参加がございました。

この報告会を踏まえまして、令和5年9月28日に令和5年度第1回審議会が開催され、小学校の再編に関するアンケート調査結果報告会についてと、苓北中学校予備調査（耐力度調査）の進捗についての報告を行い、今後の進め方について、教育の在り方の1つの選択肢として、中学校の校舎改築に合わせ、義務教育学校の検討の提案をいたしました。

その後、令和5年11月17日から11月22日までの4日間、町内小中学校に関する情報交換会を町内4地区で開催し、苓北中学校改築と町内小学校の規模の適正化についてこれまでの経緯及び現状説明を行い、総計で77名の参加がありました。

そして、令和5年12月19日に令和5年度第2回審議会が開催され、小中学校に関する情報交換会実施報告についての報告を行い、今後の進め方においては、小学校においては統合やむなし、統廃合する方向で今後審議を進めていくことが決定されました。

この結果を受けまして、令和6年2月15日に令和5年度第3回審議会が開催され、児童生徒数の減少など、今の子どもたちを取り巻く状況を踏まえた、苓北町における教育目標のたたき台や、統廃合後の教育課程について審議を行い、教育課程の方向性については、専門的な知見が必要となることから、より詳細な資料と検討する時間が必要とのことで、引き続き協議を行うこととされました。

次に、令和6年度の開催状況ですが、4回開催されております。

内容につきましては、令和6年7月18日に令和6年度第1回審議会が開催され、1つ目、小学校統廃合後の学校の形態について、2つ目、学校の位置について、3つ目、今後の進め方について、の3点が審議なされております。

1つ目の、小学校統廃合後の学校の形態については、小学校から中学校までの義務教育を9年間一貫して行う義務教育学校とし、より教育効果が高い学校教育制度を導入することを提案し、承認がなされました。

2つ目、学校の位置については、地理的条件、通学距離を考慮すると、志岐地区が適地であり、現在の志岐小学校校舎施設の健全度に問題はなく、最大限活用することが望ましいと考えていること。

候補地としましては、1つ目が志岐小学校周辺、2つ目が苓北町農村運動広場、3つ目が苓北中学校敷地が考えられるが、その中で、教育的効果や改築費用等を総合的に勘案すると、志岐小学校周辺案が最適と考えられることを提案し、継続審議となりました。

なお、3つ目の今後の進め方については、義務教育学校の形態を審議し、学校の位置、統廃合の時期を順番に審議していくことの決定がなされました。

そして、令和6年8月26日に令和6年度第2回審議会が開催され、1つ目、義務教育学校の位置について、2つ目、学校統廃合の時期について、の2点が審議がなされました。

1つ目の義務教育学校の位置については、義務教育学校の形態を児童生徒と教職員の双方にとって教育的メリットが一番多い、一体型で進めるなどを提案し、承認されました。また、位置については志岐地区を提案し、異論はございませんでした。なお、校舎の位置については、1つ目として志岐小学校周辺、2つ目に苓北町農村運動広場、3つ目苓北中学校敷地の候補地について、継続審議となりました。

このことを踏まえまして、令和6年9月26日に、令和6年度第3回審議会が開催され、改めて、1つ目の義務教育学校の位置について、2つ目、学校統廃合の時期について、の2点が審議されました。

1つ目の義務教育学校の位置については、通学や災害を考慮した地理的条件、既存施設の活用による建設工期や費用の縮減、産業や暮らしなどの地域と関わりやすさなど教育的効果を総合的に勘案し、志岐小学校周辺が承認されました。また、学校統廃合の時期については、令和12年度に義務教育学校の開校を目標とすることで承認されました。

その後、令和6年11月5日に、令和6年度第4回審議会が開催され、苓北町学校教育審議会の答申案の審議、取りまとめを行い、教育委員会へ答申がなされたところです。

苓北町教育委員会では、この答申を受けまして、令和6年11月25日の令和6年度第4回教育委員会議において、答申内容について協議を行いました。また、同年11月

28日に、苓北町議会総務文教厚生常任委員会で答申内容の説明を行うとともに、同年12月4日の令和6年12月議会全員協議会においてもご報告をさせていただいたところであります。

その後、同年12月11日に、令和6年度第5回教育委員会議において、苓北町学校規模適正化推進計画（素案）を審議・策定し、同年12月18日の第11回苓北町総合教育会議において、町長と教育委員会で協議・調整を行い、広報れいほく12月号で推進計画素案を公表し、パブリックコメントや保護者・住民説明会の実施をお知らせいたしました。

そして、令和7年1月21日から1月24日の4日間、改めて保護者・住民説明会を町内4会場で実施し、ワークショップ形式により意見収集を行い、同年2月17日の令和6年度第6回教育委員会議において、苓北町学校規模適正化推進計画（案）を審議・策定し、同年2月25日の第12回苓北町総合教育会議において、町長と教育委員会とで協議を行い、苓北町学校規模適正化推進計画を策定したところです。

苓北町学校規模適正化推進計画では、適正化に向けた具体的な総合計画として、1つ目、統合対象校については、小学校4校・中学校1校の全校を統合し、義務教育学校1校とすること。

坂瀬川小学校、志岐小学校、富岡小学校、都呂々小学校及び苓北中学校を閉校し、小学校から中学校までの義務教育を9年間一貫して行う、義務教育学校を施設一体型を基本に開校すること。その中で、9年間の連続した学び合いを通して、児童生徒個々の心身の発達に応じた教育を実現すること。

2つ目、統合新校の位置については、統合後の新しい義務教育学校の位置は、地理的条件、通学距離、既存施設の活用及び町財政面等を考慮して、現在の志岐小学校及びその周辺とすること。

3つ目、統合の時期については、令和12年4月1日を目標としてその準備を進めるものとし、開校準備にかかる期間を勘案することや、地域の理解を得て進める必要があることから、計画の変更もあり得ることも念頭に置くものとすること。

など、今後の苓北町の学校教育をさらに充実させ、よりよい教育条件・教育環境の整備の確立と向上を目指すこととしております。また、統合を円滑に進めるために、統合準備委員会（仮称）を設置して、協議を進めていくこととしております。

議員ご指摘のように、場所の選定については慎重な審議が必要でございます。審議会においても、先に述べました3つの候補地について、それぞれのメリット・デメリットが比較検討されております。審議会の答申を踏まえ、教育委員会や総合教育会議での組織討議においても、その内容を協議・検証し、現在の志岐小学校及びその周辺としたところでございます。

以上、松本議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） まず1番目ですね、庁舎等の温室ガス対策についてでございますけれども、この件に関しましては前回、水道環境課のほうから十分な回答をいただきました。これ、町内の関係はですね。今回は庁舎の関係、総務課の関係だと思いますので、ぜひですね、総務課長からの見解をお尋ねをいたしたいと思っております。

まず1点目でございます。街灯がLED化されていますが、現況についてお尋ねをしたところでございますが、471か所の関連事業、完了ということでございます。事業費についてお尋ねをします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） すいません。街灯の、これは街灯の種類によってですね、若干金額が異なってるんですけども、全体事業費としましては約2,400万円を予定しております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 741か所で2,400万ということでしょうかね。かなり高い事業でございます。私は741か所について完了事業費はどのくらいかということでお尋ねをいたしました。

それでは対策前CO₂の排出量と、対策後、今まで471か所の関係ですね、換算で、ガソリン換算でも結構です。CO₂の排出量がどのくらいあるのかお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 現在のこの街灯でどれぐらいCO₂が出てるのかっていうのはなかなか。水道のほうで分からぬですよね、分かりますかね。すいません。

LEDに今回620か所を変えることによっての削減量というのはですね、おおよそどれぐらいであるっていうのは見てるんですけども、申し訳ございません。現在の、その街灯に関してのCO₂の排出量がどれぐらいっていうのはすいません、手元に資料がございませんので回答できません。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 要するに対策前がいくらで、今現在、2,241か所分についてのLED、CO₂の対策とか、あるいはまた、今回ガソリン何リッターフィルムとかというのは全く検討なさらずに着手されたということですね。

それではですね、1,361か所の完全完了ということでございますが、1,361か所完了の事業費と、対策前、今まで全部が対策であって、CO₂が今度これ完全に出来上がったら、どのくらいぐらい対策、あの、減るのかお尋ねをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） この街灯について、今までどれぐらいの事業費がかかったかっていうのは、申し訳ございません。もうこれは大分前からのやつを全て拾い上げなきやいけないので、申し訳ございませんが、そこはちょっとお答えできません。

街灯の改修については先程申し上げた金額でございます。これによりまして、電気料で約、年間で、130万円弱ですね、削減される見込み。CO₂として約170トン年間で削減される見込みでございます。以上です。

○4番（松本良人君） 尋ねたとだけ。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あんまりこざこざ言うたちや私、耳の関係で分かりませんので、私が尋ねた分だけ今から言うてください。1,361個完全の、完了した場合の事業費はいくらかと。そして、今年まで741個が完了したのが、今までどのくらいぐらいかかってるとかということです。もう何回も言わせんでくださいね。時間がございませんので。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 先程の回答と同じなんですけども、これまでに街灯をLED化した分にかかった費用っていうのは、ここ数年の事業費を全て精査しないと分かりませんので、今回答はできません。今後、来年度以降、街灯LED化にする費用については、先程申しましたとおり2,400万円程度かかるということです。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） これ一番大切な問題ですので、事業に取りかかるとき、事業費と、あるいはCO₂の排出量ちゅうのは換算した上で取り組むのが本当だと思います。要らん言い訳要りませんので、そこら辺をですね、今後はですね、ぜひですね、考えていただきたい。

それでは庁内のLED化が今年度と来年度に2か年度することになります。今年度の完了事業費と、完了事業費を1つ、いやいや全箇所で結構です。完了と、これも全館LED化したときにどのくらいぐらいになるのか、そこら辺をお願いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 庁舎内のLED化に係る事業費ですけども、今年度は事業費で約3,100万を予算計上させていただいております。次年度、令和8年度につきましては、事業費で約2,300万円を予定しているところでございます。これによりまして、CO₂ですけども、年間約55トンのCO₂が削減できる見込みでございます。

○4番（松本良人君） いくら？

○総務課長（宮崎良成君） 55トンでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、この件に関してはですね、前回ですね、おおよそ5,400万かかるわけですね。この庁舎の電気を変えるだけで。今はですね、蛍光灯があつとじやなかですか。LEDの蛍光灯が。ですね。あれを掛けろばそがんかからんとじやなかですか。現在と同じような感じで掛ける、使わるっとじやなかですか。全く。民家は全部そうしょですよ。LEDの単管を買ってきて、取り換えるだけ。そうした場合は、5,400万でふとかですよ。もしその金があったらですよ、例えばこのガラスをですね、遮光の、今の廊下側にあるガラスを遮光に替えるとか。ですね。そういった方に使ったほうがいいでしょう。どうですか。これあまり無謀な計画だと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 答弁は要りませんか。答弁要るんでしょ。

○4番（松本良人君） 55トンで5,400万、それが必要だったんですよ。ですね。私はそれで結構です。そういった町の無謀な計画をしてあるのかというだけですよ。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の件ですけど、役場庁舎内の照明器具につきましては、確かに松本議員おっしゃるように、電灯自体を、球自体をですね、LEDに換えることができる箇所もございますが、ほとんどが設備全体から換えないと製造中止という形もあるし、規格外の部分もありまして、そういった部分については専門業者に見ていただいて、ここは電灯だけで換えられる、ここは全体を換えなければならないということを積算をしていただいて、ただいま総務課長が申し上げました事業予算を掲げさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 業者はですね、お金もうけのためにするわけですから、そこら辺はですね、やはり役場職員を見て、これは蛍光灯は換えられる。これもあっとですよ、球は。多分なかと言うかもしかん。これに・・・したとかありますので、そこら辺ちゃんとしてください。

3点目ですね、事業所等においてもと云々のお尋ねをいたしましたけれども、私は、この町も事業所の1つとして考えられるんじやなかろうかなと思ってお尋ねしたわけですよ。まあ補助金制度も創設されてですね、検討されていることですね、各事業所にはですね、地球温暖化にご協力を賜るよう頑張っていただきたい、そう思っております。

私はこれまで複数回に渡りですね、一般質問等によりお願いをしてきました。どのような対策をしていただいたか。これは、この前からですね、観光課長あたりにもお願い

したとおりでございますけれども、対策が実行していただいた分、対策がなされてない分、今後対応できるものについてお尋ねをしていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員、松本良人君。今の質問ちょっと理解しにくかったんでもう1回言ってもらっていいですか、今の質問。

○4番（松本良人君） これまでこの同じ質問を何回かさせていただきました。そして私もこういったことがありますということでお願いをしました。ですね。その後について、どの程度実行されたか、あるいは実行されなかったかというのをお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） そこはですね、具体的にこの質問をこの前して。

○4番（松本良人君） 簡単に言えば、私はですね。ほんなら私が言います。

○議長（野崎幸洋君） 言ってください。どうぞ。

○4番（松本良人君） 私はですね、これまでですね、巡回バスの見直し、無駄じやなかろうかと。で、府内、ここの府内ですよ、府舎内での使用の、各種の車両の見直し、例えばワゴン車が、軽トラ、軽自動車でも、ワゴン車よりも軽トラックの方が油は食いませんよと。あるいはその他にバイクでもいいんじやなかろうかというようなことを前回提案したと思います。

それと通学バスの見直し、この件についてもですね、通学バスと巡回バスと併設せればどうなのかということで提案いたしましたけれども、そのときの回答はですね、学校バスが増え、学校だけのことを考えてですね、そがんしたっちゃ松本が言うたつはようけ油要つじやつかということで、巡回バスの部分については何も考えられていないかった。それで私は前回も、巡回バスと通学バスと併用してどうなのかと。ですね。そういうことを言ったつもりでございます。

またですね、役場の職員さんたちにもですね、月に何回かですね、多分この点も言つたと思いますが、日程定めてですね、昔はですね、ノーカーデーということで通勤バスがありましたので、全然自家用車乗らずにバスで来よったことがあります。そういうことをですね、まあバスがありませんので、例えば乗り合わせてくるとか。ですね。そして自家用車・・・なくせばいいんじやなか。確か言つたと思いますので、もう1回ですね、議事録等を確認していただきたい、そう思つております。

そしてその他にも色々ありますので、ぜひですね、聞きっ放し、やりっ放しじゃなくてですね、そこら辺をですね、頑張って実行に移してもいただきたい。またこれまでのですね、お尋ねした、今、府舎のLED対策、かなりの必要、お金がかかっております。かかるということでございます。また、一般質問等においても、今まで、今言つたとおりです。何回となく二酸化炭素の削減で数々の提案をしてきました。私の提案した内容については、必ず予算があまりかからない分について提案してきたつもりでございます。

安くつくつもりでですね。できれば今後ともですね、もう私が言うたからいいということで聞きっ放しじゃなくてですね、ぜひ検討していただいて、なるべくですね、金のかからない、そして金かけなくても・・・対策を大いに進めていただきたいと思っております。まあそれについて何か・・・あれば町長から・・・。なかですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） まず巡回バスの見直しにつきましては、これまでもたびたび松本議員から、松本議員の案も提案いただいて、ご提示いただいて検討させていただきましたけども、なかなかですね、こちらの方の作業の遅れ等もあり、大変迷惑をおかけしました。

今回ですね、10月1日付で巡回バスの見直し、運行体制の見直しを行いたいと思っています。主な部分については今、1回ですね、それぞれ地区ごとに運行している部分を日に2回運行できるような形ですね、利便性を持たせたいという考え方で運行計画の改定を予定をしております。

それから公用車の見直し、これ車種の変更も含めてなんですけども、これもゼロカーボンシティの実現へ向けて、このたび作りました町の計画の中にも公用車の見直し等も掲げております、順次ですね、公用車の買い替えといいますか、買い替えの時期に合わせまして更新を行うような計画をしておりますけども、この点についてはまだですね、ちょっと自動車会社等の製造が遅れているということもあってですね、まだ買い替えが行っておりませんけれども、随時ですね、行ってまいりたいというふうに計画をしているところでございます。

それからノーカーデーの取り組み、これは確かにですね、以前にはございましたけども、今はそれがやっぱマイカー通勤がほとんどでございます。ちょうど夏の暑い時期がやっと過ぎましたので、これからですね、徒歩でありますとか自転車とか、そういったことでの通勤も可能だと思っておりますので、できるだけ近くの職員にはそういった体制もとらせるようにですね、お願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

それから通学バスの見直しにつきましては、バスについては現在各中学校ですね、都呂々、坂瀬川方面からと都呂々方面からの通学バス、それから木場地区からの都呂々小学校へのバスを運行しているわけですけども、その時々の児童生徒数に応じてですね、通学バスに一般の方の混乗ができるのか、そういうものを含めて随時見直しを行っておりますので、今後の児童生徒数の推移を見ながら、さらに見直しができないか検討してまいりたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） ぜひですね、私が一般会計、一般質問でお願いした分を再度拾

い直していただいて、ぜひ検討していただきたいなと思っております。私は金のかかるお願ひはあんまりしておりません。やはり金が少なくなるような、そして利便性のいい、町民に利便性のいいようなことを常に思って一般質問をしているつもりでございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

それから、町民の要望の対応についてでございますけれども、行政通信については即座に対応された分が53件の要望があり、43件の処理が完了したということでございます。この予算関係で残り10件についてはやむを得ないものと思いますが、簡単で結構です。まとめがあれば、資料をいただきたいと思いますが、・・・でございましょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） すいません。この行政通信についてはまとめた資料というのをございません。ちょっと個々の案件ごとに対応しておりますので、口頭でお答えできる範囲でお答えしてよろしければ、今お答えをさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 後でも結構です。これやっぱまとめると必要があっとじゃなかろうかと思うとですね、集計してですね。それは当然だと思いますよ。まとめてなかつちゅうのは、まとめてなかつちゅうのはおかしかですよ。行政においては。ぜひですね、そういういったことがあれば、なかならまとめてもらって、今後の活用と併せて資料をいただきたいと思います。

行政通信で要望がなされてないもろもろの件についてでございますけれども、各関係各課や町長含めた中で処理が対応されたということでございます。これについて具体的な説明をお願いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 要望とかご意見っていうのは、各課に多数あります。総務課関係で申しますと、松本議員からご意見・要望いただいた件で申し上げますと、都呂々の港の横の道路ですね。あの関係でいろいろご意見等いただく中で対応しております。そういうしたものについては、この要件等伝達書の中で処理をさせていただいております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はこの件についてはかなりあると思いますね。10件以上あると思います。ただ町長とこに上がつとらんだけじゃなかですかね。まあ私はそこら辺はですね、53件の中での分とやっぱ照らし合わせてみんば、私が関係しとるのがどんくらいぐらいあるかちゅうのも、あの、あれできませんので、それで53件の分についていただきたいということを言ったわけですね。

それからこの具体的にはですね、この、どのようなもんが上がっていくですかね。例えばですね、担当が不在だからとか、分からぬとかで門前払いする分がかなり今、東北町、この町内ではあるということをお尋ねします。私、昨日の例で取ります。課名は言いませんので。絶対必要であったので、お会いしたくて行った。で、部内会議をしておられた。そのとき会議中だから会われんというようなことですね。私たったからおかしかやっかと、会えということで、強制的に会って話をさせていただきました。普通の方はそこまではできません。油代を使うて。ですね。あるいは遠いところを歩いてこられたかもしれない。そしてここまで来て門前払いですよ。

もう1点。ある件について、私が知らなかつたことを尋ねに行きました。そうしたところが、分かりません、担当がおりません、それで他課にまで行って聞きよつた。それでも分からず資料だけ貰つてきました。なんなつと・・・、お前たちは役場におつてそがんとも知らんとかつて私は言いました。そうしたところ、あちこち聞きに回つてですね、そういうことがあるわけですよ。そして資料をいただいて帰りました。その件も、この10件のうちに入つとですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） あの、松本さんのご質問なんですけども、2つの案件が一緒に重なつてしまつて思ひます。

まず1点目の53件っていうのは、行政通信の数です。各行政区から出た要望の数が、令和6年度の実績で申しますと53件ございました。そのうちの43件については、年度内で全て処理をしております。残りの10件については、やはり熊本県への対応をお願いする部分とかございますので、10件の対応は6年度中には済まずにですね、7年度以降の対応になつてゐるというご回答をいただいたところでございます。

2点目のご意見として、そのほかの意見等の対応はどうしてるんだということでございましたので、各課でですね、対応できる部分はそれぞれの原課で対応いたしますけれども、各課またがる、いろんな意味でまたがる部分についてはですね、要件等伝達書というものをきちんと記載して、それを決裁をとつて、重要事項については私まで決裁が回つてまいります。それを見た段階で、どういう対応をしたらいいんだということをそれぞれ原課と協議をしながらですね、指示をしているところでございます。ですからその要件等伝達書の件数については、これ調べてみないと、今いくつあるのか分かりません。その中で松本議員が要望された案件がいくつになるのかも分かりません、調べてみないと。そういう中でですね、回答できる部分はすぐ回答しますし、回答できない分は後日であるとか、改めて調べ直した上で回答させていただいているかと思います。ご了承いただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 実は私はこれまでですね、一般質問で、今、町長の答弁とだぶるかもしれません。これまで議会議員として、また一般町民としてですね、町の代役として数々のお願いをしてきました。控えておられると思いますか、担当の課。総務課、多分行政区関係は総務課の関係ですけど、各課で。私が言った分。そして対応をしていただいておると思いますか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 先程の要件伝達書、全てを私が把握しているものではございませんので、それは各課において処理されてる部分もございますし、私は7月からですけれども、私を通じて副町長、町長まで案件が回ってる部分がございますので、すいません、私が今現在全てを把握している状況にはございません。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ちょっと待ってください。松本良人君。これ一般質問ですので、質問と答弁が噛み合うように質問、事前通告の中でですね、例えばそういう質問をしたいけども、ということを通告してないと、いきなり幅広い、あんときこう言うた、これの答弁を求めるって言われても、執行部は1回1回資料を調べたりしないと答弁ができませんので、その部分は事前通告を行ってからやってください。そうしないと、幅広い関連質問されていったら、課長も答えられないし、松本議員も納得のいく答弁は得られないと思うんですよ。だから今後はですね、質問される以上は事前通告によって細かく質問内容を書いてください。はい、どうぞ。

○4番（松本良人君） ちょっと時間止めてくれろ。議長に質問します。

私はですね、そのような形にしたいと思っております。しかし、時間がない。そしていつも議長から催促ってじご叩かれる。そういった中で、幅広く、私は一番言いたいのは、これをもとにですね、行政通信をもとにして、一番言いたいのは、————。私はそう思います。それで昨日の2回の門前払いもあつとつですよ。100%で。2回しか行かんとですから。そしてまだありますよ。課長と担当と来て、そこで話しあつとにまだ完了しとらん。今から言いますけれども、完了していないのがありますよ。私は一番言いたいのは、————。

○議長（野崎幸洋君） ちょっと待ってください。

○4番（松本良人君） それを言いたかったですよ。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員、松本議員。

○4番（松本良人君） 時間止めて・・・。

○議長（野崎幸洋君） —————という言葉、それは取り消してください。一生懸命みんな仕事やつてます。

○4番（松本良人君） 時間止めてくださいって言ったけんよかでしようもん。

○町長（山崎秀典君） 時間と質疑は違いますので。

○4番（松本良人君） 時間止めてください。私は質問しとらん。ただそれは、いろいろ私に質問されたから、言わったから、それについて反論しただけですから。

○議長（野崎幸洋君） はい、分かりました。

○4番（松本良人君） そらもう取り消してよかですよ。私、時間止めてくださいて。

○議長（野崎幸洋君） 私はこの議会の進行上責任がありますので、質問と答弁が噛み合うように質問書を出してくださいというお願いをしたんです。止めたわけでも何でもありません。今後の対策として、そのように質問と答弁が噛み合うような質問の仕方をやってくださいとお願いしたんです。

○4番（松本良人君） 噛み合うとっじやなかですか。

○議長（野崎幸洋君） 噛み合ってません。

○4番（松本良人君） そうですか？

○議長（野崎幸洋君） 質問の内容が幅広くなり過ぎて、課長だって答弁ができない状況にあるじゃないですか。

○4番（松本良人君） 把握しとかんばんでしょうね。

○議長（野崎幸洋君） それが何のことについてを事前に言ってないとできません。

○4番（松本良人君） よかですよかです。分かりました分かりました。

○議長（野崎幸洋君） はい、じゃあ続けます。それ以外の質問してください。どうぞ。

○4番（松本良人君） まあ、なるべく自分に優しく、人に厳しいことにはならんようにしてください。それでですね、私が。

○議長（野崎幸洋君） 発言止めますよ。

○4番（松本良人君） 私がですね。

○議長（野崎幸洋君） 発言止めますよ、暴言吐くんであれば。

○4番（松本良人君） 私が、私がですね、私が要望したところを言います。そしてですね、今日答えきらんとならば、後でも私に個人的に答えてください。これは一般会計とか一般質問とかなんかでお願いした分ですから、即座に担当課の方々は分かつてられると思います。

まず、町道小松線入口の災害の問題。これはもうずっと言っております。それから町道竹の迫線。これは一般質問にも取り上げ、課長と課長補佐、課長と担当と見が行った箇所です。それもまだそのままなって、ここは災害に出すということでございますので、そのままなつります。それから町道古里線の路面の問題。それから国道389号、財産区の山林の伐開の問題。それから町道狸河内線路面。路面が相当崩れています。これは私は言うておりません。しかし、路面のたやんところが壊れてそこには砂利が・・・している、敷き詰められています。これは維持管理の問題で、絶対我々が言うべき問題じゃないと思っております。それから志岐漁港のトイレの新設の問題。それから

三会川下流域の防水対策。温泉センターと港湾敷の草刈り。これ課長と担当職員と同伴してですね、県の職員も来て、県の問題でしたので、県にすぐお願ひして県はすぐ刈つていただきました。しかし、県はこっちも刈ってくれると言うたところが、そこは福祉センターの兼ね合いで、福祉センターの木を切りません。切らんばいかんのでできませんと言ったので、すぐ課長に連絡をさせますから言うて、言ったところがそれがすったもんだしてできなかつた。そして私は当然出ていきましたけれども、出ていって担当課と、課長との話し合いの中ですぐ切れますと、それはペーロン大会の前やつたけんですね、ペーロン大会できさなかけん切ってくれるという地元からありましたので。ですね。そこら辺をお願いしたんですが、まだ切つてない。もうペーロン大会が済んでから何日になりますか。自分たちで刈りが行くと言うたつですよ。それから都呂々川支線の災害復旧の問題。これ数年前からです。言っております。それから国道389号、都呂々宮地岳線。これ外灯、これ説明を受けましたけれども、水銀灯がないからということでございましたけれども、水銀灯がないでもう1か月以上、2か月ぐらいなりはせんかな、そがん時間がかかるとかな、そう思います。それから都呂々389号、都呂々宮地岳線交差点工事、交通安全対策の問題。それから富岡坂瀬川並みのインフラ対策。これ都呂々地区ですね。これ都呂々ば入れろばですね、都呂々ばっかりじゃなかというような問題が出てくるかと思いますので。ですね。これはですね、私は、私が言うたわけ、もう金がどうのこうの言うたわけですよ。恐らく町民に対する・・・についての過去のやまびこ課や行政通信を例に挙げて一般質問してきましたよ。しかしながら町民に対する・・・は行き届いて渡っていない。

町民の方々は、以前からいろんな相談窓口は役場だと思っておられつとですよ。役場がいろんな問題の相談口、昔はですね。その方が大半だったと思うとですたい。しかし今の状態は、いかに、役場に行っても何もならんと言って、もう対応しとられん。で、私のここに来らつとですよ。今後は地域に密着した行政をお願いいたしたいと思っております。

それでは次に、3番目の小学校合併後の校舎移転についてお尋ねをします。只今、教育長から回答いただきました。長いご回答でございました。ありがとうございました。

私の一般質問においてはたびたび、縷々ご説明いただきましたが、移転先の問題については、私も前回提案の志岐小学校跡について反対の立場でございまして、幾度と、再度ご検討いただくよう、・・・も強く強くお願ひしたところでございますが、先程申し上げましたとおり、町民の方々から反対の意見やお叱りを受け、今回も町民の意見としてお尋ねするところでございます。

まず審議会がですね、令和4年度2回、令和5年度3回、令和4年度6回開催されるということでございました。また、令和6年8月26日に志岐地区が承認されたという

ことでございます。この件については、苓北町の中央に位置する関係上、異議がないものと思っております。思っております。このことから令和6年9月26日、通学や災害を考慮した地域的な条件、既存の、既存施設の活用により、建築工事費や費用の短縮、産業や暮らしなどの地域と関わりやすくするなど教育的な効果を総合的に勘案し、志岐小辺が示されたということです、ということでございました。

ここでお尋ねをします。志岐小学校が示されたということで、当然志岐小跡と苓中跡との比較と思われますが、両校の実面積を教えていただきたい。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 校地の面積を申し上げます。校地につきましては、建物敷地と運動場、その他に区分されておりますので、その明細を申し上げまして、合計のほうを申し上げます。志岐小学校ですね。まず建物の敷地が9,236平方メートル。運動場、こちらプールを含んだ面積が9,060平方メートル。その他ということで、教職員住宅になるかと思います。170平方メートルで、合計しますと、1万8,466平方メートルになります。以上です。

○4番（松本良人君） 苓北中学校。合計でよかよ。

○教育課長（吉本英明君） じゃあ合計だけ申し上げます。苓北中学校は3万58平方メートルです。30058です。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 両校での、検討する場合には、いろいろ検討材料が必要だと思いますね。合併した場合の、両校での概略の施設平面図等は用意してありますか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○4番（松本良人君） なからんばなかでよか。

○教育課長（吉本英明君） 検討するときの、面積。ちょっとすいません、内容がよく分からなく。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 志岐小を利用した場合は、こういった形で、こういった形ができますよと。で、こういった形ができれば建物もこういった形ができますよと。苓北中学校の場合はこういったことができますというところをお願いしたい。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） すいません。検討案ということでですね、例えば苓北中学校だったらば、グラウンドのほうに校舎を造ったりとかそういった概略のたたき台といいますか、ことはございます。志岐小学校だったらこちらに、この辺かなというふうな概略はあります。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

- 4番（松本良人君）　いや、出来上がった、利用するときの状況ですよ。実施。
- 議長（野崎幸洋君）　教育課長。
- 教育課長（吉本英明君）　申し訳ありません。現在進めております適正化の計画ですね、こちらでは志岐小学校周辺ということで、これから新しい学校の概略配置等を考えているところでございまして、決まったもの、最終的な案につきましては、現在のところまだ出来上がっておりません。以上です。
- 議長（野崎幸洋君）　松本良人君。
- 4番（松本良人君）　海拔は両校別々にどのくらいぐらい違いますか。この前の回答の中で、海拔が大分、芥中が低から志岐小にということ意見があつたのですが。
- 議長（野崎幸洋君）　教育課長。
- 教育課長（吉本英明君）　海拔ですけども、まず芥北中学校体育館。こちらが海拔2メートル。それと志岐小学校の体育館が海拔9メートルでございます。
- 議長（野崎幸洋君）　松本良人君。
- 4番（松本良人君）　もしできるとしたらどっちにしてもですね、これ志岐小も一緒ですけれども、改造費が必要と思います。改造費はどのくらいぐらい、例えば志岐小でした場合はどのくらいぐらい。芥中をした場合どのぐらいかかると思われますか。
- 議長（野崎幸洋君）　教育課長。
- 教育課長（吉本英明君）　審議会のほうでですね、お出ししております概算資料で報告をさせていただきます。志岐小学校につきましては約17億円。芥北中学校につきましては28.5億円ということで試算をしたところでございます。28億5,000万、28.5億円です。
- 4番（松本良人君）　芥中が多かっちゅうこつですね。
- 教育課長（吉本英明君）　はい。
- 議長（野崎幸洋君）　松本良人君。
- 4番（松本良人君）　現中学校敷地がですね、マイナス要因は何でしょうか、一番。一番大きな。芥中に利用した場合、一番マイナス要因。
- 議長（野崎幸洋君）　教育課長。
- 教育課長（吉本英明君）　芥北中学校の一番のマイナス要因につきましては、ハザードマップ上でですね、浸水想定区域ということでなされておりますので、そちらが一番のマイナス要因となっております。以上でございます。
- 議長（野崎幸洋君）　松本良人君。
- 4番（松本良人君）　この審議がですね、行われているということでございますけれども、2回の会合ではこのような重大な位置の決定は早すぎるんじゃなかつたかなと私は思います。ほぼ1回で決まつとつでしょ。ですね。私はそう思います。これはもし

かしてですね、これは都呂々中学、都呂々小学校の例を申し上げますが、都呂々小学校は改築したときの、私があの、PTAか何かしとったもんですからね、都呂々小学校がですね、教育委員会サイドから提案が、もう作られた提案があったっです。それに基づいてすると。そしてそれについて説明がですね、それ、それ用でずっと委員会が引っぱれていくわけですね。専門的な何もかんも、例えば志岐小が、富岡、苔中は駄目やつか、志岐小にしようかっていうて、事務サイドで決められたつが往々にして決められる可能性がある。都呂々の場合も全くそうやったと思いますけれども、そして都呂々小学校は教育、教育委員会の案ではですね、運動場である東側に並列で2棟建築されることになって、運動場に小学校が建てられるごてなっとったです。ところが、なかば、現在の小学校、いやいや、ええと、なっておりましたけれども、また小中学校の兼ね合いがあってですね、運動場とか何か両方で使うておりましたので、これが地元から相当ですね、反対があって、今の形になったわけです。途中から。そして今はよかったですやあというようなことですね。200メートルのトラックも取られてですね。まあ、そういったことがあります。

私はもう極端に言えばですね、いろんなその、何十億をかけてするよりも小中学校一貫教育は都呂々でせろば明日からっちゃでくっとですよね。これは冗談ですけれどもね。明日からでもできます。全ての設備が整っております。体育館が2つ。ですね。もうゼロでできます。都呂々小学校の場合。そして町長が常に申し上げられておられますような奥地開発なんかもですね、都呂々が一番過疎でございますのでできるかと思いますけれども、これは別問題としてですね、委員会においてはですね、いろいろ事情があると思います。これ、1町民と・・・、1町民としてですね、私が1議員としてこういった話をあったぞということでですね、ぜひですね、これはですね、複数の方のご意見ですから。ですね。それを議会でこういったことあったということで、ぜひもう一度、再度ご検討願いたいと思います。この決定機関の最高の立場である町長さんにおかれましては、苔北町、日本、世界を担う子どもたちの希望実現のためにですね、慎重に慎重を重ねて、特に場所の設定には最良の決断が行われることをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） ここで松本良人君の一般質問を終わります。

通告5番、錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 通告5番、8番議員、錦戸俊春です。先に通告しておりました2件について質問を行います。

まず初めに、堆肥センターへのチッパー＆シュレッダー導入はできないかという質問でございます。

業者、または個人に委託され、支障木伐採・剪定された枝木の処理に苦慮されている、

あると思います。チッパー＆シュレッダーを導入することで粉碎処理し、堆肥原料の水分調整材として利用することができ、その枝木が商品化になり、堆肥センターへの運営に貢献できるのではないかと思っているところでございます。

業者・個人が事業として支障木伐採・剪定された枝木を、山林などへの投棄した場合、産業廃棄物の取り扱いとなるのではないでしょうか。処理対策方法として活用してはと思って、いかがでしょうか。また、環境保全にもつながるのではないかと思います。自分で実施し、自分の土地に置く場合は何ら支障はないと思いますが、今後行政として何らかの手助けが必要ではないかとも思っているところでございます。

その機器の処理能力は機種により異なりますが、最大粉碎直径が140ミリまで処理できるとされております。機器の初期導入に費用は必要ですが、産業廃棄物処理の観点及び堆肥センターへの水分調整材として利用することで、長期的に見ると、費用対効果はあるのではないかと思っているところでございます。

また、この支障木伐採・剪定された枝木処理（粉碎処理）は、持ち込む業者・個人に依頼して、堆肥センターへの負担の軽減は図る必要はあると思います。

導入についての町長のお考えをお伺いをいたします。

次に、ふるさと納税についてでございます。

「人が輝き 地域が輝くまちづくり」の主要施策として、町の基幹産業である農業・水産業所得向上と担い手育成、商工業の振興支援、国土強靭化、医療・福祉・介護施設従事者の人材育成、待遇改善など、ほかにも諸々の施策があると思います。

それらの施策実現については、多額な財源が必要不可欠であります。ふるさと納税は町の自主財源として活用できる唯一な財源であり、財源確保の一要因であることは、私が言うまでもございません。苓北町の昨年は上昇傾向に見られましたが、今回、下降線をたどり、熊本県を含め県内市町村の45位です。人口比率からしては、最下位と言つても過言ではないのではないかと思っているところでございます。他市町村と比較した場合、何が足りないのか、分析が必要ではないかと思っているところでございます。

2025年7月31日に総務省で発表された、熊本県ふるさと納税ランキング10位までは、10億円を超える金額となっております。10位まで見ると、1位は甲佐町で68.66億円、2位が御船町36.3億円、3位八代市で34.9億円、4位高森町で25.04億円、5位天草市で22.04億円、6位和水町で19.15億円、7位熊本市で11.77億円、8位玉東町で11.42億円、9位玉名市で10.87億円、10位益城町で10.61億円となっており、38位までは1億円超えとなっております。

また、全国で見ますと、令和5年度ふるさと納税は、宮崎県都城市が日本一で、納税受入金額が193億8,400万円だそうです。10年連続で寄附額がTOP10入りし、全国で都城市のみだそうです。平成27年・28年、令和2年・4年・5年の、五

度の寄附額日本一だったそうでございます。制度のルール化が進み、安定しつつあるそうでございます。今後はこのように、多額な寄附が見込まれるのではないかと都城市は思っておられるようでございます。

苓北町は他の市町村と比較して、何が足りないのか、何がどのように違うのか、調査・研究し、もっと積極的に取り組んではと思います。

例えば、ふるさと納税へのPRの仕方・方法（仲介サイトの取り組み）、次に返礼品の内容（他自治体との比較検討など）も必要ではないかとも思っているところでございます。また、ふるさと納税をされた方々への返礼品の送付後の意見あたりもお尋ねしてみられたらいかがかと思っているところでございます。あといろいろあると思います。

ふるさと納税の理念をよく理解し、仲介サイトとも協議を重ねて取り組むべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の錦戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、堆肥センターへのチッパー＆シュレッダーが導入ができるないかにつきましては、苓北町堆肥センターの水分調整材は、以前は杉・ヒノキ等の針葉樹の皮等を活用したこともございますが、針葉樹の皮では微生物を使った分解が難しく、一定の品質を確保できないことから、現在は天草管内で伐採された広葉樹の皮を中間処理施設から購入し、水分調整剤として活用しているところでございます。

ご存じのとおり苓北町堆肥センターは、牛糞、生ごみ、下水道汚泥を主原料として堆肥を製造しており、これをバークですね、先程申しました広葉樹の皮等を使ったバークですけども、バーク材は微生物により分解と発酵を促し、良質で取り扱いやすい堆肥製品とするために、水分の調整をするための重要な材料となっているところでございます。

議員ご質問の、業者や個人から搬入された伐採木や剪定木等をチッパーやシュレッダーを導入して、堆肥センター自らで水分調整材を独自で作っていくためには、1つ目に作業員の課題といたしまして、多種の樹木を活用して堆肥の製品化をする場合は、中には毒性がある樹木等もございますし、ヤニの油分が多い樹木、発酵を抑制してしまう樹木などがございます。こういった樹木などを、搬入時に適切に分別及び仕分けする作業が必要となってまいります。

2つ目に施設整備の課題として、堆肥の生産量に応じた伐採木等の受け入れや、処理作業ヤード、チッパーや破碎機、伐採木を搬入する油圧ショベル、選別種類ごとの保管施設の整備などが必要となります。

3つ目に処理材の課題として、堆肥センターの水分調整材として活用できなかった樹木の活用、再利用に適していない木くずにつきましては、最終処分場や焼却処理施設等の処分先までの運搬と、その処理費用などが新たに発生することが考えられます。

このように、主に3つの課題に対応する必要があり、現状においては、中間処理施設から、主原料の牛糞、生ごみ、下水道汚泥の搬入量に対して、水分調整材、バークとして必要な量を必要なときに購入し、堆肥の製造をしていく、現在の調達方法が現状では適切ではないかと考えているところであります。

次に、業者・個人が事業として支障木伐採・剪定された樹木を山林などに投棄した場合、産業廃棄物の取り扱いにならないのか、ということでもありますけれども、これは環境省によりますと、建設業に係る木くずであって、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物となりますけれども、森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で自然還元利用などをすることは、廃棄物として規制する必要はないとのことでございます。

議員ご質問の、支障木伐採・剪定木の環境保全に対する行政としての何らかの手助けにつきましては、まずは町内の実態調査に努めながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に2項目目の、ふるさと納税についてでございますが、苓北町の令和6年度のふるさと納税の実績については、錦戸議員ご承知のとおりでございます。

その前の年が1億近く集めましたので、予算的には1億5,000万の予算を計上させていただき、頑張ったところでありますけれども、諸事情がございまして、残念ながら3,000数百万にとどまってしまいました。

このような状況を踏まえまして、ご質問にあります、他市町村と比較して何が足りないのか、何がどのように違うのかの調査・研究についてでございますが、毎年、定期的に庁内関係課を招集しての対策会議を開催をしておりまして、せんだって8月22日にも会議を行ったところでございます。

また、毎年ですね、上位に位置されております高森町にもですね、昨年度はお邪魔して、草村町長から直々にですね、副町長と総務課長が方法と、高森町の対応等をお聞きしたところでございます。

そういう中ではありますけれども、現状ではなかなか伸び悩んでいるという状況でございます。

このような中で、まず寄附額の増加を図るために、1つ目に、寄附を確実に集める柱となる返礼品の確立や、新たな返礼品の充実を図ること。2つ目に返礼品の提供量を確保すること。3つ目に広告・宣伝の強化を行い、苓北町の知名度を高める取り組みを推進しながら、ふるさと納税制度を通じた交流人口や関係人口の創出による、継続的な寄附に繋がる仕組みづくり、人づくりを構築することが必要であると考えております。

現在の取り組み状況といたしましては、令和7年度から変更しました委託業者のノウハウを活用し、令和6年度の課題でございました高額な寄附単価を少しでも安価とする

ため、配送料といったふるさと納税に係る経費の全体的な見直しを行い、少しでも他市町村と競争力のある寄附単価を設定する取り組みを進めているところでございます。

先程申しました1つ目の、寄附を確実に集める柱となる返礼品の確立や、新たな返礼品の充実を図ることについては、返礼品提供事業者とも連携をし、寄附を集める柱となる返礼品の開発や、既存返礼品の磨き上げ、数量や規格でバリエーションを増やす取り組みなど、寄附者のニーズに対応した新商品開発に取り組んでおりまして、併せて、芥北町農協とも米、果樹や野菜の返礼品の提供に向けての調整を行わせていただいているところでございます。

2つ目の、返礼品の提供量を確保することについては、芥北町は他市町村と比較して、返礼品として人気ジャンルである米や肉などが不足をしておりまして、返礼品目もそうですが、個人事業者などの比較的小さい事業者が多いために、ふるさと納税に関する返礼品の提供量を確保できないといった課題がございます。しかしながら、現在の委託業者は返礼品の提供事業者としても参画をいただいておりまして、県の共通返礼品である馬刺しやあか牛、くまもと黒毛和牛などを提供し、かつ、米などの町内地場産品を自社で仕入れ、返礼品化を目指すなど、熱心に取り組んでいただいているので、委託業者とも連携を図りながら、商品開発及び提供量の確保に引き続き力を入れてまいります。

3つ目の広告・宣伝の強化を行い、芥北町の知名度を高める取り組みを推進しながら、ふるさと納税制度を通じた交流人口や関係人口の創出による継続的な寄附に繋がる仕組みづくりを構築することにつきましては、50%ルールの中で寄附額の状況に応じた戦略的な広告・宣伝の実施を行うとともに、委託業者のノウハウを活用しながら、寄附者への自治体紹介カタログの送付や、LINE、インスタグラムなどのSNSツールを活用した、寄附者への芥北町の情報発信を積極的に行いながら、芥北町に少しでも関心を持っていただき、継続的な寄附に繋がる仕組みづくりの構築に引き続き努めてまいります。

なお、いずれにいたしましても、ふるさと納税市場における寄附者の求める返礼品需要などといったマーケティング戦略が非常に重要となりますので、委託業者のノウハウを活用しながら、返礼品提供事業者とも連携を密に図り、ふるさと納税の理念であります「納税者が自ら寄附先を選択することで、その使われ方を考えるきっかけとなること、生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること、自治体それぞれの魅力の発信を強め、自治体間の競争が進むこと」を念頭に、寄附額の増額に向け、引き続き取り組んでまいります。

特に、米については今日高戸議員からのご質問にもありましたけれども、令和の米騒動ということで米が不足している状況、しかも高値で取引が続く、しばらくはですね、高値で取引が続く状況でございまして、ふるさと納税を通じて米を提供していただきた

いと思われる方もいらっしゃると思いますので、特に米の提供量の確保については、努力を引き続きしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、錦戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 堆肥センターへのチッパー＆シュレッダーの導入の件ですけれども、これ現在、今答弁ございましたけれども、良質な堆肥がこういう生産されて販売をしております。あまり私は、あまり難しく考えなくてですね、各家庭で、あるいはこの業者によって支障木の伐採とか、各家庭の剪定とかなんかで堆肥センターあたりで処理はできないかなと思って。先程答弁もありましたけれども、バーク材として、水分調整材、要はバーク材として使われておりますけれども、そういう形で何かこう利用ができるばと思ってご質問をしたところでございます。

今この支障木の、ちょっとお尋ねですけども、業者あたりが道路の支障木とか何かこう伐採されておりますけれども、この処理というのはどのようにされておられるんでしょうか。

今答弁の中で、これは産廃には当たらないということでございましたけれども、どのような処理をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 道路の支障木とかですね、除草した際のその切った草とですね、枝の処理につきましては、町の作業員さん2名雇用させていただいておりますけど、が町の直営で草刈りをされた分は町のイグリですかね、の土地の方に、要するにもう作業員2名さんでの作業分になりますので、多い量ではないんですけども、置くような形をとってまして、例えば町発注の業者さんですね、業者さんにお願いして、その工事に伴った分も含めて草刈りとかですね、枝を処理した分は町外の業者さん、処分をしていただける業者さんのほうに搬出をして処分をしているというところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） この草木、すいません、木はちょっと粉碎せんと無理でしょうけども、草あたりは堆肥とあまり変わらんで、堆肥センターで処理ちゅうとはできないんですか。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程の草につきましても、やはり水分を調整するっていうところで、水分量が多い部分についての草については非常に処理が困りますので、今のところはそういった良質な堆肥を作るためにバーク材を利用しているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 例えばシルバー人材あたりでですね、剪定とか何かされたときのその処理っていうのはどういうふうにされてるんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） シルバー人材センターで、個人の方とかですね、そういうの草刈りの依頼を受けられた際に切った草の処理はですね、一度聞いたことがあるんですけども、社会福祉協議会ですね。そのシルバー人材さんが切られた草の処分は、会員さんの中で、山林とかお持ちの会員さんがいらっしゃるので、その方の個人の山に入れておられるということを聞いております。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） 仕事をされる方がですね、そういうふうな山を持ったり、処分される場所を持っておられれば、そこで処分できる、産廃の・・・値しないということですので、処理ができると思いますけれども、やはり、まあ、永遠とその方たちが作業されるということもないでしょうから、やはり今後行政として何らかの形ですね、手助けするような方法を今後考えていただければなど。そうすると、住民サービス、一応環境保全にもつながっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討のほどよろしくお願いをいたします。

次にふるさと納税の件ですけれども、昨年から見るとふるさと納税の寄附額が下がってですね、一番の要因は何が考えられるのでしょうか。他の、他市町村と比較しての返礼品の内容あたりが違うのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 何が大きくほかの自治体と違うのかっていうところでございますけども、答弁の中にも一部あったかと思うんですけども、その50%ルールですね、給付額に対していくら使えるのかって、やっぱそこは寄附額が少なくなれば少なくなるしこ、その広告宣伝にかける費用というのがやっぱ抑えられるっていう、抑えなければならない。寄附が多くなれば多くなるしこ、こう、広告宣伝に充てれる費用も。やっぱそういったところで、やっぱ逆にもう多いところは逆に伸びていく。少ないところは逆に少なくなっていくっていうのが一番大きな要因なのかなと思います。

今年度から委託の業者を変えたんですけども、そちらのほうはそういったところ、あともう返礼品に係る先程50%ルールの配送料とかそういうやつも、自前の中でやれるので採択するっていうなことが今後少なくなってくるので、返礼品にかける単価の割合というのは大きくなてくるので、その辺はちょっと競争力は上向いてはきているのかなとは思っております。やっぱり一番大きいのはそういった50%ルールの中で、どれだけいい商品を提供できるのかっていうのが、ほかの自治体に若干負けてるんだという

のが要因だと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君）　錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君）　どこの、これは国で決めたルールですので、ほいで、最初のスタートというのはどこも同じと思うとですね。やはりその50%のルールの中でだんだんだんだん伸びていくので、そこら辺な知恵と思うとですよ。で、いかにその知恵を出してするか。例えばこの芥北やったら海、海、天草ちゅうたらやっぱイメージしとらる、ほとんどこう、海というのがあると思うとですね。それでやっぱり海の海産物あたりの良さもあるし、また、農産物もあるしですね。そういうなのをやはり知恵を出し合って、その50%のルール、先程言いましたけれども、最初はどこもそれでスタートして、そして伸びてきてるわけですので、やはりそこら辺はお互いに知恵を出していけばいいんじゃないかなと思っているところで、それと答弁の中にですね、寄附のニーズに対応して新商品の開発に取り組んでおり、併せ、芥北町農協と米・果樹・野菜の返礼品の提供に向けた調整を行っているところですが、ということで、2つ目に返礼品の提供量を確保することについて、返礼品として人気ジャンルである米や肉などの不足していることですが、確保が難しいという答弁がございましたけれども、確保が難しいというのは、なかなか提供していただけないというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君）　総務課長。

○総務課長（宮崎良成君）　最初錦戸議員が言われたその海の品ですね、うちの商品としても岩ガキがあつたりとか緋扇貝があつたりはするんですけども、なかなかその業者さんが生産できる量というのが限られておりますので、その辺で量が確保できないっていうのが1つございます。

あとその米、町長からもお話がありました米については、ほとんどの農家さんが農協を通して、これ経済連を通して全量買取りみたいな形になってますので、それを今ふるさと納税分の商品として提供するっていうまでなかなかこう調整がうまくいっていない状況がございます。その辺を今ちょっと農協さんとですね、直にやりとりするのか、あと米部会とか個人の農家さんと調整しながらそこの量を確保図っていくということでお進めているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君）　錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君）　今年は米の値段が高騰したですよね。で、やはり米というのは、ここしばらくは価格が高騰したままでいくんじゃないかなと。これは目玉じゃないですね、先程課長言われたように、農協あたりとも、また各農家さんあたりともして、町が中に入ってそこら辺の量の調整あたりもしていけばですね、伸びるんじゃないかなと思っているところで。それと、高森町に以前研修というか、行かれたじやなかつたですかね。そこの高森町もあって熊本県ですね、4位で25.04億円あつとるわ

けですよね。で、人口もそんな、苓北町と極端な人口の差があつたりということじやないんじやないかなって思いますけれども、やはりここがこれだけ伸びてですね、そして研修に行かれたその成果というのは全然こう見られない、何か成果どころか苓北町は逆に下がつていったって、そこら辺のその要因っていうのはなんかあるんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） 高森の方は、私と前総務課長で行ってまいりました。町長さんに直接ですね、1時間程度指導いただいて、高森はメインは米でございます。まずJAさんの全面協力がありまして、自分たち、耕作面積以上ぐらいの出荷をどうにかしてJAで確保していただいて、各近隣のっていうかですね、そういう感じで米を確保していただいて、米を主流でああいう数十億円のふるさと納税になっております。たまたま先週も高森の町長さんにお会いしまして、やっぱり米ですよということで、先程総務課長が申し上げたとおり、やっぱり今度の新しい業者さんも、量がないとどうしようもできないということで、なんさま米のほうをですね、仕入れる方法を町としても考えてほしいということを言われました。それを含めましてJAにもですね、お願いを昨年ぐらいからしてるんですけど、経済連の関係とかですね、今までの農家さんと農協さんの関係もありまして、町といたしましてもなかなかそこに踏み込んでいけないこともありますので、それでも駄目だったらもう1回JAのほうにお願いしてですね、米部会さんとか、今度の業者さんは果樹関係も専門でございますので、果樹部会あたりでもですね、お願いをしてですね、町といたしましては農家の手取りを増やす方法も、当然農家さんが経済連に出す金額よりも、もしかしたらふるさと納税で出していただいたほうが農家の手取りも増える可能性もありますので、そこは農協さんですね、調整をして農家の、先程言いました手取りの増も含めまして、今後研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） それはぜひそういうふうにして進めていただければですね、そしてやはり多いところでもまた研修にも行かれてですよ。それでどんどん、やはりどうしたら伸びるか、苓北町と何が違うのか、そこら辺もよく研究されて、したら伸びる余地はあるんじゃないかなと思いますけれどですね。

せっかく昨年度は上昇気味だったのが下降線を辿って、言うならば、先程言いましたけれども、人口比からいくと一番、熊本県で一番最後、まあそれは順位付けろばもう1位から一番最低までおるんですけども、やはりあまりにも少ないんじゃないかなという気はいたします。そして唯一の一般財源ですのでですね、思った以上にこの住民サービスが、これが確保できるとできるんじゃないかなと思っているところでございます。

今後、財源確保に向けてなお一層の努力をしていただければと思います。これは意見

を交わしてもお互いにこんな努力をですね、お互いに知恵出してしていかなければなりませんので、お互いに知恵を出して、どうしたら増えていくかをやはり研究しながら、そして業者さんともですね、よく打合せをしていただいて、伸ばしていただくように、先程言いましたけれども、50%のルールございますけれども、当初は全部それでスタートされて、そしてこれだけの財源を確保されておられるわけですよ。ここの宮崎の都城市、ここを見てからびっくりしました。これを半分、50%使ったとしても、約193億、200億・・・100億近くはやはりふるさと納税でいただいておられるわけですよね。そうすっとこの、ここを見てみろですね、いろんなサービスがなされております。住民、ここは市ですので、市民サービスに対してですね。そういう形で、いろいろ町民サービスができるわけで、ぜひ努力をしていただければと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） ここで錦戸俊春君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後2時35分

令和 7 年 9 月 5 日（金）

（第 2 日目）

令和7年第3回芥北町議会定例会会議録（第2日目）

令和7年第3回芥北町議会定例会は、令和7年9月5日芥北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田嶋 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎秀典	副町長	福田誠一
教育長	錦戸雅志	総務課長	宮崎良成
税務住民課長 兼会計課長	松村保則	企画政策課長	山下晃弘
教育課長	吉本英明	土木管理課長	松井徹也
農林水産課長	田尻悟	商工観光課長	稻尾浩二
水道環境課長	時田健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻康彦
行革デジタル対策室長	田中正彦		

8. 議事日程

日程第 1 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 皆さんおはようございます。本日の定例会散会後に開催します、全員協議会の資料をお手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（野崎幸洋君） 昨日に引き続き、一般質問に入ります。

通告6番、田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 通告6番、1番議員、田嶋健司が、通告どおり2点について一般質問したいと思います。

まず最初に、災害に備えた町づくりの提案。

前回の一般質問でも述べていますが、気象庁は、地球温暖化の急激な進展を示し、地球温暖化による気候変動に伴う自然災害が、25年度も国内外で多発するおそれを指摘していました。今年の8月8日深夜から早朝にかけて、鹿児島県の薩摩地方で線状降水帯発生から始まり、10日に福岡県、11日未明より熊本県内各地方で、1時間当たり110ミリを超える雨量が観測され、道路や家屋の浸水、土砂崩れが多数発生しています。毎年のようにニュースで「50年に一度、100年に一度の大雨」という言葉を聞くようになりました。

地球温暖化の影響は台風にも大きな影響を与え、強大化、強力化が懸念されています。万が一、瞬間最大風速54メートル毎秒以上の猛烈な台風の襲来があれば、大きな災害が起き、電柱や電線が破壊されて大停電も起こります。

熊本地震等の大規模災害では、避難所に入れなかった人や、プライバシー、暑さ・寒さ対策、避難所での生活に不安を感じる人の多くは、車中泊を選択しています。自動車は移動するためだけではなく、防災アイテムとしても必要なものです。また、災害時には発電機、ポンプ等も重要な防災アイテムです。

これらの防災アイテムに必要なものは、ガソリン、軽油、灯油等の燃料です。燃料がなければ、いくらあっても役に立ちません。

ここで私が危惧しているのが、町内にある4つの給油所の問題です。私の聞くところによると、この4つの給油所には停電時の電源確保の設備が用意されていないということです。先程の猛烈な台風が襲来した場合、広範囲で大規模な電柱・電線の被害が起き、電力供給の復旧にも長時間かかったときはどうなるのでしょうか。全ての給油所が稼働できずに、燃料の供給ができなくなります。そういう事態は避けるべきだと私は思いま

すが、いかがでしょうか。給油所、給油施設の所有業者との協定を結び、この問題に対応すべきではないでしょうか。

山崎町長のお考えをお伺いします。

続きまして2点目に、ふるさと会の会員増加に向けての提案。

苓北町出身者が集う場所として、現在は関東ふるさと苓北会・関西ふるさと苓北会・長崎苓北会が結成されています。毎年、各ふるさと会で総会が行われており、町長をはじめ町執行部、町議会議員も出席して懇親会も開催されています。残念ながら、コロナ禍より関西ふるさと苓北会の懇親会は開催されていません。

私も関東ふるさと苓北会と長崎苓北会に参加させていただきましたが、そのときにそれぞれの会長様から「ふるさと会の会員も高齢化が進んでおり、若い世代の加入者が少なく、会の存続を危ぶんでいる。ふるさと会の会員数増加を頑張りましょう。」という話を伺いました。

若い世代は、ふるさと会の敷居が高く感じ、入会を敬遠する人や、ふるさと会の存在は知っているが、どうということをしているのかを知らない人、ふるさと会自体を知らない人など、いろいろな理由で入会者が少ないのでないかと思われます。

現在の若者はLINE、Facebook、Instagram等のSNSを利用したコミュニケーションネットワークが盛んに行われています。そのSNSや仮想空間などを利用して、苓北町出身者のコミュニケーションできる場所をインターネット上に創ることはできないのでしょうか。手始めにネット上で、苓北町出身者同士のネットワークができれば、そのつながりから、ふるさと会への入会につなげていければと考えていますが、いかがでしょうか。

山崎町長のお考えをお伺いします。

答弁をお聞きして、自席にて再質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） おはようございます。本日もよろしくお願ひします。

只今の田嶋議員の質問に答えさせていただきます。

1項目目の、災害に備えたまちづくりへの提案における、大規模災害時の燃料確保に係る給油所との協定締結についてでありますが、まず、自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続し地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンドのことを、「住民拠点SS（サービスステーション）」と呼ばれております。

国におきましては、平成30年に相次いで発生した、西日本を中心に、全国的に広い範囲で被害が出ました7月豪雨、近畿地方を襲った台風21号、そして9月6日に発生した北海道胆振東部地震の発生など、災害が頻発、激甚化したことを受けまして、平成30年12月閣議決定の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」。さらに

は、令和2年12月閣議決定の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」におきまして、住民拠点サービスステーションの整備を推進してきておられまして、令和7年2月末時点で、全国約3万か所のサービスステーションのうち、1万4,260か所が住民拠点サービスステーションとなっております。

なお、議員からの質問を受けまして、町内の4給油所に自家発電設備の設置状況を確認をいたしましたところ、1給油所において「停電時は所有の発電設備で対応する」旨の回答を得たところであります。

しかしながら、大規模災害が頻発する近年、改めて残りの3給油所につきましても、自家用発電設備の設置について協議をさせていただき、その上で必要に応じ、事業所との協定の締結も検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に2項目目の、ふるさと会の会員増加に向けてのご提案についてでございますが、議員のご質問にありますとおり、現在、苓北町出身者が集う場所として、関東ふるさと苓北会、関西ふるさと苓北会、そして長崎苓北会が結成をされております。

このうち、関東ふるさと苓北会と長崎苓北会は、コロナ禍で開催できなかつた令和2年度から令和4年度を除き、毎年総会が開催され、苓北町からも私を含めて来賓として参加をさせていただいているところでございます。

何度か私も参加させていただいておりますけれども、議員のおっしゃるとおり、会員の皆様の高齢化もございまして、参加者が年々減少しております。

関東ふるさと苓北会におきましては、コロナ前の平成29年度総会には122名の会員の皆様が参加されておりましたが、コロナ後の令和5年度は94名、令和6年度は73名と年々減少しております。

長崎苓北会においても同様でございまして、コロナ前の令和元年度に36名の参加があつており、コロナ後の令和5年度も37名の参加があつておりましたが、令和6年度は24名、そして今年度、令和7年度は21名と、減少が続いている状況でございました。

一方、関西ふるさと苓北会におきましては、令和元年度は105名の会員の皆様の参加がございましたが、令和2年度にコロナを理由に中断されて以降、そのまま開催されていない状態が続いているおります。

関東や関西などの都市圏におきまして、同郷の人同士が交流する場として、ふるさと会や県人会、あるいは高校等の同窓会などが組織されておりますが、いずれの組織においても苓北町と同様に、高齢化とともに会員の減少が続き、特に若い人の加入が少ないとお話を聞いているところでございます。

町をいたしましても、会員の増加は、そのまま苓北町を応援してくださる方の増加につながり、ひいては、ふるさと納税をはじめとして、町の活性化等に寄与していただく

ものと考えておりますので、会員募集について何かお手伝いできないか、引き続き、ふるさと会の皆様と一緒に研究をしてまいります。

特に休止状態の関西ふるさと芥北会は、令和2年度以降開催されておりませんので、総会の開催と参加者の増加に向けて、現会長の浅井様と直接お会いしてご相談させていただくようお約束をしているところでもございます。

さて、議員ご提案の、SNSや仮想空間などを利用したコミュニケーションの場所につきましては、特に若い世代におきましては受け入れられやすいと考えております。また、インターネット上であれば地理的な距離も考慮する必要がなくなりますので、関東や関西など地域を限定せずとも、日本中の、あるいは世界中の芥北町出身者のコミュニケーションの場所にもなりうるとも考えます。

芥北町におきましては、幸いにして今年度も行革デジタル対策室において、メタバースを活用した交流人口拡大事業に取り組んでおりまして、地域活性化起業人の大仁田氏は、このようなデジタル技術に精通しておられますので、同氏の協力も得ながら、インターネット上のコミュニケーションの場所について研究を進めていくとともに、各学年ごとの同窓会なども行われておりますので、そういった同窓会などを通じて呼びかけるなど、アナログ的な手段についても併せてですね、検討してまいりたいと思っております。

以上、田嶋議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） すいません、私の調査不足で申し訳ありませんが、1給油所が対応されているとのことですが、どこの給油所でしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 1軒は安田屋さんでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） その他はまだということで、了解しました。

政府もですね、平成30年12月の防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策や、令和2年12月の防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策等の住民拠点SSの整備が推進されていて、いろいろな補助政策があると思います。また、これから先もですね、南海トラフ等大地震や、災害に備えるための政府助成がいろいろあると思いますが、町がもし、他の3事業者ですね、と協定を結ぶにあたってですね、そのような補助事業の活用を各事業所にですね、伝えて、いち早く住民拠点SSの充実を推し進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 町長の答弁にもありますとおりですね、大規模災害が頻発

する近年において、こういう住民拠点サービスステーションというのは本当に大切だと思います。協定を結ぶかどうかについては改めて検討させていただきますけれども、国の支援等をですね、できるだけ早く事業者さんほうにもお伝えするような形ですね、改めて自家発電設備の設置についても協議をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） いろいろな補助事業ですね、多分予算の枠があると思いますので、多分早いもの順とかですね、そういうことになりかねませんので、情報を早く収集できた場合にはですね、早く事業者の方にお伝えしていただくことをお願いします。

それですね、店内に関しては業者さんほうにお任せするとしても、町として協力してほしいと思うのは、発電機の貸し出しとかですね、補助事業とかをしてもらえば事業者の方もですね、ちょっと検討をしてもらえるのじゃないかなっていう思いがありますけど、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 町が持っているその発電設備、ポータブルがそのガソリンスタンドの給油に対応できるかっていうのはちょっと分かりませんので、その辺も含めてですね、協議をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） その辺はですね、やっぱり苔北町の人口よりですね、多分自動車とかですね、そういうのが多くて、やっぱり災害時には活躍する機会が大いにありますので、どうぞ早めに備えをお願いいたしたいと思います。

続きましてですね、2番のふるさと会の件ですが、コロナ禍ですね、人間関係の疎遠や希薄化が進んでいると思います。なかなかですね、人が集まる場所等がですね、敬遠されがちで、皆さん人を寄せるっていったですね、そういうのにご苦労されてると思います。今ですね、個人情報の取り扱い、コンプライアンス等ですね、問題ですねなかなか難しい点があると思いますが、私はですね、例えば二十歳のつどいとかですね、やっぱり全体的に集まる機会とかにLINEグループの作成をですね、町がして、入会してもらって、年齢別ですね、グループ作成ができないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） なかなかコロナ禍ですね、人を寄せるのに苦労されてて、例えば二十歳のつどいあたりで、ご参加される若者にSNSへの誘導をしてみたらどうかというご提案かと思います。

まずSNSですね、流れとしましては、町の情報を発信しながらですね、そのコミ

ユニティの中にフォローしてくれるような形ですね、その人とのつながりを作るというのがあると思いますので、まず地域おこし協力隊やですね、地域活性化起業人で現在構成しております、れいほくプロモーションプロジェクトの中で、地元の高校生とかですね、若い世代の方にも関わっていただきながら、皆さんつながるための土台となるシステム、いわゆるSNSのプラットフォームの選定とかですね、あと、そのコミュニティへの参加が広がるための戦略などをその中で考えてまいりたいと思っております。

その上でですね、田嶋議員からご提案いただきました、二十歳のつどいに参加される若者をはじめ、例えば各年代で開催されます同窓会の幹事さんなどにもですね、ご協力いただきながら、関東、それから関西在住の芥北町出身者の方に対して、SNSへの誘導を図っていかなければと思っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 私が思うのはですね、やっぱり年齢別のグループが作成できればですね、やっぱり横のつながりで、じゃあ会に参加しようかとかですね、そういう広がりが持てると思いますので、縦より先にまず横のつながりをですね、広げてからするべきだと私は思っています。その年齢別とかですね、のツールができればですね、例えば若い世代とか、結婚適齢期の年代にですね、婚活イベントの案内やですね、ふるさと納税の案内、各ふるさと会への案内等をですね、その年代に有用なところにお知らせするっていうこともできると思いますけど、いかがお考えでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） SNSでのですね、つながりができたところで、様々な、先程おっしゃられました婚活事業であったり、ふるさと納税へのご案内あたりもしっかりと広げていけるかと思いますので、その辺りもですね、じっくり検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） まあですね、LINEグループとかですね、SNSの取り扱いはですね、結構コンプライアンスの問題ですね、難しいところもありますが、まず手始めにですね、二十歳のつどいでよかナビのダウンロードもですね、検討していただいてですね、よかナビの認知を広げていただくのも1つの手だと思います。よかナビの中にはですね、イベント情報の発信のところもありますし、今は使われておりませんが、アンケートの欄もありますので、それぞれの年代別ですね、アンケートを実施したりとかですね、ふるさとの、町外に出た人からですね、見る芥北町の良さやですね、改善すべきところをですね、アンケートに答えてもらうツールとしてですね、よかナビを利用できるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） ご提案ありがとうございます。よかナビのですね、普及率にもつながってまいるかと思いますし、アンケート欄のですね、有効活用を行いながらですね、様々な事業に活用してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） やっぱりですね、町でですね、何が行われているか見れるようですね、してもらうと、やっぱりもっとふるさとの芥北町に興味を持っていただけるですね、芥北出身者の方が増えればと考えます。

先程、地域活性化起業人の大仁田氏とかがいると思いますが、やっぱりそういうプロのですね、意見を聞いてですね、例えば2ちゃんねるとかですね、そういうところで芥北サミットみたいなですね、いうな、インターネット上のサミットができれば、これからちょっと広い範囲での芥北町を考えてくれる人の人口にもつながるんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） 地域活性化起業人の方がですね、いろんな発想を持っていらっしゃいます。先程ご提案ありました芥北サミットとかですね、そういうしたものですね、何かこう、皆さんの集う場ができるのかとかっていうのもですね、先程申し上げました芥北プロモーションプロジェクトの中でですね、しっかり検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） やっぱりですね、こういう新しい事業はですね、なかなか進めるのは難しいと思いますが、せっかくこういう地域活性化起業人とかですね、そういうところを国からの補助ですね、雇っていますので、大いにですね、活動していただいてですね、町を盛り上げていって、ゆくゆくはですね、このふるさと会に直に会って、出て、顔を合わせるような関係を築いていけたらと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） ありがとうございます。SNS上でですね、つながった方、インターネット上でも同じですけれども、いわゆるオフ会という形で、普段はネット上でつながった方が現実で会うっていう機会はあるようですので、その場として、例えば関東ふるさと芥北会等が使っていただけるならば、こちらとしましても参加者が増えますので、大変ありがたいことだと思っております。ありがとうございます。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 本当にですね、この芥北出身者は数多く、全国にですね、広がっていると思いますので、その人たちのつながりを深めてですね、前日、錦戸議員から

の一般質問でもありましたけど、ふるさと納税のですね、呼びかけとかですね、苓北町への協力をですね、呼びかけにつなげていただければと思っています。以上です。

○議長（野崎幸洋君） それでは、以上で田嶋健司君の一般質問を終わります。

通告 7 番、田嶋稔君。

○6番（田嶋 稔君） おはようございます。通告 7 番、8 番議員、田嶋稔です。私は通告に従い、2 点について一般質問いたします。

その前に、現在、世界各地でいろんな災害に遭われた地域の皆様に、心よりお見舞いを申し上げ、1 日も早い復興を願いながら質問に入りたいと思います。

第1 点目の、自主防災組織の充実についてですが、今回、私は能登半島の被災地を観察する機会を得ました。

観察したところは、石川県七尾市能登島です。この島は、能登半島地震で震度 6 弱の被害を受け、本土との橋が通行不能となり、一時孤立したそうです。

地域の絆の強い能登島での震災体験、地域の防災について説明を受け、被災した民宿・被災当日の出来事・住民の対応・町内会の活動・効果的だった対策・孤立解消後の被災生活等、改めて自然災害の脅威を感じたところでございます。

実際に体験されました“生”の声を聞くことができ、命を守るためにには、日頃の訓練と地域の連携が大事だと感じました。

テレビや報道で伝わらない細やかな情報や、体験も聞くことができました。

さて、我が町、苓北町は、自主防災組織の組織率、令和5 年で 86 % になっています。令和6 年にはまた増えているようでございますが、今後、またいつ発生するかわからない自然災害に備え、地域における自主防災体制、避難体制の充実を図っていくことは必要があると考えますが、いかがでしょうか。

1 つの考え方ですが、こういった“生の声・生の体験”を区長さんや自主防災組織の責任者の方々に聴講する機会を作つて、防災意識の高揚を図つてみたが、いかがでしょうか。町長の考えをお聞きいたします。

続きまして、第2 点目、天草広域連合について。これは新ごみ処理施設の整備運営事業についてですが、お尋ねいたします。

本年5 月の29 日、天草広域連合議会において、馬場連合長が辞任を表明されました。これは、事実上の引責辞任に追い込まれた格好と、新聞報道がなされました。

2019 年8 月に、新ごみ処理施設の整備基本計画策定に始まり、新ごみ処理施設の整備運営事業をめぐり、起きた案件だと考えます。

私は、この計画は順調に進んでいるものと思っていたので、今回のような結果になってしまったことは非常に残念でなりません。

この件に関しまして、天草広域連合執行部側で十分精査されていると思います。

今回、このような事態となった原因は何だったのか。副連合長でもあられる山崎町長にお尋ねいたします。

以上で最初の質問は終わりますが、答弁を聞き、自席にて一問一答方式で再質問をさせていただきます。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の田崎議員の質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、自主防災組織の充実についてであります、自主防災組織の組織率は、令和6年度中に新たに2行政区において結成をいただいておりまして、現在51行政区中46行政区で結成をしていただき、組織率は90.2%となっております。

未結成の5行政区につきましても、結成に向けての協議を引き続き行ってまいります。

なお、各自主防災組織におかれましては、例年、町が実施をしております防災訓練や避難訓練に参加をいただくとともに、各組織において救命救急や初期消火、炊き出し訓練などを実施していただいておりまして、町においては、訓練に伴う炊き出しの材料や各種備品の整備について、支援をいたしているところでございます。

併せまして、自主防災組織における自主避難所開設に係る費用についても支援をしておりまして、令和6年度においては、2行政区の自主避難所開設に係る費用を支援したところでございます。

議員ご提案の、自然災害を体験された人の生の声を聞く機会についてでございますが、毎年自主防災組織に関わる研修会等を実施をしてまいりましたけれども、令和7年度、今年度におきましては、6月15日（日曜日）に志岐集会所におきまして、天草の自然を考える講演会を開催をし、熊本大学客員教授の松田先生から、「いかにして自然災害から身を守るか？」というテーマの中で、天草地域、天草諸島の特徴と自然災害についてのご講演を賜り、各自主防災組織から役員の皆様をはじめ、ご参加をいただいたところでございます。

また、来週9月9日（火曜日）には、町教育委員会主催の苓北町人権学習会におきまして、熊本県民テレビ「しほママの防災術」にご出演中の、歌う防災士♪しほママ（柳原志保）さんを講師にお招きし、「みんなに優しいぼうさい」と題してのご講演をいたしたこととなっております。

なお、柳原さんは2011年の東日本大震災において、自宅が大規模半壊となられ、2週間の避難所生活も経験をされまして、2012年に熊本県の和水町に移住された方で、移住した熊本でも熊本地震や豪雨災害を経験された方でもございます。

加えまして、11月には自主防災組織活動活性化事業の1つとして、熊本県の出前講座を活用した防災講習会の開催を予定しております、自主防災組織の皆様に参加を呼びかけてまいる予定にしているところでございます。

このように、自然災害を体験された人の生の声を聞く機会設定も含めまして、芥北町地域防災計画の、自主防災組織育成計画に掲げる、組織の育成及び強化に基づき、引き続き、自主防災組織の充実へ向け、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、天草広域連合の運営事業に関しまして、新ごみ処理施設の整備運営事業をめぐる案件の原因についてのご質問をいただきました。

今回このような事態が起きた原因については、本年3月定例会の松本議員への説明と、今年6月、全員協議会での報告と一部重複をいたしますが、改めてご説明をさせていただきます。

新ごみ処理施設整備運営事業につきまして、今回の契約解消に至った経緯でございますけれども、1点目に、入札手続きにおける問題がございました。

川崎技研グループは入札手続き期間中、焼却灰資源化に関して事実とは異なる説明を行い、落札者となつたため、「談合その他不正行為があつたと認められる入札」「事業提案書等に虚偽の記載をした者が行つた入札」に該当すると判断をいたしまして、入札そのものを無効と考えざるを得ないと判断をいたしました。

2点目に、焼却灰資源化業務契約締結までの問題と、埼玉工場への変更問題がございました。福山新工場で焼却灰を資源化するためには、福山市の承諾が必要となつておりましたが、川崎技研グループは、福山市から承諾が得られなかつたことが不測の事態として、ツネイシカムテックス埼玉工場へ処理先の変更を求めましたが、福山市がツネイシカムテックスに承諾しない旨を連絡したのは、契約前の令和5年7月10日でございまして、ツネイシカムテックスは連合へ報告をしておりませんでした。よつて、ツネイシカムテックスは、契約前には福山工場で処理できないことは把握していたため不測の事態とは言えず、川崎技研グループが求める処理先の変更は認められない、福山新工場は建設の見通しも立つておらず、福山新工場での資源化は不可能（業務不履行）で、契約を解消せざるを得ないと判断をいたしました。

3点目に、焼却灰資源化以外、これは建設工事等でございますけれども、その取り扱いの中で、効率的な新ごみ処理施設を目指すため、建設と運営を一体的に契約していることから、川崎技研グループに所属する一部の企業の責任によって一部の契約が解消された場合、他の契約も連動して解消されることとなる点でございます。

一方で、企業グループは契約継続に意欲があつたことは推察できるうえ、広域連合も落ち度が一定程度あり、広域連合の主張に圧倒的な理由があるわけでもないため、企業グループが広域連合の主張に反論し、広域連合の任意解除であると主張してくる可能性も考えられました。

また、広域連合の主張が全て裁判等で認められるとは限らず、解決に至るまでの相当の期間を要すると判断し、損害賠償請求を双方行わない形で解決を図ることとしました。

以上のことから、令和6年5月27日付で、川崎技研グループに対し、双方が損害賠償を要求しない合意解除を基本とした契約の解消についての通知を発送いたしまして、令和6年6月10日までに通知に対する書面回答を求めておりました。その結果、6月10日付で、川崎技研グループから契約の解消に同意する旨の文書が提出され、6月20日に広域連合と川崎技研グループとの間で正式に、契約解除に関する合意書が締結されております。

しかしながら、合意書の締結を行うに当たりまして、本来は権利の放棄及び和解について、地方自治法の規定に基づき、広域連合議会の議決を経なければならないことが判明をいたしました。

のことから、連合議員の皆様へは、令和6年5月25日の連合議員説明会において、経緯と方針の説明は行っておりましたけれども、先程申しました、議決がなされていなかったことから、令和6年7月12日に改めて天草広域連合議員報告会を開催し、経過の報告を行いました。

そして、8月26日開催の広域連合全員協議会で再度、報告と議案の内容説明の後、同日10時からの第4回天草広域連合議会で、「権利の放棄及び和解について」追認の議案提案をいたしましたが、否決をされました。

また、次の新たなごみ処理施設の整備等の予算も併せて否決をされましたので、合意解除の効力が生じていない状態となっていたわけでございます。

その後、令和6年9月24日の天草広域連合臨時会におきまして、新ごみ処理施設整備事業に関する補正予算、これは市町負担金の減額補正を提案をいたしましたが、「権利の放棄及び和解について」の追認議案が成立していないこと、債務負担行為の削除について、補正がされていなかったことを理由に、この補正予算も否決をされております。

その後今年に入り、令和7年1月15日、弁護士を交え、連合議員の皆さんと新ごみ処理施設整備事業に係る「権利の放棄及び和解について」を議題とし、全員協議会を行いました。

和解する理由について、連合側の主張である「入札の無効」に対し、川崎技研グループからも、連合側の福山市の資源化施設の状況確認不足を主張してくる可能性があり、また債務不履行解除、これは、工事が途中で止まった場合違約金が発生する、という債務不履行行為でございますけども、これについても無効とし、発注者側と争ってくることが想定をされまして、今後、双方対立が起こることは明らかであることから、早期に和解をし、契約解除状態になることが天草広域連合として最も合理的であると判断したことの経緯を、弁護士の見解も含めながら説明をいたしました。

その後、天草広域連合といたしましては、連合議員からの「この事業の整理、総括が必要」とのご指摘を踏まえて、今までの経緯をもう一度振り返りながら、一旦「総括」

を行い、また、新たな施設整備に向けては、資源化の在り方、ごみ分別の課題を含め、これまでの計画の見直しを行っていきたい旨、令和7年3月28日議会全員協議会で説明をさせていただきました。

そして、令和7年5月29日、令和7年第2回天草広域連合議会臨時会におきまして、新ごみ処理施設整備・運営事業に関する契約解除に伴う和解（権利の放棄及び和解について）と、これに関する連合議員からの附帯決議が可決をされました。

契約解除に当たりましては、合意解除することが最善の選択であったと考えておりますけれども、業者側の提案内容に対する十分な確認を行わず契約を行ったことや、議決を経ずに合意解除を進めたことについては、連合執行部も大いに反省をしたところであります。

現在、天草広域連合におきましては、前計画を振り返り、「施設を建設することに目的を置く（施設ありき）」ではなく、そもそもごみの排出を起点とした、ごみ減量化、資源化の取り組みなどの、天草圏域全体のごみ処理の実情を把握し、ごみの排出量 자체を減らすために、構成市町ヒアリング調査を行っているところでございます。

このような経緯の中で、事業を停滞させた責任を取り、事態の打開を図るため、連合長である馬場連合長が辞任をされたと認識をしております。

以上、田崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 答弁ありがとうございました。

私たちが能登半島を視察したときにですね、行ったときは非常に天候もよく、渇水状態でした。稲もですね、枯れようとしているぐらい非常に水不足の状態でしたが、ところが1週間も経たないうちに線状降水帯が発生し、記録的な大雨に見舞われました。そして稻あたりも、たくさん浸かったような状態でございます。私もお見舞いの電話をしようかと思いましたが、その矢先に、今度は私たちの地域も同じような状態になり、天草市、上天草市をはじめ、県内外に多くの自治体の被害がありました。

本当に災害はいつ、どんな形でやってくるかわからないのが現実であります。自分の命、自分たちの地域を守るためににはやはり、自主防災組織の役割は大きなものがあると思います。町として組織の充実についていろんな取り組みをなされていることは分かりました。今後、達成率100%を目指し、また、その組織を動かすには、そういった人を育てながら、充実を図っていく必要があるかと思いますが、どうでしょうか。その辺の考えがあればお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 先程町長からの答弁がありましたとおりですね、残り5行政区につきましては引き続きですね、この自主防災組織の設立に向けてですね、協議を

進めてまいりたいと思います。併せまして、既存の防災組織につきましてもですね、いろいろなお手伝いを今後もさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 今後とも、よろしくお願ひをしたいと思います。

第2点目ですけども、非常に詳しく丁寧なお答えをいただき、ありがとうございます。連合の執行部職員の皆様におかれましては、大変ご苦労なされたと思います。再質問にあたり、私は私の思いを質問いたしますので、失礼な点があったら、それぞれのご指導をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

町長の答弁の中で、業者側の提案内容に対する十分な確認を行わず契約を行ったことや、議決を得ずに合意解除を進めたことについては、連合も執行部も反省したところでありますと答えられましたが、私は、今度の問題はこれが最大の原因だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点についてはですね、広域連合については先程申しましたように、そういう部分は福山工場が建設中ということで業者からは話があつておりまして、その時点で、実は広域連合の担当者がその現場に出向いております。ただ、建設中であるにもかかわらず、何ら工事をされてる形跡がない。その段階で建設中ということは、はたして本当なのかという疑義が出たはずなんんですけども、それがそのままになっていたということが反省、それと議案の部分ですけども、権利の放棄と和解ということなんんですけども、これが権利の放棄の中で、お互いに損害賠償をしないということで、賠償額が0円だというようなことの中でですね、広域連合の事務局の方が判断を間違つております、これは議決事項ではないという判断の中ですね、そのままやっておったということでございます。ただ、連合の議員さんには、この権利の放棄をお互いが和解するという部分につきましては、議会の場ではなく、全員協議会の場ではお示しをしてですね、お話をしておったことがございましたので、その上で権利の放棄の契約をやったということでありますけども、後でよく調べてみると、権利の放棄及び和解については議決案件であったということで、改めて追認の議案提出を行いましたけれども、その点は否決をされたという状況でございます。

このような状況でございますので、業者側についてもですね、提案をした内容に疑義がある、違う部分があるということは、やっぱり隠しようがない事実でございますし、また、連合側としてもそういう確認の不十分さがあったということにつきましては、反省せざるを得ないということで、お互い双方がですね、賠償請求をしないという形の和解が一番最善の策であるということを連合のほうで判断をいたしまして、こういった方向で進めてきたわけでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 今言われたように、やはりこう、事務的なですね、判断の違いがそういうことになったんじやないかと思いますけれども、そういったことで、今後ですよ、また進めていかれる中で、やはりそのようなことがないようなですね、反省の中であったと思いますけれども、その反省を活かしてですね、何かこう対策を立てられたのかどうか。あつたらお願ひいたしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程答弁をいたしましたけれども、これまでの反省をし、これまでこういった事態になったことは、どういう理由でどういう原因でなったのかということを総括を行いまして、その上でですね、いろいろな反省点を出し、新たな施設の整備に当たっては、こういった間違いが二度とないような形でですね、進めていくということで、連合本部、連合事務局ともそれぞれ連携しながら協議をしているという状況でございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 私たちにとりましてはですね、新ごみ処理場の完成は、本当に必要不可欠でございます。それがこういった間違いで1年ばかりですね、議会にかけるのをかけなかったというところで1年ばかり遅れ、そしてまた遅れているということは本当にこう、大きな損失だと思っております。そして今後ですね、また進めていくには非常に多額の労力、そして費用がかかっていくと思います。そういった中でやはり、先程町長が言われましたように、そういった間違いがですね、やはり起こらないような体制をですね、組んでいただき、やはりこの前スケジュールもらいましたが、令和14年に開始するというようなことでございますが、それにですね、遅れないようにやっぱ頑張っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） これにつきましては先程から申しますように、連合の方にもですね、やっぱり事務手続きの不備等がありましたけども、事業者側についてもですね、やはり説明と異なる対応をとっていたということで、これお互いに責任があるということでおどもは理解をしているところでございます。そういった中で、新たな施設の整備については今、目標がですね、ちょっと定めたところでございますけれども、できる限り遅れないように努力をしてまいりたいと思いますし、昨日の倉田議員のご質問にもお答えしましたけれども、今の現在の施設、これは連合の施設、天草市の施設も含めて老朽化が進んでおりまして、今後は特にですね、そういった設備の修繕等が増大してまいりますので、できうる限り早めに、計画どおりにこの施工ができるような形で進めていければというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） そういう形でですね、本当に今後、二度とそういうことが起きないようなですね、体制を組んでいただき、頑張っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、田崎稔君の一般質問を終わります。

通告8番、浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） こんにちは。通告8番、5番議員、浜口雅英です。

質問事項は、安心して住めるまちづくり。

質問要旨は町民生活の実態と保全。

木々の緑に囲まれた小高い丘、絶えることなく流れる山々からの沢の水、そして町を取り巻く波静かな沿岸区域。私たちの町はこのように、ありがたい自然環境に包まれています。この恵まれた自然環境を生かすことこそ、苓北町の産業振興に生かすべきで、今、町が取り組んでおられる一次産業への重点取り組みは、現実的で、町民の気持ちを酌み取った最善の取り組みかもしれません。が、近年の全国的な少子高齢化という社会現象と合わさった一次産業等の後継者不足という、非常に重要な課題への具体的な対応を関係者へ告知する必要があります。

ところで、熊本空港そばの自治体に、投資額1兆2,900億円でTSMCが2024年2月24日開所式を行いました。これを受け、今後、国も県も万全の対応をされることでしょう。そのことによって、福岡から鹿児島までの陸路の高速化、近代化が期待できます。これを機に、富岡港と茂木港間のフェリー就航を復活し、観光産業の充実に努めるべきと考えますがいかがでしょうか。

さらにこのTSMCの進出に合わせて、本町から撤退された企業に帰つてももらうことにも力を入れるべきです。太陽光発電を計画されているやにお聞きいたしましたが、やはり事業従事者に協力いただける環境を作ることが重要です。

併せて、本町に立地する石炭専焼火力発電所の維持管理上、燃料の搬入等は海上運搬にしても、大型機器等の運搬のためには、大型車両の運搬のためには、国道の見直しも必要です。センターラインのない国道を大型貨物車が走行しています。早急にセンターラインを敷設すべきです。

町内には県道も複数本設置されています。いずれも、集落と生産現場の重要な道路です。先日、生産者の方とお会いし、道は危なくないですかとお尋ねしましたところ、「危ないけれど、お願いしても音沙汰なしだ。」と悔やんでおられました。議会からは早急な維持管理を再三提案しておりましたが、熊本県とは繋がっていないのでしょうか。事故が起こってからでは遅いですよ。

河川の管理で、上津深江川の河口から200メートル上流の右岸には、農地や家屋へ

の浸水防止と思われる土嚢が設置されています。これまで、これの完了をお尋ねしてまいりましたが、まだ何の手当てもされていないようですが、今後の計画を教えてください。坂瀬川松原川の河口は最近補修が済んだようですが、草が生え放題です。どのような対応を考えておられるのかお尋ねします。

町には公共施設があります。いずれも公衆トイレが設置されていることでしょう。この公衆トイレの設置数に問題があると提起しておられます。性別・種類によって排出時間差があり、のことから問題提起されたものと考えますが、本町ではこのような問題、課題はないのでしょうか。

質問要旨（二）、世界平和の可能性を探る。

地球上の世界の国の数は、一般的には国連加盟国数は193か国で、日本が承認している国を含めると198か国と考えられます。そして、2025年の人口は約81億人と推定されています。その他にも、私に確認する術がありませんが、数えきれない数多くの生物が生存していることでしょう。

ところで、最近の家庭では24時間テレビは点けっぱなしではないでしょうか。そしてその画面には、立派なビルディングにミサイルと思われるものが打ち込まれ、次の画面では真っ赤な火柱が立ち上がり、コンクリートの瓦礫が散乱しています。次の画面では血だらけの子どもが抱きかかえられたり、担架で運ばれている画像が映し出されました。見るに堪えられません。

しかしこれは現実なのです。苓北町がこの戦争を食い止めるることは厳しい取り組みなのかもしれません、何かできないのでしょうか。何もできないのでしょうか。お尋ねします。

再質問は自席にて行います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の浜口議員の質問に答えさせていただきます。

まず質問要旨（一）、町民生活の実態と保全の1点目、富岡港と茂木港間のフェリー就航の復活についてでございますが、この件につきましては、昨年9月の議会定例会での浜口議員からの一般質問にお答えさせていただいたところでありますが、その後の状況も含めて、改めてお答えをさせていただきます。

長崎市の鈴木市長が選挙公約として掲げられた、新ナガサキビジョンの中で、「広域観光を見据えた茂木・天草間のフェリー復活検討」を掲げられていたことを受けまして、苓北町といたましても、常々、富岡茂木港間の航路利用を促進、そして長崎をはじめ、福岡・佐賀県からの更なる交流人口の拡大を図っていかなければと考えておりましたので、令和6年2月に長崎市役所を訪問し、鈴木市長をはじめ、関係者の皆様と意見交換をまずさせていただきました。

その中で、古くから往来が盛んで、また文化の伝承も続けてきた経過等も踏まえた上で、今後さらに長崎市と苓北町を含めた天草地域全域で取り組む広域的な観光の推進と、長崎～天草～鹿児島の西海岸縦断ルートの活性化を図る必要があること。T SMCの進出や、福岡都市圏へのアジア圏域からの観光客の増加を始めとしたインバウンド需要の高まりへの対応として、長崎と天草地域双方の個性を活かした観光地を回るルート設定が必要であること。

また、令和6年の元旦に発生をした能登半島地震を教訓として、防災や物流、海上輸送に関する対応が必要であることなど確認するとともに、フェリー復活に向けては、現在の航路の利用状況からも、まずは両市町間の交流をさらに活性化していくことで利用者の増加に繋げ、機運を高めていかなければならないことなど、意見交換をさせていただいたところでございます。

特に、災害時の有事の対応につきましては、先月の熊本県内の豪雨災害においても、国道266号の上天草市松島町の2号橋と3号橋の間や、宇城市三角町の波多から中村地区の間、国道57号宇城市三角町大田尾付近が法面崩壊により、約17時間から33時間にわたり一時通行止めになったことからも、改めて海上航路の必要性が再認識されたところでもございまして、その重要性は格段に高まっていると考えております。

これらを踏まえ、令和6年度も9月8日に茂木地区において、グラウンドゴルフとソフトボールの交流を図りまして、11月4日開催の茂木地区ふれあいまつりには、物産品の出展のほか、苓北中学校の天領太鼓が初めて出演するなど、大人だけでなく、子どもたちの交流も始めさせていただいております。

令和7年度は、4月から地域間交流推進委員に公募による5名の方を加えた8名体制とし、主に長崎市との交流を主眼に置いた活動を活発化させていくこととしておりまして、併せて、天草市と連携を図りながら、近々長崎市へ出向き、今後の具体的な交流計画づくりを進めていく予定といたしております。

なお、茂木地区との交流につきましても、今年度ソフトボールは中止になりましたが、グラウンドゴルフは10月に苓北町において交流試合を開催するとともに、11月3日開催予定の茂木地区ふれあいまつりにも、出店や苓北中学校天領太鼓の出演を予定をしております。茂木地区からも、10月26日に苓北町で開催される富岡城お城まつりに子どもたちに出演してもらえないか検討していただいているところでございます。

このように、両市町間の相互交流をさらに活性化していくことで、航路利用者の増加に繋げ、フェリー復活に向けた機運を高めてまいりたいと考えております。

次に2点目の、苓北町から撤退された企業であるキューアサについてでございますが、この件につきましても、昨年6月の議会定例会での浜口議員からの一般質問にお答えさせていただいたところであります。この土地の利活用につきましては、土地の所有者で

あります旭化成株式会社を令和5年5月に訪問し、上席執行役員の芳賀様をはじめ、前キューーサ社長の竹村様にご対応をいただき、意見交換をさせていただきました。

苓北町の人口減少、少子高齢化の現状をお伝えするとともに、様々な分野の事業に取り組んでおられる旭化成株式会社において、雇用や地域振興に繋がる事業展開を願いたい旨をお話しさせていただいたところでございます。

その時点では、太陽光発電所としての活用を計画しているとのことでございましたが、今現在も具体的な進捗についてはまだお話をあっておらず、現地も更地のままとなっております。

苓北町におきましては、工場等を新設される場合に、固定資産税の課税免除や建設補助金などを含めた企業誘致条例もございますので、引き続き意見交換の場を設けながら、相手側のお考えを尊重しつつ、お願いを続けてまいりたいと考えております。

次に3点目の、国道のセンターラインについてでございますが、現在、苓北町管内の国道改良事業といたしましては、国道389号妙見の滝付近について、事業を進めているところであります。

議員ご指摘の、センターラインのない国道324号及び389号の富岡港付近から円通寺下交差点までの区間につきましては、管理者である熊本県に対し、毎年要望を行っております、今後も引き続き要望を続けてまいります。

次に4点目の、県道の維持管理につきましては、現在、県道坂瀬川御領線鶴地区及び都呂々宮地岳線涼松地区について、改良工事を進めていただいているところでございまして、他の路線では、県道本渡苓北線及び福連木都呂々線について、県に対し、法面保護、路面復旧及び改良の要望を継続的に行っております。

また、これらの国道及び県道に係る改良等の要望につきましては、天草2市1町の市町長及び議會議長並びに議会建設関係常任委員長で構成される「天草地域国県道路整備促進期成会」においても、早期事業化、早期完成に向け、毎年、熊本県及び熊本県議会への要望活動を行っているところでございまして、本年度も、8月4日に促進期成会の総会を開催し、10月28日には、県知事並びに県議会への要望活動を行う予定といたしております。

次に5点目の、上津深江川の土嚢についてでありますが、こちらも毎年県へ要望を行っております。県の見解としましては、「現在、志岐川の河川改修を進めており、志岐川改修後に、上津深江川について検討を進めていく予定である。」とのことでござります。これは県の財政面も含めたところの中での回答でありますけれども、町といたしましては、並行して実施していただくよう、今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に6点目の、松原川河口横の雑草についてでありますが、当該地は、県道坂瀬川御領線の道路敷でございますので、8月22日に管理者である天草広域本部土木部維持管

理課に除草の依頼をいたしております。「9月中旬までに除草作業を実施する予定である。」との回答をいただいたところでございます。

次に7点目の、公共施設におけるトイレの数に課題、問題はないのかについてですが、このご質問は、東京都内在住の女性の方が、全国706か所の駅、空港、コンサートホールや商業施設など、不特定多数の男女が利用するトイレの調査をもとに、「駅に限らず、多くのトイレでは、男女の面積はほぼ同じ。それは『平等』かもしれないが、『公平』とは男女ともに待ち時間が同じになることでは?」との疑義を持たれて、「せめて便器数を男女同数にしてほしい」という提起をもとになされたものであると解しているところでございます。

苓北町におきましても、役場庁舎や学校施設を含め、多くの公共施設がございますが、これらの公共施設については、建設当時の国が定める施設・整備に関するガイドライン等に基づき便器数が設定されているものと理解しております。なお、女性用便器数の少なさについての苦情等は現在まであっておりません。

しかしながら、乳幼児連れ用の設備やオストメイト用設備を備えたトイレの整備につきましては、やはり今後の改修、新設においては検討していく必要があるものと考えております。

次に、質問要旨2項目目の、世界平和の可能性を探るについてでございますけれども、今現在も、世界の各地で起こっている戦争については、1日も早い終結と、戦争のない平和な世界が訪れることを願うばかりでございます。

苓北町におきましては、先の大戦でお亡くなりになられた戦没者を追悼する戦没者追悼式を毎年開催をしておりまして、追悼式会場の隣の広場には、天草の被害者の方が募金を募り、被爆40年の1985年に建立された核兵器廃絶祈念碑がございます。また苓北町は、長崎市が事務局を務める日本非核宣言自治体協議会に加盟させていただいております。

本年は第二次世界大戦の終戦から80年を迎え、戦争の記憶の継承が年々困難になっていく状況にございますが、日本非核宣言自治体協議会の活動理念であります「非人道的核兵器の使用が、人類と地球の破滅をもたらすことに鑑み、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体、さらには全世界の全ての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立する」ことにつきまして、微力ながら協力してまいりたいと考えているところでございます。

以上、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで11時まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 質問の1番目にですね、1番目に、この苓北町の地域性を活かした一次産業への重点的な取り組みをされていること、それは非常に良いことだという、ただし、近年の社会情勢からですね、いろんな課題があるのではないかという、そのことについて、関係者へ課題として具体的な対応をですね、告げるべきではないかという質問をしましたが、これは質問の仕方が悪かったのか、内容が悪かったのか、回答がなかったようすけども、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） すいません、内容的に私どもがその部分の質問を把握できておりませんので、できればそれぞれ、例えば農業とか水産業とかの部門でご質問いただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） そういうことであればですね、できるだけ早急に、できるだけ具体的に、そして対応ができれば国の交付金とか、前一般質問の中でお金を出せばいいというものではないという問題提起をしましたけども、やはりそういう国の制度も十分に活用されて、関係者の皆さんのお手助けをしてください。

それから、TSMCの進出の件についてですけども、これはまあ、苓北町でどうこうできる問題じゃないと思いますけども、私はさっき言いました一次産業とかそういうものの取り組みと同時にですね、この苓北町を九州西部工業地帯に格上げすると。ほいでその手段として、福岡から鹿児島への陸上交通を先程近代化とか言いましたけども、そういう形ですね、ずっと改善していく。それで、福岡から鹿児島に行く間には、当然途中から長崎に行く道が、長崎に行く考えが、コースがあろうと思います。

それから大事なのが、熊本から天草五橋を通って苓北町へ来る。それからもう1つは、鹿児島から天草を抜けて長崎へ抜ける、そういう案がですね、国とか各関係団体でされて、検討されていますね。そういうもので、まあ一次産業に力を入れるのはよくないということではありませんけれどもですね、見方を変えて、そういう形で今、各地域で取り組んでおられる広域化、そういうものも含めて、特にこのTSMCには、国も、日本国も、台湾も力を入れているというふうに思いますので、この際、そういうことを提起してはどうかというふうに思いますかいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 貴重なご意見ありがとうございます。

先程ですね、答弁の中で申し上げましたけども、やはり長崎と天草、それから鹿児島の、この西海岸の縦断ルートというのは、大変、今後はですね、特に重要性が増すものと思います。まず観光においては、今あの、旧天草町のほうで橋、トンネルの工事が進んでおりますけども、あと1つですね、トンネルが開通して橋がかかればですね、あの部分がまた、良い道路がですね、完成をいたしますので、そうなりますとこのルートの必要性というのも増してまいると思います。

それから、やっぱり先程も申しましたように能登半島の地震もありまして、天草地域は半島地域でございますので、もしそういった大きな災害があった場合には陸の孤島となってしまうというようなことの中ではですね、防災あるいは物流の面で、この航路、長崎天草間の航路の重要性がさらに増してくるのではないかというふうに思っているところでございます。

それから併せて、TSMCのことが出ましたけれども、実はせんだってですね、熊本県の町村会の会長、副会長とそれから1郡1町、1郡2町の首長会の会議をですね、苓北町で開催をさせていただきました。その中には、今TSMCが進出をしております菊陽町、それから大津町の町長さんもおいでいただいたんですけども、ご承知のとおり、苓北町は九州電力が立地する電気のふるさとでございまして、またその上で、今風力の設備の工事も進んでおります。そういう意味では、熊本県下のみならず、九州の電力を供給する大変重要な拠点であるということも、各首長さんにも改めてお話をしたところでございまして、これにつきましては、木村県知事にもですね、そういう電気のふるさととしての苓北町の役割、これも認識していただきたいということをですね、常々ですね、お会いしたたびにお願いをしているところでございます。

そういう中で、今後ですね、九州電力におかれでは、アンモニア混焼等を通じて脱炭素化、低炭素化をやっていきまして、ゼロカーボンシティの実現を目指していくというなこともございますので、そういう意味ではですね、熊本県下の各首長さん、各市町村においても、苓北町の電気のふるさととしての役割を再認識していただくような形で、今後もお願いをしてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 今町長からですね、防災対応とか、それから火力発電所を活用した地域づくりという話も出されました、考え方も示されましたので、ぜひそういう形で進めてほしいと思います。

それからあと、県道関係、県道、ほいから河川、それと県管理の公共施設にですね、要望をしていく要望していくということが、再三再四言われております。今日も国道、県道、河川などなどについてですね、要望していくことですけども、これは要望

された分については答えが出ているんですかね。私は特に、轟のみかん山に行くあの県道についてはですね、再三再四要望しています。ほいで現実、担当課長、町長も現場に行つてもらえば分かると思いますけれども、道路幅員は狭くて、左の川の方の路肩は高くて、右の山は迫っていると、そういう状況なんですよ。で、やっぱああいうところは現場を見られて、町長自ら見ていただいて、ほいで町長自ら県に強く要望するという形にしてもらわんと、係に任せとけばとか、昨日ちょっとなんか役場職員に対して失礼な言葉がこの議会の中で交わされましたけども、それは別にして、やはりなんばしとつかいということをですね、ほして質問の中で申し上げましたように、お願ひしても音沙汰なしという状況をですね、町民に植え付けています。やっぱそういうことがないよう取り組むべきだというふうに思います。

それからトイレの問題ですけども、これはやっぱ新たに計画を立てて、財源を確保してということになろうかと思いますけども、具体的にどのように取り組んでいこうと思っておられるのかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 今の道路の関係のご質問の中でですね、県道の維持管理の、なかなか県に要望しても、その後どうなったんだという話になって、一応県に要望した部分についてはですね、県に回答を求めて、具体的な回答をですね、いただいているところでございます。ただですね、なかなか県のほうの予算もあって、なかなか進展しないという状況もございますので、これにつきましては改めて私も要望してまいりたいと思います。

なお、現地につきましては私もですね、できる限り確認はさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） トイレの整備の関係なんですけども、今回の質問に当たつてはですね、浜口議員から令和6年の3月議会の折に、農村運動広場のグラウンドゴルフ等の大会の中で、なかなか女性のトイレが混み合うというふうなこと也有って、それを受けてのこちらの対応としまして、その後教育委員会のほうでですね、当時は和式の便器が結構あったので、やっぱこう、ご高齢の方が結構和式のトイレっていうのはやっぱこう、足腰悪い中でちょっと抵抗があるというなことで、その辺りについてはですね、教育委員会のほうで洋式のトイレ等に改善をしたところでございます。他の施設につきましても、その利用の状況等を見ながら施設ごとにですね、どういった改修がいいのかを含めてですね、引き続き検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） ぜひ今の引き続き検討ちゅうのですね、非常に何というか、耳を右から左に通り抜けてはっててしまうというふうな感じがしますので、そういうことがないように、町長が今言われましたようにですね、やっぱり現場を確認してぴしゃっとやるんだということですので、必ずものになしてください。

それから、世界平和の可能性を探ると、非常にこう何かレベルの高いといいますか、話題が大きすぎるような課題を苓北町の町長さんに質問事項として投げかけました。ほいでこれはですね、やっぱり最近、テレビを見る時間が非常に多いわけですけども、テレビをどこを点けてもですね、韓ドラ、韓国ドラマかニュース。ほいでニュースでは、どっかの国にどっかの国が入り込んでミサイルを撃っていると。ほってそれぞれの当事者の責任者は、俺たちの責任じゃない、あいつらが悪いんだということで、それあんたたちがそがんことば言いよったっちゃそれ一生どがんもならんとばいというふうな感じがします。

ほいでそれは、その画面の中に、さっき、当初質問しましたように、画面の中にですね、抱えられている子どもさん、もう子どもさんというよりも赤ちゃんに近いような子どもさんですね。ほいで何かそのテレビの説明では、食事が足りない、だからというふうなことで、頭は、頭は普通あるんですけども、もう急にもう小さくなっているといいますか、あんまり喋れば涙ん出てくるような、そういう場面が映し出されます。

で、それはまあ苓北町の山崎町長が世界各国の代表者とちょっと来てみろという形ですね、言うことができれば話は別ですが、そういうことは不可能に近いような感じでしょうから。努力はしてもらうとしても、ぜひ世界の平和のためにですね、ご尽力いただきたいと思います。

それから、この世界平和と関係あるのかどうか分かりませんが、過去の戦争の中での慰霊碑ですね、坂瀬川、志岐、富岡、都呂々にあろうかと思います。ほいで、これ志岐の場合すけども、志岐の慰霊碑に掲揚台を、国旗のですね、掲揚台を作っております。ほいで、それには日の丸の旗、日章旗をきびるんですが、何かがあったから、正月だからとか、ひな祭りだからということじゃなくてですね、365日、日の丸を揚げて日本の意識を高めると、そういう気持ちの中でしとるわけですが、日章旗もやっぱ1か月ぐらいしかもてんですね、なくなってしまいます。風で飛んで。ほいけん、何かそれを定期的に見ていただいて、町のほうできびるとか、あるいは世話役、世話をする人にこれきびってくれるということで、配布されることはできないのかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

町長。

○町長（山崎秀典君） 世界平和の件で冒頭話がありましたけども、実は先程のご質問とも関係するんですけども、長崎の鈴木市長とたびたびお会いする機会がありまして、

今年もペーロン大会でそれぞれ行き来をした中でもですね、鈴木市長とお話をしました。

ちょうど長崎市においては毎年ですね、原爆慰靈式典を開催されておりまして、その苦労話あたりもお聞きしながらですね、やはり世界平和の大切さは私も理解をさせていただいているところでもありますし、昨年は長崎の原爆資料館にも行かせていただきましたけども、改めてそういう戦争の過去のですね、そういった歴史も振り返りながら、今の時代の私たちが考えていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 先程慰靈碑の件がございましたので、その部分につきまして、福祉保健課で回答させていただきます。

先程質問にもありましたが、各地区で遺族会がございます。その中で各地区にあります慰靈碑及び周辺の整備につきましては、各地区的遺族会の方にですね、町からお願いをしているところでございますので、何かございましたら、私どもに伝えていただきまして、私どもからまた遺族会の方にお伝えをするような形も、対応もできますので何か、今後ともですね、そういった内容がございましたらお尋ねください。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 各地区的遺族会には金銭的な、あるいは人的な補助はされているのかどうかお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 毎年、各地区ごとに3万円の補助をしているところでございます。

○5番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（野崎幸洋君） 以上で、浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告9番、山口利生君。

○2番（山口利生君） 通告9番、2番議員、山口利生です。質問通告書に沿って町長へ質問いたします。

最初に、苓北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について質問いたします。

山崎町長は、地球温暖化を防止するため、令和5年11月27日、「苓北町脱炭素宣言」を発表し、令和6年度6月補正予算で、二酸化炭素排出抑制対策事業（計画策定）業務委託料1,050万円、二酸化炭素排出抑制対策事業（導入調査）業務委託料1,100万円を予算化し、調査結果等をもとに令和7年3月に苓北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定されました。この実行計画の概要については、令和7年6月5日に開催された全員協議会にて説明がありましたが、実行計画の内容について5点、質問させていただきます。

1点目は、実行計画の21ページにあります温室効果ガス排出量の推移において、基準年度の2013年度排出量は5万2,600トン、2021年度が3万トンで、減少率がマイナス43%となっています。温室効果ガス排出量対象事業所に、苓北火力発電所が入っていないのではと思いますけれども、除外された理由をお聞きします。

2点目は、地球温暖化防止対策として、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換が求められています。実行計画の54ページのカーボンニュートラル実現に向けたロードマップでは、令和13年度以降に温泉センターなどの設置可能な公共施設に、次世代型太陽光発電施設を導入するとされています。温泉センターや温泉プールは、灯油を燃料にしたボイラーを使用し、ボイラーは老朽化し、修理代も嵩む上、燃料代も毎年1,000万円以上かかっています。経費削減を図るためにも、別々に設置しているボイラーを廃止し、熱源を一元化した太陽光温水器と電気給湯器への改修を前倒しで実施されることはと思いますが、町長の考えをお聞きします。

3点目は、昨年11月の新聞報道によると、経済産業省では、折り曲げ可能で薄くて軽い次世代太陽電池「ペロブスカイト型」を2040年度に累計で20ギガワット程度導入する目標を掲げ、ペロブスカイト太陽電池の生産や設置費用の支援だけでなく、ヨウ素のサプライチェーンの強化も後押しするとの記事がありました。温泉センター周辺には公共施設が集積しており、次世代太陽電池「ペロブスカイト型」を前倒しで設置し、町内の病院や介護施設への再生可能エネルギー導入を進められてはと思いますが、町長の考えをお聞きします。

4点目は、苓北町が脱炭素社会の構築を目指すためには、専門的な知識・経験を有する人材確保が必要ではと思います。環境省の「脱炭素まちづくりアドバイザー制度」の活用や、地域おこし協力隊の募集等人材確保対策について、町長の考えをお聞きいたします。

5点目は、九州電力は、火力発電所の二酸化炭素排出量を減少させるため、石炭にアンモニアを混焼する実証実験を行っていますが、原料となるアンモニアの輸入確保や、施設の大規模改修等、難問が山積しているようです。また、苓北火力発電所では、ボイラーの冷却水に海洋深層水を利用しており、給排水管の貝殻付着防止対策として、高濃度の塩素を使用しています。町民から、使用済みの高濃度塩素が海に放出されることで、水産資源に悪影響が出ているのではとの指摘もあっています。そのため、九州電力に対し、火力発電所の運転により自然環境に与える影響を調査研究し、関係自治体と連携して、二酸化炭素を吸収する藻場造成や、民有林等の間伐等への支援を促すべきではと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

次に、堆肥センターの経営改革についてお聞きします。

苓北町堆肥センターは、資源循環型社会の構築を目指すことを目的に、平成13年度

に総事業費5億1,000万円をかけて、全国に先駆けて建設されました。高速堆肥化施設により最短25日間で完熟堆肥が完成し、牛糞・生ごみを原料にした特殊堆肥と、牛糞・生ごみ・下水道脱水汚泥を原料にした普通堆肥の2種類を生産しており、普通堆肥は、苓北町の主要農産物であるレタスやみかん栽培の地力回復に活用されてきました。

政府は、円安や資源高騰に伴う農業用資材の高騰対策として、下水道汚泥や牛糞等を活用した肥料等の国産化に舵を切っており、町では、令和6年度に老朽化した攪拌機や重機等を国の国内肥料資源利用拡大対策事業補助金を活用して更新し、堆肥処理能力も大幅に改善したと思います。

そこで、今後の堆肥センターの経営改革について、1、堆肥処理能力を最大限生かすための取り組みについて。2、業務拡大に向けての組織体制の見直しについて。3、人材確保対策について。4、堆肥生産ドームの屋根に、次世代太陽電池「ペロブスカイト型」の設置と大型蓄電池の導入について。どのようにお考えか、町長にお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。町長の答弁に対し、一問一答方式により自席にて再質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず1項目目の、苓北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についての1点目、二酸化ガス排出量対象事業所に苓北火力発電所が入っていないのではと思うが、除外した理由についてでございますけども、苓北発電所はまず、エネルギー転換部門に分類をされております。エネルギー転換部門とは、石油・石炭などを電力などのエネルギーに転換する部門のことですけれども、エネルギー転換部門のCO₂排出量は、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、自治体の排出量には含めないことが一般的でございまして、これはエネルギー転換部門の排出量が、各自治体の区域内で直接的に消費された電力によるものではなく、広域的なエネルギー供給システム全体で発生する排出量とみなされるためでございます。

なお、九州電力株式会社の状況ですが、本年7月14日にも九州電力本社を訪問し、エネルギーサービス事業統括本部の中村本部長様をはじめ、幹部の皆様にお会いし、現状をお尋ねしたところでございますけれども、九州電力におかれましては、「九州電力経営ビジョン2035」において、「電源の低・脱炭素化」と「電化の推進」を柱として、カーボンマイナスへ向けた取り組みを加速し、2050年よりできるだけ早期にカーボンニュートラルを実現したいとのことがありました。

次に2項目目の、温泉センターや温泉プールのボイラーを廃止し、一元化した太陽光温水器と電気給湯器への改修を前倒しで実施してはどうかとのご質問についてであります

が、山口議員ご指摘のとおり、温泉センターのボイラー燃料費は灯油を使っておりますけれども、令和6年度の実績で897万1,500円、温泉プールについては105万8,200円、合わせて1,000万円余りとなっております。実行計画（区域施策編）のロードマップでは、令和13年度以降に取り組む予定でございますけれども、燃料費やボイラーの維持管理費、また、太陽光発電を導入した場合の温水器や電気給湯器の費用、国の省エネに関する交付金による施策、これらに伴うCO₂排出量の削減量等も踏まえまして、効果的かつ効率的な視点で、前倒しで行う必要があれば、予算や財源の状況を見ながら進めてまいりたいと考えております。

次に3点目の、次世代太陽電池「ペロブスカイト型」を設置し、町内の病院や介護施設への再生可能エネルギー導入を進められてはどうかとのご提案・ご質問でございました。

山口議員ご指摘のとおり、現在ペロブスカイト太陽電池は、次世代型の太陽電池として注目されております。経済産業省においても、2050年カーボンニュートラル実現のためには、太陽電池の更なる活用を可能とする次世代技術の開発、実装が期待されておりまして、特に日本発の技術として開発が進む、このペロブスカイト太陽電池がもたらすポテンシャルに期待が寄せられているところでもございます。今現在、1企業が2024年12月に量産化を開始しております、2025年から一部企業が事業化を開始する予定のことあります。また、ペロブスカイト太陽電池は軽量かつ柔軟で、既存のシリコン型太陽光パネルを廃棄せず、架台として再利用し、その上に設置することも可能とのことでございます。病院や介護施設など、民間事業者の取り組みにも注視してまいりたいと考えております。

しかしながら現時点では、ペロブスカイト太陽電池は住宅や建築物分野における設置・施工においての課題やコスト面での問題等が、いまだあるようでございます。まずはロードマップを基本に、今後メーカーや関係省庁の動きを見ながら取り組んでいきたいと考えております。

4点目に、環境省の脱炭素まちづくりアドバイザー制度の活用や、地域おこし協力隊の募集人材確保対策についてのご質問がございました。

まず、脱炭素まちづくりアドバイザー制度の活用ですが、本年6月、令和7年度脱炭素まちづくりアドバイザー派遣制度の二次公募がございましたので、これへの応募を行った結果、採択をされました。できる限り早期に派遣いただいた上で、派遣アドバイザーの方と、町の脱炭素への取り組みを進めてまいりたいということで考えているところでございます。

また、地域おこし協力隊の活用につきましては、脱炭素に向けた取り組みに関する業務も活用可能な分野としてあるようでございますので、他の自治体の事例も参考にしな

がら検討してまいりたいと考えております。

次に5点目の、苅北火力発電所ではボイラーの冷却水に海洋深層水を利用し、給排水管への貝殻付着防止対策として、高濃度の塩素を使用していることから、使用済みの塩素が海に放出されることで、水産資源に悪影響が出ているのではとの町民からの指摘もあっているということで、九州電力に対し、火力発電所の運転により自然環境に与える影響を調査研究し、関係自治体と連携して、二酸化炭素を吸収する藻場造成や、民有林等の間伐などへの支援を促すべきでは、とのご質問でございましたが、苅北発電所にも改めて確認をいたしましたところ、放水口の残留塩素の管理につきましては、放水ピットにおける残留塩素濃度は、「環境保全協定値に基づく、管理目標0.015ミリグラムパーリットル以下（放水口で検出されないこと）」として管理を行っているとのことであり、定期的に町へも検査結果報告もなされておりまして、この数値から見ても問題はない認識しております。

また、九州電力との連携によるCO₂削減に向けた取り組みについては、8月5日、まちづくり戦略室のゼロカーボンシティ業務部会のメンバーで、九州電力苅北発電所の視察研修を行っております。九州電力苅北発電所は、脱炭素社会の実現に向けて、アンモニア混焼実証試験のほか、敷地内緑地面積50%の確保や太陽光パネルの導入、LED照明への切り替えなど、脱炭素に向けた取り組みを行っておられます。

そしてまた、今年2月21日、九州電力株式会社と「電気のふるさと苅北町と九州電力株式会社との地域課題の解決に関する包括連携協定」を締結をさせていただきました。

連携事項の1つに、「脱炭素化の推進に関するこ」を掲げており、まずは苅北町と九州電力株式会社、この連携協定に基づき、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に2項目目の、堆肥センターの経営改革についての1点目の、堆肥処理能力を最大限生かすための取り組みについては、令和6年度に国の国内肥料資源利用拡大対策事業を実施するに当たりまして、苅北町堆肥センターの更新事業に向けた基本構想を作成いたしました。構想においては、令和4年度の原料搬入実績量1,477トンを基準とし、まずは5年後である令和11年度の目標処理数量として2,169トン、約47%の増産を目指すこととし、今年4月からの新攪拌機の本格運転と合わせて、構想実現に向けた取り組みを開始したところでございます。

堆肥処理能力を最大限に生かすためには、現在、下水道汚泥入りの普通堆肥及び特殊堆肥の2種類を生産しておりますが、堆肥センターの構造上、堆肥生産口が1つしかないため、混合防止のため1日1種類、それぞれ交互に生産をしておりまして、堆肥処理能力を最大限に生かすことができない結果となっております。この課題を改善する方策としても、下水道汚泥入りの普通堆肥への一本化に向けた検討、準備を進めてきたとこ

ろでございます。

具体的な検討取り組みにつきましては、令和5年度から令和6年度までの2年間で、国の下水道汚泥の肥料拡大に向けた案件形成支援事業によりまして、下水道汚泥の安全性や利用効果調査を行ったところであります。

その結果として、芥北町浄化センターから排出される下水道汚泥の肥料成分含有量については、肥料3大要素のうちの2つである窒素、リン酸については、全国の下水道汚泥事業調査に採択された54団体の中で、上位25%にランクされる高い肥料成分を有する結果で、重金属6項目についても、許容値内よりもさらに低い、安全性を有することが確認をできております。

また、下水道汚泥入りの普通堆肥購入、利用者へのアンケート調査では、45名の方から回答をいただき、普通堆肥を使用する理由として、40%以上の方から、「循環型農業が可能になる」、「作物の収穫向上が期待できる」、「作物の品質向上が期待できる」との回答をいただいているところでございます。

このような調査結果を、本年4月の芥北町堆肥センター管理運営協議会へ報告し、今年度から下水道汚泥入りの普通堆肥の製造一本化に向けて取り組んでいくことを確認したところでございます。

なお、今年度からは、町内から排出される下水道汚泥及び一般家庭からの生ごみ、ほぼ全量を堆肥センターで受け入れておりまして、現在は新攪拌機導入から4か月が経過し、全てが新攪拌機で生産する堆肥となりましたので、堆肥試料の成分分析試験調査を行っているところでございます。これから10月末までに再度、堆肥試料の成分分析試験を実施し、堆肥成分の安定化を確認した上で、下水道汚泥入りの普通堆肥の一本化に向けて、各特殊堆肥利用者への周知や諸手続きを実施しながら、取り組みを進めていくことにいたしております。

この取り組みを進めていくことが、堆肥処理能力の最大限化が図られる第一歩だと考えているところでございます。

2点目の、業務拡大に向けての組織体制の見直しにつきましては、堆肥製品の一本化を図ることで、製品のストックヤードへの運搬頻度の縮減など労務が軽減され、組織体制の充実にもつながります。まずは、堆肥製品の一本化を進めていく段階ごとに、委託業者と協議をしながら、現在の作業工程を再度検証し、組織体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

3点目の、人材確保対策につきましては、作業員の後継者の確保等については、委託業者自身も大変苦慮されております。堆肥センターは、芥北町の地域環境の清浄化と、環境に配慮した循環型農業の取り組みを持続的に進め、住みよいまちづくりを進めていくための重要な施設でございます。

各産業で不足する人材を都市部等から確保するために、現在まちづくり戦略室のプロジェクトチームにより、「特定地域づくり事業協同組合」の令和8年度からの設立、始動を目指し、取り組みを始めております。このような制度の活用や、「地域おこし協力隊」、「集落支援員制度」等を活用して人材確保など、持続可能な運営ができるよう、人材確保に向けて、引き続き努力を重ねてまいります。

4点目の、堆肥センタードームの屋根への次世代太陽電池ペロブスカイト型の設置と大型蓄電池の導入につきましては、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所にも設置が可能となることや、主な原料でありますヨウ素は、日本が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や、強靭なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術でございまして、環境省は経済産業省と連携して、ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と、継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出を目指すこととされております。

また、生産段階においては、国の、国内のメーカー・研究機関等において、現在耐用年数や耐久性、ヨウ化鉛やヨウ化メチルなどの材料の安全性、面積を広くすると性能にばらつきがあるなどの課題について、実証・実験等を進められております。

汎用化までには、まだ生産コスト縮減など、実証研究を進めていく期間を必要とすることから、苓北町といたしましては、まずは議員からご質問いただいた経営改革を優先しながら、苓北町地球温暖化対策実行計画の区域施策編において、令和13年度以降の堆肥センターへの太陽光発電設備等を導入していくことをロードマップに位置付けておりますので、次世代太陽電池ペロブスカイト型も含め、高台で強い風などにも耐えられるような、耐久性が強い、そういう堆肥センターの環境に合わせた太陽光発電施設の選定、研究を進めながら、ロードマップ計画に基づき導入できるように準備をしてまいりたいと考えております。

以上、山口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（野崎幸洋君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいですので、午前に引き続き一般質問を再開いたします。

再質問ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） それでは再質問をさせていただきたいと思います。

町長答弁、本当にありがとうございました。私も知らないところ、最後までいろいろな教えをいただきましたことを深く感謝申し上げます。

令和7年9月2日の熊日新聞に、最も暑い夏3年連続との記事が掲載されていました。気象庁は9月1日、夏6月から8月の日本の平均気温が平年を2.36°C上回り、1898年の統計開始以降で最高になったと発表いたしました。2023、2024年の値はプラス1.76°Cでございましたけれども、それを大きく更新し、気温上昇に歯止めがかからない状態が今後も続き、来年以降も楽観できないということでした。地域別では、北日本が平年より3.4°C、東日本が2.3°C、西日本が1.7°C高くなつたとのことです。三重大学の立花義裕教授は、インド洋など熱帯の海面水温の高さが高気圧を強め、中国大陸の高温も影響し、地球温暖化が様々な形で日本に作用したと指摘され、温暖化は、熱中症や農作物の不作などあらゆる面に影響を与え、誰もが不利益を被るとして、次の世代のために、長期的な視点で二酸化炭素（CO₂）排出削減に取り組む必要があると述べられております。地球温暖化防止に向けた取り組みは、待ったなしの状況にあると私も思います。

苓北町には九電の苓北火力発電所が立地しており、二酸化炭素の排出量は膨大です。二酸化炭素の吸収対策や、再エネ電気を活用した新たなまちづくりを打ち出されるものと期待していたところでございますが、苓北町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を見ますと、温室効果ガス排出量の将来推計では、現状のまま追加の削減対策を行わなかつた場合、基準年度の2013年排出量5万2,600トンが、目標年度2030年に2万7,900トンと、基準年度比46.9%の削減となり、国が目標とする削減率を達成できる見込みであるとされています。そのため、2030年度までの取り組み内容を見ると、これまで町で行ってきた庁舎内の照明のLED化や、公用車の電気自動車への買い換え等が列挙されており、地球温暖化を止めるために、火力発電所が排出する二酸化炭素を吸収するための対策や、再生可能エネルギーへの転換導入について早急に検討実施すべきだと考えますので、それに対する再質問を行います。

まず二酸化炭素吸収対策について再度ご質問いたします。森林や海藻等は、二酸化炭素を酸素に変える働きを持っており、二酸化炭素の吸収量を国がクレジットとして認証し、そのクレジットを企業や自治体間で売買ができる制度があります。苓北町も平成23年度に金井の森間伐推進プロジェクト40.5ヘクタールを実施し、580トンのJ-クレジットが認証されています。そのうち15トン、これは1トン1万円で企業に売却されているということでございますが、残り565トンあります。これについて、現在肥後銀行のJ-クレジットを活用した、地域の脱炭素取り組み支援を受けて、企業への早期売却、その代金について、脱炭素社会実現のための財源にされてはと思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 肥後銀行が熊本県林業公社の創出されます県内の森林整備に由来するJークレジットの流通、支援を行っている件につきましては、私ども承知をしておるところでございます。

肥後銀行にですね、問い合わせてみたところ、取引価格はですね、熊本県林業公社や契約先のプライバシーもあるということで、双方に公表してよいか確認をする必要があるということでした。ですけれども、熊本県の農林水産部森林局森林整備課の2024年5月の資料によると、カーボンクレジット市場では、1トン当たり、1トン-CO₂あたり、5,000円から9,900円で取引がなされているとのことでした。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今単価を教えていただきましたが、実際に残ってるこの苓北町のJークレジットの取扱いについては、今後どのようなお考えをお持ちなのかお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 現在町が保有しているクレジットは、560トン-CO₂でございます。当初1トン当たり1万円で取引を行っておりまして、当初は580トンで、それ以降、3社に売却を行っております。ところでございます。今後もですね、ホームページあるいは、業者の方々、買い取っていただけるようなですね、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） なかなか町単独ではですね、企業への売却等は非常に難しいかと思います。ホームページで募集してもなかなか見る企業というのは少ないと想いますので、肥後銀行がせっかく脱炭素社会に向けていろんな支援を行っておりますので、肥後銀行さんとも十分ご相談をされてはと思います。

次に、特に森林間伐を実施する際に当たってはですね、やっぱり売れない材木、枝とか小さい木とかが当然発生してきますので、その処理をどうするかというのに非常に頭が痛いところだと思います。そういう面もあって、実際に間伐する方たちの労働力も不足ということで、なかなか進まないのが現状かと思います。

そこで今、町と九州電力の間で、電気のふるさと苓北町と九州電力株式会社との地域課題の解決に関する包括連携協定書というものを今、締結をされておられますけれども、やっぱりこの地域温暖化のための脱炭素社会構築というのは、非常にこれはもう九電さんも率先して企業のトップを走るというふうなことも宣言されておられます。そういうものがありますので、苓北発電所の排出する二酸化炭素は天草全島に影響があろうかと

思います。そういう意味で、森林の間伐で発生する売れない材木を、苓北火力発電所で燃料として焼却してもらうというようなことをですね、この地球温暖化防止の大きな施策として、ぜひ苓北町として九電に強く申し入れするというようなことはお考えなのかどうか、町長にお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 現在九州電力苓北発電所では、森林組合とですね、委託をされて、木質チップを燃焼にしてですね、燃料として使われております。そういう意味では、こういった一般の間伐材とか樹木とかですね、昨日錦戸議員から一般質問がありましたような、そういった木質、伐採樹木、そういったものが活用できるのかは、九電の苓北発電所ともですね、相談をしながら、可能なのかどうかは確認をしてみたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 1回、九州北部の大雪災害があったときにですね、やっぱりこの苓北火力発電所でもやっぱ流れてきた材木をチップ化して燃やしたという話は聞いております。ただ、なかなかその乾燥度合いがうまい具合に行かずに、2、3年で一旦中止してるというふうなことも聞いておりますので、これからはやっぱりその脱炭素に向けた大きな取り組みとしてですね、再度、再開をしていただける方向でぜひ九電さんほうにも要請を行っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、再生可能エネルギーへの転換導入についてでございます。灯油を燃料にしている温泉センター及び温泉プールの二酸化炭素排出量は、今回算定をされておられれば、排出量を教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 温泉センターと温泉プールの排出量、CO₂の排出量ですが、今ちょっと手元にデータはあるので、すいません、ちょっと計算しますので後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） それでは温泉センター、温泉プールのボイラーについては、もう既に耐用年数は超過してるんじゃないかというふうに思います。町長答弁では、ボイラーの更新を前倒しで行う必要があれば、予算や財源の状況を見ながら進めてまいりたいというふうなお答えでございました。脱炭素社会実現のためには、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換ということが国も強く求めているところでございます。そういう意味で、国の施策を活用して、新たな再エネ温泉施設というふうなことで衣替えをされてはと思います。

また、太陽光温水器と太陽光発電を使った電気給湯器の整備財源については、脱炭素

化推進事業債を活用して、今1,000万円の燃料代がありますけれども、この燃料費を償還財源に充てられると思いますけれども、再度町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 先程も答弁をいたしましたように、今現在のところですね、ボイラーを焚いてということでやっておりまして、当然1,000万円余りの財源がかかっているわけでございますので、そういう意味では今後、脱炭素へ向けては、電力のほうにシフトしていくということも当然必要であろうと思います。

そういう中でですね、ただ、今温泉プール、温泉センターについても、温泉自体の源泉の温度がちょっと低いので沸かしてるというような状態なんですね。それを今度は電気温水器辺りを使うと、水を入れて薄めていくというような形になると思いますので、そういう部分がどうなのかということもありますので、そういう全体的な、温泉センター、温泉プールの在り方も含めて、燃料をどうするのかというものをですね、もう少し研究をさせていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 公共施設ですね、やっぱり化石燃料を使ってるっていう、一番大きなのは温泉プールと温泉センターだと思います。やっぱり先程申し上げた、芥北町は火電の二酸化炭素排出量が一番大きいというところで、やっぱり率先してそういう施策を取り込むというのが重要ではないかと思います。

いずれにしてもボイラーの更新というのは、これから温泉センター、温泉プールは、継続してやることであればですね、もう目の前に迫った問題ですので、ぜひ再エネを活用した温泉であるということ、これをすることでですね、町外の人にもPRができてですね、これを見に来るお客様も増えるんじやないかと思いますので、前向きにぜひ検討していただいて、国の交付金あたりができれば取り込めるような形での検討をお願いいたしたいと、これはもう商工観光課と教育委員会ですかね、所管は。ぜひお願いいたしたいと思います。

次に、政府は2030年度の電源構成目標としてですね、火力が2022年度の72.8%から41%へ、再生可能エネルギーを21.7%から36~38%へ、原発を5.5%から20~22%とする方針を昨年11月固めているというような報道がありました。そういう中で、次世代太陽電池ペロブスカイト型の導入につきましては、ロードマップには令和13年度以降にメーカー関係省庁の動きを見ながら取り組んでいくというふうに、町長のほうもそういう答弁をなされましたけれども、この関係ですね、令和6年の5月22日の熊日新聞にですね、経済産業省では次世代太陽電池ペロブスカイト型普及に向け、官民の協議会を設置するというふうなことを発表され、開発を担う積水化学工業や自治体など約150団体が参画し、サプライチェーンの構築や需要の創出

に向か連携していくというような報道がありました。

芥北町も町の公共施設にですね、ペロブスカイト太陽電池を設置し、全公共施設の電気を自前で賄う姿勢を見せるということで、国やメーカーが芥北町に注目し、事業の創出に向けた先導的な実証実験ということですね、採択してもらえば、設置費用への支援や、年間5,000万かかる電気代の削減ができ、その浮いた予算で体育館等へのクーラー整備も可能になるんではないかと思います。ペロブスカイト型太陽電池が安定的に発電でき、台風時の安全性も担保できるというようなことを町が実証すればですね、病院や介護施設の皆さんもですね、大きな施設をお持ちでございますので、そこに導入するというような道が開けてくるんではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 山口議員おっしゃるとおりですね、芥北町としてはこれまで電気のふるさとという形のまちづくりを進めております。そういう意味ではですね、今後そういった脱炭素化へ向けた動きを率先して自治体がやっていくってのは当然必要だろうと思うし、芥北町にとって一番いい、町をPRする、また町の知名度を上げる大きな施策になろうかとも思います。

そういう中で、今回ご提案をいただきました、ペロブスカイト太陽電池等の活用についてもですね、現在のロードマップでは13年以降ということで計上しているところでありますけども、これは先程申しましたように、量産化へ向けた動きが始まりましたけども、まだまだ課題が少し残っているというような状況の中で、しばらく検討の期間をいただきたいということで回答させていただきました。

特に、耐久性とか安定的に発電ができるかという部分で、ペロブスカイト太陽電池について、水分とか酸素とか紫外線などの影響を受けて性能が低下しやすいということも課題として挙げられておりまし、またちょっと先程言いましたように、鉛が使われておりまして、これが有害物質というなことがありますので、この有害物質、鉛を除いたですね、鉛以外の材料の開発も今、技術の開発が進んでいるということもあります。併せまして、現状ではまだまだ製造コストが高いということが言われておりますので、こういった部分を、あと量産化は始まっておりますし、技術開発も進んでおりますので、1年ぐらいですね、動きを見させていただいて、研究をさらに進めていければというふうに思っております。

私も、山口議員の考え方どおり、先程も申しましたように、電気のふるさととしてのまちづくりを進める上では、この施策については大変重要であるし、大変意義があるものと考えているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。ぜひ、電気のふるさとというよりも、再エネのふるさとというぐらい、再生可能エネルギーをいかに使うか、その先導的な町として全国に注目をしていただけるようなことをぜひ検討をお願いいたしたいと思います。苔北町が火力発電所の立地町として、脱炭素社会実現に向けた山崎町長の手腕に大きな期待を寄せております。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、堆肥センターについて質問をさせていただきたいと思います。堆肥センター、今回、令和6年度に攪拌機とか重機等を更新をして、また新しい堆肥センターに衣替えをしているかと思います。

そこでお聞きいたしますが、今回攪拌機2台の更新することによってですね、その堆肥の生産能力がどのくらい、これまでの攪拌機と同じぐらいの能力が今あるのかどうか、その辺りが分かればお願ひいたします。また、答弁では堆肥生産、普通堆肥の生産に一本化するということで、能力もまた広がるというようなことが答弁にありましたけれども、その辺りが余力的なものはどういうふうな感じなのかを教えていただければと思います。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 先程の山口議員の、前回と今回の新しい攪拌機の能力的な差ですけれども、ほぼ変わらないというところで導入をさせていただいております。

なお、町長が先程答弁しましたとおり、あと5年後のですね、令和11年には、目標を2,169トンの原料を入れて、令和4年度と比べまして、約47%の増産を目指すというところで取り組みを進めているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。前回の攪拌機、大体本来持ってる処理能力から半分程度しか稼働していないというようなお話を聞いてたところでございますので、現実にまた今回普通堆肥一本化ってなれば、もっともっと余力があるのではないかなどというふうに思います。

そこでですね、今、国は2030年度までに、堆肥、下水道汚泥資源の使用量を倍増すると。肥料の使用量、リンベースに占める国内資源の利用割合を、令和4年度の14%から40%にする目標を掲げ、令和5年3月17日付、国土交通省下水道部長から各下水道管理者に対して、今後発生汚泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うことを基本方針として整理し、焼却処理は汚泥の減量化の手段として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、焼却処理を行う場合も、焼却灰の肥料利用、汚泥処理過程でのリン回収等を検討するよう通知が出されております。

昨年、天草広域連合の新ごみ処理施設建設工事が頓挫して、新施設の稼働時期が当初計画の令和9年度から約4年ほどずれ込むというふうな報道がありました。天草市や上天草市では、現在稼働しているごみ処理施設の補修費がかさみ、不慮の事故で焼却炉が稼働できなくなれば、天草島民の生活に大きな支障が出るのではないかと危惧されているところです。反面、苓北町の堆肥センターは、町内の下水道汚泥や生ごみ、牛糞等の原料不足により、堆肥処理能力の半分程度しか今稼働していないということで、宝の持ち腐れではないかというふうに思ってところです。

そのため、堆肥センターの堆肥処理生産能力を最大限活用して、それ活用することで、天草市の下水道汚泥や生ごみ、牛糞を処理する広域的な堆肥センターに本気に衣替えするというふうなことはどうなのか。その辺りの町長の考えをお聞きいたします。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） その点につきましてはですね、昨日、本日、広域連合のごみ処理の関係のご質問もございましたけれども、そのとき申しましたように、天草圏域全体でごみの量を減らさなければならない。その中には当然、生ごみも入っているわけでございますので、そういう部分については、今回、町の堆肥センターの攪拌機の更新によりまして製造能力が上がってまいりますので、天草市の生ごみでありますとか、下水道汚泥、そういう部分も当然受け入れながら、天草全体のごみを減らすという、その役目を果たす施設にもなろうかとは思っております。

あと、牛糞の量につきましてもですね、町内の畜産農家が減少する中で不足をいたしますので、その部分につきましては、逆に天草市のはうから牛糞堆肥も搬入すると。そういう形の中で、堆肥の生産、国産堆肥の生産拡大にもつながってまいりますので、そういう意味ではですね、進めていきたいということで私も考えておりますし、この点については、上天草市、天草市の市長さんともですね、常々話はさせていただいているところでございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございます。やっぱり天草は1つだというふうな旗印の中の、大きな施策の1つとしてなっていくんじゃないかなと。みんなが困ってるときにやっぱ助け合うというのは、非常に大事なことだと思いますので、ぜひその方向で検討していただければと思います。

また、天草市の下水道汚泥等の有効活用化を進めるということですね、廃棄物の減量化も図られてくるし、苓北町にとっても処理収入の増加や、堆肥販売収入の増加等で、今大体1,000万から2,000万の一般財源のつぎ込みをしておりますけれども、その大幅な減少につながるというふうに思いますんで、大きな観点から、ぜひ計画見直しをお願いいたしたいと思います。

あと4分になりましたけれども、あと堆肥センターの組織体制の見直しについてご質問をいたしました。堆肥生産製品の一本化を図ることで、現在の作業工程を再度検証し、苓北町農協と協議しながら、組織体制の充実に努めてまいりたいというようなお答えでございましたけれども、今の作業員も高齢化し、後継者の確保が難しい状況というふうな現状をお聞きいたしたところです。本当にそうだと思います。昨年も、新しい作業員を募集しても誰も応募がないということで、予算化しても実際の対応ができないというふうな状況、これはもう今後も続くと思います。

他県の下水道汚泥を活用した堆肥の事例等が見せてもらいましたけれども、大部分、民間企業を抱き込んでですね、多彩な汚泥の肥料を生産されておられます。先程町長も広域的な堆肥生産のセンターというふうなことも検討するというふうなことでございましたけれども、ぜひですね、他県のすぐれた優良事例、これをですね、実際に職員の皆様に見に行ってもらってですね、そこに、どういうふうな問題も抱えながら、やっぱりより良い堆肥づくりをされているのかと。やっぱこれは実際に現地に行ってですね、聞くことが一番重要なかと思いますので、これに対してはぜひ財政のほうもですね、新しい苓北町づくりのためには、出張旅費をどんどんつけてやるよというぐらいのですね、気持ちでぜひ査定に向かっていただければと思います。本当にそこの10万20万が、1,000万近いものになるっていうことも十分可能になろうかと思いますのでですね、ぜひ大きな目で、これから先の予算付けをお願いいたしたいというふうに思います。

最後にですけれども、せんだって8月10日・11日の大雨、これは県下全域大変な被害が起こりました。特に気になったのが、隣の天草市の状況でございます。新聞報道によるとですね、ちょうど天草市の本渡地区、特に船の尾ですか、中心市街地のところが大きな冠水被害を受けられております。これの原因としてはですね、11日朝の降雨のピーク、午前8時から9時が97.5ミリだったそうでございますけれども、これと大潮の満潮時刻が重なって、一気に河川の水位が上がってしまって、防波堤を越えてしまったと。併せて、河川のほうに排水する予定が排水できなくて、内水氾濫を起こしてしまって、あっという間に床上浸水になってしまったというふうな報道がありました。

やっぱり数百年に一度の大雨ということでございますけれども、気候が非常に変わっています、地球温暖化で。いつこのような雨が降るかと。これまで夏場を、台風だけ気にしとったらよかったですけれども、秋雨前線がちょうど梅雨期のような大雨を降らせるようなことになっておりますので、そういう面でやっぱり苓北町も志岐、坂瀬川、これは河川の河口付近ですね、人家が密集しております。やっぱりこれは他人事ではありませんので、十分、洪水の大暴雨時と満潮時のことを考えながら、高齢者等への早期避難指示というのは、早め早めに出していくようにお願いして、私の一般質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） すいません、先程山口議員からご質問がありました、温泉プールとですね、温泉センターのCO₂の排出量ですが、令和6年度でいきますと、プールが29トン—CO₂、温泉センターが191トン—CO₂でございます。以上でございます。

○2番（山口利生君） これは1日ですか。

○水道環境課長（時田健一君） 失礼しました。令和6年度の1年間分です。

○議長（野崎幸洋君） これで山口利生君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は終了になりますが、ここで、芥北町長から議長宛で議員の一般質問における不適切な発言について反省いただくよう申し入れがあり、これを受理しております。今から配付しますので、ご一読願います。

内容は、昨日、9月4日の会議中における松本良人君の一般質問における発言についてです。

ご一読いただけたでしょうか。

松本良人君。9月4日の会議における発言、議長の判断として、「——————」 「——————」との発言の部分だと思います。

その部分について、取り消される意思はありますでしょうか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 私は反省するようなことはありません。これは私と議長の間の中で、口論になった上での出てきた言葉でございます。

それで質問のですね、質問の内容についてはですね、私は、本町で行政通信による様々な要望があっておりますが、対応の状況についてお尋ねしますということで行政通信についてお尋ねしました。対応について。その対応については、諸々の件数が・・・折、おった、その代わり、件数についての何ですかね、処理状況を一覧表にしてくださいということでお尋ねした。それは当然ですね、私はそう思います。

それから、行政通信のほかにも行政がやらなければならないことへの連絡やご意見もあろうかと思いますが、その対応についてもお尋ねをしますということで尋ねました。その対応の中ですね、町長の答弁の中で。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） はい、ちょっと待ってください。

○議長（野崎幸洋君） 先程の反省といいますか、その発言、発言に対する、発言を取り消しますか、取り消さないかをそこを明確に。

○4番（松本良人君） 一番最後に言います。

○議長（野崎幸洋君） 発言、取り消しはしないんですね。

○4番（松本良人君） 取り消します。取り消しません。

○議長（野崎幸洋君） 取り消しません。はい、分かりました。

只今松本良人君から、「————」「————」の部分について、取り消さないという意思がありましたので、ここで、地方自治法第129条第1項の規定によって、発言の取り消しを命じます。

議長の判断として。よろしいですね。

松本良人君。

○4番（松本良人君） そら当然、議長に取り消し、あんたが好かん時は取り消してくれると私言いました。ですね。・・・で。ただですね、この件については、議長の判断も、判断ミスじゃなかろうかなと私は思います。

○議長（野崎幸洋君） どこの部分か言ってください。どこの部分の判断ミスか言ってください。

○4番（松本良人君） 私は、今、先程申しましたとおり、一般質問の中ではですね、要望書、なんですか、通告書の中ではですね、今読み上げましたとおり、本町では行政通信により様々な要望があつてると思いますが、対応の状況にお尋ねをします。行政通信のほかに、行政がやらなければならないことへの連絡やご意見もあろうかと思いますが、その対応についてお尋ねをしますと言いました。

そしてですね、その後町長の答弁の中でですね、町長、その他のご意見の対応についてですが、ですね、要するに行政通信の他です。その他のご意見への対応です。これ行政通信で上がってこんじやった分ですね、私が2番目に尋ねた分。町民の皆さんからいただくご意見等につきましては、原課において対応困難な案件については、その都度処理させていただいており、原課のみでの対応が困難な案件については私を含め、関係各課が、要件等伝達書により、情報を共有した上で対応をさせていただきますというような答弁をいただきました。この要件等の伝達等の、伝達処理はほんならどういうことか教えてくださいと私は言った。そのさなかに、各課の、お前んとは違うというような議長の発言であったと私は解釈をしております。

○議長（野崎幸洋君） そういうことは一言も言ってません。

○4番（松本良人君） そしてですね、そしてですね。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。今のですね、言つてるのは、——って言った言葉を。

○4番（松本良人君） いや、それにはですね。

○議長（野崎幸洋君） 取り消しますか、取り消さないかということですから。その一

——という言葉は発してゐるんですから。それに対する取り消すか取り消さないか。

○4番（松本良人君） これから言います。

○議長（野崎幸洋君） 取り消さないんだったら、私が命令で会議録からは削除します。

○4番（松本良人君） これから言いますので、最後に理由を。

○議長（野崎幸洋君） はい、以上です。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

なお、8日（月曜日）は、午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様もお疲れさまでした。

この後、全員協議会を開催しますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。終わります。

-----○-----

散会 午後1時37分

令和 7 年 9 月 8 日（月）

（第 3 日目）

令和7年第3回芥北町議会定例会会議録（第3日目）

令和7年第3回芥北町議会定例会は、令和7年9月8日芥北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田嶋 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 早退議員は、3番 廣田 幸英。

7. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

8. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	錦戸 雅志	総務課長	宮崎 良成
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	山下 晃弘
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稻尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	田中 正彦	監査委員	登本 玄一

9. 議事日程

- 日程第 1 報告第 4 号 所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について
- 日程第 2 報告第 5 号 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について
- 日程第 3 認定第 1 号 令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 8 号 令和6年度苓北町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 11 認定第 9 号 令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 12 報告第 6 号 令和6年度決算における健全化判断比率について
- 日程第 13 承認第 6 号 専決処分の承認について
- 専決第 6 号 令和7年度苓北町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第 26 号 苓北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 27 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 28 号 苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 29 号 苓北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 30 号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 発議第 6 号 荻北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について
- 日程第 20 議案第 31 号 令和 7 年度荻北町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 32 号 令和 7 年度荻北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 33 号 令和 7 年度荻北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 34 号 令和 7 年度荻北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 35 号 令和 7 年度荻北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 36 号 令和 7 年度荻北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 37 号 令和 7 年度荻北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 38 号 令和 7 年度荻北町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 39 号 令和 7 年度荻北町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 29 議案第 40 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 30 議案第 41 号 財産の取得について
- 日程第 31 同意第 6 号 教育委員会の委員の任命について

10. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

第18期における苓北町議会運営に関する申し合わせ事項により、発言時間の制限、質疑時間の制限、同一議題につき、計3回までを合わせて15分以内に制限する。質疑、再質疑、再々質疑については、その間の町執行部の答弁を挟み、連続したものでなければならないとしております。

議場電光掲示板の残り時間の表示が「0」（ゼロ）となった時点、制限時間1分前を指しますが、卓上ベルを鳴らすこととしております。議員におかれましては、時間内の質疑に心がけてください。

-----○-----

日程第1 報告第4号 所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告について

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、報告第4号、所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告についてを議題とします。

所管事務の調査（総務文教厚生常任委員会）結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

総務文教厚生常任委員会委員長に報告を求めます。

倉田明総務文教厚生常任委員長。

○総務文教厚生常任委員会委員長（倉田 明君） おはようございます。報告をさせていただきます。

令和7年8月21日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。

総務文教厚生常任委員会委員長、倉田明。

総務文教厚生常任委員会報告書。

本委員会は、所管事務についての調査を行ったので、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記。

1. 調査事件名。

所管事項についての調査を実施。

2. 調査の経過。

（1）調査期日 令和7年7月14日・15日・16日。

（2）調査場所と所管課。

熊本県御船町。

〔1〕子育て支援。

熊本県高森町。

〔2〕町立高森東学園義務教育学校について。

〔3〕県立高森高校マンガ学科への支援等について。

〔4〕スクールバスを利用した買物支援について。

長崎県長崎市。

〔5〕長崎市のキリスト教関係遺産を生かした観光振興について。

なお、この長崎市役所での視察研修は、建設経済環境常任委員会と合わせて合同で実施いたしました。この報告については、建設経済環境常任委員会の山口利生委員長から報告がされます。

(3)出席委員 倉田明委員長、田嶋稔副委員長、田嶋健司委員、廣田幸英委員。

(4)欠席委員 松本良人委員。

(5)委員以外出席 なし。

(6)執行部出席 苅北町教育委員会。これは高森町のみ出席いただきました。

宮崎寛子課長補佐、山口敏英主幹、高木政光学校教育指導主事。

(7)委員会書記 松本康秀議会事務局長。

(8)調査の方法等。

御船町、高森町の役場において、資料をもとに担当部署の方より説明後、質疑応答を行った。帰庁後に総括を行い、意見・要望事項等は以下のとおり。

3. 所管事務についての調査における意見、要望等。

〔1〕御船町の「子育て支援の取り組み」について。

御船町の人口は減少傾向であったが、町の立地環境、交通アクセスや、地価が安いなどで、コストコなど企業立地件数の増加等に伴い、令和元年度末7,133世帯、人口1万6,878人から、令和6年度末では7,736世帯、人口1万7,290人。そして、令和7年4月末現在、人口は1万7,314人と増加傾向にある。

また、ふるさと納税の増加で、令和元年度約6億円が、令和5年は21億円で、最高は24億円とのことであった。これらの財源を活かされ、子育て支援に力を入れられていると思われる。

次に、御船町子育て全力応援として、

①妊娠出産の経済的支援。

・育児用品券支給事業。

3歳未満の乳幼児を養育している多子世帯の保護者に対し、町内の販売店で利用できる育児用品券を支給。

- ・アニバーサリーチケット事業。

新しい夫婦の門出及び次世代を担う子どもの誕生を祝福するため、結婚及び出産に関する記念にアニバーサリーチケットを交付。

- ・妊婦のための支援給付。

妊婦への経済的支援を2回に分けて実施。

1回目、妊娠時、5万円。

2回目、出産時、5万円×児の数。

- ・産後ケア事業。

出生後1年以内の母子の心身のケアや、育児のサポートを行います。

②乳幼児育児の経済的支援。

- ・子育て安全サポート事業。

保護者の経済的及び育児負担軽減のため、子ども・子育て支援事業の利用料金を一部負担します。

- ・子ども医療費助成事業。

18歳までの子どもを対象に、医療費を全額負担します。

- ・病児・病後児保育事業。

子どもが病気回復に家庭で保育できない場合、一時的に預かります。熊本市の病児保育施設も利用可能です。

- ・ファミリー・サポート・センター事業。

依頼会員と援助会員と相互間で子どもを預かります。

- ・一時預かり事業。

保護者の病気やその他の理由により、家庭での保育が困難な場合に一時的に保育所で預かります。

- ・子ども誰でも通園制度。

就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育等を利用できます。

③小・中・高の経済的支援。

- ・新生活スタート応援事業。

保護者の経済的負担を軽減するため、新中学1年生に対し、制服一式を支給します。

- ・小・中学校英語検定受験料助成。

小学校4年生から中学校3年生の英語検定受験料を全額助成します。

- ・子ども居場所支援事業。

家庭や学校に居場所がないと感じる子どもへ安心できる居場所を提供し、子どもや家庭が抱える様々な課題に対し包括的に支援します。

- ・小規模特認校制度。

町内全域から通学可能で、農業体験や伝統芸能を学べます。

- ・フネッピーすこやかスポーツクラブ。

入会することで年間を通して様々なスポーツ体験ができ、健康・体力の維持を図ることができます。

④子ども家庭センター。

妊娠・出産子育ての様々な相談を受け付けています。

⑤移住する人への経済的応援。

子育て世代の移住支援として、移住支援金世帯、これ一世帯ですけども、100万円。

また、御船町の子育て環境として、

- ・認可保育所、公立2園、私立4園。

- ・認定こども園、私立2園。

- ・認可外保育所、1園。

- ・病児・病後児保育所、1所。

- ・小学校、6校。中学校、1校。

- ・学童保育、10クラブ。

- ・フリースクール、2所。

- ・子ども家庭センター。

- ・こども居場所支援、1所。

- ・子育てふれあい館。

などがある。

直近の傾向として、人口増加のうち子ども世帯の割合高く、児童数は微増しているが、将来の推計として少子化傾向にあり、今後5年の推移は微増から横ばいとされている。

[2] 高森町立「高森東学園義務教育学校」について。

平成28年度から「義務教育学校」が新しい学校の種類として位置付けられ、「小中一貫教育」が法的に整備された。高森町では、平成29年4月に施設一体型、高森東義務教育学校を開設し、小中一貫教育のさらなる充実を図り、また、「高森中央学園」では、施設分離型の小中一貫教育に取り組まれており、現在、施設一体型の高森中央学園義務教育学校の新設に向け取り組まれている。

高森東学園義務教育学校は、4・3・2のブロック制で、前期課程を1年から6年。後期課程を7年から9年とし、さらにSブロックを1年から4年、Mブロックを5年から7年、Lブロックを8年から9年に区分されている。

1年から4年までは学級担任制で、6年から9年は教科担任制となっており、5年生は6教科で教科担任制となっている。

今年度、前期課程の児童数は30人・教員7人、後期課程の生徒数は13人・教員1

4人となっている。

教員の県費関係21人は、校長1人、副校長1人、教諭12人、養護教諭1人、事務1人、県費講師2人、教員業務支援員1人。町費関係4人は、町費講師1人、事務1人、管理栄養士1人、特別支援教育支援員1人の合計25人。

なお、遠方の児童生徒は、スクールバスが運行されている。

[3] 熊本県立高森高校マンガ学科への町の支援について。

昭和23年4月、県立阿蘇高校高森・白水分校として発足。28年4月に高森高校に改称。40年4月には定員600人をピークに、平成17年4月に定員240人。

平成27年、文科省「英語教育強化地域拠点事業」指定校。29年、県教委「ICTを活用した未来の学校創造プロジェクト」指定校。30年、県教委「スーパーグローカルハイスクール」指定校。

令和3年、県教委「ICT特定推進校」指定校など、今年で創立75周年を迎える阿蘇南部地域唯一の全日制高校として、教育・文化のみならず、地域活性化を支える役割を担い、「地域に根差した学校」「地域になくてはならない学校」として発展。卒業生は7,000人以上とされている。

そのような中、高森高校の魅力向上に向けた「マンガを活用した高森高校の魅力向上に関する連携協定」が、令和3年9月、「県立高森高等学校と株式会社コアミックスと高森町と熊本県教育委員会」4者で結ばれている。

マンガ学科新設にあたり、令和4年度当初予算と補正予算で町営男子寮や町営女子寮、マンガ学科パソコン関連機器及び通信環境整備など、事業費10件に約3億9,000万円。財源は全額ふるさと納税を充当されている。

また、高森高校魅力化のための令和7年度高森町支援事業費及び予算で、情報発信として、メタバースを活用した高森高校と高森町の魅力発信プロジェクトをはじめ、町営学生寮運営、入学・通学・住まい確保支援、マンガに特化した支援として、予算総額6,097万3,000円。財源のほとんどは、ふるさと納税やふるさと納税を原資とした基金を充当されている。なお、2025年ふるさと納税額は約25億円。

現在、高森高校は普通科とマンガ学科があり、今年度、普通科生徒1年生40人、2年生31人、3年生32人。マンガ学科生徒数、1年生41人、2年生41人、3年生36人となっている。

なお、今年度、普通科〈前期（特色）選抜〉募集定員40人のうち28人募集、出願者数27人、合格者数27人。

〈後期（一般）選抜〉残り13人募集、出願者数3人、受験者数10人、合格者数13人。

マンガ学科〈前期（特色）選抜〉募集定員40人のうち28人募集、出願者117人、

合格者 28 人。

〈後期（一般）選抜〉残り 12 人募集、出願者 38 人、合格者数 13 人。

入学者数マンガ学科開設前年比 405% となっている。

[4] スクールバスを活用した買い物支援について。

高森町「買い物サロン事業」とは、高齢者の介護予防に効果あるサロン事業と高齢者等の買い物支援を組み合わせた新たな取り組みで、今年 6 月 2 日から町のスクールバスを活用し、令和 7 年度は山間部 4 地区に無料バスが運行されている。対象者は買い物が難しい高齢者等とし、週 1 回。

バスは高森東学園義務教育学校で使用する 14 人乗りで、基本的に火曜から金曜日を予定。児童生徒が在学中の午前 9 時から午後 3 時の間で、希望する町民を自宅から町中心部のスーパーなどへ送迎する。

運転手は 1 人、乗降介助 1 人は集落支援員を配置。事業費の人件費、燃料費、専用携帯電話使用料、免許取得時の更新手数料、中型限定解除一種免許取得自動車学校委託料など、合計 980 万円は集落支援の活動費として実施するため、全て「特別交付税」措置されている。

なお、スクールバスの空き時間を利用することで、車両費用はかからず、普通交付税の算定上も問題ない。また、スクールバス取得から 6 年以上が経過しており、文部科学大臣の承認は必要ない。保険はスクールバス保険で対応が可能であり、追加費用は発生することなく、運輸支局等の許可は必要ないとのこと。

4. 調査事件名意見・要望事項等。

御船町の子育て支援については、各事業ごと幅広く取り組まれ、内容等も深掘りされているように感じた。その背景には、自主財源確保に努められ、それら事業に充てる費用が賄えられているためと思われる。

高森町にある県立高森高校の「マンガ学科」への支援等についても、御船町同様、ふるさと納税が大きく影響していると感じた。

芥北町においても、子育て支援については、現在町財政上等から勘案すれば、精一杯努力され、それなりの効果はできているものと思われる。今後、財源確保に見通しができた場合、さらなる支援の充実を期待したい。

参考資料といたしまして、1つに、御船町「子育てハンドブック」他。2つに、高森町教育委員会「高森町新教育プラン」〈第 4 次改訂〉他。3つ目に、高森町教育委員会の「高森高校マンガ学科」他。4つに、高森町の「買い物サロン」事業他。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

それでは委員長自席へどうぞ。

これで報告第4号を終わります。

なお、報告書の中にありました委員会意見・要望については、議長として大変重要であると認めます。町執行部におかれましては、対応のほうよろしくお願ひいたします。

-----○-----

日程第2 報告第5号 所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告について

○議長（野崎幸洋君） 日程第2、報告第5号、所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告についてを議題とします。

所管事務の調査（建設経済環境常任委員会）結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付しております。

建設経済環境常任委員会委員長に報告を求めます。

山口利生建設経済環境常任委員会委員長。

○建設経済環境常任委員会委員長（山口利生君） おはようございます。

それでは、報告させていただきます。お手元の調査報告書に沿って説明をいたします。

令和7年8月21日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。

建設経済環境常任委員会委員長、山口利生。

建設経済環境常任委員会行政視察研修報告書。

本委員会は、所管事務の視察研修を行ったので、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

1. 研修目的。

①長崎市のキリスト教連遺産を生かした観光振興。

②五島市の洋上風力発電事業を活用した地場産業の活性化、観光資源としての活用や再エネ電気の地産地消の取組等。

2. 研修期間。

令和7年7月15日（火曜日）から7月17日（木曜日）まで。

3. 研修地。

①長崎県長崎市役所。

②長崎県五島市役所。

③小売電気事業者五島市民電力株式会社。

4. 参加者。

山口利生委員長、錦戸俊春委員、高戸幸雄委員。

特別参加、野崎幸洋議長。

欠席者、浜口雅英副委員長。

なお、長崎市役所の視察研修は総務文教厚生常任委員会と合同で実施いたしました。

5. 研修内容。

(1) 長崎市のキリスト教関連遺産を生かした観光振興について（7月15日）

長崎市は、人口約30万人の中核市で、古くから海外との交流により独自の歴史・文化を形成され、苓北町とも古くから交流が盛んに行われてきました。令和4年9月に西九州新幹線が開業し、令和6年10月にジャパネットホールディングスグループによるサッカースタジアムを中心とした複合施設「長崎スタジアムシティ」が開業するなど、更なる飛躍を遂げています。

今回、世界遺産に登録された長崎と天草地方の潜伏キリスト教関連遺産を生かした観光振興の取り組みについて、長崎市観光政策課の柴田課長及び世界遺産推進室の栗脇室長から「長崎と天草地方の潜伏キリスト教関連遺産」を活用した世界遺産推進プロジェクトについて説明を受けた後、意見交換を行った。

長崎と天草地方の潜伏キリスト教関連遺産については、平成28年9月に、遺産の名称を「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」から、「長崎と天草地方の潜伏キリスト教関連遺産」へ変更し、平成29年2月関係省庁連絡会議及び閣議了解を経て、ユネスコへ「潜伏キリスト教関連遺産」の推薦書正式版が提出され、平成30年6月ユネスコ第42回世界遺産委員会において、「長崎と天草地方の潜伏キリスト教関連遺産」を世界遺産一覧表に「記載」することが決定され、平成30年7月4日、世界遺産一覧表に記載され、世界遺産として登録された。

「長崎と天草地方の潜伏キリスト教関連遺産」については、各種パンフレットの作成やテレビ放映を行うとともに、ウェブサイトでの紹介を行っている。また、長崎と天草地方の潜伏キリスト教関連遺産を歩いて巡る全35巡礼路（約468キロメートル）を指定し、世界遺産ウェブサイトに掲載するとともに、パンフレットを配布し、観光客の誘致を図っている。巡礼の道は5グループに分類され、天草地方はキリスト教繁栄と島原天草一揆の道（雲仙市・南島原市・天草市・苓北町・長崎市）として紹介されており、江戸時代に島原・天草では、苛政や弾圧に苦しむ民による一揆が勃発し、1637年一揆軍は、天草四郎を総大将に原城に立てこもったが、幕府軍によって滅ぼされ、1641年に鎖国が完成し、導く宣教師がいない中、キリスト教徒たちは潜伏して自力で信仰をつないでいった。開国後に来日したブティジヤン神父と潜伏キリスト教徒が出会った“信徒発見”の舞台が大浦天主堂であると記載され、苓北町にあるアダム荒川の殉教の碑が掲載されている。

意見交換の場において、苓北町議員から①天草島原の乱により1万人以上戦死した一

揆軍の慰靈のため、天領天草初代代官鈴木重成公が、天草富岡、長崎西坂、雲仙愛野にそれぞれ3,000人以上の首級を埋葬した千人塚も巡礼の道に入れては如何か。②有明海をまたいで島原と天草の民衆が一揆を起こし、徳川幕府を震撼させた天草島原の乱をNHKの大河ドラマで取り上げてもらうよう、長崎県、熊本県の関係自治体が一致団結して、要望活動を展開しては如何かと提案され、実現に向けて、双方力を合わせることで一致した。

(2) 五島市の洋上風力発電事業を活用した地場産業の活性化、観光資源としての活用や再エネ電気の地産地消についての取り組み等について（7月16日）

五島市は、持続可能な社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の宣言や、環境省より「脱炭素先行地域」に選定され、「海洋再生可能エネルギーの島づくり」に推進されており、五島市で進められている浮体式風力発電事業の取組状況等について視察研修を行った。

五島市は、環境省が進める浮体式洋上風力発電実証事業を誘致し、平成22年から27年度にかけ、五島市桟島周辺海域において、世界初のハイブリッド型（浮体部の下部をコンクリート、上部を鋼で構成した浮体形式）である2メガワット級の浮体式洋上風力発電施設「はえんかぜ」の設置に成功した。平成27年に商用化に向けた実証実験を行うため、「はえんかぜ」を五島市福江島の崎山漁港沖約5キロメートルの沖合に移設し、周辺海域や海洋生物、生活環境への影響調査を継続し、漁業協調型の浮体式洋上風力発電の確立に向けた実証が行われ、浮体式洋上風力発電施設は、安全で環境への影響が小さい発電施設であることが確認された。平成27年度に環境省事業が終了し、五島市が浮体式洋上風力発電所を環境省から譲り受け、五島市と戸田建設を中心とする五島フローティングウインドパワー合同会社により、発電所の運転が継続されている。

浮体式洋上風力発電所は、水深100メートルから140メートルの海上に12トンのアンカーに繋がれた3本の係留チェーンで固定され、下部浮体コンクリートに貝や藻等が付着することで小魚が住み着き、小魚を捕食する大型魚も集まり、貝殻等が沈下し、魚礁化した海底には藻場が形成され、イセエビ等の甲殻類も住みつくなど、漁業振興にも寄与している。

五島フローティングウインドパワー合同会社は、新たに2.1メガワット級浮体式洋上風力発電所8基を「はえんかぜ」の沖合に建設し、令和8年度から本格稼働させる予定としており、現在7基は試運転中で、残り1基を桟島沖で建設中である。同社は、売電収入の1%を五島市へ寄附する包括連携協定を締結し、五島市は寄附金で、五島市洋上風車夢基金を設置し、市民や子どもたちの人材育成や海外研修事業に活用している。また、五島市は浮体式洋上風力発電所（特殊船扱い）の固定資産税収入で、浮体式洋上風力発電漁業振興基金を設置し、今後20年間の漁業振興施策に充てることとしている。

五島市は、環境省の実証試験に併せて、平成26年より市内31団体で構成する五島市再生可能エネルギー推進協議会（事務局：五島市）を立ち上げ、エネルギーの地産地消について検討を進め、平成28年から30年度にかけて、農林水産省の「農山漁村再生可能エネルギー地産地消支援事業」を活用して、農林漁業の活性化と地域振興につながる地域新電力のビジネスモデルを検討。併せて、29の市内商工業者、団体で組織する五島市再生可能エネルギー産業育成研究会（事務局：福江商工会議所）において、平成27年より再生可能エネルギーの関連ビジネス創出を目指して勉強会を重ね、52の企業、団体、個人が出資する五島市民電力株式会社（資本金6,270万円：100%民間企業）が誕生した。

五島市民電力株式会社は、社長と役員のみで構成され、電気の販売は取次店4社で運営されている。現在、浮体式洋上風力発電所「はえんかぜ」と五島市内の陸上風力発電所（8基）や太陽光発電所の再エネ電気を市場連動で購入し、電気代は九電の電気より10%安価で提供している。令和6年度の売電収入は10億円余で、五島市公共施設（直接販売）が5億円、市民・企業（取次店販売）が5億円となっており、3期連続で出資者への配当金を出している。また、地域づくり事業として、荒廃した椿林・農地の再生や集会所の電気代サポート、スポーツ振興サポートを通じて、未来の島づくりに貢献するとともに、島で働く場の創出や人材育成に努めている。令和8年度から本格運用が始まる浮体式洋上風力発電所8基の再エネ電気を活用して、五島市民への供給量を増加させるとともに、九州本土への売電に力を入れたいとのことである。

福江商工会議所は、五島産の再生エネルギーとして生まれたCO₂実質ゼロの電力を使う事業所を「五島版RE100」として認定し、温室効果ガス削減量の証明である「J-クレジット」を企業に付与している。認定企業はJ-クレジットの売却もできるため、売却収益を投資費用の回収にも充てることができること。

最後に、五島市は、日本初となる浮体式洋上風力発電所の商用化や、潮流発電機を用いた実証実験を行うなど、再生可能エネルギー研究の先進地域として、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを積極的に進めており、全国的に脚光を浴びていることから、先進地研修に訪れる団体は140以上にのぼり、観光面でも大きな成果を上げている。今回の先進地研修は、苓北町の脱炭素社会の実現に向けて、大いに参考となつたところです。

参考資料として、ごとうの電気パンフレット、崎山沖2メガワット浮体式洋上風力発電所パンフレットを添付いたしておりますので、お読みいただければ幸いです。

以上で報告を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

それでは委員長は自席へどうぞ。

これで報告第5号を終わります。

ここで、認定第1号からの決算の認定に入ります前に、登本代表監査委員に出席を求めておりますので、ご着席をお願いいたします。廣田議選監査委員も、監査委員席へ着席をお願いいたします。

-----○-----

日程第 3 認定第1号 令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第2号 令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第3号 令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第4号 令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第5号 令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第6号 令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第7号 令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第8号 令和6年度苓北町水道事業会計決算の認定について

日程第 11 認定第9号 令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（野崎幸洋君） 日程第3、認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第9号、令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

認定第1号から認定第9号までを一括議題とします。

一般会計から順次提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第233条第1項及び第2項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から令和7年6月30日付で提出を受けました一般会計及び特別会計に係る決算書につきまして、同日付で監査委員に監査をお願いいたしました。

監査委員におかれましては、令和7年6月30日から8月6日までの間、各費目ごとに担当課からの内容聴取を含め、慎重な審査をしていただき、その結果として、令和7年8月29日付けで、「適正である」との審査意見書をいただきました。

膨大な資料と長期間にわたり審査をしていただきました監査委員のご苦労に対しまして、深く敬意を表するものでございます。

この後、認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、企画政策課長から、認定第2号、坂瀬川財産区特別会計から認定第7号、宅地造成事業特別会計までの各特別会計、並びに、認定第8号、水道事業会計、及び、認定第9号、下水道事業会計の決算の認定につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご認定のほどお願いを申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

決算書の7ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が57億6,658万251円。2、歳出総額が54億8,812万9,411円。3、歳入歳出差引額が2億7,845万840円です。4、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額の1,019万3,000円を差し引いた、5、実質収支額が2億6,825万7,840円となります。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

なお、この剰余金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により、全額を令和7年度への繰越金とし、令和7年度において剰余金のうち2分の1を下回らない額の1億4,000万円を財政調整基金に積み立てます。

詳細につきましては、歳入が決算書の10ページから52ページに、歳出が53ページから188ページに掲載しております。

また、264ページから271ページに、財産に関する調書を掲載しております。

併せて、決算に係る資料として、令和6年度における主要施策成果説明書を別冊で配付しております。

以上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第2号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 認定第2号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の191ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が227万9,106円。2、歳出総額が67万3,944円。3、歳入歳出差引額が160万5,162円です。4、翌年度に繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額が160万5,162円です。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第3号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 認定第3号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の199ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が7,743万8,463円。2、歳出総額が1,106万450円。3、歳入歳出差引額が6,637万8,013円です。4、翌年度に繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額が6,637万8,013円です。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第4号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 認定第4号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

決算書の208ページをお開き願います。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が10億7,078万4,770円。2、歳出総額が10億4,980万4,844円。3、歳入歳出差引額は2,097万9,926

円です。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額が2,097万9,926円となります。6、実質収支額のうち、苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第5号、令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 認定第5号、令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

決算書の230ページをお開き願います。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が11億3,010万1,537円。2、歳出総額が11億2,722万6,867円。3、歳入歳出差引額が287万4,670円です。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額が287万4,670円となります。6、実質収支額のうち、苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第6号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 認定第6号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容についてご説明申し上げます。

決算書の248ページをお開き願います。

実質収支に関する調書です。1、歳入総額が1億4,188万4,102円。2、歳出総額が1億4,017万1,034円。3、歳入歳出差引額が171万3,068円です。4、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5、実質収支額が171万3,068円となります。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第7号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 認定第7号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の259ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額114万5,843円。2、歳出総額69万2,214円。3、歳入歳出差引額45万3,629円。4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額45万3,629円。6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第8号、令和6年度苓北町水道事業会計決算の認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 認定第8号、令和6年度苓北町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

決算書の272ページをお開き願います。

令和6年度水道事業会計決算報告書についてご説明いたします。収益的収入及び支出の、収入について、第1款水道事業収益は、予算額1億9,575万9,000円に対しまして、決算額は2億330万9,591円となり、755万591円の増額でございます。

次に支出でございます。第1款水道事業費用は、予算額2億9,326万4,000円に対しまして、決算額は2億6,564万4,135円となり、不要額は2,761万9,865円でございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の、収入につきまして、第1款水道事業資本的収入は、予算額2,854万9,000円に対しまして、決算額は2,416万2,365円となり、438万6,635円の減額でございます。

次に支出でございます。第1款水道事業資本的支出は、予算額5,190万1,000円に対しまして、決算額は4,929万5,159円となり、不要額は260万5,841円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,513万2,794円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58万2,873円及び引継金2,454万9,921円で補填しております。

次に、事業報告について説明いたします。

282ページをお願いします。

業務の状況についてですが、行政区域内人口は6,133人で、行政区域内の水道普及率は96.9%となっております。また、年間の有収水量は67万6,890立方メートルでございます。財政状況につきましては、営業収益、営業外収益及び特別利益の合計、税抜となります。1億8,968万8,244円から営業費用、営業外費用及び特別

損失の支出合計2億5,259万4,936円を差し引いた、本年度の財政状況は6,290万6,692円の純損失となっております。

284ページをお願いします。

建設改良工事では、町道尾越線配水管布設替工事ほか2件、合計1,196万9,650円を施工しております。

また、287ページに掲載しておりますが、固定資産購入として1件、鶴第2浄水場薬注室空調設備として、エアコン13万900円を購入しております。

以上が、令和6年度芥北町水道事業会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 認定第9号、令和6年度芥北町下水道事業会計剰余金の処分及び認定について説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 認定第9号、令和6年度芥北町下水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

決算書の299ページをお開き願います。

令和6年度下水道事業会計決算報告書についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の、収入について、第1款下水道事業収益は、予算額2億9,159万5,000円に対しまして、決算額は6億3,273万9,157円となり、3億4,114万4,157円の増額でございます。

次に、支出についてでございます。第1款下水道事業費用は、予算額5億1,348万9,000円に対しまして、決算額は5億9,124万4,465円となりまして、不用額はマイナス7,775万5,465円でございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の、収入につきまして、第1款下水道事業資本的収入は、予算額の2億9,233万6,000円に対しまして、決算額は3,956万4,573円となり、2億5,277万1,427円の減額でございます。

次に支出でございます。第1款下水道事業資本的支出は、予算額2億8,842万円に対しまして、決算額は2億3,062万7,928円となり、不用額は1,909万2,072円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,106万3,355円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額148万6,164円及び、引継金893万4,951円及び、当年度損益勘定留保資金1億8,064万2,240円で補填しております。

304ページをお願いします。

令和6年度剰余金処分計算書案でございます。当年度末残高の未処分利益剰余金3,

733万9,128円は、建設改良積立金に積み立てようとするものでございます。

次に、事業報告書について説明いたします。

309ページをお願いします。

業務の状況についてですが、令和6年度において、各下水道事業は記載のとおりとなつております。

次ページの310ページをお願いします。

財政状況につきましては、営業収益、営業外収益及び特別利益の合計、税抜となります。6億2,259万円から営業費用、営業外費用及び特別損失の支出合計5億8,525万1,000円を差し引いた本年度の財政状況は3,733万9,000円の純利益となつております。

311ページをお願いします。

建設改良工事では、志岐第4マンホールポンプ場ポンプ更新工事ほか2件、合計2,045万4,500円を施工しております。うち2件は繰り越しております。また、固定資産購入として、富岡浄化センター事務室空調設備ほか2件、合計321万9,436円を購入しております。詳細は314ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上が、令和6年度苓北町下水道事業会計決算の状況でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。ただし、明日火曜日からの決算審査特別委員会において審査をお願いする予定でございますので、総括的な質問に限らせていただきます。

質疑は各会計ごとに行います。なお、質疑については、決算書のページを言ってから質疑されますようお願いいたします。

認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案についての質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案についての質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第3号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第7号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第8号、令和6年度苓北町水道事業会計決算の認定に対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和6年度苓北町水道事業会計決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第9号、令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に

対する質疑を許します。本案について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第9号については、議長と議選の監査委員を除く8人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号については、議長と議選の監査委員を除く8人の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査、事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限をこの決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月9日（火曜日）、10日（水曜日）、11日（木曜日）の、いずれも午前9時30分から大会議室及び第1・第2委員会室で行います。

-----○-----

日程第12 報告第6号 令和6年度決算における健全化判断比率について

○議長（野崎幸洋君） 日程第12、報告第6号、令和6年度決算における健全化判断比率についてを議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 報告第6号、令和6年度決算における健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算における健全化判断比率の財政指標を別紙監査委員の意見を付して議会に報告する。

令和7年9月4日提出。苓北町長、山崎秀典。

健全化判断比率の財政指標について説明をさせていただきます。資料の2ページをお開きください。

まず、①の実質赤字比率とは、一般会計における赤字額の財政規模に対する割合ですが、赤字額はございませんので数値はありません。

次に、②の連結実質赤字比率とは、特別会計を含む全体会計における赤字額の財政規模に対する割合ですが、こちらも赤字額はございませんので数値はありません。

次に、③の実質公債費比率とは、公債費の財政規模に対する割合の3か年平均ですが、12.5%で、早期健全化基準である25%の以内です。

次に、④の将来負担比率とは、地方債など現在抱えている負債の大きさの財政規模に対する割合ですが、6.1%で、早期健全化基準である350%の以内です。

なお、3ページから5ページには、各指標の算出に用いた数値を、6ページには、①の実質赤字比率から④の将来負担比率の過去10年間の推移を掲載しております。

また、歳入歳出決算審査意見書の45ページに、只今申し上げた数値を監査委員に審査していただいた財政健全化審査意見書が掲載されております。

以上で、令和6年度決算における健全化判断比率についての報告を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。ここで11時まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それではこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 決算に基づく財政の健全化指標を見させていただき、本当に年々改善されているというふうに思います。

そこで代表監査委員さんにですね、特に将来負担比率が令和6年度の決算では6.1ということで、これまで、もう1桁台まで大きく下がっている状況に来てるということに対してですね、日頃、歳入歳出に対する適正な執行に対して、しっかり目を見開いてですね、行政の皆さんの方の執行体制をしっかり監視していただいているということに、前もって深く感謝を申し上げる次第でございますけれども、そういう監査を通しながらですね、やっぱりこの将来負担比率が下がっている理由について、どのような感じをお持ちいただいているのか、その辺り簡潔に教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） ありがとうございます。将来負担比率が6.1というふうなことになって私どもも感激してるというか、よくここまで改善されたなあというのが感想でございますけれども、この将来負担比率がですね、このように下がった1

つの要因としては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置を、過疎債と言ったほうがいいかと思いますが、それが令和3年の4月1日から適用になりまして、令和2年度の将来負担比率はですね、83.6あったわけです。それが令和3年度からこの過疎債が適用になりまして、49.3、そして令和4年度が32.2、令和5年度が18.1、そして令和6年度が6.1というふうに下がっていったのも、やはり過疎債が大きく影響しているのではなかろうかなというようなことを思っております。

それから、私どものこの意見書の39ページを見ていただいたらいいんですけども、積立金の現在高が26億5,400万。約1億6,400万円ほど増加をしております。そしてこの26億の中に、積み立て、債権としてですね、12億、債権を積み立てまして、基金に占める債権の割合は46.14%になっております。そしてですね、ぜひ皆さん方も認知していただきたいのは、年間の運用債権がですね、1,341万というふうな、大きな運用債権が出ております。これはやはりひとえに会計課長のですね、ご努力によるものと私どもは評価をしているところでございます。

それから9ページなんですが、町民1人当たりの町債残高もですね、100万円を割りまして、91万9,000円。昨年より32万9,000円減少しておるところでございます。いい感じでなされているのじゃないかなというふうに思っているところでございます。6.1%については以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） ありがとうございました。代表監査委員と廣田議選監査委員さんお2人で、本当に1年間通して監査をしていただいてるという、熊本県の場合は事務局がたくさんいるからある程度いいんですけど、苓北町はお2人だけの監査ということで大変だと思いますが、今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） いろいろお調べいただいてありがとうございます。ただ私はあの、金がいくらか緩くなったからといってですね、住民サービス、町民サービスの低下がありはしないかなというような認識を。

○議長（野崎幸洋君） マイクをちょっと上げてください。

○4番（松本良人君） 町民サービスの低下があっとじやなかろうかなって思っております。やはり今町内をあちこち回っておりますと、かなり苓北町は荒れておりますけれども、そこら辺とその残高の関係はどのようにお考えになったかという。

○議長（野崎幸洋君） 登本代表監査委員。

○代表監査委員（登本玄一君） 町民サービスがどのようになってるかというようなご質問でございますけれども、なかなか一概には、私は言うわけにはいかないんじゃない

かなと思っております。というなのはですね、やはり役場が募集をかけてもなかなかその職員が集まらないというようなことで、非常にここが大きなその要因になっているのではなかろうかなあと思います。だからやはり、新年度どのように執行部のほうでお考えか分かりませんが、やはりその課の編成をしてですね、もう職員の皆さんには本当にもう手いっぱい頑張っていらっしゃると私は評価をしてるところです。それが議員さんがおっしゃるような、町民から見るとなかなかそんなことはないよというような形になっているのではなかろうかなと思いますけれども、この少ない人数の中でですね、よく手分けをしながら、そして我々の質問に対しても的確に答えていただいておりますし、今後やはりそういうふうな機構改革の中でですね、住民サービスを充実していく必要はあるかなと思っているところです。どうぞよろしくお願ひいたします。

職員さんは一生懸命やっていらっしゃるということは理解していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 大変ありがとうございます。お忙しい中にいろいろな見方から、観点から回答いただきましたけれども、特にやはり機構の改革等はどうだろうかというような監査委員さんからのやっぱりご指摘もございましたので、私もそう思つります。ぜひですね、そこら辺も委員さんの立場として、ぜひ強力にですね、推し進めていただければと思っております。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第6号を終わります。

監査委員におかれましては大変ご苦労様でした。本日はこれでご退席いただいて結構でございますが、明日、火曜日からの決算審査特別委員会へのご出席につきましても、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

—————○—————

日程第13 承認第6号 専決処分の承認について

専決第6号 令和7年度茶北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第13、承認第6号、専決処分の承認について。専決第6号、令和7年度茶北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 承認第6号、専決処分の承認について。令和7年度茶北町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度苓北町一般会計補正予算を令和7年7月7日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認をお願いするものでございます。

今回の補正予算は、令和6年度に給付した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度における定額減税補足給付金について、令和5年度所得等に基づき算定していたことにより、令和6年度所得税等に基づき算定した給付額との間で生じた差額の給付に要する費用の追加、並びに6月豪雨により被災した農地及び河川等の災害復旧に係る査定設計に要する費用等を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしたものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 専決第6号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,211万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ61億5,967万7,000円とするものです。

6ページをお願いします。歳入です。

款14国庫支出金、項2、目1総務費国庫補助金は、定額減税の不足額の給付に係る物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,976万4,000円の増額です。

7ページをお願いします。

款19繰越金、項1、目1繰越金は235万円の増額です。

続いて歳出です。8ページをお願いします。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費は、定額減税の不足額の給付に係る、節3職員手当の時間外勤務手当から、節18負担金補助及び交付金の定額減税不足額給付金までの合計2,976万4,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1、目5農地費、節18負担金補助及び交付金は、6月豪雨に伴う農地等小災害復旧事業補助金、鹿笛など2か所分40万円の増額です。

10ページをお願いします。

款6商工費、項1、目5富岡城公園管理費、節10需用費は、歴史資料館空調設備修繕に係る修繕料90万円の増額です。

11ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1、目1農業用施設災害復旧費、節12委託料は、6月豪雨に

伴う査定設計委託料、鹿笛地内 1 か所分 3 5 万円の増額です。

12 ページをお願いします。

款 10 災害復旧費、項 2、目 1 河川等災害復旧費、節 12 委託料は、6 月豪雨に伴う査定設計委託料、水尻川分 70 万円の増額です。

以上で、令和 7 年度茶北町一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

ご承認のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

松本良人君。

○4 番（松本良人君） 12 ページのですね、災害復旧費の査定の委託料が組んでありますけれども、目論見書あたりの件数はどんくらいぐらい上がっておりますか。

○議長（野崎幸洋君） もう一度、マイクちょっと拾いにくく。

○4 番（松本良人君） 今度の発生のですね、どのくらいぐらい上がって、できればですね、箇所数を教えて、箇所数と、それから大まかな数が、70 万ですから、何件ぐらいのか分かりませんけれども、そこら辺を教えていただければ。分かるように、箇所数と、できれば大きなところはどこだと。あるいは今まで、もう何年もですね、取り残されたところが、私昨日も、いや一般質問にも申し上げましたけれども、かなり積み残しがあった。そこら辺は増破しとるとか何か理由をつけろばですね、できるわけですけれども、これまで全然してなかつたのがかなりある。そこら辺の金をお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 12 ページの河川等災害復旧費のですね、査定設計委託料ですけれども、これは 6 月の雨による災害分でありますて、この 70 万というのは 1 か所、1 本分、1 か所分の委託料であります。場所は富岡の水尻って言うんですかね、水尻川の河川災害でありますて、延長がですね、13 メートルということで、ちょっと長い延長となってまして、ちょっと委託料の方は少し、70 万かかるということになっておりまして、これ工事請負はですね、今からこの補正で委託料とて設計をしておりまして、工事費は 9 月補正で計上させていただくこととしております。

災害ですね、河川にしても、道路の路肩もあるかも分かりませんけれども、まだ災害にかけられるような箇所があるんじゃないいかということで、私たちもかけられる分についてはですね、パトロールも含めまして、把握をして、可能な限りには、災害のほうに上げるようにしておりますので、ちょっともし、ここが漏れてるんじゃないいかというような箇所ですね、ございましたら、具体的な場所をですね、一度教えていただければ

というふうに考えます。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 私はこれまでですね、査定設計書ぐらいは自分のところでくつとじやなかろうかなと。これ1件ちゅうけん、70万ちゅう金ですので、もう1か所7万円ぐらいじやなかろうかなと思ってですね、10件くらいあつとじやなかろうかなと。

6月災害が1件ですか。その災害は確かにですね、6月災害ついえば6月のその豪雨によって起こった災害しか本来はできんとですよ。そらおたくたちが知つたらるとおりです。しかし、ちょっとでもですね、その豪雨によって増破したりなんだりしたということであれば、それに理由付けしてですね、でくつですよ。何でその今までですね、例えば小松ですよ。あっだけ土嚢なんか置いてあってですよ。あがんとこは自分の・・・でさっとですか。あるいは私はそつて目論見書にどんくらいぐらい、県のほうに報告をしとるかということを聞いたっすけれども、1件ちゅうことですのでびっくりしたっすけれども、もう少しどがんかならんですかね。もうあの何年か前にですね、おたくの職員さんを交えて写真まで撮ってきたとこがあつとですよ。それが全然手がつけ、なかと。

私はそこら辺昨日、あの、一般質問のときにちょっと議長とのいざかいがあつてですね、単発的に都呂々弁を使つてしまつて、町長からひどい仕打ち、議員としては、議員としてはあるまじき言葉だというようなことでお叱りを受けました。しかし、町民からせろばですよ、何十年、何年もですね、崩れとっこ置きっぱなしとつて、今の役員は、職員はどうなつとつとかと、何しとつとかと、辞めさせろというような厳しいお叱りを我々が受くつですよ。ですね。それを代弁してですね、上手に言い回して言つたつですけれども、なかなか通らない。とうとう通らずにですね、一般質問のときには、議長との言い争いになつたわけですけれども、そして町長との厳しいご指摘を受けたわけですけれども、そこら辺はですね、もう少し見直してもらいたい。そして、監督権限あつて、監督者あたりももちょっと監督、ぴしゃっと監督していただきたい。私はそう思います。そしてやはり、町の職員は地域の方々から、これもまた言い方が悪いかもしませんけれども、町の住民の方々は月給泥棒やっかでおっしゃつております。それは私の言葉でも、私は思つておりますけれども、出しませんけれども、町民の方々がそう言われます。これはですね、やっぱり意識の改革をしてもらわんば、ほして観光で立つ。

それからいろいろですね、綺麗な町を作るつちゅうなれば災害が一番ですよ。災害復旧で綺麗に道路なんかができるよつところは。研修なんか行って分かつとじやなかろうかと思いますけれども。綺麗なところはですね、やっぱ綺麗にしてある。どなたかがおっしゃつとつですけれども、あそこはやっぱようしてあるばいっていうようなことでございましたけれども、そこら辺どうお考えになりますかね。よろしくお願ひします。

目論見書の件と、その、それはさっき言うたつですけれども、そこら辺の考え方。よろしく。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） 松本議員ご指摘のとおりですね、まだまだ役場の行政の仕事としては松本議員から見ればですね、不足する部分もあろうかと思いますけれども、私どもも精いっぱい頑張ってまいりたいと思いますし、そういうご指摘はですね、反省をしながら、真摯に努めてまいりたいと思います。

松本議員もですね、役場職員の出身でございますので、私どもの仕事のやり方とか、そういった部分でいろいろございましたらまたご指導をお願いできればというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

○4番（松本良人君） まいっちょ。目論見書。

○議長（野崎幸洋君） 目論見書？

○7番（倉田 明君） 自分たちで作成できんかちゅう。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 災害復旧事業もですね、ご存じのように国の補助事業がありまして、査定もですけれども、その査定後にはこの委託料の中でですね、そのまま引き続き実施設計も含めた委託料というふうになっておりまして、できるだけ単町工事あたりを中心にですね。

○4番（松本良人君） 単町工事？

○土木管理課長（松井徹也君） 職員の方で設計をする機会を増やしていこうというふうに努力をしているところですけれども、この国の補助事業ということでありましてですね、委託料で対応させていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） あの、今、国は3分の1ですかね、6.6%ぐらいですかね。ですね。この前の雨は、豪雨では、かなり大きな災害ですので、仮に指定されれば80%、90%ぐらいの補助金の嵩上げなんですよ。でしょう。知っとらっでしょ。その後は企画あたりに聞けば分かっとですけれども、起債も、起債対象は9.9%の交付税措置で、9.9%以上ぐらいの交付税措置ですよ。全くただでするごたっとですよ。現在の状況を見てみれば、今、芥北町の業者さん仕事のなかで困つとらつとですよ。町は経済の復旧、経済を復旧させんばんけんですね、町の中で金を回さにやいかんとですよ。それも役場の職員の、1つのやっぱり仕事だと思うとですよ、作ってやると。やった仕事の方々が、店とかなんかでいろんなものを買ってもらうと。金が回してもらうと。それが一番、私は公共事業つちゅうのはそういうことなんですよ。これは公共事業がですね、

5億の10億のなってもですね、町に落とさんでんですね、よそん人にさせろば何もならんとですからですね。私たちは、昔役場におったときはそういった形で仕事はしておりました。それが当然だと思います。その目論見書でどんくらいぐらい出したか、目論見書出しとらっさんのですか。一番最初出さんばんでしょ。何か月何週間じゃろ、何か月じやろもう忘れましたけれども、早急に。そしてまたぴしゃっと作業した調書ば出さんばんでしょう。そこら辺してあっとですか。

それとですね、これ話は別ですけれども、私はあのニュースを見とっとですけれども、ある大きなお寺ですね。大きなお寺が40年ぐらいに1回改修をなさるそうですよ。しかしそれにはですね、やはり相当な技術が要ると。そこはですね、やっぱりその宮大工さんたちはして見せて、その弟子たちにそん時にして見せて、弟子たちはそれを見とつて、今度はこん次の改修のときに当たるそうですよ、順繰りでですね。上の仕事、上方の仕事状況を見とつて、ずっとその流れていて、今、何百年の間、そのお寺、大きなお宮とかですね、なんかがもうどがんすとやろかいちゅうたら、今しいきっとやろかいいちゅうごたつともそういう形で技術を継続をされておられるそうですよ。

私はそれを聞いて、あら、それやっぱり役場も一緒じゃなかろうかなと。それが途絶えれば、先輩諸氏の仕事量を見たり、あるいは先輩のその技術、パソコンを打つ技術とか、あるいは仕事、技術をやっぱり見習ろうて、それを後輩に教えていくと。そして、我々も卒業して死んでいくと。そういう形が、順繰りでこそ、やっぱり社会は成り立つとじやなかろうかと思います。私はそのお宮とですね、お寺のその修復の関係を聞いてですね、わあそういったことばしとつとばいなということで、実際思いました。

それは、苓北町は多分、今度ん町長はそこら辺も考えながらしていかすと思うとですけれども、一時期そのパターンが崩れとつとじやなかろうかなと思っております。ぜひですね、これは私、やっぱりリーダーの方もお考えいただいて、今後、今後のまちづくりに利用していただきたいと思います。以上です。

その目論見書、考え方教えてください。そん6月災害に何件ぐらい災害があつて、どんくらいぐらい報告してあつとやいろ。してなかつですか、してなからんばよかです。

○議長（野崎幸洋君） その質問だけ。

土木管理課長。

○4番（松本良人君） そいばせんばんとでしょう。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 災害にかかります目論見書とかですね、おっしゃいました国の災害への申請に必要な書類につきましては規定どおり出しておりますし、その件数はですね、今回6月の雨で把握、私たちの中で把握した分は1件でしたので、その1件分を出しているところであります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 自分の勉強不足で申し訳ないんですが、6ページの歳入、国庫補助金の中ですね、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。これと、ほいから関連しとっとでしょうけども、8ページの歳出、徴税費。定額、そのうちの全部でしょうけども、職員手当から3、10、11、12、18ですね、このうちの負担金補助及び交付金、定額減税不足額給付金。これは2,800万、これどういった内容なのでしょうか。

それから12ページの河川等災害復旧費の中の70万ですね。これは都呂々の舞子川の護岸、県道をずっと上っていけば、なんか林道、林道、あそこは何線やったか、林道に登っていく道なんですね。あれのちょっと手前の河川、護岸、舞子川の護岸になります。この山がちょっと崩れています。ほいで、今んとこ小規模ですけども、あれがまたあの最近の線状降水帯で、雨が降って川を堰き止めるとか何とかになってくれば大きな災害につながってこようかと思いますけども、現場を確認されたらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（野崎幸洋君） まず最初の答弁。

会計課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 私のほうからは、物価高騰対策の地方創生臨時交付金の歳入、それから歳出の面に関するご質問にお答えさせていただきます。

今回の交付金につきましては、エネルギー、食料品等価格の物価高騰の影響を受けました生活者の方や、事業者の支援を目的とする事業でありまして、交付金によります支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業に対して交付金を交付するものとなっております。今回の場合は、定額減税の不足給付金事業を実施するための交付金の内容となっております。

歳出の8ページの内容ですけれども、職員の時間外の勤務手当、それからこの事務を執行するに当たっての需用費、印刷製本費、それから通信運搬等の役務費と、あと振り込みに係る手数料等がございます。一番大きな18の負担金補助及び交付金につきましては、現時点で想定数を819名と算定しております、補助金の給付金の総額を2,800万円と算定して準備を進めております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 12ページに関連しての都呂々ですね、舞子川の木が滑ってきてる分ですけど、8月の雨のときになったものであります、その情報をいただいてですね、私たちも現場を見に行っております。一応その、少しつていうか、あ

る程度下流を今舞子川の浚渫をしてる箇所があるんですけども、そこがちょうど工期内でありましたので、少し離れてますけど、それを併せてところで、落ちてきている木のですね、伐採処分もその浚渫の工事の中でやることとしております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 12ページの舞子川の件ですが、川と併せてですね、一般質問でも再三、皆さん方たこが、耳にたこが出来るように、お聞き、聞いていただいているかと思いますけれども、県道のやっぱ早期改修をぜひお願いしたいと思います。終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。ほかに質疑ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第26号 芹北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 日程第14、議案第26号、芹北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） 議案第26号、芹北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について。

芹北町個人番号の利用等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和7年9月4日提出。芹北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第27号）に基づき標準化される基幹電算システムにおいて、住登外者宛名番号管理機能が新たに実装されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

改正概要としましては、苓北町の住民基本台帳に登録されていない方で、行政サービス上、記録が必要な個人の情報に対し、住登外宛名番号を付番することで情報管理を行うとともに、他の自治体で登録されている住民基本台帳との紐付けを行い、住登外者宛名情報として管理を行うものです。

現在の税情報システム、医療情報システム、福祉情報システムについて、住民基本台帳に登録されている方は、住民情報システムに登録された際に、宛名番号を含む宛名情報が連携されますが、住民基本台帳に登録されていない住登外者の方は、それぞれのシステムごとに入力する必要があり、異なる宛名番号がそれぞれ付番されていました。標準化後は、住登外者宛名番号管理機能を用いることで、各システムにおいて統一された宛名番号を付番することができます。これにより、住登外者の情報を一元的に管理し、必要な情報の連携を円滑に行うことが可能となります。

それでは、改正内容の詳細について新旧対照表でご説明いたしますので、次のページの新旧対照表をお開きください。

右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となります。

第2条は、用語の定義を定めるものですが、同条第2号、第3号及び第4号は、法律の改正に伴う項ずれに対応するものです。また、住登外者宛名番号管理機能の実装に伴い、第7号には住登外者、第8号には住登外者宛名番号管理機能、第9号には住登外者宛名情報の定義をそれぞれ追加しています。第4条は、番号法の利用範囲を規定していますが、法定事務や準法定事務において、住登外者宛名情報を庁内連携により利用する場合も条例に位置づける必要がありますことから、第1項に、番号法別表の下段に掲げる法定事務及び準法定事務を追加しております。また、これに伴い、第3号では住登外者宛名情報を自ら利用することとする根拠規定を追加するものでございます。

それでは、条例案の本文のページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

行革デジタル対策室長。どうぞ。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） すいません、失礼しました。申し訳ございません。条例案本文のページのですね、附則でございますが、この条例は令和7年1月15日から施行するでございます。失礼いたしました。訂正いたします。

○議長（野崎幸洋君） 質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） あんまり専門的な用語ですね、よく分からんじゃったんですけども、住民登録関係の担当課長さんの分野だと思いますが、これは住民登録せんちやよかもんにもその何かがメリットあつということですかね。何かここにおいてとなる方に、なごうおらる方にその登録番号かなんかやるという・・・そした場合は外人さんあたりがおいでになるときは、外国籍の方がおいでになるときあたりは、そこら辺がどうなのか。まちつとこうやわらしゅうですね、これ例ばとて教えていただければなと思いますけれど。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） ご質問ありがとうございます。

これは現在、行革デジタル対策室長の方から提案があっておりますが、住民登録外、住所登録をしておられない方についての取り扱いが、これまで住登外という処理だけですそれですね、例えば住民基本台帳の方だと、あとは保険料のシステムだと、こういったものに紐付いていない状況ですね、各担当で個別にくっつける作業が必要だったというところがございます。これを今回、国が進める共通化・標準化の中で、一応、全国一律でこういった形で紐付けてくださいねというふうな形を示して、これに法律の改正が伴うので、今回法律の案を、改正案を上程させてもらっているというところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 今までどおりであって、ただそのおられん方にそのナンバー提供するっちゅうことですか。あるいはそれ以上にいろいろ優遇措置があつてですね、こっちに来てもうなごうならすしあたりには、いろいろ町の優遇設備があつて、何か措置をするということですか。

例えば今、外国人の方に生活保護なんかが課されるということで、もう一緒に・・・ということで、そのいろいろと中央政界が話題になつとつですけれども、そういった形で、ここに住民基本台帳がなくても、その住民サービスを何か別にその受けられるというような考え方で、国からこういったことをするということでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 私もですね、法律の詳細についてちょっと把握してるわけではございませんが、今までの経緯から申し上げますと、これまで議員がおっしゃるような、様々な面でのサービスを受ける際に住民登録がある方を自治体は基本として業務を行つてまいりました。ただ、住登外の方に関しては、住登外住民ということで取り上げる制度もあれば、拾い上げができなかつたものも多かつたと思います。こういうものを、今おっしゃるような、サービスを受けられる人、受け

られない人の差をなくすために、全国一律標準化をすることによって救済、受けられる制度をしっかり受けていただくとか、いろんな手当の対象にするとか、そういったところが具体的に決まっていくのだと思います。今回はそのことを具体的により進めるための、町のシステムの関連の条例の改正というふうに位置付けていただければと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君）　松本良人君。

○4番（松本良人君）　これまで住民票があつて、もうおられんとばいちゅうのは何か職権で消されるようなことがあったじやなかつですかね。そういった、消してもよかちゅうことだと、そこら辺私はよう分かりませんけど、もし間違つとつたらすいません。要するに、俗に言う住所不定無職というような、いろいろ新聞あたりでは、いろんなそういう形で載ってきたりなんだするわけですけれども、こういった方がもうなくなるということでしょうか。

○議長（野崎幸洋君）　税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君）　今議員がご指摘されたような、住所不定ですね、こういった形の方が完全になくなるということが現実に起こるかどうかはちょっと今の段階では申し上げられませんが、おっしゃるように住登外で住所履歴が追えない、結局居住の実態がないと、そういったものは現在も職権にて必要な場合は抹消をいたします。

ただ今回は、住登外の対応にはらつきがあるので、国が進める共通化の中で、全国的に同じような取り扱いとなるように方向性を示すといったところが大きな趣旨かと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君）　ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君）　討論なしと認めます。

議案第26号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君）　異議なしと認めます。

したがつて、議案第26号、苓北町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15　議案第27号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例について

○議長（野崎幸洋君）　日程第15、議案第27号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君）　議案第27号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和7年9月4日提出。芩北町長、山崎秀典。

提案理由ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が令和7年10月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためです。

次のページをお開きください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年芩北町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正概要としましては、国において、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について、法律の一部改正がなされたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後、下線の部分が改正部分となります。

3分の1ページ下段の、新たに追加した第17条の2についてでございますが、第17条の2第1項から第3項は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認などに係る条項として、妊娠、出産時や、育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や、制度利用、働き方の意向聴取及び聴取した意向への配慮を任命権者に義務付け、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援することについて規定するものでございます。同条第1項は、芩北町職員の育児休業等に関する条例に規定する、妊娠又は出産等についての申出をした職員に対して講じなければならない措置について、第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対して講じなければならない措置について、第3項は、職員等の意向への任命権者の配慮についてを規定しております。

以上が主な改正内容で、その他の条項につきましては、第17条の2の追加による条ずれ等によるものでございます。

それでは、条例案の本文2ページに戻っていただき、附則として、第1条、施行期日は、この条例は、令和7年10月1日から施行すること。第2条、経過措置は、改正後の条例第17条の2第2項各号に掲げる措置について、条例の施行の日前においても講ずることができることを定めるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） あんまり中身がよく分からぬのでお尋ねしますけども、このことによって改正した場合に、そん該当者といいますか、は、なかなか発言しにくいくつちゅうことはないんでしょうけどもですね、まあ、今、役場も途中で辞められる方とか何とかもおられますので、そういう部分についてはこの条項は何ら関係ないということでおろしいんでしょうか。ちょっと質問も分かりにくかったらばってんなあ。

○議長（野崎幸洋君） 浜口議員。もう1回、質問内容がちょっと把握・・・。

○5番（浜口雅英君） この条例の改正によって、職員の該当ですね、該当される職員の皆さんが、職場におりづらいとかなんとかそういう状況が出てきて、もう辞めざるを得ないと、もう辞めるばいと、職場を。そういう白い目で見られるとかですね、そういうことはないのかということをお尋ねします。

○議長（野崎幸洋君） 総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） そういうことはございません。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） そがん、一言で「ない」と断言していいんですか。もしこういうことが該当して、私は何もかんも町長さんに言わんばんごてなったと、総務課長さんに報告せんばんとですばい、だから職場を辞めます、そういうことになったときはどうするんですか。

○議長（野崎幸洋君） 町長。

○町長（山崎秀典君） この条例の改正につきましてはですね、やっぱり子どもをですね、産むというか、子どもができるというところと、それから出産、こういったことに關してですね、なかなか情報不足の部分もございますので、もし妊娠、出産の場合があったときには、こういうことが公務員としてできますよということを前もって周知した中でですね、やはり女性の職員につきましては、やはり子どもを産み育てるということで、行政としても進めていくというような観点から、今回、国の法律の改正がされております。

- 議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。
- 5番（浜口雅英君） 今、少子高齢化がどうしようもないような形で進んでいます。ですので、地方行政、地方自治体を中心にですね、やっぱ子づくり、人口増、そういう施策を優しく進めてほしいというふうに思います。終わります。
- 議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。
- 議案第27号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
- [「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。
- したがって、議案第27号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。
-
- 日程第16 議案第28号 荻北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について**
- 議長（野崎幸洋君） 日程第16、議案第28号、荻北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 総務課長。
- 総務課長（宮崎良成君） 議案第28号、荻北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。
- 荻北町職員の育児休業等に関する条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。
- 令和7年9月4日提出。荻北町長、山崎秀典。
- 提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）が令和7年10月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためです。
- 次のページをお開きください。
- 荻北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）。
- 荻北町職員の育児休業等に関する条例（平成4年荻北町条例第14号）の一部を次のように改正する。
- 改正概要としましては、国において、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、育児

時間の取得パターンの多様化など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置について、法律の一部改正がなされたことに伴い、関係条例の一部改正を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後、下線の部分が改正部分となります。

主な改正点は、育児時間の取得パターンの多様化により、部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態を第1号部分休業とし、法改正により新たに措置された、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の形態を第2号部分休業として新たに設け、職員はいずれかの部分休業を選択可能とするものでございます。

3分の1ページの改正後の第18条においては、第1号部分休業の承認について、現行の勤務時間の始め又は終わりにおいてのみを取得可能とする要綱を削除し、1日につき30分を単位として、2時間を超えない範囲内において、育児のために勤務しないことを認めることを規定しております。

3分の2ページの第18条の2においては、第2号部分休業の承認について、1時間を単位として、1年につき第18条の4に規定する時間の範囲内において、育児のために勤務しないことを認めることを規定しております。なお、第2号部分休業は1日単位で取得することも可能です。部分休業を請求しようとする職員は、第1号もしくは第2号、いずれかの部分休業を任命権者に申し出ことになりますが、第18条の5において、特別な事情が生じた場合は、当該申出の内容を変更することも可能です。

以上が主な改正内容で、その他の条項につきましては、育児休業法の条ずれ等によるものでございます。

それでは、条例案の本文2ページに戻っていただき、附則として、第1条、施行期日は、この条例は令和7年10月1日から施行すること。第2条、経過措置は、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認を請求する場合の条例第18条の4の規定の適用について定めるものです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今回の条例改正以外の件で今、会計年度任用職員がちょうど町の職員と同じ程度任用されています。その中で、子どもを抱えておられるような方もいらっしゃるのではないかと思いますが、会計年度任用職員に対する育児休業関係の支援っていうのは、茶北町ではどのようにされていらっしゃるのか。それと、これまで町でや

ってたものを社会福祉協議会のほうに委託してある福祉関係の事業がありますですよね。その保健センターの方に。保健師さんとか。やっぱりそのような外部に町の業務を委託してやっていただいている。そこには当然職員も任用されておられますけれども、町の事業を委託してある関係で、そのような形で雇用されてる方に対しての、育児休業に対する支援っていうのは、町としてはどのように考えておられるのか。それはもう委託して相手方が考えることだから、町としてはそこは知らないというふうな考え方なのか。その辺りの考え方はどうなのかを教えてください。

○議長（野崎幸洋君）　総務課長。

○総務課長（宮崎良成君）　まず最初に、今回のこの条例の改正に係る会計年度任用職員の取り扱いについてでございますけども、今回第1号部分休業、第2号の部分休業というような形で制定するわけでございますけども、会計年度任用職員、非常勤の職員がまず第1号の部分休業を取得するには、1日につき6時間15分以上の勤務時間が必要というふうなことになりますので、その要件を満たす職員については該当することとなります。

第2号の部分休業の取得におきましては、勤務時間に係る要件がございませんので、これについては取得が可能でございます。以上でございます。

その他について、なんか答えられる？

○議長（野崎幸洋君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君）　社協の職員さんにつきましては、社協の方ですね、町に準ずるという形で採用されておりますので、そちらのほうで採用ということになります。町で雇用している職員は、会計年度任用職員ですので、こちらの保健センターの方は社協の職員ということになります。

○議長（野崎幸洋君）　山口利生君。

○2番（山口利生君）　当然、社協独自の事業です人と、町の事業を委託して実施する職員、いずれにしても社協の職員でありますけれども、町に準ずるというふうな規定であればですね、当然そのようになっているのかどうかというのは充分目を光らせるといいますか、やっぱり雇用されてる人たちに対して、十分な対策をしているのかどうかは。社協は福祉保健課の所管ですよね。当然ですね、その辺りで指導・監督の方よろしくお願ひいたしたいと思います。ならこれは、会計年度任用職員も職員と同様に対応があるということなんですね。職員だけかと思ったら、そうじゃないということで安心しました。十分、会計年度任用職員の人はですね、職員よりも肩身が狭いっていうか、そのようなことがあるかないかというのはよく分からないまま働いていらっしゃる方が多いかと思いますので、当然各課もしそのような対象者がいる会計年度任用職員がいらっしゃれば、十分各課で目を、いろんな情報の提供もお願いいたしたいと思います。よ

ろしくお願ひしとります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第28号、苓北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで昼食のため1時まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第17、議案第29号、苓北町税条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第30号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2件は関連があるので、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

議案第29号及び議案第30号を一括議題とします。

-----○-----

日程第17 議案第29号 苓北町税条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第30号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（野崎幸洋君） 議案第29号、苓北町税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 議案第29号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第29号、苓北町税条例の一部を改正する条例について。

苓北町税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和7年9月4日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行により、個人の町民税及び固定資産税並びに軽自動車税（種別割）の納期を変更することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためございます。

次のページ、条例案本文をお願いいたします。

苓北町税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、次の次のページ、新旧対照表をお開き願います。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

第40条では、個人の町民税に関し、現在は条文に表記された納期を苓北町税等の徵収の特例に関する条例にて運用し、10期の納期設定としてまいりましたが、今回改正のとおり、4期の納期を設定するものです。第67条では、固定資産税についても町民税と同様に、条文に表記された納期を10期の納期で運用してまいりましたが、今回、改正後の4期に納期を改めるものです。なお、納税者皆様の負担感を軽減する観点から、住民税とは重ならない月を納期とするよう設定しております。第83条では、軽自動車税の納期については、これまでの納期である4月30日を1か月先へ移動し、5月31日とするものです。このことについては、課税基準日が4月1日であることに変わりはございませんが、国が示す情報システムの標準化の中で、軽自動車税の納期については5月末日と示されておりまして、県内の自治体におきましても、標準納期を採用する改正が行われております。なお、近隣の天草2市におきましては、既に5月納期とされておりまして、この点からも均衡がとれるものと考えております。

恐れ入りますが、条例案本文の1ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行期日、第1条、この条例は令和8年4月1日から施行する。苓北町税等の徵収の特例に関する条例の廃止、第2条、苓北町税等の徵収の特例に関する条例（昭和60年苓北町条例第33号）は、廃止する。町民税に関する経過措置、第3条、この条例による改正後の苓北町税条例（以下「新条例」という。）第40条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。固定資産税に関する経過措置、第4条、新条例第67条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。軽自動車税

に関する経過措置、第5条、新条例第83条第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以上が、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 議案第30号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

税務住民課長。

○務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 議案第30号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案第30号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

令和7年9月4日提出。苓北町長、山崎秀典。

提案理由でございますが、国民健康保険税の納期を変更することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

今回の改正におきましては、国の地方公共団体情報システムの標準化の方針が影響しておりますと、先にご提案をいたしました町税条例の一部改正とも関連がございます。システムの標準化におきまして、国民健康保険税は今回その対象とはされておらず、従来の納期を存続していくこととなりますと、国保税条例内で定められた納期は6期納期でありまして、これを町税等の徴収の特例に関する条例にて10期納期とする運用がとられてまいりました。今回の税条例の改正におきまして、附則で町税等の徴収の特例に関する条例を廃止することといたしましたので、この関連により、国保税条例にある納期を改正する必要が生じたことによるものです。

次のページ、条例案本文をお願いいたします。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、次のページ、新旧対照表をお開き願います。新旧対照表の右側の欄が改正前、左側の欄が改正後で、下線部分が今回改正するものでございます。

第11条では、改正前の6期納期を、現在運用しております10期納期に改めます。

また、翌年の納期となります8期以降には、翌年との表示を加えます。

恐れ入りますが、条例案本文の1ページにお戻りください。

附則としまして、施行期日、第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の国民健康保険税条例第11条第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 以上で説明が終わりました。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 議案第29号、本案ではありませんが、附則、附則の第1条、第2条、この条例は令和8年4月1日から施行する。（苓北町税等の徵収の特例に関する条例の廃止）第2条、苓北町税等の徵収の特例に関する条例（昭和60年苓北町条例第33号）は、廃止するとありますけれども、この特例について教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今のご質問に答えさせていただきます。

現在、苓北町の徵税に関しましては、10期納期を採用しております。只今、改正の条文の中でもご覧いただいたとおり、各税に関しましては、それぞれ条例本文の中に具体的に納期が示されておりますが、この特例の条文を用いて、10期納期を現在まで運用している状況がございます。このように、本町のような徵収の実情に合わせて、納期を日割りの変更を行って運用している自治体は少なく、特殊な形態のように見ております。制定当時におきましては、集合税や行政区への徵収委託、納税奨励金等様々な事情もございまして、住民サービスと行政区活動支援の面から生まれた制度であると考えておりますが、現在では、このようなサービスが納税面とは切り離されて運用されていることから、今回廃止をすることといたしました。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 分かったような分からないような。昔はですね、本当に今おっしゃられたように、納税奨励金というような制度とかいろいろあって、還付率によって、あれが助成していただいた経緯があったと思いますけれども、もう現在ではそういうところがなくなって、もう一括しての、今はあれですか、納税方法が変わったということでその特例がなくなったという、それが特例ということでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 特例という部分を主に考えますと、先程もちょっと触れましたけれども、例えば町民税、それから固定資産税等につ

いては、それぞれの税条例の中で納期がそれぞれ定めています。4期で。例えば6月、8月、10月、1月。で、これを今回廃止する特例を使って10期に分散させて運用していると。特例の条例を使って、押しなべて10期。全部10期に揃えているような運用の仕方で、今まで納期を割って皆さんに納付をお願いしてきたというところの経緯がございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 後でまた詳しく教えてください。これで終わります。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） よろしいですか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） すいません。ご参考になるかちょっとあれなんですけれども、今回条例案のですね、下の方に付けさせていただいてますA4のカラー刷りの、納期の変更の資料がございます。これが、今までの特例を利用して運用してきた、上の段ですね、これが特例の運用での状況というふうに考えていただければと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですかね。ほかに質疑ありますか。

錦戸俊春君。

○8番（錦戸俊春君） これ納期の回数が減ったら事務的にかなり、なんかな、省力化できると思うとですよね。そうすっと、納付書のあたりの作成がかなり手間が省けらば、これに対するその事務の費用対効果っていうのは、かなり出てくるんでしょうか。それと、この納付金額が10万円で、こう例を上げてありますけれども、これ町民税が少なくて固定資産税が多いとか、何かいろいろ本人によって違うと思うとですよね、金額が。そうすっと、毎月納める金額が今まででは一定して、大体一定してましたけれども、多い月、少ない月がいろいろ出てくるんじゃないかなという気がすっとですけども。いやまあ、年金とかなんか、我々も年金ですけど、そういう方たちが資金的のやりくりが今までよりもちょっと苦慮されるかなという気がするんですけど、もし申し出があれば、変更ちゅうのはもう、条例で決まるからできないというようなことになってしまふんですね。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） ご質問ありがとうございます。今回ですね、標準納期4期ということで、一応改正後の案をお示しいたしましたけれども、当然議員ご指摘のように、例ではですね、同じ10万円で例を示しております。それぞれ納税者の方々納税額異なりますので、場合によっては固定資産税のほうが高い税額であったりとか、ほかの税金が、例えば国保税がもっと高かったりとか、そういうケ

ースは出てまいります。で、今回なぜその標準の4期を採用するのかというところでございますけれども、それぞれこれが現在の法律、先程申しました情報システムの標準化というところが全国的に行われてきております。このことを起案として、納期、例えば、今回はですね、個人の住民税、それから固定資産税に限って、軽自動車税もですけれども、この部分に限って納期の標準化を進めるという方針が出されております。このことについて、私たちも一応標準化への移行を進めているわけですが、当然月々の支払いに直接影響いたしますので、この点も配慮しながら、その4期納税の中でですね、どういった工夫ができるかというところも考えながら、今回案を示してみました。

1つ申し上げられるのは、住民税と固定資産税が被らないような工夫と、国保税に関してはもうそのままですね、今回は対象外なので、この分国保税については、これまでの10期割の方が望ましいだろうというところで、10期割をこのまま継続していくということを考えております。

これについては財源的な措置も現在あっておりまして、標準化をすることで当然ですね、納付書を発行する、おっしゃるように事務的な手間っていうのが減って、その分の費用対効果は幾分ではありますけども出てくることだと思います。移行することに伴いまして、全国の共通のシステムへ移るという作業が実質出てまいります。こういったところに関する費用というのは、現在、国が手当をしてくださるというところでの助成の中のメニューに入っておりますので、速やかに移行することで、後後ですね、これを先送りしていく、自費で改修をしていくというようなことになってしまっての財政捻出のことも考えますと、現在のところで整備をしたほうが適当ではないかというところで今回条例の改正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） なんか聞いたたら1つも分からんごたる、すいません説明でございましたけれども、单刀直入に申しますと、住民税は10期の5期、5期ですね。普通は課税するために相当やっぱり昔は労力があったと。ですね。労力、要するに役場ですぐ仕事が忙しかと。・・・半分なっとるけんが、その大分軽減されたということで、町長あたりが考えとらっと思いませんけれども、職員あたりの配分なんかにも影響するわけですかね。

それと、この固定資産税ちゅうとはですね、かかられんしはかられんかもしませんけれども、かかる人は年金暮らしの方あたりも、やっぱりずっと固定資産税は払うという方がおいでなんですよ。年金暮らしは一定しとっとですね。年金は。その中でやりくりをした上で、そのやっぱりしとらっですが、これを2か月分ばいっぺんに払うってちゅうなれば、やっぱりその年金は生活はしがたくなるわ、年金は安くなるわ、その

こういったこと、税金は10期が5期、4期ですかね、5期ですかね、5期なったら、こら国民にマイナスサービスじゃなかっですかね。普通は商品を買うとなら、これはもう利子は要らんですから分割でいいですよって、お払いしよかごていいですよっちゅうのが今のサービスだと思うとですよ。それが何で行政がですね、逆にそのそういった形で走るかということを私は懸念を持っております。国がそう言うからって、財務省が言うとですけども、財務省はしゅうごたるごてですけんですね。ほってそこら辺をですね、やっぱり全体的に、一方的にしたっちゃいかんとじゃなかろうかと思うとですね。やっぱりそっちをまとめた挙句、あるいは、こういったその行為でもよかですよというようや、やっぱりシステムがもうでくっとと思うとですよ、頭良かつぱっかりじやけん、財務官僚あたりはですね。そこら辺を・・・していかんば、年金暮らしの方は大変ですよ。住民税はほとんどかからんと思いますけれども、国年ではですね。しかしある程度、先祖代々から守つとった財産は守っていかんばんちゅうことになれば、やはり相当な苦境なさるっとじやなかろうかと思いますが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） ご質問ありがとうございます。職員のですね、事務負担については、現在も町税の1期目の発送というのは6月で変わっておりません。で、申告の時期も大きく動いているわけではございませんので、各地域を回っての申告を受け付けた後、それぞれの収入、所得税額を算定するスケジュールが昔と大きく乖離していることはございません。なので、担当は現在も申告終わってからずっと資料の見直し、それから課税に向けての準備、点検等を行って、6月の第1回目の課税というところにつなげております。

その後のですね、業務については、10回で納付書を発送するものが4回に減っていくということは、業務としての軽減分は見込まれます。また、納付書等についても、当然枚数が減ってまいりますので、その分の効果は幾分軽減できるものというふうに考えます。それと今おっしゃったですね、低所得者もしくは収入が不安定な方に対しての、4期を適用するのは、ますます納税者の方を苦しめるような策になっていくのではないかというご質問でした。これについては私たちもですね、可能であれば存続したいという思いはございますけれども、全国的に見直しをされてきている状況もございます。

元々ですね、条例本文では10期以外、例えば4期であったり6期であったりというふうな条例で定めをもって始まった税の徵収でございまして、これを先程も廣田議員のご質問でお答えしましたが、10期という形の特例をとって現在運用しているような経緯がございます。で、国が進めておられる共通化・標準化という施策の中で、全国一律、どこでも同じような納期体系で、税額の算定も同じやり方といったふうに足並みを揃えていくということも時代の流れかというふうに思いますので、それぞれのですね、ご家

庭でご負担の度合いは違うと思いますが、確かに10期が4期に縮まることによって負担感を増されるということはもう事実だと思います。これについて、今後私たちがですね、どういった対策がとれるのかというところは、当然問題として意識しながら対応を考えていくべきものだというふうには考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） なんかあんまり分からんやったですばってんですね。私はですね、10期で納めとっとがですね、それが5期になると年金暮らしん人たちは、お金は毎月定額であってそれに充てとらつと。そういう形で払うとは大変、そん払いきらん、もう2か月分、2か月分ちや貯めとかんばんもんなあとかいう形でなってくつとじやなかろうかなと。ということを言うとですよ。固定資産税は国税じゃなかでしよう。町税でしよう。町税はどがんでんなつとじやなかですかね。それをですね、無理して住民サービスが減退すつとじやなかつて言いよつとですよ。住民サービスがですね。今10期であって年金暮らしの方も、年金ば今、多分6万ばっかもろとらつとの中でですたい、固定資産をですね。1万5,000円払えば、6万の中で4万5,000円で生活していくつたばってんか、今度は3万円払わんばんとこなつとやんな、1か月交代じやばつてん、ということで、やっぱり大変苦慮さつとじや、大変苦労さつとじやなかろうかなと。そして先程もう何回も申し上げますのですが、普通の売買、あの物品も買う場合は、利子は要らんすけん分割ででもいいですよというのが今流行ってきよる中にですよ、そういうことすつとはおかしゅうはなかつかつて聞いたつですよ。国がどうのこうのは関係なかでしよう。町税ですから。取つとは。何で国に合せんばんとですか。私は必要なかとと思うとですよ。電算にさっちが乗せんたっちやつたよかつでしょ。昔んごて手書きでとつて。ですね。そこら辺なぜ国が、確かに役場にしたつじやつたっちや国にしたっちや楽になつとと思うとですよそがんとは。しかし、町民サービスにはならんとじやなかろうかと言いよつとですよ。そこら辺ば聞いたつですけれども。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今のご質問ですが、納期を例えれば10期から5期、例えれば4期ですね、こういうふうに集約をかけても、税額全体が高くなっていくわけではございませんので、年税額は変わりません。ただ、その時々に納めていただく税額が割高になるという事が生まれてまいります。ですから、その納期に当たらない部分ですね、も踏まえて、納付の対応をお願いするようなことで考えていただくようなことで進めていかなければならぬというふうに考えてます。というところで、私たちは今回4期をご提案させていただきます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） させていただきますはよかばってん、私は反対せろば、全部の

方が反対せろば、させていただかんごでなつですよ。ですね。そういう考え方がつまらんもん。私はそう思います。私は町民のために思えば、特に固定資産をですね、払っている方々で、営業してばかり仕事しとつてですね、償却資産なんかについての固定資産なら分かると思いますよ。先程申しましたとおり、ちょっと家ば持つといもんじやつけん、固定資産たつかつじやつないといわれる方が、もう誰も働くんなおらんばつてん、年金で払わんばんですもんねって言わる方がおいでじやなかろうかなと。そういう方には多額の負担がかかる、それから納めにくうなる。これ一緒でしょう、この町県民税もですね、私はそう思います。住民税ですね。住民税も一緒じやなかろうかと思うとですよ。それが国と連動しとるとならば仕方なかなあとも思いますけれども、町は町で取ってよかつですから、一括して納めらるしもおらっでしょ。そこば言うとですよ。町長どがんですかね、そこら辺町民サービスに渡つてですね、今、仮に6万5,000円ぐらいの年金ばもろとつて、やっぱり1万5,000円ぐらい払うもんがおつとじやないかと。私自身もそうですよ。私のこと言えばおかしかばつてんか。私も固定資産結構高かですよ。今議会議員ばしとるけんか結構よかばつてん、そういうことであればですね、相当やっぱり、国年だけの方は大変だと思いますよ。それを言うとですよ。おたくたちは国がするから、・・・全世界がするかとかいうような形になってきよつでけれども、こん2つの税金については別に、町県民税、いやいや町の税金でしょ。さっちがそん、あん、なんじやろに乗らんちやよかつでしょ。私はそういますがそこら辺どがんですか。町んとに、そん国んとに乗らんばんとですか。国のシステムの中に。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 国の、確かにですね、納期の設定については自治体が定めてよいというふうな条文がございます。ただ、このような形で全国的に整備が進んでいくと、4期納期が全国の共通という形になってまいります。これにかかる課税を管理する業務に現在システムを使っておりますけど、こういったものも4期の設定が標準となってまいります。これをあえて10期にしていくということになりますと、また別途にですね、4期の標準ベースを崩して、あえて10期のものの管理できるシステムを作る必要がございます。この分の費用というのは別途かかってまいりますし、補助対象とはなりませんので、自前で用意をしていくということが1つ出てまいります。そのシステムに関しては、カスタマイズを別にかけるということになつて、ランニングコストについてもまた別途発生するようなことが考えられます。

4期のメリットといたしましては、全国共通でシステムを構築することで、安価な管理を目指しているという部分もございますので、こういったところも経費節減の部分の効果として表れてくるのではないかという趣旨から、改正のほうのお願いを今回申し上げている次第です。以上です。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 事務的な手続きでちょっとお伺いしますが、納付書で納期まで納めきらんだったとしたときは、どのくらいまでその納付書が使って納められるのか。例えばその1月後、送られてきた納付書で、多分コンビニは駄目かと思いますけれども、指定金融機関であるJAならば、翌月までその納付書で払えると、その辺りの納付期間ていうのがどうなってるのか。

それと、やっぱり口座引き落としのときに、その月に金がなかったとしたときは、その次の時に合わせて2回分引き落とすとかいうふうな手続き取ってるかと思うんですが、その場合の延滞金等の扱いはどうなるのか。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 只今のご質問ですけれども、納付書につきましては、正規な時期にお知らせをして発行させていただくもの、当然その月末あたりが納期として設定されて印字されていくと思います。そこを割ってしまいすると、コンビニはもう当然そこに表示された納期までしか対象としませんので、扱いができなくなるというのは、議員が今おっしゃられたとおりでございます。

で、ほかの金融機関ですね、これははっきりここまでというふうなところが具体的には取扱で決められているわけでもございませんで、逆にですね、銀行のほうから、この納期が来てる納付書をお持ちなんですかとどうでしょうかというふうな形での問い合わせがあつたりするケースもございます。この分についてはうちが大丈夫です、使ってくださいというふうに教えればそのまま収納してくださるケースがほとんどです。なので、納期を割っているからといって、全ての金融機関で使えなくなるというような状況は現在のところ生まれておりません。なので、もし例えば今月ですね、9月の納期を割って翌月に窓口にお見えになつても、その納付書はある程度生きるというところでご理解いただければと思います。

口座振替についても似たような取り扱いになるんですけども、その月の振替ができませんでしたという情報がうちに流れています。で、一覧で上がってまいりますので、振替ができませんでしたというお知らせをいたします。順調にいけばもうその次回ですね、日にちを区切つてもう一度振替をさせていただきますというふうな形での処理をしています。その後は催告がありましたとか、そういう方に順次進んでいくような形をとっています。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 特に延滞金の問題とか、督促状の発送の問題とかがありますので、その辺りは今、納付書も柔軟な対応を、コンビニは多分絶対無理と思いますけども、

指定金融機関の肥後銀行、JA、このあたりはその納付書で翌月以降も払えるということであるならば、その辺りも十分無駄のないような形でお願いいたしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

採決は各議案ごとに行います。

まず、議案第29号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議あり。異議がありますので、起立によって採決します。

まず、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。討論はありませんでしたので、そのまま採決といたします。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第29号、苓北町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第30号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますか。異議がありますので、起立によって採決ですよ。

○4番（松本良人君） 採決は異議があります。

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、議案第30号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第19 発議第6号 苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化
に関する条例の制定について

○議長（野崎幸洋君）　日程第19、発議第6号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君）　日程第19、発議第6号。令和7年9月5日。苓北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定について。

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由。

世界的な紛争の続出に起因した原油価格や生活必需品の物価高騰が進む中で、学校給食費を負担する児童や生徒の保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進します。加えて、私たち苓北町議会は、乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育料・利用料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求める意見書を、発議第4号として令和5年3月13日原案可決後、苓北町議会野崎議長へ提出し、さらに、同じ内容の意見書を衆参両院議長、内閣総理大臣他へ提出しています。

このようなことから、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定を提出します。

次のページをお開きください。

発議第6号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例（案）。

（目的）第1条、この条例は、苓北町立各小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）の学校給食費（学校給食法「昭和29年法律第160号」第11条第2項に規程する学校給食費をいう。以下同じ。）を苓北町学校給食費条例（令和5年苓北町条例第35号）第4条の規定に関わらず全額無償化することにより、児童及び生徒の保護者（学校教育法「昭和22年法律第26号」第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減し、子育て支援の推進を図ることを目的とする。

（無償化の対象）第2条、無償化の対象となることができる者は、町立学校に在籍する児童、生徒の保護者とする。

（無償化の額）第3条、無償化の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国または地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部の給付を受けた場合には、学校給食費から当該給付額を除くものとする。

（委任）第4条、この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は令和7年10月1日から施行する。

それから参考資料として、いくつかお手元にお配りしてあると思います。これまでずっと一緒に添付しておりましたが、何らのことについて苓北町議会の皆さんは何の関心も示されておりませんので、読み上げます。

まず、4枚のうち1枚目ですが、苓議第453号、令和5年3月16日。内閣総理大臣、岸田文雄様。以下、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、参院議長までです。

発者は、熊本県苓北町議会議長、野崎幸洋。

意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により議決した意見書を、別紙のとおり提出いたします。

次のページをお開きください。4枚のうちの2枚目です。

乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育（利用）料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化を国に求める意見書。

去る、令和5年2月28日厚生労働省の人口動態統計（速報値）によると、2022年に生まれた子どもの出生数は、前年度比5.1%減の79万9,728人で、1899年の統計調査以来、初めて80万人割れとなり、外国人を除いた「概数」は77万人前後になる見通しで、国が2017年に公表した推計は、77万人台になるのを2033年と見込んでいたが、10年早いペースで少子化が進んでいる。

この急速な状況に、岸田文雄首相は「社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際」と強調し、「異次元」と銘打った子ども・子育て政策の拡充を検討。政府は、3月末をめどに具体的なたたき台をまとめ、6月にも策定する経済財政運営の指針「骨太方針」で、将来的な関連予算の倍増に向けた道筋を示す方向、とされているが、この少子化は、国家の存亡に関わる重大な事案であり、延いては地方自治体の形成にも大きな影響を及ぼす恐れがある。

以前は、子育ては、家庭や地域等するのが当然で、公共的支援は少ない時代であったが、ここまで急速に少子化が進む昨今「養育費」や「教育費」なども嵩み、もはや家庭や市町村に財政負担を求めるのは限界との声もある。これらを鑑み、国策として、日本の将来を担う子どもたちの保育・教育施設等の食費と保育（利用）料、及び義務教育における小・中学校給食費の無償化と、若い世代が子育てに夢と希望が持てる環境整備を早急に取り組まれることを下記により強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

1. 乳幼児保育・教育に伴う、保育・教育施設等の食費と保育（利用）料の無償化。

2. 義務教育における小・中学校給食費の無償化。

令和5年3月16日。

内閣総理大臣、岸田文雄様他。

熊本県苓北町議会議長、野崎幸洋。

次のページをお開きください。4枚中3枚目です。

発議第4号。令和5年3月13日。苓北町議会議長、野崎幸洋。提出者、苓北町議会議員、倉田明。賛成者、苓北町議会議員、浜口雅英。

意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお開きください。次のページは3枚目に読んだものと同じ内容ですので、割愛いたします。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君） この件についてはですね、先程説明もございましたけれども、3月13日付でですね、倉田議員と浜口議員からやはり提案があったですね。そして、国に提案がなされているようでございますけれども、その後の過程はどのようになってるので分かりますか。経過。国が、あるいは地方自治体あたりがどのような、これを出してですね、あるいは我々はこれ出した以上はですね、やっぱ責任を持たにやいかん。可決しとるわけですからね。無償化をしてくれると。倉田明議員と浜口議員からですね、出たとをここで審議して、そして議長名で国に提案しとっとですね。その経過はどがんなつとっとですか。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 経過はですね、先程説明しました参考資料ですね、参考資料がこれまでの経過です。結果はですね、何もありません。

ほいで、その前にまず苓北町議会の中に発議を出しましたけども、その中でも議会の賛同・賛成は得られません。このときは、野崎議長が内閣総理大臣に文書を出していますけども、それ以外はですね、何も音沙汰なし。当然行政の方もですね、そういうことが通っていっとりませんので、今のところ、静観されて、静観ちゅうか、無視して。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） 分かりました、ありがとうございました。いや、私たちもですね、仮にこれが国がするにしても、国がするにしても、町がするにしても、やはり我々の税金の中から負担をするわけですよね。我々の税金の中から。そこは覚悟を決めてですね、これは決議しとったと思うとですよ。私たちは。ですね。ほいで国がせんときはその分を、やはり我々は町の子どもたちにやっぱり恩恵をされると覚悟を持ってですね、

私たちは賛成して、ああよかこっじやつかということで賛成したわけですが、そこら辺はそういうことだったんじやなかつですかね。私はそう理解しておりますけれども、どがんですかね、そこら辺そがんじやなかつた、ただ形ばっかって、形ばっかりやつたですか。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） それを私に聞かれてもですね、私としては答えのしようがありません。私はこの、今日皆さんにお示しした資料とか、あるいは私が、浜口が発議で出した資料、提案書とか、議案集ちゅうか、提出した議案書とか、そういったものによつて行動しているわけで、そんことについてはですね、やっぱこの趣旨に書いておりますように、保護者の育成、子ども育成のために、少しでも行政が手助けできるものがあればですね、財政も考慮しながら対応していくべきではないかというふうに思っております。

○議長（野崎幸洋君） 松本良人君。

○4番（松本良人君） もう5年の3月のことですからね。やっぱそつでもやっぱりしてやりきらんとなれば、やっぱり我々がもんだてて、やっぱり浜口議員がおっしゃるように、やっぱりもんだててですね、ぴしゃっと地域でも、芥北町でもそのような対策をするのが我々の議員の立場じやなかろうかと。国には適当にほんならやれやれって言うて、ほっでそができるときは、やっぱりできんとかそんなしょんなんかやっかじやなくて、できんときは町ででもやろうというような気迫ば持つて、要つとじやなかろうかと私は思います。頑張ってください。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

倉田明君。

○7番（倉田 明君） 今あの、松本議員の質疑に対して浜口議員から、国あるいは町も特段の善処と言いましょうか、前向きなことがなされていないような旨を私は感じ取ったわけでございます。そういう中にもですね、5年の3月議会で私もこの件で質問させていただきましたが、その後町もできるだけ財政等々鑑み、一応6年の4月から、保育料は無料化になっております。そしてまた国のほうもですね、やはりそういった異次元の子どもの少子化とこう、思いまして、今年2月25日には、自民党、公明党、日本維新の会も、この3党合意で、まずは小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ、令和8年度から実現すると明記されております。

国、政府の方もですね、やはり浜口議員が言われるよう、非常にこの少子化を危惧されております。私も言うように、これは国の存亡に関わるわけでございます。そしてあえて言えば、地方のいわゆる消滅、そういう自治体もありうるというようなことも危惧しております。そういう意味では、町も、あるいは国においても、積極的といいま

しょうか、真剣に考えておられると思いますが、何しろ財源の問題もありますし、いろんな問題もありますし、しかしながらそういったことで、浜口議員が言われるようや、やはり今後ですね、どんどん訴えていければと思っております。終わります。

質疑はありませんでしたけど、質疑にはなりませんが、そういうことがありましたので、一応私も立場上補足しておきます。答弁要りません。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

では自席にどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論ありませんね。討論なしと認めます。

発議第6号を採決します。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議がありますので、起立によって採決します。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立少数です。

したがって、発議第6号、苓北町立小中学校の児童及び生徒に係る学校給食費無償化に関する条例の制定については否決されました。

-----○-----

日程第20 議案第31号 令和7年度苓北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第20、議案第31号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君） 議案第31号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、前年度決算によるもののほか、本年6月及び8月の豪雨にて被災した農地及び河川等の災害復旧事業に要する費用等を補正するものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 議案第31号、令和7年度苓北町一般会計補正予算

(第3号) (案) の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億263万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ63億6,231万3,000円とするものです。

5ページをお願いします。

第2表、地方債の補正です。

1、追加は、1つ目に、上津深江広域避難地防災公園整備事業に対する緊急防災・減災事業債1億4,590万円を追加。2つ目に、6月の豪雨にて被災した水尻川の復旧に係る公共土木施設災害復旧事業充当分として、災害復旧事業債190万円を追加するものです。2、変更は、1つ目に、地域が輝く行政区活動補助金の決定に伴う過疎対策事業債20万円の減額。2つ目に、追加の1つ目の、上津深江広域避難地防災公園整備事業に対する緊急防災・減災事業債の追加に伴う、過疎対策事業債1億4,600万円の減額。3つ目に、変更の1つ目で減額した過疎対策事業債20万円を、老人福祉センター管理事業に組み替えるものです。

なお、今回の上津深江広域避難地防災公園整備事業に係る起債の追加及び変更は、県からの起債の同意に当たっては、9月上旬までの議会の議決が必要であるため、ご提案をさせていただいております。

8ページをお願いします。歳入です。

款12分担金及び負担金、項2、目2農林水産業費分担金は、6月豪雨により被災した鹿笛地内の農地1か所の災害復旧事業に係る、農地等災害復旧費申請者分担金62万5,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款13使用料及び手数料、項2、目4災害復旧手数料は、先程の分担金と同じく、鹿笛地内の農地1か所の災害復旧事業に係る、農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料3万9,000円の増額です。

10ページをお願いします。

款14国庫支出金、項1、目1民生費国庫負担金は、申請見込額の増加による身体障害者補装具交付事業国庫負担金60万円の増額です。目3災害復旧費国庫負担金は、6月豪雨にて被災した水尻川の災害復旧事業に係る災害復旧費国庫負担金(現年災)400万2,000円の増額です。

11ページをお願いします。

項2、目1総務費国庫補助金、節2物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、交付限度額追加に伴う同交付金550万5,000円の増額。節3社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍へのふりがな追加に伴う同補助金(法務省分)2万円の

増額です。目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金は、就労選択支援の創設に伴うシステム改修に係る、障害者自立支援給付審査支払等システム事業国庫補助金16万5,000円の増額。節2児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修に係る、子ども・子育て支援事業費国庫補助金227万4,000円の増額です。目3衛生費国庫補助金は、申請件数の増加による母子保健衛生費国庫補助金1万円の増額です。

12ページをお願いします。

項3、目1総務費国庫委託金は、出入国管理及び難民認定法の改正により、在留カードへの記録事務が市町村へ移管されることに伴う、中長期在留者住居地届出等事務委託金33万9,000円の増額です。

13ページをお願いします。

款15県支出金、項1、目1民生費県負担金は、申請見込額の増加による身体障害者補装具交付事業県負担金30万円の増額です。

14ページをお願いします。

項2、目1総務費県補助金は、くまもと未来づくりスタートアップ補助金（地域未来枠）の交付決定による地域づくり夢チャレンジ推進補助金146万6,000円と、同じく交付決定による、熊本県移住定住促進すまい・課題解決等支援補助金46万5,000円の増額です。目2民生費県補助金は、介護施設の防災改修等支援事業の交付決定による、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金773万円の増額です。目3衛生費県補助金は、県の補助金交付要領改定に伴う、遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業県補助金8万4,000円の増額です。目4農林水産業費県補助金は、交付決定による県管理土地改良施設等総合マネジメント事業補助金（志岐ダム分）31万円の増額と、事業採択による農地利用効率化等支援交付金237万円の増額、同じく事業採択による園芸施設有効活用支援事業補助金317万3,000円の増額です。目8災害復旧費県補助金は、鹿笛地内の農地1か所の災害復旧事業に係る農地等災害復旧費補助金125万円の増額です。

15ページをお願いします。

款18繰入金、項1、目1介護保険特別会計繰入金は、令和6年度介護給付費等の確定による、介護保険特別会計繰入金380万1,000円の増額です。目2宅地造成事業特別会計繰入金は、前年度繰越金確定による、宅地造成事業特別会計繰入金45万2,000円の増額です。

16ページをお願いします。

目5減債基金繰入金は、同じく前年度繰越金確定等による、財源振替による減債基金とりくずし6,900万円の減額です。

17ページをお願いします。

項3、目2都呂々財産区繰入金は、都呂々地域振興事業の追加に伴う、都呂々地域振興事業都呂々財産区繰入金85万円の増額です。

18ページをお願いします。

款19繰越金、項1、目1繰越金は、前年度繰越金2億3,164万4,000円の増額です。

19ページをお願いします。

款20諸収入、項4、目1民生費受託事業収入は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の事業費減少に伴う、後期高齢者医療広域連合一体的実施事業受託収入90万4,000円の減額です。

20ページをお願いします。

項5、目2過年度収入は、節3総務費国庫補助金過年度収入の、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金過年度収入から、節5民生費県負担金過年度収入の介護保険料軽減県負担金過年度収入まで、合わせて326万6,000円の増額です。

21ページをお願いします。

款21町債、項1町債は、5ページの地方債補正で説明したとおりで、合わせて180万円の増額です。

22ページをお願いします。ここから歳出です。

ここで、歳出における令和7年4月及び7月の人事異動に伴う、会計年度任用職員を含む人件費の変動については説明を省略いたします。

款2総務費、項1、目1一般管理費、節10需用費は、11月9日挙行の町制施行70周年記念事業に係る消耗品費17万1,000円、印刷製本費10万円の増額及び公用車の修繕料4万円の増額、節11役務費も、町政施行70周年記念事業に係る後納郵便代2万円の増額です。

23ページをお願いします。

節11役務費は、町有自動車の入れ替えに伴う自動車保険料3,000円の増額、節12委託料は、町制施行70周年を記念して制作する町民憲章パネル制作委託料5万円の増額、節24積立金は、決算に伴う財政調整基金積立1億4,000万円と、学校校舎改築基金積立1,286万3,000円の増額です。目4会計管理費は人件費です。目5財産管理費、節12委託料は、町有地の支障木を伐採するための支障木伐採業務委託料30万円の増額。節18負担金補助及び交付金は、交付事業の追加に伴う都呂々地域振興事業補助金85万円の増額です。

24ページをお願いします。

目6企画費、節10需用費は、ふるさとミライカレッジ事業における、東大みかん愛

好会との協議による、ふるさと納税返礼品等で使用できるパッケージ施策のための印刷製本費 25 万円の増額と、物産館に設置している電気自動車用急速充電器の通信機器更新に伴う修繕料 11 万円の増額。節 12 委託料は、くまもと未来づくりスタートアップ補助金交付決定に伴い、旧郷土資料館などを活用した交流人口拡大のための計画を策定する、二拠点居住の推進に係る計画策定委託料 220 万円の増額。節 18 負担金補助及び交付金は、申請件数の増加による住宅リフォーム等支援事業補助金 50 万円の増額です。目 11 地域間交流費は、地域間交流推進委員の活動活性化に伴う地域間交流推進委員費用弁償 10 万 2,000 円の増額です。目 14 情報化推進費は人件費です。

25 ページは、人件費になります。

26 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 2 徴税費、目 1 税務総務費は人件費です。目 2 賦課徴収費、節 12 委託料は、システム改修に伴う国保税収納管理システム改修委託料 120 万 6,000 円の増額で、これは国民健康保険特別会計からの予算組み替えです。節 22 償還金利子及び割引料は、事業所の確定申告に伴う納税額の減額による過誤納還付金 250 万 4,000 円の増額です。

27 ページをお願いします。

項 3、目 1 戸籍住民基本台帳費、節 3 職員手当等のうち、時間外勤務手当 23 万 8,000 円の増額は、マイナンバーカード交付等事業における時間外窓口開設の増加によるもの。節 10 需用費は同じくマイナンバーカード時間外窓口の増加による、消耗品費 10 万円の増額。節 17 備品購入費は、出入国管理及び難民認定法の改正により、在留カードへの記録事務が市町村へ移管されることに伴い、必要となる住居地届出等書き換え用端末を購入するための備品購入費 28 万 5,000 円の増額です。

28 ページをお願いします。

項 5、目 2 指定統計費は、国勢調査等に係る節 4 共済費から節 13 使用料及び賃借料までの予算の組み替えです。

29 ページをお願いします。

款 3 民生費、項 1、目 1 社会福祉総務費、節 10 需用費は、経年劣化に伴う車検費用増加による修繕料 5 万円の増額です。目 2 老人福祉費、節 18 負担金補助及び交付金は、申請件数増加による高齢者等補聴器購入補助金 18 万円の増額です。目 3 老人福祉センター費、節 10 需用費は、エアコン修繕等による修繕料 21 万 4,000 円の増額です。目 4 介護保険事業費、節 18 負担金補助及び交付金は、介護施設の防災改修等支援事業の交付決定による、地域介護・福祉空間整備等補助金 773 万円の増額と、30 ページをお願いします。

町内介護保険関係施設に対する物価高騰対策支援事業として、介護保険施設物価高騰

対策事業補助金、町内8施設分158万1,000円の増額です。節22償還金利子及び割引料は、令和6年度事業費確定による介護保険事業返還金5万1,000円の増額。節27繰出金は、令和6年度給付実績による（介護給付費分）と（地域支援事業費分）の介護保険特別会計繰出金、合計1,331万1,000円の増額です。目5後期高齢者医療費、節12委託料は、子ども・子育て支援金制度に向けたシステム改修に伴う後期高齢者システム改修委託料106万8,000円の増額です。目6障害福祉費、節12委託料は、就労選択支援制度創設に向けた、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に伴うシステム改修委託料33万円の増額。

31ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金は、障害者施設等に対する物価高騰対策支援事業として、障害福祉施設物価高騰対策事業補助金、町内2施設分37万7,000円の増額。節19扶助費は、申請見込額の増加に伴う身体障害者補装具交付事業120万円の増額です。

32ページをお願いします。

項2、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金は、保育園に対する物価高騰対策支援事業として、児童福祉施設物価高騰対策事業補助金、町内6園分33万9,000円の増額です。

33ページをお願いします。

款4衛生費、項1、目1保健衛生総務費、節12委託料は、申請件数の増加に伴う産婦健康診査委託料2万円の増額。節18負担金補助及び交付金は、医療機関に対する物価高騰対策支援事業の、1施設分の追加交付による医療機関等物価高騰対策事業補助金と、遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成金合わせて26万2,000円の増額。節19扶助費は、申請件数の増加に伴う新生児検査（償還払）1万7,000円の増額。節22償還金利子及び割引料は、令和6年度事業費確定による未熟児養育医療費等国庫負担金返還金及び県負担金返還金を合わせて8万3,000円の増額です。

34ページをお願いします。

目2予防費、節22償還金利子及び割引料は、令和6年度事業費確定による風しん抗体検査国庫補助金返還金と、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金を合わせて6万1,000円の増額です。目3環境衛生費、節18負担金補助及び交付金は、申請件数の増加に伴う犬猫の避妊・去勢手術費補助金5万円の増額。節27繰出金は、労務単価の改定に伴う下水処理場等維持管理業務委託料及び職員人件費の増加による下水道事業会計繰出金（事務費分）と、新築家屋の公共井戸設置工事に伴う下水道事業会計繰出金（建設費分）を合わせて529万3,000円の増額です。目5健康増進事業費、節22償還金利子及び割引料は、令和6年度事業費確定による健康増進事業県負担金返還金48万7,000円の増額です。目6保健センター費、節10需

用費は、和室エアコン修理のための修繕料 5 万 4,000 円の増額です。

3 5 ページは人件費です。

3 6 ページをお願いします。

款 5 農林水産業費、項 1、目 1 農業委員会費及び目 2 農業総務費は人件費です。目 3 農業振興費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、県補助金採択による中古ハウスの有効利用等による導入を支援する、園芸施設有効活用支援事業補助金 1 件分と、農業用機械、施設の導入を支援する、農地利用効率化等支援事業補助金 1 件分を合わせて 712 万 9,000 円の増額です。

3 7 ページをお願いします。

目 5 農地費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、8 月豪雨による農地等小災害復旧事業補助金 5 件分 100 万円の増額と、給与等の増額に伴う県補助対象額の増額による、志岐ダム管理事業補助金 31 万円の増額です。目 6 農業経営基盤強化促進対策事業費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、認定農業者の会の女性部会による、町外における新たな販売促進活動に対する、認定農業者育成補助金 10 万円の増額です。

3 8 ページをお願いします。

項 2、目 2 林道費、節 1 3 使用料及び賃借料は、8 月豪雨に係る土砂撤去等に伴う重機等借上料 90 万円の増額です。

3 9 ページをお願いします。

項 3、目 1 水産業振興費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、水産庁が推進する指定漁港に西川内漁港が指定されたことに伴い、加入するための海業推進協議会負担金 1 万円の増額です。ほかは人件費です。

4 0 ページをお願いします。

款 6 商工費、項 1、目 1 商工総務費は人件費です。目 3 観光費、節 1 8 負担金補助及び交付金は、令和 8 年 7 月に 70 周年を迎えるに当たっての天草地域国立公園指定 70 周年記念天草小唄プロジェクト負担金 10 万 2,000 円の増額。目 4 温泉センター管理費、節 1 0 需用費は、温泉スタンドの給水ユニット取り替えに伴う修繕料 135 万円の増額。節 1 2 委託料は、温泉センターの低濃度ポリ塩化ビフェニル調査のための、低濃度 P C B 分析業務委託料 19 万 8,000 円の増額。目 5 富岡城公園管理費は 11 月 23 日に唐津市で開催される「出張！お城 EXPO in 肥前名護屋城」への出展に伴う、節 8 旅費から、次のページの節 1 3 使用料及び賃借料まで、合計 77 万 9,000 円及び、歴史資料館のエアコン修理のための修繕料 30 万円と合わせて 107 万 9,000 円の増額です。

4 2 ページをお願いします。

款 7 土木費、項 1、目 1 土木総務費、節 1 0 需用費は、契約書様式増刷のための印刷

製本費 20万7,000円の増額です。

43ページをお願いします。

項2、目1道路橋梁総務費は人件費です。目2道路維持費、節10需用費は、町道各路線の補修等に不足する道路補修費200万円の増額。節12委託料は、町道京の坪線における、支障木伐採業務委託料50万円の増額。節13使用料及び賃借料は、町道各路線の8月豪雨等に係る重機等借上料450万円の増額です。

44ページをお願いします。

項3、目1河川総務費、節13使用料及び賃借料は、小松川支障木除去及び8月豪雨等に係る重機等借上料183万1,000円の増額です。

45ページをお願いします。

項4、目1港湾管理費、節10需用費は、上津深江港の外灯修理に係る修繕料20万円の増額、節18負担金補助及び交付金は、釜海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業に係る県海岸保全事業負担金25万円の増額です。

46ページをお願いします。

項5、目1住宅管理費、節14工事請負費は、衝鋒一般住宅の改修を令和8年度に延期することに伴い、工事請負費（単独）1,000万円の減額。節17備品購入費は、交流人口・関係人口の拡大へ向けた事業に係る、公営住宅の空き室活用のためのエアコンを設置することに伴う、備品購入費150万円の増額です。

47ページをお願いします。

款8消防費、項1、目3消防施設費、節10需用費は、全国瞬時警報システム受信機故障に伴う修繕料56万円の増額。目4災害対策費は、5ページで説明した上津深江広域避難地防災公園整備事業に係る起債種類変更に伴い、一般財源10万円を増額することに伴う財源区分の変更です。

48ページは人件費です。

49ページをお願いします。

款9教育費、項1、目2事務局費、節10需用費は、スクールバス修繕に係る修繕料30万円の増額。節13使用料及び賃借料は、スクールバス修繕に伴う代替車両のための車等借上料11万円の増額です。

50ページは人件費です。

51ページをお願いします。

項4、目1は人件費です。目3社会教育施設費、節10需用費は、農村運動広場への東北分署側からの新たな進入路設置のための修繕料82万円の増額。節17備品購入費は、都呂々地区の夕やけマラソンコースにおける車止め取り替えに係る備品購入費39万6,000円の増額。目4文化財保護費、節18負担金補助及び交付金は、警備に係

る人件費増に伴う1仏25菩薩防犯防災監視システム管理補助金1万6,000円の増額です。

52ページは人件費です。

53ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1、目1農業用施設災害復旧費、節14工事請負費は、6月豪雨にて被災した鹿笛地内の農地1か所の復旧に係る工事請負費（補助）320万円の増額。目2林道施設災害復旧費、節12委託料は、8月豪雨にて被災した林道蔭平線の復旧に係る査定設計委託料400万円の増額です。

54ページをお願いします。

項2、目1河川等災害復旧費、節12委託料は8月豪雨で被災した、都呂々川及び町道坂瀬川大久保線の復旧に係る査定設計委託料160万円の増額。節14工事請負費は、6月豪雨にて被災した水尻川の復旧に係る工事請負費（補助）600万円の増額です。

55ページをお願いします。

款11公債費、項1、目1元金は、減債基金とりくずしの減額による財源内訳の変更です。

以上で、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

ここで、2時35分まで休憩といたします。

-----○-----

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいでるので、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

その前に、税務住民課長より訂正がありますので、よろしくお願ひいたします。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） すいません、失礼いたします。

議案第29号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてご審議をいただきましたが、この件で山口議員のご質問に対する私の答弁が誤っておりましたので、訂正をさせていただければと思い、お話をいたします。

ご質問の中で、口座振替事務の取り扱いについてご質問い合わせいただき、答弁で、第1回目の引き落としができなかった場合につきましては、後日改めて引き落としを行うと答弁を申し上げましたが、正しくは口座引き落としの、2回目の引き落としは行っておりません。振替日に引き落としができなかった場合については振替不能通知、引き落としが

できなかつたことのお知らせと納付書をご本人にお送りをしております。その後、納付の状況を注視をいたしますが、毎月20日を区切りとして、納付されていない方へは改めて納付書を送ることで取り扱いを行っております。

取り扱いが、答弁が誤っておりました。大変失礼いたしました。以上です。

○議長（野崎幸洋君） それではこれから、一般会計補正予算についての質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） まず18ページの繰越金ですが、2億3,164万4,000円の繰越金、説明は前年度繰越金になっていますけども、これは1項目なんでしょうか。それとも複数の項目があるなんでしょうか。

それから21ページの、町債の5、目の5、消防債の節で、1、緊急防災・減災事業債が1億4,590万円の増額、それから、2、過疎対策事業債が1億4,600万円の減額になっています。ほってこれは上津深江の広域避難地防災公園事業の説明がありますけども、この事業名からいくと、この区分はあの公園は子どもたちの遊び場なんだという説明を何回かされています。子どもたちの遊び場であるのならば、この緊急防災じゃなくて過疎対策にすべきで、すべきだろうと思います。そういった意味ではこの、まあ金額は10万円しか違いませんけども、この起債はおかしいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 答弁。

企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君） 18ページの繰越金につきましては、決算書の方の7ページにあります、実質収支に関する調書、こちらの5、実質収支額の2億6,825万7,840円、こちらから来ている数字になります。

もう1つの上津深江の防災公園が、緊防債ではなく過疎債ですべきというご質問ですけれども、もちろん過疎債でできれば一番いいんですけども、過疎債には限度額といいますか、枠がございまして、また、もともと広域避難地であり防災機能を持たせたものであり、また、中身につきましても、防災パーゴラであったり、かまどベンチ等、防災、災害時の避難地として利用できるものもございますので、その部分につきましては緊防債のほうを活用して事業を実施するということとしております。

○議長（野崎幸洋君） 浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君） 21ページですが、事業の趣旨からすればですね、これまで少子高齢化対策なんだということを再三再四、口にしておられます。そういった意味では今の課長の説明はですね、どうも腑に落ちません。

○議長（野崎幸洋君） 企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君）　浜口議員のおっしゃる趣旨としては十分分かるんですけれども、当初ですね、その趣旨にのっとりまして全額過疎債で計上をさせていただきました。ところが、ご存じのとおり過疎債というのは限度額といいますか、市町村に配分される額に限度がございまして、その配分の中でできる限りのことはしておりましたけれども、それに不足する分というのを、今回緊防債のほうに切り替えさせていただいておるところでございます。

○議長（野崎幸洋君）　浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君）　こん過疎債が1億4,000万円ですか、ぐらい枠をはみ出てしまつたということなんですか。

○議長（野崎幸洋君）　企画政策課長。

○企画政策課長（山下晃弘君）　当初、過疎債は3億2,990万円で計画をしておりました。ところが、実際に国のほうから来た額から言いますと、1億8,390万円分、これだけしか枠が来ませんでしたので、このような減額という形になっております。

○議長（野崎幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君）　1点だけお尋ねします。47ページ。この消防施設費の件ですけど、これ予算とは直接はですね、関係ないんですけども、消火器のですね、取り扱いについての町の考え方をちょっとお聞きしたいんですけど、いいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君）　消火器の？

○6番（田崎 稔君）　消火器の。以前ですね、消防団で消火器をですね、各家庭にこう、売ってるんですよね。売ってるちゅうか。それを今、何かな、期限が切れて使えないと状態であるということで、できればですね、入れ替えて使いたいという希望があるんですけども、その辺のところの町の考え方、あるいは消防団の考え方があればお聞きしたいんですけど。何回も言っても確か町のほうから対応がないということでござりますので、考え方をお聞きしたいと思いますけど。

○議長（野崎幸洋君）　総務課長。

○総務課長（宮崎良成君）　すいません、今ちょっと手元にですね、どういうふうな形で取り扱っていたのかっていうのが、資料がございませんので、後ほど田崎議員の方に個別に説明をさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（野崎幸洋君）　田崎稔君。

○6番（田崎 稔君）　分かりました。調べてもらって、とにかく期限の切れた消火器、やはり現役の消防団の中でも話し合っていただきまして、そして対応していただけたら。結局やっぱ火災は初期消火がですね、大事ですから、やはりそういう消火器を、使い方を防災訓練のとき教えて、その消火器が使えないんじゃですね、何もならないので、

その辺の対応をですね、お願ひしたいと思います。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 何点か質問いたします。

まず8ページと9ページに、農地等災害復旧事業に係る申請者の負担金があります。多分8ページが事業で、9ページは設計の手数料って書いてあるから、多分設計に係る分と工事に係る分が別々に負担金が取られてるんじゃないかなと思います。これあの、通常は事業費に設計と工事が含まれた中で申請者から負担金を取るというのが一般的かと思うんですが、この設計の部分だけでもまた手数料取るという根拠は何なのかをまず教えていただきたいと思います。

次に24ページです。二拠点居住の推進に係る計画策定委託料220万。先程の説明の中では旧歴史資料館、これはKDDですかね。これはどういうものを考えておられるのか。

次に26ページの過誤納還付金が260万4,000円ありますが、250万4,000円ですかね。この件数と内容についてを教えてください。

それと34ページです。中段の犬猫の避妊・去勢手術費補助金5万円があります。多分これは当初予算から申請される件数が増えた関係で増加になってるかと思うんですが、野良猫ですね、飼い猫はある程度きちんとしてるんですが、野良猫になってる猫が結構います。やっぱりそれは自分の猫じゃないもんだから、避妊できない。どんどんどんどん避妊しない関係で、どんどんどんどん増えていくと。これは保健所が管轄というようなことで整理されてるかと思いますけれども、周りの人非常にちょっと苦慮してる。このあたりの野良猫に対する避妊っていうのを柔軟に検討できないものか。保健所に連れていって殺処分とかいうふうなものはちょっとなかなかやっぱり厳しいものがあるので、まあできれば雌猫雄猫捕まえたら避妊ができるような形で、新聞によればそれを専門についているか、ある程度その市町村に行って、車で行って避妊をされるような方がいらっしゃるというふうなのがあって、その人との提携あたりですね、何とかできないもんだろうかというふうに思ったところです。

それと、43ページと44ページの重機等借上料が、道路が450万、河川が180万あります。先程の説明で、6月豪雨とか8月豪雨に対応したところで、この重機で処理しているというふうな説明があったかと思いますけれども、そういうものほどその災害ですね、道路が崩れたりしてるというのは、もしそれが災害で申請してですね、早急に土砂を排除するというような場合は、一旦災害で認定してもらった後にですね、そのまま置いとくと生活に支障があるということで、早期に解消するために承認をもらえれば即対応ができるというような制度が、災害の場合はあったんじゃないかなと思います。

そういうふうな対応っていうのは苓北町としてはとられないのか。

先程は1件だけ豪雨災害でとりましたということで、松井課長のほうからは災害認定は1件というふうにありましたけれども、そういう小さい災害でもですね、災害報告をやれば、机上認定をしてもろうて、早期に需用費の修繕料なりでやった上で、後で災害に振り替えるというような制度もあるかと思いますので、その点についてどのように苓北町としては対応されてるのか。特に8月は相当天草は大きな大雨ですね、被災が隣の天草市、上天草市もあります。その隣ですから、少々なことは認定してくれるんじゃないかなと思います。写真の撮り方によってはですね。そのようなことでですね、やっぱり災害復旧ができるだけ修繕をしていくというようなことが必要じゃないかなというふうに思います。

それと1点ですね、人件費の関係で、教育のだったんですが。ちょっと待ってくださいね、ページを。48ページの報酬にですね、学校教育指導主事報酬が130万9,000円あります。これは今、学校教育指導主事さんはお1人いらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、あと1人、また今度の義務教育学校関係で学校教育指導主事を任用される予定なのか。以上。

○議長（野崎幸洋君） 8ページ、9ページ。

農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 8ページ、9ページですね、農業災害関係の負担金、分担金についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

まずですね、この8ページ目の方の、この申請者分担金につきましては、これは苓北町の営農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例によってですね、国県の事業を除いた50%を受益者分担金として徴収するということに定めてございますので、それにつきまして予算を計上したところでございます。

それと9ページ目のほうなんですけれども、この災害復旧手数料のこれは設計手数料なんですけれども、これは農地の農業用施設災害復旧工事測量設計手数料条例で定めてございまして、これがですね、金額ごとに実施設計工事費に応じて割り振りをするというところで、この条例の中ではですね、25万円以下分が100分の2.0。25万から5万円分は100分の1.7。50万からを超えて250万までが100分の1.5となっております。これに基づいて実施設計工事費に基づいた分担金を納入していただくことになっております。

なお、査定設計後ですね、工事が廃工になった時でもですね、この設計分はいただくというふうな条例設定となっておりますので、この2種類について、手数料及び分担金を徴収しているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） 24ページの委託料ですけれども、二拠点居住の推進に係る計画策定委託料の中で、旧郷土資料館についてどのように考えているのかというご質問でございます。

まずですね、二拠点居住につきましては、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方で、二拠点居住をすることで、例えば、地方への人の流れを生むことで、都市部の過密を避けながら地域の担い手の確保や消費などの需要の創出、新たなビジネス、関係人口の創出、拡大が図られたり、自然災害やコロナ禍などの突発的な危機や変動に対する冗長性を確保できたりします。しかし、その推進に当たりましては、住まいや仕事、コミュニティなどに関するハードルが存在しますため、住宅や仕事場、交流施設等の整備などが必要となります。そのための基盤整備を国の交付金を活用して進めるに当たって専門的な人材を交えながら、交流施設などの整備計画の策定を行っていくものでございます。

この計画策定に当たりましては、本年7月に地域づくり夢チャレ推進補助金の交付が決定されましたので、補正をお願いするものでございますけれども、じゃあどういったことを考えているのかということでございますけれども、例えばですね、町内の空き施設として、先程ありました旧郷土資料館の空きスペースの活用を検討などをしております。具体的な部分につきましては、その計画づくりの中で検討してまいりますが、今パララボがですね、入居している部屋はもう改修済みでございますので、ほかの空き部屋を仕事場の創出として、コワーキングスペースや教育施設などとして有効活用ができるか検討を行ってまいりたいと思っております。

また、異なる業種の方や、職種の人々が共通の作業空間を共有しながら、それぞれ独立した業務を行うワークスペースとなりますので、単なる作業場所としてではなく、普段は交流することのない人々が集まることで、新たなコミュニティが形成されたり、新しいビジネスのアイデアが生まれたりする可能性も秘めております。また、目の前がですね、海でもございますので、こうした景観をですね、活かすことができれば、茅北町を選んでもらうための1つの決め手になるのではないかと思っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 26ページの償還金利子及び割引料で250万4,000円の増の件でございます。

これにつきましては、法人税の所得割におきまして、事業所の確定申告によります納税額が減になったことに対応し、あらかじめ予定納税されております本税の差額分を還付する必要が出たためでございます。対象は1事業所1件で、令和6年12月に予定納税にて納付されておりましたが、後日確定申告を行われて、大幅に納税額が減少するこ

ととなったため、予定納税の超過分を還付する必要が生じました。令和7年度の年間総額分に相当する規模での還付でありますことから、通常分とは切り分けて別途措置して対応するものでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 34ページの犬猫の避妊・去勢手術の補助金について、ご質問がございました。議員ご指摘のとおりですね、当初予算案の10万で組んでたんですが、やはり猫・犬の去勢や避妊とかですね、件数が多く寄せられまして、5万円の追加の補正を計上させていただきました。

今はですね、野良猫の対策なんすけれども、動物愛護のですね、管理に関する法律、動物愛護管理法というのがございまして、これが令和元年6月に改正、公布されまして、令和2年6月1日から順次施行されております。今までですね、役場で野良猫あたりかごで捕まえてですね、保健所に持っていたいわけなんですが、これはもう今この動物愛護管理法により、捕まえることができない、用具等を用いてですね、駆除目的で猫に苦痛を与える方法で捕獲を行った場合、動物愛護法、動物愛護管理法違反、虐待に当たりまして、5年以下の懲役又は500万以下の罰金が処される場合がございます。またですね、野良猫、飼い主のいない猫として、令和6年度からですね、熊本県で人と動物が共生する熊本の実現を目指してですね、動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本というのが宇城市にございます。ここでですね、飼い主のいない猫等の避妊・去勢手術を無料で現在行っているところでございますので、そういった猫で、こういう制度がございますのですね、野良猫等の苦情もあっております、そういうところに、町民の方々についてはですね、こういった話も今までしてきておりますので、また広報れいほくとかでもですね、載せておりますので、そういった対応を行っているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 43ページと44ページのですね、重機借上料についてですけれども、山口議員がおっしゃいますように災害の補助で泥をですね、取れる場合もあるんですけども、今回の8月の雨でのこの苓北町のですね、被害といいますか、道路等の状況というのが、直接崩れるところもあったんですけども、多かったのが、迫をですね、大量の雨水と一緒に土砂とか木の枝とかですね、そういうのが流れてきて、道路の暗渠ですかね、その飲み口で詰まって、それが道路に土砂ごとですね、溢れてくる。そういう状況が非常にたくさん箇所であります、今回の8月の雨の対応という部分ではですね、重機借り上げでのそういった土砂の撤去ということで考えておりまして、もちろん災害で対応すること、補助で対応可能な部分につきましては、最大限その補助に乗せていく様にということで考えております。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 48ページの教育総務費、事務局費の1、報酬、学校教育指導主事報酬130万9,000円増額となっておりますけども、新たな採用ではございません。こちらにつきましては予算の組み替えになっております。ページにつきましては22ページの総務管理費、一般管理費の報酬130万9,000円、事務補助員報酬の部分が減額になっております。一般事務と併せて、学校指導主事の事務にも当たっていただいているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） まず9ページの設計手数料ですね。やっぱり被災されて、やっぱ早急にやっぱり農地を復旧せにやいかんという、やっぱ個人で今、国県補助の残りの2分の1を徴収すると、だけん2分の1は補助をするということですね。で、結構な額になると思います。それにまた、そのための設計に、またさっきの額によって金額を定めるというような取り方で、これは補助金の中に設計委託料というものの自体が入れられないのかなんですね。通常、県の場合は設計委託から工事費まで含めて全体事業費として申請していくんじゃないのかなって、通常の補助はですね。と思ったもんですから、わざわざ別々に切ってですね、町の財源のためにはそれがいいんだと思いますけれども、国県への補助金がその設計委託料も含めてですね、事業費として認めてもらえないのかということがあったもんだから、聞きました。

農地の場合は、そういうのはあくまでも設計は補助対象外だというような国の制度であれば、そうせざるを得ないのかなと思ったもんですから、その点がちょっとお聞きしたところです。

次に、二点居住の推進に係る計画策定、二点居住というのが最近参政党だったかな、一生懸命言いよらしたかなと思いますけれども、確かに二点居住っていうのが今から出てくるかと思います。そのための郷土資料館についても、今2部屋とトイレを改修を、コロナの関係だったかな、でされまして、今はパララボさんが部屋を借りてやってます。私ちょっと実際見に行きたいなと思って行ったら不在だったもんですから、なかなか新聞に書いてある以上なものがちょっと見てはいませんけれども、非常に面白いやり方かなっていうのは思っております。もっともっと住民の方にも、なかなかこう、開いてですね、活用させていただければ面白いものかなと思っております。確かにまだまだ広いスペースが郷土資料館残ってます。今、町の倉庫として使われたり、前の資料、郷土資料館の残りがまだ多分、2年ぐらい前に行ったまま集めた資料は置いてあるんでしょ。だから、やっぱり今廃校の問題とかもあってますので、あそこは非常に面白い場所であり、また建物も面白いスクリーンもされてるから、やっぱり本気になって、まだまだ使えるのであればですね、ぜひ人が集まるような施設にやると、そのための国からの

交付金ももらうということで、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

償還金は分かりました。さつき教育の方のものは、いや、この問題は6月だったかな。予算がなくてどうやって雇ったんですかとかいうような質問の中で、総務課のほうで予算があるからそれで雇つていいと。それは目的がおかしいんじゃないかというふうなことを質問した、私が質問したかどうか分かりませんけれども。ただ、やっぱりそういうものであるならば、きちんと予算化をした上でですね、正式にするもんだと。そういう質問を受けて、今回予算を組み替えられたのかどうかじやありますけれども、そういう場合は、できるだけ当初予算、もしくはもう緊急な場合は予算流用とか、予備費から流用してでも、やっぱりきちんとしたところで雇用をするという形でぜひ進めていっていただきたいと思います。

さつきの災害復旧の件、できるだけ柔軟にですね、災害報告をやって、それを緊急で除石をさせてもらいたいというようなことをですね、駄目でもともとでもいいから、やっぱり被災しているという状況をきちんと県のほうに報告した上で、その後どうしてもやっぱり災害ではとれないのかどうか。多分もう単費でするとすればそんなに厳しいことは言われないんじゃないかと。要はもう、災害の起債を充当するかどうかというところになろうかと思います。単費でするのはですね。だから、やっぱりそういう面である程度、そういう箇所がいっぱいあればですね、やむを得ないなということで、机上査定といいますか、そっちのほうで認定していただける方向になろうかと思いますので、ぜひ財源確保のためにもですね、できれば災害でとつていただくようなことを一生懸命頑張っていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君） ページ数で33ページをお願いしたいと思います。

この中の負担金補助及び交付金の中に、一番最後の方に、遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費助成というのが載つとりますけど、どういった内容なものかなあと思いました。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） この事業につきましては、今年度から始めた事業でありまして、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、これはですね、熊本市内、苓北から離れた地域ですね、になりますが、日赤とかそういったところで出産する必要がある妊婦に対してですね、自宅又は里帰り先から当該分娩取扱施設までの移動に係る交通費及び、出産までの間当該分娩施設の近くで待機するために必要となる宿泊費の助成を行うということで、当初予算組ませていただいておりましたが、この部分で補助金の交付要領改正がございましたので、妊婦の健診がですね、通院、病院に通う

分についてもこの補助の対象となったことから、今回11万2,000円を補正するものでございます。

○議長（野崎幸洋君）　高戸幸雄君。

○9番（高戸幸雄君）　大いにですね、こういった補助制度、新たな補助制度と思いませんけれども、作ってほしいと思います。これこそ本当、少子化に対応する一番の手段だと思います。町内には産婦人科もございません。遠方まで行かないとなかなか分娩もできないというふうなことがなってるようです。それから、子どもができない人たち一生懸命になって治療を重ねながら、やっとできたんだよというふうな話も聞いております。そういうことで、こういった施設についてはまたですね、どんどんどんどん違う方向でも増額していくような手段を町長、ぜひとも作ってほしいと思います。以上です。

○議長（野崎幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

松本良人君。

○4番（松本良人君）　まず23ページです。ですね。23ページ。財産管理費の中で、負担金が都呂々地域振興補助が85万ですね。これはどういった事業の内容か教えてください。これ二拠点な聞いたな。

この26ページのですね、賦課徴収費の中の、要するにこら毎回言いよつですが、国保税収納管理システム改修委託料とかいうてからあっですね、これ委託料委託料っち、そうないつん間にやろいくらぐらいなっとやろ全然分からんとですね。あまりこれは当初契約でにやつまるとですか。ずっともう頭から変更なかごてしてから。そせんばもう、つから次委託料、もう1件あったですね。もう1件、まだあったとこだったですから、そこら辺のやっぱり、やっぱ考え方をちょっと整理していただければなと思いますけれども、いかがでしょうかね。

それからあの、29ページ。高齢者補聴器購入補助が18万円増額なっとですね、これはあの、ありがとうございました。これ大体何名ぐらいおいでですかね。何名。利用者ですね。

それからあの、34ページの予防費の中で、コロナ関係の返納金ということで4万2,000円出とつとですけれども、これは今かなりその、これはこれとちょっと話違うかもしれませんけれども、現在相当コロナがその蔓延しとると聞きますけれども、そこら辺把握はしておられますか。

それと健康増進、そこのページのですね、5です。目の5の中の健康増進事業負担金の返還金が48万7,000円。これは少なかつですかね。健康増進、こんやっぱり健康増進についてはやっぱり大いに、やっぱりやってもらわにやいかんとですけれども、予算が余っとですかね。そこら辺を。

それから農業費の中ですね、農業振興費の中で、園芸施設関係で合計の712万。

- 議長（野崎幸洋君） ページ数は何ページですか。
- 4番（松本良人君） 9,000円ありますね。
- 議長（野崎幸洋君） ページ。ページは何ページですか。
- 4番（松本良人君） すいません、36ページ。これは1件でこれだけですか。件数は。1件なら、できればどういう施設か教えていただければなと思います。

それから、先程問題になつとつた、すいません44ページと43ページ、44ページですね。この重機借上料はかなり多かですね。今、町でも重機買うとつですね。それから本来私たちも除けとかんかということでの、農業用のあの堆肥センターのユンボなんか残しとつたほうがようはなかかということで、言いよつたつじやかつかなあ。残しとつ、やっぱ町の、何かあったときに使うっちゅうね、そこら辺の兼ね合いがあつとつですが、この重機借上料が両方で600万以上ですね、こらかなり多かですね。こら災害にも多分通つとつとだろうと思うとですけれども、ここでの重機の借り上げちゅうとは、この使用料及び賃借料の中でよかつですかね。借上料とせろば借り上ぐつとは、機械ば借り上ぐつとだけならば、こら何か違うとでせんばんとじやかですかね。修繕料とか需用費の中でですね、全部借上料の中に今入つとつですね。ここら辺のですね、もう1回ですね、先程山口議員の方からもありましたけれども、このあまり、この簡単ですね、重機を借りて処理しよる。元々もうそういったことばしとつたつじやつたつちや、根元は断ちきらんわけですからね。ただ、向こうから流れてきたとば取つてうしつるだけで、やっぱり何かがあつて、あれ取つた後もきれいにせにやいかん。もう今後起こらないようにせんばいかんわけですから、もうちょっと考え方を変えて、力を入れていただければなと思いますけれども、いかがでしようか。

それからこれ、45ページ。修繕料が港湾で20万組んであります。実はあの、聞くところによると、都呂々の港湾にですね、階段をつけて、前後降りていくというようなことが話が出たということで、私ひょこっと聞いたつですけれども、どういった感じのやり方でされるのか。港湾という定義を1つ、できれば、港湾というのはどういうものであるかと。ですね。仮に荷捌き所までどういった形で、要するに、入つていかんばんか。詰めて良かつかどうか。ほかの港湾は、例え富岡港の、富岡港湾あるいは上津深江港湾もそがんして、潮が危なかけん止めてあるとか何かしてあるのかどうか。そこら辺をお尋ねをいたしたいと思います。これ20万かな、そん階段すつとに。

それから、こら誰かが聞かつたつかな、51ページの修繕料の82万は。教育施設、こらなんじやつたかな、なんでしょうかね。お尋ねをいたします。あ、そうか、これはあのどつかの降り口ば作つちゅう言わつたですね。そういうこつでしょ。この社会教育費の中で、修繕料が82万上がつとる、こら修繕、もし降り口ば作つてそればすつならば、修繕料に上がる、あるいはそこに新設になるか改良になるかじやなかろうかと思

います。ちょっと修繕なら、今あるところを修繕するのが修繕料であって、新しく作るなら新設、それをちょっと広うすっとならば、改良ということになるんじやなかろうかなと思いますけれども、そこら辺の定義をお願いします。

それから53ページのですね、農業用の施設災害復旧費の320万と、ああ、これはよかつた。これは設計の云々のあったけんか、これは農地ぐらいでしょうね。農地ですかね。はい、これは個人のですけんよかったです。

あの、林道の査定設計書が400万出りますね。かなり額ですけれども、・・・やつは、仮に400万がどんくらいぐらいのその被災の状況が分かりませんけれども、簡単に我がえでできんとかな。私たちが40万ぐらいである、受けおうてさるっちゅうことはでけんとですかね。私こらふつとかなど、400万の工事が、今の設計料がどんくらいか分かりませんけれども、そこら辺のご説明をお願いします。

それから54ページに、査定設計書は160万、それから河川等の、河川等の災害復旧費で600万組んであります。これ現年発生ですかね。あるいは過年災。そして何か所ぐらいか教えてください。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 23ページから。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） まず1つ目ですね、23ページ。財産管理費の都呂々地域振興事業補助金85万円の内容についてですけども、これは17ページにありますけども、都呂々財産区特別会計からの繰入金を充当して実施するものでございまして、内容といたしましては2つございます。

1つが、都呂々地区老人クラブ連合会から要望がございました、都呂々ダム公園の水神様の改修に係る費用。2つ目が、都呂々小学校創立150周年記念実行委員会からご要望がありました、記念事業に係る費用でございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 税務住民課長。

○税務住民課長兼会計管理者兼会計課長（松村保則君） 26ページの委託料、120万6,000円の件でございます。これにつきましては、令和8年4月1日から施行されます、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に伴いまして、これに対応した国保税の収納システムとするための改修費用でございます。当初予算で国保特別会計に予算計上してございましたが、財源手当が一般会計で行われることとなりましたので、一般会計へ組み替えて事業を実施するものです。以上です。

○4番（松本良人君） どこきやあ。どこて？

○議長（野崎幸洋君） 26ページです。

○4番（松本良人君） これはそがんとば聞いたんじやなかつじやん。システム、システムがこういったことば、よかったです。後でいきます。

- 議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。
- 福祉保健課長（田尻康彦君） 29ページです。高齢者等補聴器購入補助金18万円の補正になりますが、当初予算で30万円を組んでおりまして、現在もう15万円支出で、今後もまた需要が増えるというところからですね、今回補正をさせていただきます。現在。
- 4番（松本良人君） いや、そがん言わんちや・・・そがん・・・。
- 福祉保健課長（田尻康彦君） 両耳。
- 4番（松本良人君） そがんとは言わんちやよかけん、何人かって。
- 福祉保健課長（田尻康彦君） 両耳2件。
- 4番（松本良人君） はい？
- 福祉保健課長（田尻康彦君） 両耳が2件、両耳。6万円分が2件。
- 4番（松本良人君） 両耳が2件。
- 福祉保健課長（田尻康彦君） はい。片耳が1件。
- 4番（松本良人君） 片耳が？
- 福祉保健課長（田尻康彦君） 片耳が3万ですね。片耳。ちょっとすいません、右か左かちょっと分かりませんけど、1件の3万。が15万ですね。合わせて。これがもう当初予算から15万円もう支出をしております。で、今後この18万。
- 4番（松本良人君） いやいや、全部ですよ。全部でいくらかって聞いたっじやなかな。
- 福祉保健課長（田尻康彦君） 48万ですので。
- 4番（松本良人君） 件数だけよか。
- 福祉保健課長（田尻康彦君） 両耳で言いますと12万。今回補正するのはすいません、両耳2件、片耳1件。両耳が。
- 4番（松本良人君） 後で聞きます。
- 福祉保健課長（田尻康彦君） 両耳が2件ですね。ですから。
- 4番（松本良人君） よかですよ後で。
- 福祉保健課長（田尻康彦君） よかですか。次はすいません、34ページです。コロナの感染症でございます。この件につきましては毎週ですね、熊本県のほうから感染状況の資料が送られてきて、天草保健所管内の感染状況も把握をしております。ただこれですね、法律が変わった関係で定点での感染ですので、全ての件数というのは町では把握はすることはできません。その中で、天草管内で感染者が増えている場合につきましては、よかナビ等を通じまして感染予防のですね、注意の方、こちらのほうから発信をさせていただいているところです。

次に48万7,000円の返還金の分でございますが、この件につきましては、当初

の令和6年度ですけども、骨粗鬆症、肝炎ウイルス検査、歯周疾患検査の部分によることでこの健康増進事業を実施をしておりましたが、骨粗鬆症検査で計画30人に対して実績が7人、肝炎ウイルス検査が計画150人に対して実績が68人、歯周疾患検査が、計画が40人に対して実績が14人でございましたので、返還金48万7,000円が今回補正ということで対応させていただいております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 36ページの農業振興費の中の負担金補助金及び交付金の712万9,000円の内容についてでございます。まず、この園芸施設有効活用支援事業補助金、これにつきましては、中古ハウスをですね、購入して有効に活用するという熊本県の補助金でございまして、1名の方の申請ですけれども、約60メートルぐらいのハウスの長さを4連棟と、30メートルぐらいのハウスを1連と、5棟ですね、造られる計画で、約1,300万円弱の事業費に対しての補助金475万9,000円でございます。とあわせて下の農地利用効率化等支援事業補助金でございますけれども、これにつきましては、機械の導入、施設の導入というところで、レタスの植栽機等を購入される補助金でございまして、熊本県の補助金3分の1で。

○4番（松本良人君） 何ば買うって？何ば買うって？

○農林水産課長（田尻 悟君） レタスの植栽する機械等を買いますっていう、レタスを植える機械を買うほか、ほかまだあるんですけども、ほか4つほど買われる部分の補助金でございまして、約700万円超の事業費に対しまして、3分の1の237万円の補助金となっております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 43ページと44ページの重機借上料ですけれども、先程もちょっと話が出てましたけれども、今回の8月の雨による道路の被災としましてはですね、崩れたところもあるんですが、暗渠が流れてきた、土砂混じりのですね、竹、木の枝とともに含めて、飲み口が詰まりまして、路面に雨水、それから泥がですね、流れ出してきてているという箇所が10か所ありますて、確かに町で所有しておりますタイヤショベルで対応できるところは、路面はですね、対応するんですけども、暗渠の飲み口の方になりますと、ちょっとタイヤショベルでは取れない箇所が多いということで、この重機借上料で対応させていただくという計画であります。で、重機借り上げ料の重機等をですね、業者さんのほうから借りる、そういう意味では、この重機借上料は、使用料及び賃借料の方に計上するのが妥当であるというふうに思っております。

次に45ページの修繕料、港湾管理費の修繕料ですけれども、これは20万ということは外灯、上津深江港の外灯がちょっと壊れてまして、それを修繕する20万なんですけれども、先程松本議員がおっしゃいましたように、宮橋線のですね、終点部を塞いだ

ところに階段を付けるという計画を今ちょっと考えておるところでありまして、もともと昨年度ですね、あそこを道路の嵩上げと併せて、開いてる元はさぶたが入れてあったところを塞いだんすけれども、それは津波対策ということで塞いだんすけれども、その後ですね、今年度に入りましてから、地元の行政区の方から、ちょっと事前の説明がですね、なく、塞がれとるので、もう事後になったけどもちょっと説明を、説明会をですね、実施してほしいという話がありまして、そちらに基づいて、一応6月と9月に二度、狸河内区ですね、地元の狸河内区と意見交換会でも、私たちの事前の説明なく工事をしてしまった謝罪と、それからどういう経緯ですね、今、さっき言いましたように津波対策ということを目的で実施した事業であるということのご説明とですね、したんですけども、その中でやはり地元の住民の方々からですね、塞いだのはもうそれでいいけれども、そこ人間がですね、出入りできるような階段をぜひ設置してもらいたいと。それはその日常のご利用もあるんでしようけれども、津波対策として塞いだんなら、例えば津波があったとき、港内にもし誰かがおられたときにですね、今こう、もともと私たちが階段を計画しなかったのは、その奥にですね、階段が、既設の階段がございまして、遠回りになりますけど、そちらを使って港内に人間が出入りすることもできるということで計画に入れてなかったんですけども、やっぱ津波となったときにはそうやって遠回りしてですね、逃げていく間には危険が、本当の災害時になったときにですね、間に合わないんじゃないかということで、一応すぐ塞いだ箇所に階段を設置してほしいという要望がありまして、実際県の工事とかでですね、海岸の開いてる陸閘というところを塞ぐ際には、ほとんど上り降りする階段をセットでつけてある、県の工事でつけてあるんですけども、ああいった、ご覧になられたことあるかと思いますけども、ああいった形で塞いだ、陸閘閉鎖したところに、一番道路の通行の邪魔にならない角っていいますか、端っこのところに、幅1メートルの階段を手すり付きで作って、日常的な利用と、それから、いざというときの、すぐ逃げるための出入口として設置する計画をあります。この20万はそのあれでは、その分ではありませんけれどもですね。

それと54ページ、河川等災害復旧費の査定設計委託料と工事請負費ですけれども、査定設計委託料は、8月の雨で被災しました2本分。また、1本が都呂々川、もう1本が坂瀬川の坂瀬川大久保線という町道なんんですけど、都呂々川の方が、100メートル以内に2か所崩れてるとこがあるもんですから、2工区になると思いますけど、それと大久保線、坂瀬川大久保線の道路の路肩の決壊ということで、2本なんんですけど、2個、都呂々川は2工区とあるという意味では3か所、実質3か所、その分の160万ということになっております。その次の工事請負費はですね、専決予算のときに。

○4番（松本良人君）　　はい？

○土木管理課長（松井徹也君）　専決予算の説明のときに言いましたけども、6月の雨

で被災した水尻川の災害復旧工事の分になります。これは査定が来週あるんですけども、延長が13メートルで、ブロック積みを施工するということで、その工事費として60万円を計上させていただいております。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 51ページ、社会教育施設費、修繕料82万円です。場所は、農村運動広場で。

○4番（松本良人君） は？

○教育課長（吉本英明君） 農村運動広場。箇所は、現在消防署がありますけども、消防署の横に約2メーター10程度の、町道草場線とグラウンドに出入りできる歩道があります。そこを約1メーター50ほど拡幅して車が進入できるようにしたいと考えております。農村運動広場のグラウンドの中にですね、イベントとかで車の駐車場を使うことがありますので、出入口を2か所あると、より安全性に配慮できるというようなことで、今回予算を計上させていただいております。ご理解をお願いいたします。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 53ページの、林道の査定設計料400万がかなりの額があるっていうところの中のご説明でございます。この査定設計をする場所、災害を受けた場所がですね、林道蔭平線が2か所崩れておりまして、その査定設計分をですね、2か所で約250万。併せてここがですね、ちょうど大規模なものですから、コンクリートブロックも崩壊している状況の中で、ボーリング等査定の中でですね、する必要があるというところで、合わせて150万を足して400万円分をですね、計上をさせていただいているところです。この技術的にですね、職員ができる力量がある職員がおりませんので、この中でやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 以上ですね。

松本良人君。

○4番（松本良人君） 都呂々の振興補助金が出たということで、こらどこも100周年じやろ50周年ばしとっとですばってん、これはあの、こういった感じで、一般会計で出て、出とっとですかね。あん坂瀬川あたりんとも出とっとですかね、お金。

もし、それから総務課の、先程ですね、総務課の担当の方ですけれども、あの、消火器を田崎さんに個人的に云々でってこそっと言いよらったんですけれども、できれば我々も知りたかけんですね。ここでぜひですね、報告してもらえばなと思っております。

それから国保収納システムの改修費、私はそう内容を聞いたっじやかつです。システム改修とかなんかがいっぱいこの予算の中にや出てくるからですね。要するにパソコンの関係だろうと思うとですけれども、そこら辺はちょっと整理してですね、あの、余分な金を出されん、出さん、業者からもう、こう、騙されんごて、騙すって言えばおか

しかですばってん、こいもまた怒らるるかもしけんですばってん、言い方ば変えろっちゅうてからですね。そこら辺がですね、もうシステム改修システム改修、変更じやつて、・・・出とるごたるけんですね、我々も覚えださんとですよ。そこら辺はですね、今後はですね、検討していただきたいなと思っております。

それからこの高齢者の補聴器の関係は、そがんやかましゅう聞かんじやつたと私は思いますよ。こいは私がですね、お願いした分ですから、この利用者は何件あったかなつていうことでですね、聞いたつですから。そいけん、そん答弁、当初予算も含めてです。含めて何件ぐらいあったかということが知りたかつですよね。そこら辺をひとつよろしくお願いします。

このコロナワクチンもですね、天草管内からどうのこうのじゃなくて、苓北の対応は、あの、今相当広がつとつと、そん、どがんしとつと、どがんしとつとやろかいと。やっぱり予防的なことはですね、そう、あのよかナビじやろわるかナビじやろ知らんでしけれども、呼びかくつとじやなくてですね、そこら辺はやっぱり広報をですね、上手にですね、やっていければと思ったもんですけどですね。多分そのよかナビを見いきられんしたちが多分罹らつとじやなかろうかと思うとですよ。ですね。例えば施設にひやあつとらす人とかですね。私は思います。そこら辺はですね、やっぱ臨機応変にやっぱり、現状をやっぱり把握しとかにやいかんとじやなかろうかと思います、私は。このコロナとか。ですね。そういうたやつはですね。ぜひですね、・・・は、どうのこうの私細かかこて言うとじやなかですけど、そこら辺はどがんなつとつとか。

この1個の施設は苓北、すみません、36ページ。園芸用活用支援事業補助金ば出してあっですね。1個の補助、施設ば買うっちゅうこっでしょう。そん、当初買うとの中に、当初作つときに補助金は出とらんとですか。例えばこれに、補助金が出た施設があったとすっですね、ここに。こいば私が買うとせろば、これが元々もう国から補助金があつたつば、また今度はこっちから補助金ばこう貰ろて買うとに補助金ば出すとじやなかつかなっていうことば、そういうたことはなかですか。やっぱそこら辺はどがんなつとですかね。そらやっぱ適化法に触ればせんですかね。分かったですかね。補助金を出すところをもう辞むるけん、どつかに売りますよと。今度違う方がその補助金でまた、この国とか県の補助金を、それまた買うということができるのかどうか。そこら辺を再度ですね、お尋ねをしたいと思います。

これ重機借り上げ料はいろいろと説明いただきましたけれども、なるだけですね、先程の説明の中では、仕事が漏れた分については、町費でやりますとかいうことをちょこっと言われたようございますが、やはり補助で取れる分は取ってもらわんば、やっぱり我々税金を納めてですね、・・・しとるもんなそうなもん。そして、やたらにですね、町費は使うもんじやなか。補助金が貰わるるのは存分に補助金をもろて、そして町のた

めに尽くすぐりながらんば、それが私は公僕と言わるるもんじやなかろうかと思うとですよ。

○議長（野崎幸洋君） 松本議員、時間が来ました。発言時間來ました。以上です。

○4番（松本良人君） は？

○議長（野崎幸洋君） 今までの質問内容で答弁してください。発言時間終わりました。
15分間の発言時間が終わりました。

○4番（松本良人君） チンな鳴ったんきや。

○議長（野崎幸洋君） 鳴りました。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 1つ目の、23ページの都呂々地域振興事業補助金に関連して、各小学校の150周年記念事業に関するところですけども、各校については教育委員会の予算ですね、事業に係る費用を一部補助しております。今回補正分につきましては、都呂々地域の振興事業補助金交付要綱に基づきまして、都呂々小学校分として別途予算計上したものでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（田尻 悟君） 36ページのですね、園芸施設有効活用支援事業補助金の、これ中古ハウスを購入する事業ですので、その中古ハウスは補助金を投資したハウスではないかというところのご質問であるかと思っております。これにつきましては、この施設自体が九州外から購入をされる施設でございますので、補助金要綱等ですね、そこを確認しながらも、補助金を出す際にはですね、確認をしながら進めていきたいと思っております。有効利用ですので、補助金を施設を作って、それをまた有効利用している、廃止するよりも有効されるっていうところで理解をしておりますので、それについても確認をしながらですね、事業を進めていきたいと思っております。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） すいません、29ページの高齢者の補聴器でございます。今回補正する分につきましては、両耳の3件で、予算額が48万になりますので、見込みといたしましては、両耳が7件、片耳が2件の合計48万円でございます。

次に、34ページの感染症に関する部分でございますが、情報を収集しながらですね、皆様方に注意喚起のほうを行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 他はなかったですね。以上で松本議員の質問終わりです。ほかありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第31号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、令和7年度苓北町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第21 議案第32号 令和7年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第21、議案第32号、令和7年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 議案第32号、令和7年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256万6,000円とするものです。

6ページをお願いします。歳入です。

款2繰越金、項1、目1繰越金は、前年度繰越金の確定による1万6,000円の減額です。

7ページをお願いします。歳出です。

款3予備費、項1、目1予備費は、前年度繰越金の確定に伴う予備費1万6,000円の減額です。

以上で、令和7年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、令和7年度芥北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第33号 令和7年度芥北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第22、議案第33号、令和7年度芥北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮崎良成君） 議案第33号、令和7年度芥北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）（案）の内容について説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ219万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,732万6,000円とするものです。

6ページをお願いします。歳入です。

款2繰越金、項1、目1繰越金は、前年度繰越金の確定による219万7,000円の増額です。

7ページをお願いします。歳出です。

款2諸支出金、項1、目1一般会計繰出金は、都呂々地域振興事業補助金の追加分として、一般会計繰出金85万円の増額です。

8ページをお願いします。

款3予備費、項1、目1予備費は、前年度繰越金の確定に伴う予備費134万7,000円の増額です。

以上で、令和7年度芥北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、令和7年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第34号 令和7年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第23、議案第34号、令和7年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第34号、令和7年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,878万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,666万1,000円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款4国庫支出金、項1国庫補助金、目1社会保障・税番号制度システム整備費等補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費等補助金8,000円の増額は、令和7年7月末の保険証有効期限到来に伴う資格情報のお知らせ等の発送時に同封するマイナ保険証のチラシ作成に係る経費に対して、国庫補助が適用されたことによるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金は、特定財源となる熊本県国民健康保険団体連合会からの返還金81万3,000円の増額に伴い、同額の81万3,000円を減額するものでございます。

次に8ページをお開きください。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金119万9,000円の減額は、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費を一般会計において計上することに伴い、基金のとりくずしが不要となったものでございます。

次に、9ページをお開きください。

款8繰越金、項1、目1、節1繰越金1,997万9,000円の増額は、繰越金の確

定によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

款9諸収入、項2雑入、目3、節1雑入81万3,000円の増額は、令和6年度の療養給付費の精算による返還金（一般分）でございます。

次に、歳出でございます。11ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費4,000円の減額は、財政調整による印刷製本費の減額。節12委託料119万9,000円の減額は、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費を一般会計に計上したことによるもの。節18負担金補助及び交付金1万2,000円の増額は、オンライン資格確認等市町村運営負担金の増によるものでございます。

次に12ページをお開きください。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、財源区分の変更です。

次に13ページをお開きください。

款5基金積立金、項1、目1財政調整基金積立金、節24積立金は、歳計剩余金による国保財政調整基金積立300万円を増額するものでございます。

次に14ページをお開きください。

款8予備費、項1、目1予備費1,697万9,000円の増額は、財源調整により予備費を増額するものでございます。

以上が、令和7年度芥北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、令和7年度芥北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第24 議案第35号 令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第24、議案第35号、令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第35号、令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,030万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,750万3,000円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分1,175万8,000円の増額は、令和6年度の介護給付費の確定に伴い、一般会計から繰り入れるもので、目2地域支援事業繰入金、節1現年度分155万3,000円の増額についても、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業の令和6年度の地域支援事業費の確定に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、7ページをお開きください。

款8繰越金、項1、目1、節1繰越金187万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

款9諸収入、項2雑入、目5過年度収入、節1介護給付費負担金過年度収入512万2,000円の増額は、令和6年度の介護給付費に係る負担額確定に伴い追加交付されるものでございます。

次に歳出でございます。9ページをお開き願います。

款1総務費、項4地域包括支援センター事業費、目1は、財源区分の変更です。

次に、10ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等給付費は、財源区分の変更です。

次に、11ページをお開きください。

款4基金積立金、項1、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金855万7,000円の増額は、歳計剩余金による介護給付費準備基金積立を行うものでございます。

次に、12ページをお開きください。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金利子及び割引料、包括的支援事業・任意事業国庫交付金返還金から、包括的支援事業・任意事業県交付金返還金、合わせて794万9,000円の増額は、令和6年度の事業費確定に伴う国・県社会保険診療報酬支払基金に対しましての返還金でございます。

次に、13ページをお開きください。

項2繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金の380万1,000円の増額は、令和6年度の精算により、返還すべき額を一般会計に繰り出すものでございます。

以上が、令和7年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 一般会計からの繰入金の件で教えていただきたいと思います。

一般会計からの繰入金が、1,331万1,000円が一般会計繰入金で予算化されておりますけれども、この一般会計からの繰入金は何に充当してあるんでしょうか。これの、その他に書いてある分が一般会計からの繰入金になるのでしょうか。

特に12ページの方の、償還金利子及び割引料の中で、794万9,000円という金額が返還金として計上されておりますが、この返還金の財源として一般会計からの繰入金が当たっていくのかどうか、その辺りの仕組みを教えてください。

○議長（野崎幸洋君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 一般会計の繰出金の部分でございますが、まず一般会計の方から繰り入れをしておりまして、それで実際に、実績ですね、実績に応じて精算をしますので、それで返還すべき額が決まります。事業ですね、年間の、令和6年度の。それの額が決まりましたので、その分を返還すべき額ということで、一般会計に返さなければならない率が決まっておりまして、事業ごとにですね、一般会計で認められる分と特別会計の部分、介護ですね。で、そこをきちんと精算しましてから、9月に額が確定しましたので、380万1,000円を増額をさせていただいたところです。

○2番（山口利生君） ・・・一般会計から繰り入れ・・・。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） すいません、1,175万8,000円の6ページの充て先は、10ページの、その他の380万9,000円と、12ページの794万円を足して、先程の繰り入れの1,175万8,000円になります。よろしかったですかね。

○2番（山口利生君） もう1回。12ページと？

○副町長（福田誠一君） 12ページと10ページです。それを足すと、1,175万8,000円なりまして、これは過年度に返還する分の一般会計からの繰入金になります。ようございますかね。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 包括的、この12ページの返還金っていうのは、国のはうから、これ令和6年度かな。令和6年度事業として国から補助金もらった分が、事業費が減ったからその分を国に返すんでしょ。その返す金はなんで一般会計からの、一般会計に令和6年度に、この事業に対しては、一般会計からこの介護保険特会の方に、事業費として一般会計から繰り入れてるわけでしょ。その事業自体が減ったから、國の方には返還するわけですよね、この12ページのやつは。ただ、返還するのに何で一般会計からまた繰入金でその財源を入れにやいかんのか。

いや、理屈がですね、その事業費が減ったんならば、当然一般会計にもその分は繰り出すっていうのが当たり前の世界だと思いますけれども、なんかその、なんかよく意味が分かんないんですよね。その国に返す金を、また今年度の一般会計の一般財源を使って国に返さにやいかんっていう理屈がよく分かんない。で、これについては一旦一般会計の分まで国の交付金を使って支払ってしまって、その分精算したら一般会計の繰出金が足らんごとなつたということでしょうか。いや去年の分ですよ。返還金というのは、これ令和6年度の返還金でしょうから、12ページは。それがこれまでの累積の中で2、3年分をまとめて計算したときに、この12ページの794万9,000円というのが出てきたのかどうか。当然介護サービス給付金の方は。で、ここも一般財源というのは、介護の特会のほうの財源を減らして、一般会計からの繰出金を380万9,000円また増やすというようなものが、なんかその一般会計が、一般財源がいっぱい余つるから、介護保険のほうにどんどんお金ば入れ込んで、なんか財布を、別会計の財布ば増やしとっとかなっていうものじゃないですね。そういうことは絶対できちゃならんわけだから。

○議長（野崎幸洋君） 副町長。

○副町長（福田誠一君） ご指摘の件なんですけど、介護保険事業に関しては一般会計から繰り出し基準額というものがありまして、それは法定で決まっております。令和6年度がですね、本来ならば繰越金が2,000万弱のところ、今回数百万しか残ってませんでした。今回の決算がですね。で、本来ならば、国から、国・県支払基金からもらった金額を多めにもらってるので返してくださいっていう返還金ですけど、本来ならば繰越金の中で返さなければならないものです。しかしながら、3月の補正ですね、その分を一般会計に少ない分、少ないだろうということで、もう町が1回繰出金を精算してしまっておりましたので、もらいすぎの分を新たに法定基準の中で、新たな年度、7

年度でお返しをするということに、今回がなってしました。ちょっと分かりにくいですけど。

本来はいつもは繰越金から返しておりました。でも3月補正で、ちょっともう全部一般会計の歳出の分がある程度分かったので、一般会計に返してしまっていたので、その分がなくなりましたので、繰越金から返せなくなつたので、新たに6年度の分を7年度で返すような仕組みになっております。

同じく歳出に関しても一般会計の繰り出しを今回ほかの事業で精算で、逆に380万1,000円返していただいております。で、今回は6年度分の精算ということで、ちょっと複雑ですけど、一般会計から7年度に繰り越したという形になります。ちょっと分かりにくいですけど、私も予算の査定のときにちょっと、ちょっとそこは説明を求めた件がありますので、以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 副町長から説明を受けたところですけれども、こういうのは課長もしくは財政担当のほうからきちんと説明をさせるべきかな。いやあの、これは3月の補正の中で、介護費が相当繰り越すだろうという予想のもと、一般会計の方に引き上げたというのが原因で足らんごとなつたということですか。介護保険特会の方は。何かその、この全体を見たときに、積立金もまたやっとるし、855万7,000円積み立ててるということは、それだけ繰越金が多いからこそ積み立ててるわけでしょ。で、実際にはもう返還金のほうが大きいから、積み立てるまでの事業がない状態だと思います。だから、やっぱりそのようなその、この予算を組むときに、何か非常に奇妙な状況になつたからご質問したところです。で、あくまでもこれは3月補正の一般会計繰出金の減が大きすぎた関係で、繰越金がなくなって償還金の財源がないというふうな状況になつたということなんですね。分かりました。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、令和7年度芥北町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで4時15分まで休憩。一旦休憩します。

-----○-----

休憩 午後 4時 7分

再開 午後 4時15分

-----○-----

○議長（野崎幸洋君） それでは時間前ですが、皆さんおそろいですので、本会議を開いたします。

-----○-----

日程第25 議案第36号 令和7年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第25、議案第36号、令和7年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻康彦君） 議案第36号、令和7年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ91万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,710万5,000円とするものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

まず歳入ですが、款4繰越金、項1、目1、節1繰越金91万7,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。7ページをお開き願います。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1、目1、節18負担金補助及び交付金91万7,000円の増額は、令和6年度被保険者保険料負担金の確定によるものでございます。

以上が令和7年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、令和7年度芥北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第37号 令和7年度芥北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第26、議案第37号、令和7年度芥北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 議案第37号、令和7年度芥北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ45万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,202万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、6ページをお開きください。歳入でございます。

款3、項1、目1繰越金45万2,000円の増額は、令和6年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

7ページをお開きください。歳出でございます。

款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金45万2,000円の増額は、繰越金を一般会計繰出金に充当するものでございます。

以上で、令和7年度芥北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） これもちょっと制度の関係なのかどうかがよく分かんないんですが、特会のほうで繰越金、どこも一応予算の中で余った繰越金は翌年度に繰越金としてその会計で処理をしますけれども、この宅地造成だけは全て一般会計に余ったら吸收

すると。これは何かその、昔からの経費がこの宅地造成事業、もう全てもう一般会計で持つから、特会のほうで繰り越しなんていうのは絶対させないというような取り決めか何かがあつての、この一般会計への繰り出している形に、宅地造成だけはなるんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 土木管理課長。

○土木管理課長（松井徹也君） 今回ですね、繰越金を全額繰出金ということで充当いたしましたのはですね、それ以外の特会の支出項目がいろいろあるんですけども、広告宣伝料とかですね、印刷製本費、消耗品費あるんですけども、結構余裕を持って当初予算で予算を組んだものですから、十分その当初予算の中で、不足というものがもう見込みが少ないので、もう非常に少ないので、繰出金のほうに今回充当をしたところです。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 予算ですから当然、支出とは見込みと決算という関係がありますけれども、いや宅地造成も結局毎年毎年事業やっていくわけですから、その繰越金が多ければ、翌年度の中で一般会計からの繰出金を変えるというような仕組みができないのかって思って聞いたんですよ。今なら全部余ったのは全て一般会計の方に没収というような形でこの特会だけはなってるような気がしたものですから、何かその財の尾団地を作るときの取り決めでそのようなことをされてるのか。当然補助金あたりはなければ、その年の予算で引き上げるというのは分かりますけど、当然売却に向かっていろんな事業をやっていくっていうのは、それをしないと売れないわけですから、その辺りの会計の中の仕組みで、もうちょっとこの宅地造成事業も柔軟に考えて、繰越金は出たら、特会の中で一応予備費か何かにやっぱり持たせとくというのも一計かなと思って質問したところです。以上です、いいです。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第37号、令和7年度芥北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第38号 令和7年度苓北町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第27、議案第38号、令和7年度苓北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第38号、令和7年度苓北町水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出につきまして、追加補正を行うものでございます。

第2条、収益的収入及び支出について。

支出。科目。第1款水道事業費用の既決予定額2億7,805万5,000円に、補正予定額155万円を増額し、2億7,960万5,000円とするものであります。

続きまして、第3条、資本的収入及び支出について。

予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,403万5,000円を2,494万4,000円に改めるものであります。

支出。科目。第1款水道事業資本的支出の既決予定額4,851万1,000円に、補正予定額90万9,000円を増額し、4,942万円とするものであります。

4ページをお開き願います。

補正予算実施計画であります。詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

6ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。ページの末尾にありますように、資金期末残高を8,066万8,017円と予定したところであります。

7ページから10ページは、給与費明細書でございます。

詳細は記載のとおりでありますので、ご参照願います。

11ページから12ページは、令和7年度末の予定貸借対照表でございます。

当年度末の水道事業会計の財政状況を見込んだものであります、年度末における資産合計及び負債・資本合計は、いずれも12億2,046万3,028円となるものでございます。

13ページをお願いします。

事項別明細書でございます。補正内容の詳細につきまして説明いたします。収益的収入及び支出の、支出につきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費は職員の人事費155万円の増額でございます。

続きまして14ページをお願いします。

資本的収入及び支出の、支出につきまして、款1水道事業資本的支出、項2固定資産

購入費、目1有形固定資産購入費は、現在故障しております水道用漏水探知機及び、金属探知機の備品購入費90万9,000円の増額でございます。

以上で、令和7年度苓北町水道事業会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第38号、令和7年度苓北町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第39号 令和7年度苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（野崎幸洋君） 日程第28、議案第39号、令和7年度苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（時田健一君） 議案第39号、令和7年度苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は収益的収入及び支出と、資本的収入及び支出につきまして、追加補正を行うものでございます。

第2条、収益的収入及び支出について。

収入。科目、第1款下水道事業収益の既決予定額3億1,538万6,000円に、補正予定額488万円を増額し、3億2,026万6,000円とするものであります。

続きまして、支出。科目。第1款下水道事業費用の既決予定額5億3,101万7,000円に、補正予定額487万5,000円を増額し、5億3,589万2,000円とするものです。第3条、資本的収入及び支出について。収入。科目。第1款下水道事業資本的収入の既決予定額2億6,601万2,000円に、補正予定額41万8,000

円を増額し、2億6,643万円とするものでございます。

続きまして、支出。科目。第1款下水道事業資本的支出の既決予定額2億6,350万6,000円に、補正予定額41万8,000円を増額し、2億6,392万4,000円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、予算第8条中、（1）職員給与費742万6,000円を、906万2,000円に改めるものでございます。

第5条、他会計からの補助金について、予算第9条本文中、9,383万3,000円を今回の補正に伴い、9,864万6,000円に改めるものでございます。

次の4ページから7ページは、今回の補正予算の実施計画でございます。

詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

8ページをお願いします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。ページの末尾の資金期末残高を7,235万3,403円と予定したところでございます。

次の9ページから12ページは、職員の給与費明細書でございます。お目通しをお願いします。

13ページと14ページは、令和7年度末の予定貸借対照表です。

今年度末の下水道事業会計の財政状況を見込んだものでありますと、当年度末における資産合計及び負債資本合計はいずれも、44億4,059万1,128円となるものでございます。

16ページをお願いします。

今回の補正予算事項別明細書であります。補正内容の詳細につきましてご説明いたします。

収益的収入及び支出の、収入についてですが、款1下水道事業収益、項1、目4その他営業収益は、下水道指定工事店登録手数料5,000円の増額でございます。項2、目5他会計補助金は、下水道事業繰入金487万5,000円を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の、支出についてですが、款1下水道事業費用、項1、目2処理場費323万9,000円は、富岡浄化センター等維持管理業務委託の労務単価の変更に伴うものでございます。続きまして、目5総係費は、職員の人工費163万6,000円の増額でございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の、収入についてですが、款1下水道事業資本的収入、項3、目

1 他会計補助金は、下水道事業繰入金 41万8,000円を増額するものでございます。
次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の、支出についてですが、款1下水道事業資本的支出、項1、目1工事請負費 41万8,000円は、新築家屋下水道公共樹設置工事に伴う工事費の増額でございます。

以上で、令和7年度苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第39号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、令和7年度苓北町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第29 議案第40号 財産の無償譲渡について

○議長（野崎幸洋君） 日程第29、議案第40号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（田中正彦君） 議案第40号、財産の無償譲渡について。

下記のとおり財産を無償譲渡する。

令和7年9月4日提出。苓北町長、山崎秀典。

記。

1、譲渡の目的。

下記財産を無償譲渡し、地域情報通信基盤施設を民設民営化することにより、町財政負担の軽減と利用者への継続的かつ安定的なブロードバンドサービスの提供を行えるようにするため。

2、財産の表示。

番号。 1。

種類及び品名。工作物、備品。苓北町地域情報通信基盤施設に係る設備。

【主な設備】センター設備（テレビ再送信設備を除く）。光ケーブルほか。

【所在】苓北町志岐 660番地ほか町内一円。

数量。一式。

3、譲渡の相手方。

所在地、福岡市中央区天神一丁目12番20号。

名称、株式会社Q T n e t。

代表者、代表取締役、社長執行役員、小倉良夫。

4、譲渡の時期。

令和9年4月1日。

提案理由でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためございます。

それでは補足説明をいたします。

今回、無償譲渡の対象となっております苓北町地域情報通信基盤施設は、いわゆる町内の光ファイバーケーブルなどで国の地域情報通信基盤整備推進交付金を使って、平成23年4月から供用を開始して14年が経過しております。光ファイバーケーブルの耐用年数は、国税庁における減価償却などの会計上における耐用年数、いわゆる経済的耐用年数は10年、実際に使用可能な物理的耐用年数は、総務省において20年と示されており、今後、光ファイバーケーブルをはじめとした関連設備の更新に多大な費用が発生することが見込まれました。

国は、過去に光ファイバーケーブルの整備を行った自治体において、その維持管理に係る人材面及び財政面での負担軽減に加え、災害時における柔軟かつ迅速な対応を可能とするため、民間事業者が公設設備の譲渡を受け、通信速度の速度を増すという意味での增速を伴う整備・更新を行う場合にも活用ができるよう、高度無線環境整備推進事業を令和2年度に見直し、また、同年に公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインを示し、全国の自治体の公設民営設備の民設民営化を推進しております。

本町におきましても、国の本ガイドラインに従い、今後の町財政負担軽減と利用者へのサービス向上のため、令和7年度及び令和8年度の2か年で、民間事業者への無償譲渡を行い、地域情報通信基盤施設の民設民営化を行うものでございます。

なお、無償譲渡する設備の内訳を、別紙として2枚目と3枚目に添付しております。

こちらは令和7年6月末現在のものでございますが、今後、家庭への新たな光ケーブルの引き込みや撤去などが発生しましたら、数量が変わってまいります。無償譲渡を行う際は、引き込み作業等を一旦停止し、最終的には数量を確定させた上で、譲渡を行うこととしております。

また、4枚目には、令和7年3月の予算審査特別委員会の際に配付いたしました町内情報通信網（光ファイバーケーブル）民設民営化についてというA4サイズの資料を参考資料として添付をしておりますので、ご確認いただけたらと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって議案第40号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第41号 財産の取得について

○議長（野崎幸洋君） 日程第30、議案第41号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 議案第41号、財産の取得について。

下記のとおり動産を取得するものとする。

令和7年9月4日提出。苓北町長、山崎秀典。

記。

1、取得の目的。

児童生徒用及び指導者用タブレット端末調達。

2、財産の表示。

番号。 1。

種類及び品名。児童生徒用タブレット端末（ソフトウェア、設定含む。）。

数量。452台。

番号。2。

種類及び品名。指導者用タブレット端末（ソフトウェア、設定含む。）。

数量。62台。

合計514台。

3、契約の方法。

随意契約。

4、取得金額。

3,389万5,730円。

5、契約の相手方。

所在地、福岡県福岡市中央区大名二丁目9番27号。

名称、株式会社内田洋行九州支店。

代表者、支店長、坂口秀雄。

提案理由でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年苓北町条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためございます。

補足説明をさせていただきます。

現在のタブレット端末につきましては、国のGIGAスクール構想を踏まえまして、令和2年度に全児童生徒に1人1台端末、及び教職員指導者用ノートパソコンを整備し、併せて全小中学校に通信ネットワーク等を一体的に整備したところです。

しかしながら、整備した端末は耐用年数等に照らして5年で更新を迎えます。このことから、国において、国策であるGIGAスクール構想の第2期を見据え、徹底的な伴走支援を継続しつつ、義務教育段階における国公私立学校の1人1台端末の着実な更新を行うための費用が令和5年度補正予算に組み込まれ、5年程度をかけて端末を計画的に更新していくこととされました。

今回の財産取得にあたりましては、国（文部科学省）が定める「公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱」並びに「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピューターの調達等ガイドライン」に従いまして、市町村は都道府県が設置する共同調達会議に参加するとともに、市町村が端末の整備・更新を行うに当たっては、共同調達により行う必要がございます。

熊本県では、熊本県教育庁教育政策課が熊本県GIGAスクール構想推進連絡協議会を設置し、共同調達に係る実務を担うとともに、本年5月14日に熊本市のホテル熊本

テルサにおいて、国の調達等ガイドラインに基づいた「令和7年度（2025年度）熊本県公立学校学習者用コンピュータ共同調達業務に係るプロポーザル審査会」が開催されました。

審査会は、調達するOSモデルの共同調達業務仕様書ごとにプレゼンテーション審査が行われ、苓北町と同じ端末要件及び機能要件の機種を共同調達する7市町村の教育情報化担当課長が審査委員を務め、参加表明があった2者の審査を実施いたしました。

この審査会の審査結果に基づき、受託候補者と決定した提案者が、今回の契約の相手方である株式会社内田洋行九州支店でございます。また、端末の概要を参考資料として、次ページに添付しております。

なお、契約の方法として随意契約としておりますが、国の調達等ガイドラインにおいて、①共同調達会議による企画競争や競争入札により競争性の確保されたプロセスにおいて、契約すべき事業者が選定されている、②共通仕様書に示された要求に対する内容面や価格面での優位性についての審査が行われている、③小口の調達を別個の事業者に対して個別に発注するよりも、発注をまとめて大口としたほうが規模の経済により、安価で物品を調達し、及び役務の提供を受けることが可能である、これらのことから、随意契約について規定する地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当しうるものと示されております。また、取得金額が3,389万5,730円の財源内訳でございますが、公立学校情報機器整備事業費補助金が1,657万3,000円、一般財源が1,732万2,730円となりますが、一部につきましては地方財政措置されることとなっております。

議決をいただきますと、今後令和8年1月末までに納品を完了し、その後、各学校において随時使用を開始したいと考えております。

以上で、議案第41号、財産の取得についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○2番（山口利生君） 今お聞きしたいのは全部説明がいただきましたので、ただ1点、児童生徒数が年々減少していきますですよね。今514台ありますけれども、これは最大ピークで、多分要求されて買ったんだと思いますけど、子どもが減ってきたときに、このパソコンっていうのはほかに転用っていうのは可能なんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 議員ご指摘のとおり、導入時の最大、その当時の導入時の児童生徒数で購入をしております。

今後の見込みでは、おっしゃるとおりですね、児童数が減少する傾向があるかと思います。余った分につきましてはですね、予備機なり、学校内での使用なりっていう部分での使用を考えているところでございます。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） これよかナビを購入するときのタブレットもやっぱり相当数、予定よりも実際に配布が少なかったというような、最近やっぱり対象者を増やして、タブレットを住民の方にも配布しますけれども、今のところその生徒数、今年度購入、452台購入しますけれども、今現在でどのくらい実数と、子の数との間は差が出てるんでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） ちょっと令和2年度の導入時点での数をまず最初に申し上げさせていただきます。

令和2年度の部分につきましては、520台、児童生徒分がですね、520台で、教職員の指導用のノートパソコンが34台ということでございます。確かに、それからですね、今回5年後で大分減った状況で導入をさせていただくようになります。現状としては、故障とかもですね、出てくる場合がございますので、そういう場合に対応して、やりくりをしながらですね、活用をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 山口利生君。

○2番（山口利生君） 今R7年の452台ていうのは、子どもの実数が452人いるということでしょうか。それと教職員が62人いるということですか。R2年度は教職員は34人が今62人だから、結構30人ぐらいは教職員が増えてるという状況ですか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） すいません、452台なんんですけども、国の補助金の要綱の中において、予備機を含めたところでの購入が認められておりまして、最大児童生徒数の15%まではですね、上限として認められているところですが、芥北町の状況を鑑みたときに15%までは必要ないということも考えられますので、約7%程度の予備率で今回要望させていただいております。

児童生徒数につきましては、422台に予備機が30台ということで452台ということで、今後その予備機を含めたところでですね、今後の児童生徒の推移の中では対応ができるいくというような部分で見込みを立てているところでございます。以上です。

○2番（山口利生君） 教職員、先生は？

○教育課長（吉本英明君） 教職員につきましては実質62人分で。

○2番（山口利生君） これだけいらっしゃるんですか。

○教育課長（吉本英明君） 町内の部分で。校長先生からですね、一応全部の県費の教職員になってますので、いわゆる全ての教職員でカウントをさせていただいております。

○2番（山口利生君） 予備はない。

○教育課長（吉本英明君） はい。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。

田崎稔君。

○6番（田崎 稔君） 1点だけお伺い。この耐用年数はいくらぐらいですか。何年ぐらいの。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 基本的には5年ぐらいとみてるんですけども、4、5年かなあ、4年から6年ぐらいは使えるんじゃないかなということで、基本的に5年ということで考えております。以上です。

○議長（野崎幸洋君） 田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 耐用年数5年ということですけど、まだ多分使用可能な状況だと思いますが、この500台近くが多分使用可能な状態で、廃棄なり何なりってちょっともったいない気がしますので、再利用なり・・・、もし処分されるんだったら、卒業生に配るとか、どつかに売却するとかですね、そういう、ちょっとでも無駄にならないようなですね、使い方ができればと。私たち議員に配って使えるようにしてみても面白いのではないかと思いますが。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） 現在、520台の今後の予定を申し上げます。120台を一応再利用用に確保して、残りの400台はですね、全て処分を考えております。

国の通知の中におきまして、GIGAスクール構想のもとで整備されました1人1台端末の適切な処分についてということで通知がまいっております。最初、使用できない部分につきましては再資源化というような部分と、基本的には個人情報の漏洩が一番心配されますので、その対策上ですね、どうしても今ある端末を例えば転売とか、そういった部分につきましては、今のOSではなかなかできないということで、それが無理ならばもう物理的破壊ということで、壊しなさいと、壊して資源化しなさいというような通達が出ております。この基準に従いまして、400台につきましては再資源化の処分を専門の業者ですね、委託していくということで方向性を考えているところです。

なお120台の内訳、残る端末につきましてはですね、学校等の県費職員以外の町の会計年度任用職員等もございますので、そういった方への配備、また今、Windows、今の端末がWindowsで動く端末なんですね、どうしてもそのソフトウェアでしか動かないような学習ソフトもまだ使える状況もあるかと思いますので、そうい

った面での活用も考えております。

なお、ご提案をいただきました、議員皆様への配布、そういった部分はですね、今後こちらから古いものを支給するのもどうかというようなこともありますので、そういう部分を改めてまたご協議をさせていただければと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） 審議の途中ですが、ここであらかじめお知らせします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長をします。

次、質問ありますか。

田嶋健司君。

○1番（田嶋健司君） 前回もですね、3,000万以上かかるものですので、できればですね、有効利用と思って言ったんですけど、やっぱ個人情報云々ってあるんだったらですね、やっぱりもう使ってた方にそのままご利用していただいても私はいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君） 教育課長。

○教育課長（吉本英明君） あくまでも現在のタブレットにつきましては町が購入して、それを児童生徒の学習用に貸し出しているというようなことが建前かなと思っております。お気持ちは十分分かりますけども、やはり私どもとしては情報漏洩が一番怖いところでもありますし、その点につきましては国からもですね、徹底した対応をするようにということで指示もいただいておりますので、こちらとしましては、ガイドラインに従いまして適正に対応していきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第31 同意第6号 教育委員会の委員の任命について

○議長（野崎幸洋君）　日程第31、同意第6号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山崎秀典君）　同意第6号、教育委員会の委員の任命について。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記。

氏名、吉田修一。

任期、令和7年10月1日から令和11年9月30日。

提案理由でございますが、芥北町教育委員会の委員のうち、1人の委員が令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の委員を任命する必要があるためございます。

任命する委員の略歴につきましては、次のページに記載しておりますので、ご覧をいただき、ご同意のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野崎幸洋君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○4番（松本良人君）　あの、こうした委員、この方に限ってということではございませんけれども、こういった委員とかなんかのしについては、かなりですね、1回なったら、ずっと非常にこう、つながっているような感じがしますので、やっぱり何期かしたら更新、交代っていうようなことをやっぱりできるようなシステムづくりあたりは私必要じゃないかなと思ってます。ずっと同じ考え方じやいかんとじやなかろうかなと思うとですよね。もしよかつたらそこら辺も今後の検討をしていただければなと思っておるんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（野崎幸洋君）　答弁ありますか。

町長。

○町長（山崎秀典君）　おっしゃることは分かります。今回はですね、教育委員会の委員ということで、それぞれ人口が減る中で、なかなかですね、適任者の方もいらっしゃらないという状況でございます。その中で吉田委員におかれましては、平成21年から町の教育委員ということでその任に当たっていただいておりますし、保育園の園長も現在もされております。また、令和12年には義務教育学校の開校等も準備もございますので、今までの知識・経験を活かして再度ですね、教育委員会の委員としてご活躍をいただきたいということで、本日同意案件を提出させていただいているところでございま

す。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野崎幸洋君）　松本良人君。

○4番（松本良人君）　私はこの今回提案された方のことを言うとじやなくてですね、今後全体的な考え方として、この教育委員会の委員さんばかりじゃなくてですね、ほかの委員さんあたりもやっぱりその更新っちゅうですかね、そこら辺もやっぱり一応考えとつてもらったほうがいいんじやなかろうかと思って提案したっですけれども、お願ひをするところでございますけれどもね。何かあの同じ人がずっと同じ人っていうことであれば、子どもは変わっていくとけんよかつですけれどもですね。これは、それは教育委員会の場合。ばってん他の場合も、いろいろな委員会委員とかなんかいっぱいあります、やっぱり町がお願ひすつときはたまには更新、たまにじやなくて、やはり何期するときには引退してもらうとかつちゅうような、やっぱりそこら辺を、内規のようなもので今後はですね、ここのある、町内にある、そういった委員さんの方をやっぱりしたほうがようはなかなかなって私は思うわけですけれども、まあ今後ですね、一概には・・・にはならんと思いますが、そこら辺をですね、考慮してですね、今後はしていただければなと思っております。以上です。

○議長（野崎幸洋君）　ほかに質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君）　ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君）　討論なしと認めます。

これから同意第6号、教育委員会の委員の任命についてを採決します。この採決は、会議規則第82条の規定によって無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君）　異議なしと認めます。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（野崎幸洋君）　只今の出席議員は9人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、6番、田崎稔君、7番、倉田明君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び他事記載は反対とみなします。

(投票用紙配付)

○議長（野崎幸洋君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（野崎幸洋君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の田崎稔君、倉田明君、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（野崎幸洋君） 同意第6号の投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票はありません。

有効投票のうち、賛成8票。反対1票。反対、これは白票となりますので反対とみなします。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第6号、吉田修一君を教育委員会の委員に任命することについては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（野崎幸洋君） お諮りします。

9月9日、10日、11日は、決算審査特別委員会による審査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、9月9日から11日までの3日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は12日（金曜日）午前9時30分から開催します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後5時5分

令和 7 年 9 月 1 2 日 (金)

(第 4 日 目)

令和7年第3回芥北町議会定例会会議録（第4日目）

令和7年第3回芥北町議会定例会は、令和7年9月12日芥北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	田嶋 健司	2番	山口 利生
3番	廣田 幸英	4番	松本 良人
5番	浜口 雅英	6番	田嶋 稔
7番	倉田 明	8番	錦戸 俊春
9番	高戸 幸雄（副議長）	10番	野崎 幸洋（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 松本 康秀 書記 岩崎 えり奈

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	山崎 秀典	副町長	福田 誠一
教育長	錦戸 雅志	総務課長	宮崎 良成
税務住民課長 兼会計課長	松村 保則	企画政策課長	山下 晃弘
教育課長	吉本 英明	土木管理課長	松井 徹也
農林水産課長	田尻 悟	商工観光課長	稻尾 浩二
水道環境課長	時田 健一	福祉保健課長 兼健康増進室長	田尻 康彦
行革デジタル対策室長	田中 正彦	監査委員	登本 玄一

8. 議事日程

- 日程第 1 認定第 1 号 令和 6 年度茶北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 2 認定第 2 号 令和 6 年度茶北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 3 認定第 3 号 令和 6 年度茶北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 4 認定第 4 号 令和 6 年度茶北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5 認定第 5 号 令和 6 年度茶北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6 認定第 6 号 令和 6 年度茶北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7 認定第 7 号 令和 6 年度茶北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 8 号 令和 6 年度茶北町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 9 号 令和 6 年度茶北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10 発議第 7 号 世界の恒久平和を求める決議について
陳情等文書表について
- 日程第 11 閉会中の継続審査（調査）の件
- 日程第 12 議員派遣の件
- 日程第 13

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（野崎幸洋君） 改めましておはようございます。

只今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第1 認定第1号 令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第2 認定第2号 令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第3 認定第3号 令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第4 認定第4号 令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第5 認定第5号 令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第6 認定第6号 令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第7 認定第7号 令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第8 認定第8号 令和6年度苓北町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第9 認定第9号 令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員長報告）

○議長（野崎幸洋君） 日程第1、認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、認定第9号、令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第9号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

会議規則第41号の規定により、決算審査特別委員会委員長に審査結果の報告を求め

ます。

山口利生委員長。

○決算審査特別委員会委員長（山口利生君） 皆さん、おはようございます。

9月9日から9月10日にかけての決算審査におきまして、執行部の皆様におかれましては、大雨により災害が発生する中、ご協力賜りましたことに深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告書についてご報告を申し上げます。

令和7年第3回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された令和6年度苓北町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算及び、各企業会計の決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告します。

記。

1. 審査年月日、令和7年9月9日、9月10日、9月11日の3日間。
2. 審査場所、大会議室、第1・第2委員会室。
3. 委員の出席、山口利生委員長、倉田明副委員長、田嶋健司委員、松本良人委員、浜口雅英委員、田崎稔委員、錦戸俊春委員、高戸幸雄委員。
4. 委員の欠席、なし。
5. 委員外の出席、野崎幸洋議長。
6. 監査委員の出席、登本玄一代表監査委員、廣田幸英監査委員。
7. 執行部の出席、町長、副町長、教育長、総務課長、企画政策課長、会計課長兼税務住民課長、土木管理課長、農林水産課長、商工観光課長、水道環境課長、教育課長、福祉保健課長兼健康増進室長、行革デジタル対策室長。
8. 委員会の書記、松本康秀事務局長、山本総務課長補佐、酒井企画政策課長補佐。
9. 審査の過程、本委員会は、令和6年度苓北町一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書及び、各企業会計の決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。

10. 審査の結果

- ①認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について。
- ②認定第2号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。
- ③認定第3号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。
- ④認定第4号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
- ⑤認定第5号、令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
- ⑥認定第6号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

- ⑦認定第7号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
- ⑧認定第8号、令和6年度苓北町水道事業会計決算の認定について。
- ⑨認定第9号、令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

以上9件、全て「認定すべきもの」と決定しました。

1 1. 併せて、次の事項について執行部に対し要望することを決定しました。

1) 一般会計。

歳入について。

①ふるさとづくり寄附金による収入増になお一層努められたい。

②町税等の収入未済額については、さらなる収入努力に努められたい。

歳出について。

①脱炭素社会に向けて、引き続き取り組まれたい。

②少子高齢化対策の取組みに努められたい。

③企業誘致については、引き続き努力されたい。

④町有地・施設の管理体制の強化に努められたい。

2) 坂瀬川財産区特別会計。

①特記事項なし

3) 都呂々財産区特別会計。

①特記事項なし。

4) 国民健康保険特別会計。

①特記事項なし。

5) 介護保険特別会計。

①特記事項なし。

6) 後期高齢者医療特別会計。

①特記事項なし。

7) 宅地造成事業特別会計。

①販売促進に努力されたい。

8) 水道事業会計。

①特記事項なし。

9) 下水道事業会計。

①特記事項なし。

委員長より補足意見を申し上げます。

水道事業会計、下水道事業会計において、一般会計繰入金の決算処理に疑義があるとの意見がありました。令和6年度から水道特別会計、下水道特別会計、農業集落排水特

別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計を公営企業会計に移行し、単式簿記から複式簿記会計に移行したため、担当職員の皆様は大変な苦労をされたことと思います。上水道・下水道とも苓北町にとって、なくてはならない重要なインフラ施設でありますので、複式簿記の習熟になお一層励んでいただき、適正な会計処理に努めていただきますようお願ひいたします。

令和7年9月11日。苓北町議会決算審査特別委員会委員長、山口利生。

苓北町議会議長、野崎幸洋様。

以上、報告を終わります。

○議長（野崎幸洋君） 委員長の報告が終わりました。

決算審査の報告についての一括質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 質疑なしと認めます。

それでは委員長は自席へどうぞ。

これから一括討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。採決は、認定第1号から第9号までをそれぞれ起立によつて行います。

認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、令和6年度苓北町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第2号、令和6年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算につ

いては認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって認定第3号、令和6年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、令和6年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第5号、令和6年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第6号、令和6年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第7号、令和6年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和6年度苓北町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第8号、令和6年度苓北町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものです。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、認定第9号、令和6年度苓北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については認定することに決定しました。

先程、特別委員会審査結果報告書の中になりました、執行部に対し要望することとした事項については、苓北町議会決算審査特別委員会委員長を苓北町議會議長、苓北町議會議長を苓北町町長に読み替え、議長として町執行部に対しての要望とさせていただきます。

-----○-----

日程第10 発議第7号 世界の恒久平和を求める決議について

○議長（野崎幸洋君）　日程第10、発議第7号、世界の恒久平和を求める決議についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

浜口雅英君。

○5番（浜口雅英君）　おはようございます。

発議第7号。令和7年9月11日。苅北町議会議長、野崎幸洋様。提出者、苅北町議会議員、浜口雅英。賛成者、苅北町議会議員、倉田明。

世界の恒久平和を求める決議について。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお開きください。

発議第7号、世界の恒久平和を求める決議（案）。

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いです。この願いに反して、今なお世界の各地では戦争・紛争が後を絶たず、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威と不安を与えています。

戦争によって人々の生命や財産が脅かされるという事態はあってはなりません。この事は、世界の平和と安全を損なう断じて容認することができない行為です。

よって、苅北町議会は、戦後80年である本年、改めて戦争という悲劇を二度と繰り返さないため、世界の恒久平和の実現に向けて全世界が一体となって取り組むことを求めます。

以上、決議します。

令和7年9月11日。苅北町議会。

以上です。

○議長（野崎幸洋君）　趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

自席のほうにどうぞ。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君）　討論なしと認めます。

発議第7号、世界の恒久平和を求める決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。

世界の恒久平和を求める決議を、苓北町議会として採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（野崎幸洋君） 起立多数です。

したがって、発議第7号、世界の恒久平和を求める決議については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第11 陳情等文書表について

○議長（野崎幸洋君） 日程第11、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は、先にお配りしました1件となります。

陳情第2号、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第95条の規定並びに議会運営に関する申し合わせにより、議員配付することに決定しましたので、お手元に配付しております。

-----○-----

日程第12 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第12、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長、議会活性化等検討特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査調査の申し出があつております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって各委員長からの申し出については、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第13 議員派遣の件

○議長（野崎幸洋君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。なお、議員派遣に変更がある場合には、議長に一任とさせていただきます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野崎幸洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回苓北町議会定例会を閉会いたします。

どなた様も大変お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前9時50分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

斧北町議会議長

署名議員

署名議員